

鳥栖市史目次

△表紙題字 平川朴山▽

I 概説

..... 一

II 地誌

..... 九

1 自然環境

..... 九

(1) 地形と地質..... 九

(2) 気候と災害..... 二六

a 四季の変化と生活..... 二六

b 水害と干害..... 二八

2 諸地域

..... 二四

(1) 筑後川流域の集落..... 二九

a 水屋集落..... 二五

b 開発と治水..... 二四

c 洪水との戦い..... 三三

d 条里集落..... 三五

(2) 洪積層台地の集落..... 三九

(3) 扇状地の集落..... 四一

a 神辺扇状地の集落..... 四三

b 養父扇状地の集落..... 四三

(4) 谷底平野の山村生活(大木川上流の河内町)..... 四四

a 河内町の集落..... 四四

b 土地利用..... 四三

c 挙家離村(向都離村)..... 五〇

3	交通の要地としての鳥栖市	二五
	a 交通幹線の東漸と分岐点の南進	二五
	b 道路交通と企業の立地	二五

III 原始時代

1	先土器時代	六一
2	縄文時代	六三
	(1) 縄文時代の生活と文化	六三
	(2) 縄文時代の鳥栖地方	六三
3	弥生時代	六九
	(1) 弥生時代の文化と社会	六九
	(2) 大陸との通交	七三
	(3) 小国家の分立	七三
	(4) 弥生時代の鳥栖地方	七五
	a 高原川水系の遺跡	七五
	b 秋光川水系の遺跡	七五
	c 山下川水系の遺跡	七五
	d 本川川水系の遺跡	七五
	e その他の河川水系の遺跡	七六
	f 永吉低段丘遺跡	七六
	g 曾根崎低段丘遺跡	七六
	h 鳥栖低段丘遺跡	七九

IV 古代

1	古代国家の形成	八五
	(1) 大和朝廷の成立	八五
	(2) 国土の統一	八六
	(3) 大和政権と鳥栖地方	八七
	a 大和政権の伸長	八七
	b 大和政権への対応	八八

	c 県主と国造	九二
	(4) 大陸との交渉	九四
	a 朝鮮半島への侵出	九四
	b 倭 五 王	九四
	c 漢部郷の造兵所	九五
	(5) 古墳時代の文化	九六
	a 古墳の築造	九六
	b 古墳文化	九七
	c 住居と集落	一〇一
	d 用具	一〇三
	e 交通	一〇四
	f 祭祀	一〇四

2 古代国家の発展

	(1) 古代国家の動揺	一〇
	a 内政外交の動揺	一〇
	b 磐井の反乱	一一
	c 任那の滅亡	一一
	(2) 大化の改新	一一
	a 仏教の伝来	一一
	b 聖徳太子の政治	一一
	c 大化の新政	一二
	d 大宰府と基肆城	一二
	(3) 律令国家の確立	一七
	a 近江の都	一七
	b 壬申の乱	一八
	c 大宝律令	一八
	(3) 律令制下の鳥栖地方	一九
	a 肥 前 国	一九
	b 鳥栖地方の郡と郷	二〇
	c 鳥栖地方の条里制	二二
	d 軍 備	二四
	e 産業と文化	二六

3	古代国家の衰微	100
(1)	荘園の発達	100
a	荘園の発生	100
(2)	地方政治の乱れ	103
a	平安時代の肥前国の政情	103
c	武家社会への胎動	103
(3)	神社と仏教文化	106
a	神社	106
b	仏教文化	107
V 中 世		
1	鎌倉幕府の成立	107
(1)	鳥栖地方の地頭御家人	107
a	曾祢崎氏	107
(2)	地頭御家人の生活——藤木氏の娘とその継母	109
2	荘園制の展開	109
3	鳥栖地方御家人の動向	110
(1)	元寇	110
a	鳥栖地方御家人の出陣	110
c	岩門合戦と鳥栖地方の御家人	111
(2)	神領興行法の施行	111
a	神領興行法	111
b	千栗八幡宮と御家人国分季高	111
b	元寇の恩賞	112

4	鳥栖地方の南北朝合戦	113
(1)	南北朝争乱の幕あけ	113
(3)	小領主の闘争	117
5	南北朝の進展と幕府統治	120
(1)	鳥栖地方の政治的地位	120
a	南朝と鳥栖地方	121
(2)	観心政変と鳥栖地方	124
(4)	征西府の全盛と九州探題今川了俊	125
6	戦乱の時代	129
(1)	戦乱を追って	129
(3)	龍造寺氏の台頭	133
(5)	豊臣秀吉の全国統一	136
(2)	鳥栖地方と筑紫氏	131
(3)	荘園制の動揺	133
b	鎮西管領の施政	133
(4)	荘園制の崩壊	134
(2)	合戦と恩賞	137
c	宇佐八幡宮と御家人大河幸蓮	146
(3)	鎮西探題と土々呂木氏	146

VI 田代領の政治と経済(前期)		
1	戦国期の田代地域	155
2	田代地域の太閤検地	157
3	対馬藩田代領の成立	159

4	田代領の慶長検地	三三
5	柳川事件と園部村所属の変遷	三九
6	田代代官制の改革と所領構造	三六
	(1) 田代代官制の整備	三六
	(2) 田代領の支配機構	三四〇
	(3) 地方三役・町役人の様相	三四
7	対馬藩の寛文改革と田代領	三四八
	(1) 対馬藩の寛文改革	三四八
	(2) 肥前田代領の改革	三四八
	a 寛文延宝期における貢租量	三五
	b 田代領の延宝改革	三四
8	延宝、天和期の貢租制度	二九
	(1) 郷村の貢租	二九
	(2) 田代町・瓜生野町の状況と町方の貢租	二七六
9	定免制の実施	二八一
	(1) 定免制の確立過程	二八一
	(2) 定免制の内容	二九〇
10	元禄期田代領と本藩との財政上の関係	二九四
11	園部村、再び対馬藩領となる	二九八
12	享保初期における田代領	三〇一
	(1) 法令、年貢、人口など	三〇一
	a 公儀法度の取扱い	三〇一
	b 宗門改のこと	三〇一
	c 領内法度の取扱い	三〇三
	d 所領規模	三〇三

e	田畠屋敷の石盛	三〇四
g	商売免札と諸営業	三〇六
i	町方の機能	三〇九
k	田畠質入れの進行	三二
	(2) 郷村の状況	三二
13	田代領における享保期の改革	三二九
	(1) 借銀借米の進行	三二九
	(3) 大庄屋・庄屋の入札	三三六
	(5) 借銀借米の相対化	三三九
	(2) 改革の実施	三三七
	(4) 用銀に関する改革	三三六
	(6) 改正に対する農民の要求	三四三

VII 田代領の政治と経済(後期)

1	畠田、隠田畠の取締り	三四九
	(1) 畠田の取締り	三四九
	(2) 隠田畠の摘発	三四
2	延享・宝暦期における領民の困窮化	三五九
	(1) 延享一揆	三五九
	(3) 町方衰微の状態	三六八
	(5) 奉公人の増加	三七六
	(2) 郷村衰微の進行	三六六
	(4) 人口変動	三七三
3	宝暦期における領政改革	三八〇
	(1) 大庄屋、庄屋の総辞職願い	三八〇
	(3) 奉公人の統制	三八五
	(2) 改革の開始	三八二
	(4) 郷村改革	三八八

(5) 庄屋給改正	三九三	(6) 徴税法の改革	三九三
4 宝暦末・天明期の郷村の状況と諸改革	三九八	(2) 安永期における改革	四一六
(1) 郷村の状況	三九八	(3) 天明期の改革	四二二
(3) 天明期の改革	四二二	a 改革の基調	四三三
a 改革の基調	四三三	b 郷村町方に関する改革	四三五
(4) 奉公人の賃金統制	四三三	(5) 天明期の皿山仕法計画	四三三
5 寛政期の貢租制度と郷村	四三九	(1) 徴租法の改正	四四〇
(1) 徴租法の改正	四四〇	(2) 郷村、町方の状況	四四四
(3) 借銀借米の統制	四四四	(4) 未納差延米の強制徴収	四五一
6 藩札の発行と田代用達商人	四七七	(1) 田代領の用達商人	四七一
(1) 田代領の用達商人	四七一	(2) 藩札の発行	四六一
7 皿山仕法と日田商人	四六九	(1) 文政騒動	四七三
(1) 文政騒動	四七三	(2) 田代銀会所・生蠟会所と日田商人	四七九
(3) 産物主法方の設置と反対一揆	四七七	(4) 幕末期における田代領の地主制	四九一
(5) ロシヤの対馬侵略への対応	四九六		

VIII 田代領の文化と売葉

1 田代領の文化	五〇三
(1) 田代の俳壇	五〇四

2 藩校東明館	五二二
3 田代の藩学と広瀬淡窓	五二四
4 田代領における売葉業	五二八
(1) 売葉渡世の発覚	五三六
(2) 売葉業の成立・定着	五三二

IX 佐賀藩領の通史

1 佐賀藩の成立と轟木御番所	五三五
2 開発の進展と農村支配体制	五四九
3 農民生活の窮乏と享保飢饉	五五四
4 中期における藩制の展開	五七四
5 天保改革と鳥栖地方	五八七

X 鳥栖地方の明治維新

1 新しい地方行政の実施	六〇五
(1) 廃藩置県と戸籍編成	六〇五
(2) 過渡期の大区・小区制	六一〇
(3) 佐賀の乱と鳥栖地方	六一四
2 地租改正と三新法	六一九
(1) 佐賀県における地租改正	六一九
(2) 三新法の地方自治	六二三

3	国民教育の発足	六三二
(1)	学校教育の成立	六三二
(2)	初等教育普及の実態	六三八

XI	明治前期の農村と農業	六四七
----	------------	-----

1	明治初年の農業の状態	六四七
(1)	上ノ村と下ノ村	六四七
(2)	農家と耕地	六五三
(3)	役畜と農具	六五五
(4)	農業生産の概況	六五七
2	勸業談話会(農談会)と農事試験	六六一
3	明治前期の農業の発展	六六九
(1)	作物表と収穫量の増加	六六九
(2)	小松農談会	六七三
(1)	勸農に関する俗語・天気予知の俗諺	六七九

XII	明治前期の製蠟業と売薬業	六八三
-----	--------------	-----

1	檀栽培と製蠟事業	六八三
(1)	明治前期の製蠟業	六八三
(2)	檀栽培と檀実の生産	六八九
2	明治維新と売薬業の急展開	六九五
3	売薬業の試練と停滞	七〇四

XIII	鉄道開通と鳥栖町の成立	七二五
------	-------------	-----

1	鳥栖・田代駅の開設過程	七二三
2	鉄道開通による産業上の影響	七三七
3	水田農業の発展	七四四
(1)	明治後期—大正期の農業	七四四
(2)	水田造成と水害防止	七四九
(3)	産米改良と寄生地主	七五三
(4)	農具・肥料の発達	七五九

XIV	明治国家の確立と鳥栖地域	七六三
-----	--------------	-----

1	明治国家と「市制町村制」	七六三
2	寄生地主制の確立	七七二
3	鳥栖地方五カ村の発足	七七六
4	明治中期の村財政	七八三
5	国民教育の展開	七八九
6	明治後期の村財政	七九八

XV	地場産業と巨大資本の進出	八〇九
----	--------------	-----

1	製蠟事業および榼栽培の推移	八〇七
	(1) 製蠟事業の推移	八〇七
	(2) 榼栽培の変遷	八一五
	(3) 製蠟事業の衰退	八二八
2	売薬業の再編	八三三
3	片倉製糸の進出	八三三
4	日清製粉の進出	八三九

XVI

大正期における発展の諸相

1	大正デモクラシーの息吹き	八四七
2	農業団体の発足と拡充	八五五
3	中等教育・公民教育の発達	八六一
4	鳥栖町の発展と郡制廃止	八七〇

XVII

寄生地主制の動揺 —— 基山小作争議の顛末 ——

1	背景・小作農家の農業と生活	八七九
2	発端・農民組合の結成	八八六

XVIII

恐慌・戦時下の鳥栖地方

1	展開・小作争議の経過	八八九
2	結果・調停成立と一部の脱落	九一〇

1	農業恐慌と自力更生運動	九一九
2	戦争の暗雲とインフレ景気	九二六
3	戦時下の産業と生活	九三三
	(1) 深刻化する戦時統制	九三三
	(2) 売薬業における統制	九三九
	(3) 農業における統制	九四二
	(4) 国民生活の荒廃	九四八

XIX

鳥栖市の成立と発展

1	鳥栖市の誕生	九五九
	(1) 戦後の民主主義的諸改革	九五九
	(2) 鳥栖市の成立過程	九七三
	a 五カ町村合併の経過	九七三
	b 各町村の動向	九七六
2	鳥栖市政の発展	九八四
	(1) 新市発展の基礎づくり——第一期市政——	九八四

(2) 工業化への前進―第二期・第三期海口市政―	九二
a 鳥栖市建設十カ年計画	九二
c 工場誘致のブーム	九九
d 海口市政の終焉	一〇四
(3) 調整期を迎えた工業化政策	一〇八
a 長期財政計画の設定	一〇八
b 民生福祉面の強化	一〇三
c 都市計画事業の推進	一〇三
d 安原市長の退陣	一〇五
(4) 総合計画への道	一〇八

XX 鳥栖市発展の現状と課題

1 農業発展の諸問題	一〇九
(1) 農地改革と農業展開の諸条件	一〇九
(3) 農機具の発展	一〇四
(5) 農家の変貌	一〇一
2 商工業の発展と課題	一〇八
(1) 部門別工業発展の様相	一〇八
(3) 商業発展の特徴	一〇四
(4) 在来企業と誘致企業	一〇三
(4) 商工業発展の課題	一〇八
3 結び・「みどりの産業都市」	一〇六
あとがき	一〇七
鳥栖市史年表(慶応二年まで)	一〇九
” ” (明治以降)	一一三

序に代えて

鳥栖市史の刊行は、昭和二十九年市制施行以来の懸案でしたが、同四十二年十月編さんに着手され、市民の皆さんをはじめ内外関係者の熱心なご尽力によってここによく本編の上梓に至りました。誠に同慶にたえません。

その内容も、資料編四巻・研究編四巻と、今回完結をみた本編通史一巻におよび、全編を通じてご執筆いただいた諸先生は、いずれも斯界の権威十四氏にのぼり、その成果の豊かさと共に、聊か私共の自負するところでもあります。

関係各位のなみなみならぬご努力と、市民皆さんのご協力に厚くお礼を申し上げます。これらの歴史をひもとくとき、今日を築きあげた先人たちの知恵と労苦に啓示されることが多く、歴史は常に己の足下につながっていることに思いを新たにさせられます。

かけがえのない郷土の文化遺産を守りはぐくむことはもちろん、よりよい町づくりのための座右の書として本書を活かし、さらに精進したいと念ずるものであります。

昭和四十八年六月

1 戦国期の田代地域

天正十五年（一五八七）、この年はまさしく九州地域にとって画期的な年であった。これはいうまでもなく、豊臣秀吉が島津征伐をめざして九州に乗り出し、その結果、九州地域に於ける戦国大名の近世的転換をなす重要な契機になったからである。それまでに九州では、島津氏の覇権がほぼ確立しかけ、大友宗麟の撃破と龍造寺隆信を戦死せしめた勢力は、島津氏の前に立ちはだかる九州戦国大名はなきかの如き状況を呈していた。

他方、秀吉は天正十三年三月内大臣に、同年七月には関白となり、翌年は太政大臣となって豊臣の姓をうけた。このことは秀吉が全国統一者としての実態をそなえるために、他の大名とは卓越した存在としての地位をえたことであり、秀吉はその地位と実力をもってさらに統一事業を推し進めた。まさに、その一つとして秀吉は天正十三年に大友氏と島津氏の間で勅命であるとして講和を命じた。これは秀吉が一介の大名という立場でなく全国を統覇した公儀を実行する者としての態度である。しかし、この秀吉の命令は島津氏にはうけ入れられず、先述のように島津氏は天正十三年、大友氏を撃破し、さらに九州平定への歩を進めた。

ここにおいて秀吉は、島津氏に対する武力討伐を開始し、毛利、吉川、小早川の中国勢、長曾我部、十河の四国勢に加えて二四カ国に動員令を出し、自らも天正十五年に九州に入った。

天正十五年五月八日、島津義久は秀吉に降り、ここに九州は平定された。秀吉は、島津義久に薩摩を与え、小早川

隆景には筑前と肥前一郡半を、また毛利吉成、黒田孝高に豊前、小早川秀包に筑後三郡、佐々成政には肥後を与えて九州の所領配分をおこない、七月十四日、秀吉は大坂に帰った。

このとき秀吉が小早川隆景に与えた肥前一郡半が、これから問題にしていく田代地域である。

小早川隆景が宛行^{あてが}われた肥前一郡半は大宰府宮のいわゆる膝下荘園として一円的な所領をなしていた所であり、肥前、肥後の大宰府に至る交通の要衝にあたり、その地理的役割は軽視できないものがあった。

ところで、天正十五年における秀吉の九州平定は、全国の統一者としての実態をさらに秀吉に与えることになった。平定直後、博多で出されたキリスト教の禁止などはその一例をなすものであった。その後、天正十八年（一五九〇）の北条征伐と奥羽平定によってそれはほぼ完成する。

秀吉の事業は、全国の武力的統一により、戦国期の内乱を克服する絆^{きずな}を作ったということと、いわゆる太閤検地によって従来の錯綜していた土地所有関係を整理して一職支配の体制を作り出し、兵農分離を推進させたことに大きな特徴があった。

ところで、秀吉が朝鮮侵略を行なった文禄期には大規模な検地が行なわれ、しかもそれは統一基準に基づくものであった。すなわち六尺三寸竿を基準とし、上、中、下などによって土地の等級を区分し、土地生産力の把握と年貢高の確定を行ない、石高制の基礎を作った。一反を三〇〇歩、一〇反を一町とする町反畝歩と、柵^{ます}の京柵への統一などが行なわれ、全国的統一基準の作成によって太閤検地は内容的にも完成していった。文禄三、四年に行なわれた検地は山城、大和、摂津、日向、大隅、薩摩など二三カ国にわたってなされた。特に九州では日向、大隅、薩摩などのように朝鮮出兵という軍事動員の間に強行され、新しい支配体制の樹立がはかられたことに一つの特徴があった。小早川隆景が領した肥前一郡半の検地も、この文禄三年（一五九四）の太閤検地にほかならなかった。

2 田代地域の太閤検地

すでにみたように、太閤検地は天正末年ごろから統一基準の原型ができたはじめ、文禄三年（一五九四）には全国的な統一基準に基づく検地・再検地が行なわれたが、肥前基肄郡と同養父半郡は文禄四年に実施された。この検地に当たったのは山口玄蕃であり、以後、文禄四年の検地を玄蕃竿御検地と称されるゆえんとなる。「基肄養父隣端記」によれば、その間の事情をつぎのように記している。

天正十五亥年ヨリ小早川左衛門隆景ニ給リ、筑前国名嶋ノ城ニ居リ領ス、其内文禄甲午年（文禄三年…注）一年ハ御公領也、山口玄蕃頭、長崎伊豆守兩人ニ而検地ス、山口玄蕃ハ秀吉公隆景ニ御付人、知行式万石加賀大聖寺ニテ打死このように秀吉より附人として小早川隆景に派遣された山口玄蕃の手によって検地が行なわれているので、太閤検地の原則は忠実に施行されたものとみなされる。

文禄四年の検地帳は現存していない。しかし「基養精細録」には、各村の検地施行年月日と石高が転載されているので、次に例示しておこう。

例一

文禄四年乙未九月廿日

肥前国基肄郡宮浦村御検地帳 中ノ村

八拾貳丁八段八畝貳拾八歩 秋光実松白土共ニ

七百六拾五石九斗三升三合

長崎伊豆守組
臼杵甚右衛門

例(二)

同九月十九日

同 原村 下ノ村

貳拾丁七反拾歩

百四拾貳石貳斗七升貳合

下司甚兵衛組

竿頭 加藤伝治

竿 塩田源右衛門

例(三)

同九月廿五日

同 高田村 下ノ村

三拾壹丁九段五畝拾四歩

貳百九石九斗壹升四合

杉帯刀組

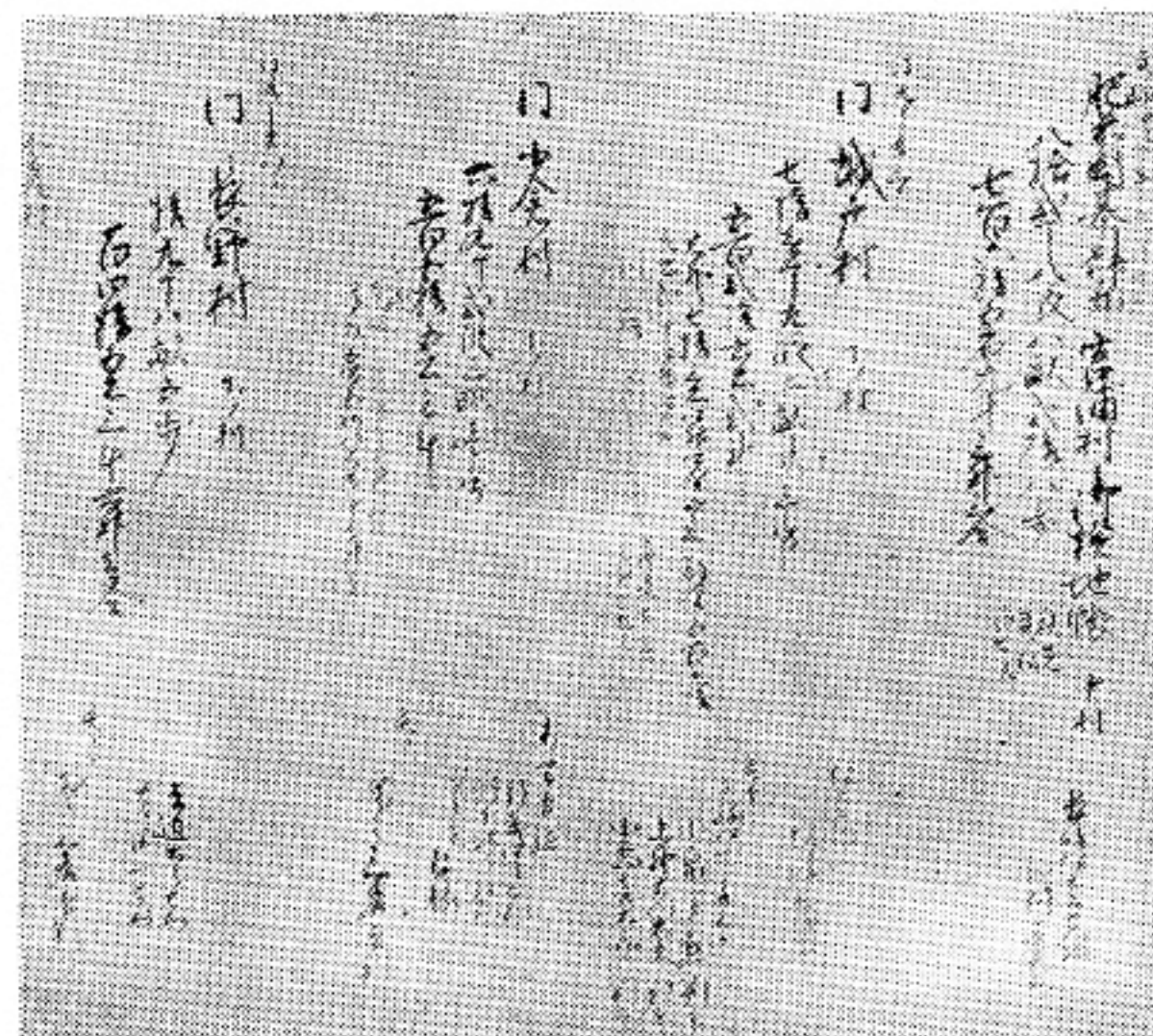
末遠次郎左衛門

鎮国寺

懸屋市左衛門

(朱)此村上中田なし下田斗 余ハ畠也

三十一丁九段拾四歩之内下田廿七丁九段七歩 余ハ畠也



写真VI-1 文禄検地についてふれた記録

とあって、上・中・下の石盛が行なわれていることがある程度うかがわれる。但し、これは後世の写本であるから史料としての信憑性について問題がないとは断言できないが、記述などからして一応信頼されるとみなされる。

検地が行なわれたのは、基肄郡一七カ村、養父郡一ニカ村であり、石高の合計は一万五八〇石余となる。そして各村の位付けをみると二九カ村のうち、中の村は四カ村に過ぎず、無記入四カ村を除き他はすべて下の村と位付けされている。それゆえ生産力的基盤はさほど高くなかったようである。

3 対馬藩田代領の成立

秀吉の朝鮮侵略は文禄元年（一五九二）実行に移されるが、秀吉は全国統一を推し進めるかたわら、早くから朝鮮侵略の意図をもっていたといわれ、天正十七年（一五八九）に対馬の宗義智^{よしと}を朝鮮に派遣して来貢をうながし、翌十八年には、聚楽第において朝鮮使節を引見し服属を求めた。朝鮮側は秀吉の要求を拒絶したので、天正十九年朝鮮侵略のための準備が開始された。翌年の文禄元年には、動員令が出され、三二の大名に計一五万八、七〇〇人の出兵を命じた。同年四月には、秀吉自身名護屋に赴き、全軍の指揮に当たった。

秀吉の朝鮮侵略は秀吉政権の自滅をうながすものであったが、それは戦国期から近世へと体制が転換する最終段階において、支配体制構築のために、階級的矛盾を解決する手段としてとられたものであった。

作合い否定を貫ぬき、検地によって名請人を明確化して、一職支配の体系を作り出すには兵農分離の体制を構築することが必要である。この場合、秀吉政権では自らの権力基盤の主体たる畿内などの先進地域においては、小農民の自立進展によって兵農分離の体制は整えられても、後進地域で下剋上を必然化させる重層的土地所有関係、つまり作合い関係をいかに整備するかが問題であった。地侍・国人層の勢力が強く、単純にその在地性を払拭できない状況が、支配階級の階級的統一を十分に貫き得ず、強力な主従関係をうちたてることを困難にしていた。年貢徴収にお

る中間搾取を排除し、地侍・国人層を大名権力のもとに包摂して兵農分離の体制を作りあげるために、秀吉は天正十八年（一五九〇）の全国統一がほぼ完成しかけた段階で、より臨戦体制を強化し軍事的な緊張関係を作り出し、そして朝鮮侵略を準備し、侵略を行なったのである。これは文禄三年（一五九四）に薩摩、大隅、日向三カ国の検地が、島津氏の朝鮮出兵の間隙を縫って強行されたことに象徴される。

朝鮮出兵は、朝鮮人民の抵抗によって失敗し、日本の新しい階級関係はまた新たな局面を迎えるようになった。前にみたように、天正十五年（一五八七）に肥前基肄郡と養父半郡は小早川隆景の領地となった。文禄元年（一五九二）、小早川秀秋が養子となって、筑前、肥前の領地を継承するが、文禄三年（一五九四）に秀吉の怒りをかい越前北庄に転封させられる。その後、肥前基肄一郡と養父半郡は慶長四年（一五九九）まで、秀吉の蔵入地となっていたようである。

ところで肥前の基肄一郡と養父半郡が対馬藩の所領となるのは、朝鮮出兵と大いに関係があった。その間の経緯はつぎのようであった。

天正十五年（一五八七）、秀吉が島津義久征伐のため九州に出兵したとき、対馬からは柳川下野守調信が拝謁し、秀吉の軍に参じた。また同年五月には宗義調、義智が箱崎において秀吉に謁し、六月には「今度為御恩地对馬一國宛行半全令領知向後可抽忠節候也」と対馬一國を安堵された。

文禄元年（一五九二）朝鮮出兵の折には、従来宗家は朝鮮貿易に従事して朝鮮との関係も深かったことから、宗義智は出兵の第一軍として、小西行長、松浦鎮信、大村喜前、五島純公と共に朝鮮に渡った。なおこの出兵に先立って現米一万石を拝領し、文禄二年にも一万石の扶助を受けた。さらに文禄四年には、秀吉が島津忠辰から没収していた薩摩出水郡のうち一万石が知行として宛行われた。⁽¹⁾

慶長四年（一五九九）島津氏が四万石の加増をうけた際、薩摩出水郡のうちで宗氏の所領となっていた一万石をその一部として所望したので、宗義智には替地として肥前国養父郡の内五、七〇七石と同基肄郡の内四、三三〇石合計一万〇三七石が宛行われることになった。このように、朝鮮侵略による対馬の前線基地としての位置や宗氏の働きなどから、宗氏は対馬から離れた地に所領を持つようになった。肥前基肄一郡（但し一時園部村を除く）と養父半郡は明治初年まで宗氏の所領するところとなり、藩政上いろいろの機能と役割を果たした。

拝領した肥前田代領は、蔵入地に設定され、代官を派遣して所領の支配と統制を行なった。ところで朝鮮侵略の失敗による豊臣政権の自滅は、関ヶ原の戦を境にして徳川氏に全国統治者としての実態を備えさせるようになった。

慶長十年（一六〇五）、徳川家康は朝鮮国使を伏見において引見し、朝鮮との国交回復の涉に当たっていた宗義智に、肥前国基肄、養父郡のうちに二、八〇〇石の加増を行なった。そして、その内の一、〇〇〇石は柳川智永に宛行させた。⁽²⁾

慶長十年（一六〇五）の加増については諸説があるようである。「基養精細録」には、その加増について

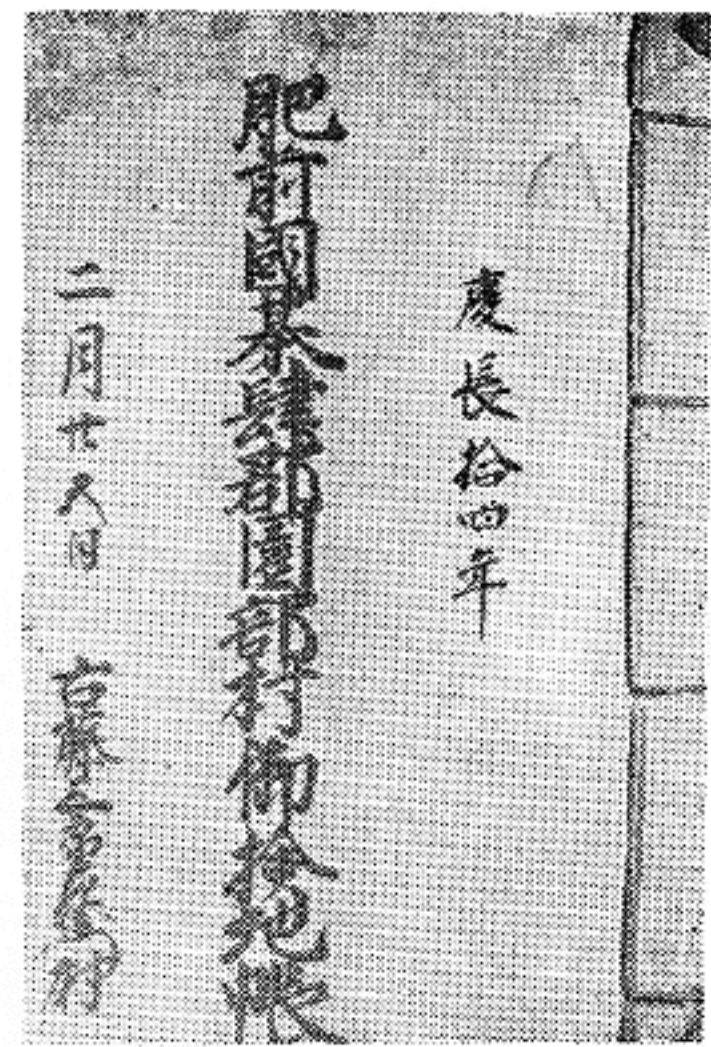
「同十二丁未歳肥前之内、田代ニ式千八百石余之米蔵入有之を為御加増御拝領、内千石ハ柳川豊前へ被下候へ之由、本多上野殿御ことわり三月廿八日」と記しながらも「宗氏家譜其外覚書ニ此御加増慶長十年乙巳ト記ス、十二年と本文ニ記不審也 去三月廿八日之事と記以見候時ハ慥成覚と可申哉吟味之事」と記しており必ずしも明確でない。また同様のことは朝鮮との関係を調べ文献を収録した林煒も、通航一覧に所収した記録への註でも触れている。通航一覧には対馬藩政問題から「慶長十乙巳年、義智の朝鮮和交儀を相働候様にと被仰付、其節基肄郡養父郡之内ニ而、式千八百石御加増被成、其内千石を家来柳川豊前守智永ニ遣候様にと本多上野介より義智方江御状を以被仰下……」とあると引用し、また「慶長十二年四月、祖父対馬守朝鮮之信使召使、江戸参上仕候段、御悦喜に被思召上にて、從権現様基肄養父郡之内二千八百石被下置」と対馬国記にあるのを引用し「按ずるに、これらの書対馬国同藩の記にして、異同あるはふしんなり」と記している。また朝鮮物語から「慶長十年松雲来朝の時、義智に肥前の田代にて加増

二千石を賜はる。同十二年信使来朝、事畢て後秀忠公より肥前田代にて加増千石を義智に賜り、慶長十年に賜る所を合せて三千石なり。但三千石の内、千石をは柳川にとらせよと仰出さる」を引用して「按するに、この書記するところまた前の二書と異なり、姑らくともに存す」「通航一覽第一巻」三三四―三三八頁と註記している。なお、ここでは「新対馬島誌」にもあるように、慶長十年に二千八百石の加増という記述を一応採用した。

注(1)(2)「基養精細録」

4 田代領の慶長検地

従来、対馬藩田代領の慶長検地については、慶長十年(一六〇五)から同十四年(一六〇九)の間に行なわれたとする説と、⁽¹⁾慶長七年(一六〇二)から同十四年とする説がある。⁽²⁾いずれが正しいかにわかに判断できないが、現存する慶長検地帳の写本には検地の年を慶長十四年としており、両説とも終期を慶長十四年としている点で一致している。検地時期は確証を得ないが、本領対馬での藩政の動きと関連させると慶長十年ごろから同十四年の間とみるのが適切のようである。



写真VI-2

慶長14年の検地帳(写本)

対馬藩は文禄・慶長の役によって大きな被害をうけた。それは朝鮮侵略の最前線基地となり、また多数の在郷給人を中心とした軍事出兵を行なったことにもよる。そればかりでなく朝鮮貿易の途絶という経済上の問題からも甚大な被害を蒙ることになった。そのために対馬では文禄・慶長の役の後に、領内復興のため色々な政策を施さざるをえなかった。

朝鮮出兵に対する論功行賞においても宛行う土地がなく将来揚地ができた場合に行なうとして、当分は蔵米で支給するとい

う状態であった。また公役人は零落して被官、譜代、下人に転落する者が続出し、郷村の整備も急務とされる状態になっていた。

宗義智は対馬の窮状を打開する主な手段を朝鮮貿易の再開に求めた。慶長四年（一五九九）まだ朝鮮出兵軍の完全な撤兵ができていない状態のなかで、家臣を朝鮮に派遣して貿易再開の糸口を作ろうと努力し、その後も国交回復と貿易再開を必死に求めた。

慶長十年（一六〇五）にいたりようやく日本と朝鮮との講和が成立し、同十四年（一六〇九）に己酉条約が結ばれてここに日本と朝鮮との貿易が再開される運びとなり、同十六年（一六一一）に第一回の歳遣船が出されるようになった。

その間、宗義智は領内において諸改革の実施を迫られるが、なかでも郷村問題と並んで家臣の論功行賞に対する知行の宛行は、家臣団の統制と維持の面から最も重要な問題となっていた。そのため慶長十、十五、十九年に新知行の宛行を集中的に行なった。⁽³⁾

新しい知行宛行は、蔵入地の整備にもとづいて知行地を宛行の方針がとられ、そのため蔵入地の実状の正確な調査が必要となってきた。特に慶長十年（一六〇五）には、肥前に二、八〇〇石の知行が宛行われたことにより、この地の実態把握も必要となってきた。このため肥前田代領の検地が開始されたとみなされる。この検地は当時の代官古藤三郎左衛門があたったことから古藤竿御検地と称され、さきの文禄四年（一五九五）に山口玄蕃が行なった検地と対照されている。

慶長検地竿の基準がどうであったかは明確でない。勿論、町段畝歩制をとり三百歩を一反として、田畑の等級を区分していることは文禄検地の場合と同様であるが、検地竿が六尺三寸であったか六尺五寸であったかを明確に記したも

のではない。先に触れた『基養精細録』には「田畑畝歩積之事」として「壹歩六尺五寸四方也、但六尺五寸竿を用ル故如此」としており、また『田代覚書』にもこれが引用されている。しかし、これら編纂書は寛政期以降のものであり、慶長検地について直接ふれたものでないため、そのまま適用し難い。こういうことから慶長検地の際の検地竿尺度は必ずしも明らかでない。

慶長検地の一例として園部村の検地帳を挙げてみよう。

さやの上		
上田 <small>拾貳間</small>	八畝貳拾四歩	小松 平左衛門
同		
上田 <small>五間</small>	五歩	同 勘兵衛
同		
上田 <small>拾五間</small>	四畝拾歩	同 孫右衛門

以上のように土地の等級、面積、生産高、名請人が記載されていて、一般的な検地帳の様式と変わるところはない。この園部村の検地帳には後進地域で度々見られる分附形式、つまり一つの土地に対してA分・B分というように人名を記し、土地耕作者と土地保有者とを区別して記載するようなことは見られない。

ところで慶長十年（一六〇五）の検地は文禄検地に比べてかなり打出しを行なっている。「肥前国基肄郡養父半郡郷村畝高帳玄蕃竿并御内検竿」によれば、玄蕃竿は石高一万一、八三七石である。これに対して慶長検地石高は一万六、三〇九石六斗七升で、増高は四、四七二石六斗七升である。その増高は三七・八割におよぶ。

玄蕃竿と古藤竿による石高は別表の通りである（表VI-1）。

表が示すように城戸村、金丸村を除き、
 ずれの村も増高となっている。なかでも永
 吉村、田代村、幡崎村、養父村、鳥栖村、
 原村は二倍乃至それに近い増高で著しい打
 出しを示している。郷別では養父郡全体で
 五五割の増高で、この地域ではかなりの打
 出しが行なわれている。
 つぎに慶長検地期に於ける農民の階層構
 成を園部村の検地帳について表示すると別
 表の通りである(表VI-2)。
 この表によると田の保有状況は、全く耕
 地を持たない者が三四割におよび、耕地保
 有の散在性がみられる。それはさらに田の
 保有が五反以下の階層というのが七二割を
 占めていることから、村の七割以上が零細
 階層であったことをうかがうことができ
 る。これに対して三町五反以上の田地保有
 者が三名いて、零細階層と対照的な位置を

表VI-2 慶長検地帳における階層構成

保有高	田		畠		田・畑・屋敷		無屋敷	
	人	%	人	%	人	%	人	%
60~65石					1	0.4		
55~60					1	0.4		
50~55								
45~50	1	0.4			1	0.4		
40~45	1	0.4			1	0.4		
35~40	1	0.4			1	0.4		
30~35					3	1.3		
25~30	3	1.2			4	1.8		
20~25	4	1.7			5	2.1	1	0.7
15~20	7	3.0			6	2.5	1	0.7
10~20	15	6.4	1	0.4	16	6.9	5	3.4
5~10	34	14.6	4	1.7	37	16.6	18	12.5
1~5	80	34.4	66	28.2	85	36.4	59	41.0
0.1~1	32	13.8	108	46.6	72	30.8	60	41.7
0	55	23.7	54	23.1				
計	233	100	233	100	233	100	144	100

注 小林肇「対馬領田代売業史」48~69頁の表を加工

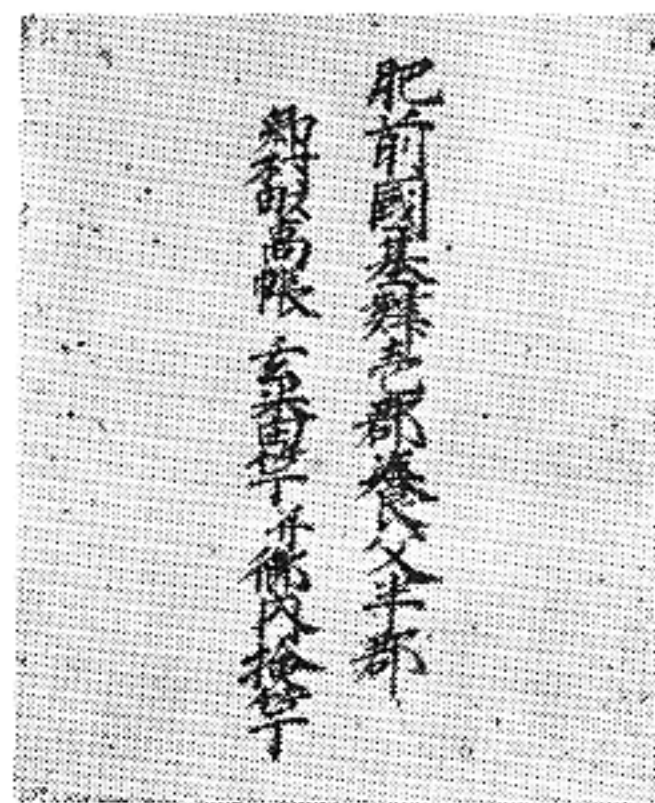
表VI-1

		古藤竿高	玄蕃竿高(A)	改出高(B)	B/A	合田畠屋敷
		石斗升	石斗升	石斗升	%	町反畝歩
基 肆 郡 上 郷	宮浦村	905.6.4	765.9.3	139.7.1	18.1	77.5.3.21
	城戸村	502.7.5.7	692.2.4	189.4.8.3	減-22.4	50.3.9.9
	小倉村	634.7.3.9	614.4.2	20.3.1.9	33.0	56.0.0.14
	長野村	343.9.9.1	160.3.6	183.6.3.1	114.0	27.3.7.16
	奈良田村	380.9.5	292.5.7	88.3.8	32.0	33.4.0.21
	野口村	143.0.7.3	104.8.3	38.2.4.3	36.7	14.3.5.26
	永吉村	806.3.3.9	306.8.3	499.5.0.9	16.6	66.9.2.2
	柚比村	435.3.5.3	397.1.7	38.1.8.3	9.6	48.6.0.5
	金丸村	115.8.2	179.7.1	63.8.9	減-35.0	13.2.7.22
基 肆 郡 下 郷	神辺村	911.6.4.2	719.4.7	192.1.7.2	26.8	71.6.0.9
	萱方村	304.8.1.2	289.3.7	15.4.4.2	5.3	25.8.3.29
	古賀村	243.7.8.8	237.3.3	6.4.5.8	2.7	24.5.1.27
	本城河内村	120.3.0.9	102.7.4	17.5.6.9	17.2	12.5.4.13
	田代村	535.8.5	221.8.2	314.0.3	14.2	50.7.4.29
	曾根崎村	340.1.4.6	200.2.5	139.8.9.6	70.2	39.6.7.5
	原村	370.4.9.8	142.2.7	228.2.2.8	160.0	38.2.0.22
	姫方村	495.3.6.4	367.1.7	128.1.9.4	35.0	50.4.4.0
	幡崎村	381.4.2.9	195.4.4	185.9.8.9	93.5	31.7.8.5
	飯田村	469.0.5.4	286.9.6.0	182.0.9.4	63.5	41.5.9.24
	酒井村	1,398.2.1.2	1,020.8.0.0	377.4.1.2	37.0	145.0.6.22
	赤川村	78.4.1.9	65.0.0.0	13.4.1.9	20.6	15.5.3.12
水屋村	291.9.0.1	193.9.4.0	97.1.5.1	50.0	44.7.5.17	
養 父 郡	牛原村	453.5.3.5	418.8.3.0	34.7.0.5	82.8	35.4.4.7
	養父村	403.6.7.6	209.3.1.0	194.3.6.6	93.0	31.6.3.23
	蔵上村	482.6.8.0	338.0.8.0	144.6.0.0	42.6	41.1.7.15
	宿村	544.6.6.8	390.7.4.0	153.9.2.8	39.5	46.6.5.11
	鳥栖村	691.0.2.8	344.4.3.0	346.5.9.3	100.5	52.4.5.21
	藤木村	1,667.8.6.6	1,268.1.9.0	399.6.7.6	31.5	157.4.5.3
	今泉村	450.4.6	314.2.0.0	135.8.4.6	43.4	124.7.1.0
	瓜生野村	338.8.3.9	274.2.5.0	64.5.8.9	23.5	30.9.8.18
	真木村	693.6.9.0	502.4.3.0	191.2.6.0	38.1	94.6.9.26
	高田村	342.3.6.3	219.9.2.0	122.1.1.3	55.5	50.7.0.19
河内村	82.3.3.2				2.8.8.27	
計	16,309.6.7	11,837	4,472.6.7.0	37.8	1,565.8.5.8	

注「肥前国基肆郡養父半郡郷村畝高帳玄蕃竿并御内検竿」

占めている。

園部村の田畠比率は慶長十四年（一六〇九）の検地によれば、田一一四町八反九畝一九歩に対し、畠二四町五反六畝二二歩で田八割に対し畠二割である。畠保有では階層的差はさして顕著ではない。それでも一反以下の保有は七割を占めていることから、零細保有がうかがわれる。田・畑・屋敷の総保有の面からみると、階層的差がかなり大きいことがわかる。総保有一反以下は三割、五反以下にひろげると六七割とほぼ七割近くを占める。これに対し上層は五



写真VI-3

文禄検地、慶長検地による
村々の石高を示した記録

町二反六畝一〇歩保有を最高に、三町以上が八名で零細な保有農と対照的なことは田地保有におけると同様である。これは村外農民の入作を考慮すれば割引かねばならないが、村内に零細農が多数存在していたことを否定するまでにはならない。
慶長検地によって、肥前田代領の内検高は一万六、三〇九石六斗七升となり、以後田代領は対馬藩の蔵入地として以下に見る如く藩政上いろいろな役割を果たした。

注(1) 「基肄養父隣端記」

(2) 「田代覚書」

(3) 以上については主に「新対馬島誌」による。

5 柳川事件と園部村所属の変遷

さきにもふれたように、肥前基肄一郡と養父半郡は慶長四年（一五九九）に宗氏の所領となり、さらに慶長十年には二、八〇〇石が同地域で加増になるが、このうち一、〇〇〇石は柳川智永に宛行われ、肥前基肄郡園部村が柳川氏の所領となる。このときの千石の宛行の形式などが、いわゆる柳川事件といわれる宗氏と柳川氏の主従関係の問題のみならず、朝鮮との交易をめぐる幕府を含めた国際的



写真VI-4

園部村が幕領時代の地図
(上下の黒い山地部分に挟まれた
空白部分が園部村)

問題にまで発展する一因となった。幕藩期の日本と朝鮮との国交貿易問題についてはこれまで多くの議論がなされてきたが、ほとんどが柳川事件に触れていない。早くも新井白石は将軍の名称を「日本国王」とするための議論をここに求め、また文化・文政期には近藤守重が「外蕃通書」を著わして、いわゆる国書改竄問題を取り上げて厳しく論及しており、幕末においても林焯が「通航一覽・朝鮮国部」で国書改竄問題につき諸説を引用している。明治に入って

は、明治三十一、二年に三井大作が「徳川幕府初代における修交貿易」（史学雑誌第九拾篇所収）で論じており、新しくは昭和五年には辻善之助が「海外交通史話」で国書改竄問題を取りあげている。最近では中村栄孝が「日鮮関係史の研究 下」で論じており、この問題の経緯はこれら一連の研究によってほぼ明らかにされている。

近世の日本と朝鮮との問題を論じる場合に、柳川事件は国書改竄問題として論じられ、その当事者として柳川調興しげおきについて論及し、国書改竄が明らかになる発端が、宗氏と柳川氏の確執にあるとする点ではほぼ一致している。したがって、柳川事件を正面から取り上げるとは、日本と朝鮮との外交・貿易を全面的に検討することが必要になってくる。それゆえここでは柳川事件を正面からとり上げることは必ずしも必要とはみなされないで、園部村領有の変遷という視角に限定して同事件についてみておこう。

柳川事件の当事者である柳川調興は、文禄・慶長期に宗氏の内訌によって重要な役割を果たした柳川調信の孫に当たる。

柳川調信は筑後柳川の生まれともいわれているが、必ずしも明らかでない。宗義調に見出されて宗氏に仕え、その才能を認められ義調の調の一字を与えられて調信と称するようになった。⁽¹⁾天正十五年（一五八七）に於ける秀吉の九州征伐には、宗氏の使者として秀吉に謁し、宗氏の旧領安堵の基礎を作った。

天正十六年に宗義調は死去、義智よしとしが襲封するが、義智は柳川調興を義調と同じように重用し、同年十二月伊奈郡代に柳川調興を任用した。⁽²⁾

慶長四年（一五九九）、朝鮮との修交をいち早く進めるために宗氏は使を朝鮮に出すが、これら朝鮮との修交回復のために柳川調信は宗義調と共に努力し、慶長六年には釜山僉使李宗誠に豊臣秀頼が秀吉の跡を継いだことや俘虜の

返還などについての書状を出しており、朝鮮との修交回復のための努力をしている。

これ以前においても、天正十七年（一五八九）には柳川調信は宗義智、玄蘇と共に朝鮮に渡り、秀吉の朝鮮来朝の要求を伝えている。この要求に対して朝鮮からは一応通信使を送ることとなり、翌年六月には通信使が上京した。この功を称せられて義智は侍従に任ぜられ、柳川調信も太夫に任ぜられた。このように柳川調信は、朝鮮との修交問題では常に主だった役割を果たしていた。

慶長九年（一六〇四）には対馬の宗氏が朝鮮の釜山で貿易をすることを朝鮮が認可し、また朝鮮僧惟政いせい、松雲大師と孫文が対馬に来島し、朝鮮側から修交の回復と俘虜の送還を要求してきた。ここに朝鮮との修交回復のきざしが見えはじめ、対馬の宗氏はこの機会をとらえて積極的な対応を始めた。つまり、柳川調信は宗義智の命をうけて徳川家康に、朝鮮より使者が来対している旨を伝え、家康は朝鮮使と会見する手だてを講じた。この家康と朝鮮使との会見が整う直前の慶長十年、柳川調信は死去し、その子景直かげなお（のち智永と称す）が柳川家を継いだ。家康は朝鮮使が来朝した功として、慶長十年三月、前述のように、肥前の地に二、八〇〇石の加増を宗氏に対して行なったが、同年九月に本多上野介正純から加増分二、八〇〇石のうち一、〇〇〇石を柳川智永に与えるよう袖書が出された。柳川調信の朝鮮修好における功が認められての措置であり、これによって柳川家は対馬藩にとってますます重要な存在となり、朝鮮修好に於いても、従来と変わることなく交渉の主な者としての立場に立ち、これが国書改竄にまで発展する。慶長十四年（一六〇九）、己酉条約が成立して朝鮮との貿易体制が整った。

慶長十六年（一六一一）には第一回の歳遣船が出るようになり、対馬藩の朝鮮貿易復活の努力が実を結んだ。しかし、この段階で柳川智永は死去した。時に慶長十八年（一六一三）である。智永の後継者は当年十一歳の調興で、柳川氏二代の事蹟を引き継ぐことになった。当時朝鮮貿易の実務を掌どっていたのは主に柳川氏で、釜山に置かれた倭館

在居の者は殆んど柳川氏の家臣といわれ、柳川氏の権勢は他に並びないものになっていた。柳川調興は家督を継ぐと宗義智に、祖父調信の例にならない、家康、秀忠に謁し家督を拜領することを申し出た。宗義智は上京の折に同行することを求めたが、調興のたつての願いにより謁見のための上京が認められた。

元和元年（一六一五）正月三日、宗義智が死去し宗貞光が封をついで義成と改名した。柳川調興とは一歳違いであった。翌二年義成は江戸に参勤するが、このときまで柳川調興は駿府か江戸にいたようである。⁽³⁾

従来、朝鮮信使の帰国に際しては宗、柳川両氏共に対馬の鰐浦まで同行する慣わしになっていた。しかし寛永元年（一六二四）の折には柳川調興は京都まで送っただけで江戸に所用ありとして、京より江戸に帰った。このため先例に反するとして朝鮮側の抗議にあい、対馬側は柳川調興の代わりとして方長老をもって事を処した。⁽⁴⁾

このように、柳川調興は江戸に滞在する期間が長期にわたるにつれて、宗氏を離れて幕府の直参であるかの如き振舞いをするが多くなったといわれ、⁽⁵⁾そのため主従問題をめぐって宗氏との間が不和となり、寛永三年ついに最初の対立的な事件が起こった。

「柳川事件ニ付園部千石公儀江上り候終始覚書」によれば、寛永三年十月に柳川調興は、祖父調信が領していた石高一、〇〇〇石の領地と父智永所領の石高一、〇〇〇石の土地は、いずれも徳川家から宛行われたものであるゆえ、宗氏に臣従する必要はないと宗義成に申し出たと、記している。この場合は土井大炊頭が松平平右衛門大夫、伊丹播磨守と相談の上、宗義成をなだめ、また柳川調興はみだりに非議を発したことを後悔し、自今家臣の礼を守るといふことで、一応の落着をみた。しかしながら問題は根本的に解決したわけではなかった。

この一連の経緯の後、宗義成が徳川家光から宛行われた判物には園部村一、〇〇〇石が除かれていた。⁽⁶⁾

寛永八年（一六三一）には宗、柳川両氏の確執は更に深まり、同年二月十日、柳川調興は宗氏の家臣古川右馬介智次、平田将監成幸を通じ、柳川調信以来拝領していた所領と歳遣船を返還すると申し出た。⁽⁷⁾このことは宗氏との主従関係を断つことを意味したが、この年には何らの解決もつかなかった。寛永十一年（一六三四）に柳川調興と宗義成は幕府に問題を持ち込んだ。ここに一藩内の主従間の確執の枠を越えた事件となり、殊に朝鮮との修好問題をかかえていたために、徳川幕府にとっても放置できない重大な問題となってきた。そこで幕府は、事件の処理にあたるため関係者の取調べを始めた。

寛永十一年十月二十日と十一月五日に土井大炊頭宅に宗義成を召して事情を聴き、また同年十一月一日にも酒井備後宅に義成をよんだ。また同年十二月十九日、幕府はさらに土井大炊頭の家臣横田角左衛門と松平伊豆守の家臣篠田九郎左衛門を対馬に派遣して関係者を調べさせた上で、松尾七右衛門、方長老、果首座などを証人として寛永十二年江戸に連行した。⁽⁸⁾

寛永十二年正月から二月にかけて連行した証人の取調べが進められ、同年三月十一日徳川家光自らが事の審査に当たり、諸侯列座の上で宗義成と柳川調興を対決させて理非を糺し、翌十二日自ら決裁した。⁽⁹⁾この審議の過程で国書改竄が明らかとなり、また御所丸送使を私に計らったことが問題となった。元来、御所丸とは將軍直轄の御用船の名称で、己酉条約では將軍が遣わす特送船とされていた。これを元和七年（一六二二）、柳川調興が幕府の公許を得たとして御所丸船を勝手に朝鮮へ派遣したことが明らかになり、柳川調興が罪を得る要因になった。

こうして徳川家光の裁断によって、柳川調興は罪状ありとして津軽に配流になり、また柳川氏にくみしてきた者もそれぞれ処断された。⁽¹⁰⁾

以上がいわゆる柳川事件の概要である。この事件は対馬藩における主従関係を越えた問題を含んでいただけに、幕府も慎重に事に当たり、徳川家光自身が公裁するという状況にまで発展した。ここに柳川事件が一藩の問題ではなく、後世に至るまで日鮮関係を論ずる場合に必ず引合いに出される要因がある。この柳川事件の結果、園部村は幕領となり、寛永十二年（一六三五）八月には長崎代官末次平蔵に所領を渡すことが指示され、同年内に引渡し事務が完了した。⁽¹¹⁾ こうして園部村は正徳元年（一七一）に對馬藩へ再び宛行われるようになるまでの七二年間、幕府直轄領としてその支配をうけた。

柳川事件はまた對馬藩にとっても重大な問題をもたらした。

従来、朝鮮との修好については徳川幕府成立以後、主として事に当たってきたのは對馬藩である。朝鮮貿易を一手にまかせられていただけにその利益も相当なものがあつた。ところが柳川事件によって国書改竄の事実が明らかになるに及んで、幕府は朝鮮修好について監督を強化し、寛永十二年十二月、京都五山の僧を對馬に輪番で駐在させ朝鮮との外交書を司り、また朝鮮使の応接に当たさせた。この僧が嚴原の以酌菴いいていあんに住んだので以酌菴輪番制とよばれ、ここに對馬藩は幕府の監視下において朝鮮との修好を行なわざるをえない体制に組み入れられることになった。

この年五月幕府は、外国船の入港および貿易を長崎のみに限り、日本人の海外渡航を禁止した。朝鮮修好において今度定めた以酌菴輪番制は直接的には柳川事件をきっかけとしたけれど、一連の鎖国政策の上に行なわれたものであり、幕府が朝鮮との修交面においてもより統制体制を作り出したことのあらわれであつた。また、肥前田代領もこれまで主に柳川氏の実質的な支配下にあり、田代領物成の実体が把握できない状態であつたが、柳川事件以後對馬藩は直代官を任命し、田代領代官制の整備を行なつた。

注(1)「新對馬島誌」三〇七頁

(2) 方長老「朝鮮物語」(「改定史籍集覽」第十六冊所収)

(3) 「柳川一件ニ付園部村千石公儀江上り候始終之覺書」

(4) 方長老「朝鮮物語」

(5) 「新對馬島誌」三八〇頁

(6) (7) 「柳川一件ニ付園部村千石公儀江上り候始終之覺書」

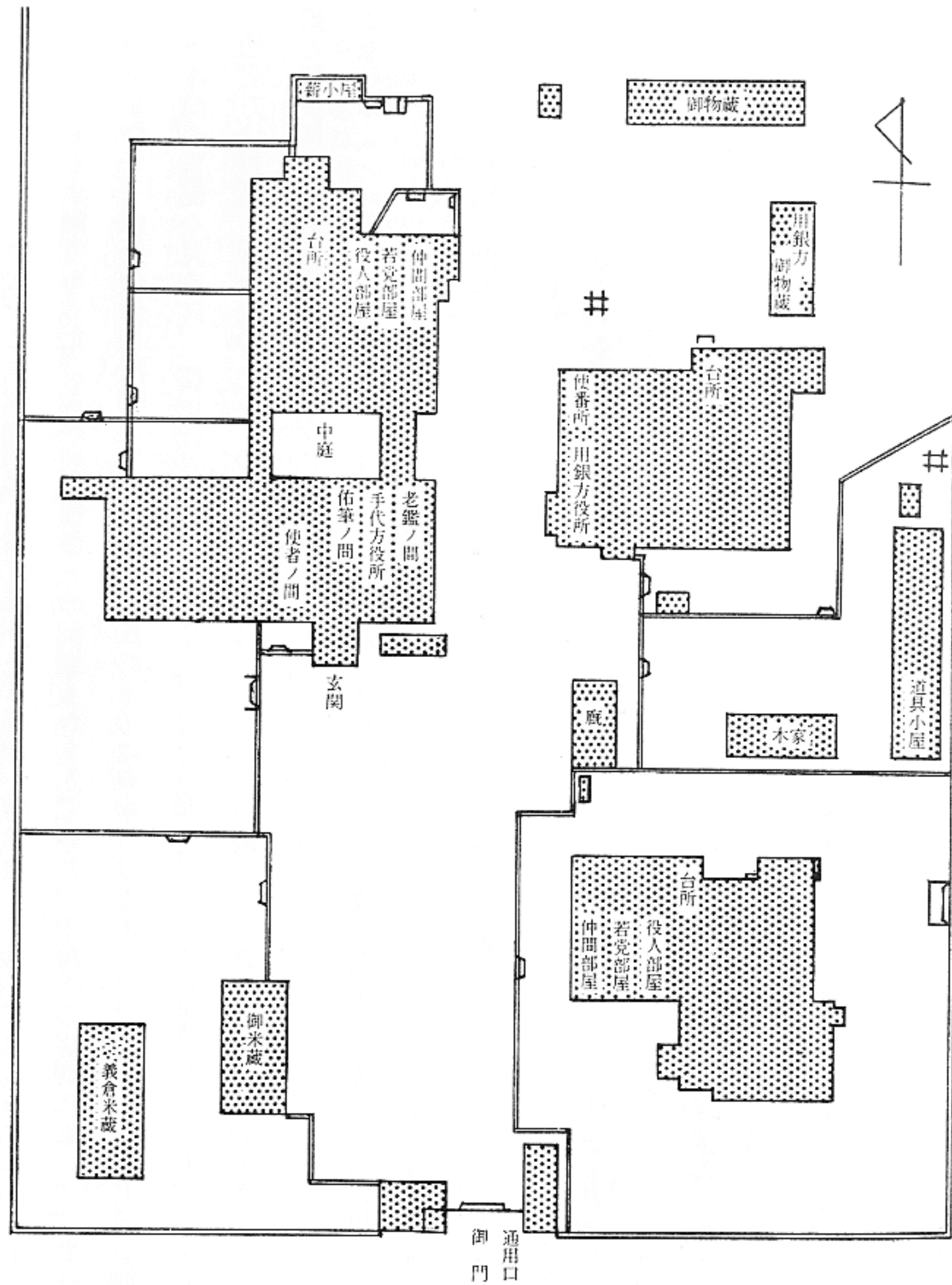
(8) 方長老「朝鮮物語」

(9) 「大猷院殿御実紀卷廿七」(「統国史大系」第十卷三六八頁)

(10) 「大猷院殿御実紀卷廿七」(「統国史大系」第十卷三六八頁)

方長老「朝鮮物語」「通航一覽」第一卷三三九〜三四二頁

(11) 「柳川一件」(「基養精細録」所収)



図VI-1

田代代官所の間取図である。嘉永4年(1851)正月落成頃のもので、享保9年(1724)の間取図より2倍程大きい。
(原図 姫方町 堀田 充氏所蔵、複製図 久光製菓KK 田代小学校 小林 肇氏所蔵)

6 田代代官制の改革と所領構造

(1) 田代代官制の整備

寛永十二年(一六三五)の柳川事件以後、対馬藩においては、これまで藩政上重きをなしていた柳川氏一派の肅清によって、宗義成の権限が強化された。翌、寛永十三年、対馬では間高制に基づく検地が施行され、佐須と府中周辺が蔵入地化されて義成の直轄地となり、また家臣団統制も入替知行の宛行によって強化されてきた。

柳川事件勃発までの肥前田代領の支配は、実質的には柳川氏が行なっていたようで「御領中之支配義成、智永・調興に被仰付候訳ニ而候哉、寛永十二年より以前の御物成帳無之」(田代代官記)とあり、寛永十二年以前は、園部村を柳川氏が領していた関係もあってか、肥前田代領も柳川氏の支配下にあつて派遣された下代官も柳川氏にくみするものが多かった。寛永十二年に直代代官制がとられるまで下代官は「柳川豊前守下代官」と記されていることから柳川氏の支配下にあつたことを示し、その下代官は一番阿比留七左衛門、二番古藤三郎左衛門、三番飯田六郎左衛門、下田甚左衛門、四番古藤太郎左衛門であるが、このなかの古藤三郎左衛門については文献上にも柳川氏にくみしたことが明らかで、下代官は総じて柳川氏の支配のもとにあつたとみなされる。寛永七年(一六三〇)になると「此年出入在之、杉村伊織殿御渡、同十二乙亥落着、是より御直御代官」(田代代官記)とあるように、寛永七年には従来の代官

制の手直しが行なわれた。これは宗義成と柳川調興との確執が表面化した寛永三年（一六二六）後における宗義成の柳川氏に対する牽制であった。これには朝鮮との問題もからんでいた。朝鮮との修好において朝鮮へ出す書簡は僧玄方が草案を作り、宗氏の分は清書までしたが柳川氏のものも草案だけであった。ところが僧玄方が朝鮮に渡ってひそかに日本側の書簡を見るに、柳川氏から出されたものには草案以外のことが書き加えられていることが明らかとなり、僧玄方は対馬に帰ったのち、この件を宗義成に告げた。その結果、これまで柳川氏の家臣が支配していた朝鮮の倭館と肥前田代代官を宗義成の家臣に配置替えをしたという⁽¹⁾。

寛永七年（一六三〇）の出入りとはこのこととみなされる。かくて寛文改革で活躍する杉村伊織が田代に渡り、従来の柳川氏の支配体制を改めようとしたものである。しかし寛永十二年（一六三五）までは、園部村がまだ柳川氏の所領であったために解決せず、結局は柳川調興の配流および園部村の幕領化という一連の政治的変化の後に直代官制が確立した。

寛永十二年、三浦忠兵衛が直代官、黒木惣左衛門が佐役として田代に赴任した。翌十三年黒木惣左衛門はそのままに在任、三浦忠兵衛に代わって大槻五左衛門が来任した。そして寛永十三年より「右此年ヨリ年貢所当大守公江直上納以前ハ柳川豊前守万ツ支配也」（基肄養父隣端記）とあるように、肥前田代領の年貢米は宗義成が直轄することが出来るようになった。

寛永十二年の田代代官の交代は従来の支配体制の手直しを必然化させた。郷村では村高の確定と人口の把握が行なわれたようで、藩は田代領の実状把握に努めた。このとき行なわれた調査の一端を窺えるものとして寛永十一年九月五日の日付がある「肥前国基肄郡之内上郷御内検家数人数付之帳」が残っている。それをまとめれば上郷だけしか史

料にないが表VI-3のようになる。これによると御百姓と名子とに農民身分を区別し、戸数と人数を把握している。さきの園部村の慶長十四年（一六〇九）の検地帳によれば検地帳登録人数は二三三名であった。表には園部村の人数は御百姓は一六二人であり、検地帳登録人数に比べるとかなり少ない。しかし名子と御百姓を合わせると三四八人となる。したがって身分的には名子と定められていても、検地帳に登録された名請人として存在した者が相当あったと思われる。零細な土地保有者が多かったこともその反映であろう。基肄郡上郷の村々についてみれば、園部村が御百姓より名子の階層が多く、また宮浦村を除けば、御百姓と名子とは二分の一を名子で占める村が多い。それだけ中世以来の身分制の強さがまだ存続しているともみなされる。

ところで、肥前田代領に直代官が派遣されて常任体制がとられると、徴収された年貢米も、博多を経て対馬に廻送される仕組みに変わった。元来対馬は水田に乏しく米を外部から購入しなければならなかった。そのため肥前田代領から廻送の年貢米は、家中の扶持米に当てられ、かなり重要な役割を果たした。この田代領米の廻送は慶長期から明暦期までは陸路で田代から博多まで運ばれていた。「上

表VI-3 基肄郡上郷内御百姓名子数

	高		川成		残現高		内島高		御百姓		名子		合	
	石	石	石	石	石	石	石	石	人	軒	人	軒	人	軒
宮浦村	905.6.4.6	72.2.0.3	833.4.4.3	96.0.2.	70	99	34	38	104	137				
城戸村	502.7.5.7	19.5.7.1	483.1.8.6	38.2.6.6	31	53	24	25	55	78				
小倉村	634.7.3.9	67.0.3.1	567.0.0.8	74.6.3.3	25	38	23	26	48	64				
野口村	143.0.9.3	12.8.6.6	130.2.0.7	7.9.7.5	4	7	2	2	6	9				
長野村	343.9.9.1	66.7.4.7	277.2.4.4	32.4.5.3	14	24	9	10	23	34				
奈良田村	380.9.5.	25.6.7.7	355.2.7.3	52.5.2.2	22	32	13	15	35	47				
永吉村	806.3.3.9	51.9.1.8	754.4.2.1	105.6.8.4	22	38	20	21	42	59				
袖比村	435.3.5.3	53.7.5.1	381.6.8.2	53.7.4.6	11	16	5	7	16	23				
園部村	1681.3.4.1	172.2.5.1	1509.0.9.0	1202.3.1	82	160	122	188	205	348				
外ニ 肥後牢人 16人 筑前牢人 6人														

注「肥前国基肄郡之内上郷御内検家数人数付之帳」

荷船記録下書」によると「肥前之国内基肆郡一郡、養父半郡之貢米を対州江運送候儀、自慶長明曆迄之間六十年程は博多津より船ニ積ミ致運送候」と記しており、博多廻りであった。

また博多に對馬藩の蔵屋敷が設けられたのは、宗義智の晩年で慶長十年（一六〇五）ごろからである。

「義智様御代田代御領地拝領之時分御蔵屋敷御所望被成候、米津出候ニ付人馬休ミ所ニ本屋敷之前ニ屋敷壹ヶ所御所望被成候、黒田長政御代ニ御所望被成候」（博多書状、寛文十一辛亥六月七日）

と記しており、博多での蔵屋敷が對馬藩にとっては欠かせないものであった。

この田代領の年貢米廻送は慶安四年（一六五一）からは

「田代御領分之御米を今年より江戸江大廻しニ可為成之由にて田代より当地江渡り残之米何も江戸江参善也 宿良從中より田代御代官衆之方江書状遣ス」（博多田代書状、慶安四辛卯四月廿日）

とあるように、江戸への上米に一部が当てられることになった関係もあって、明曆期から延宝期までの間に、田代から博多までの廻送仕組は改められて、肥前養父郡水屋村から運ぶようになった。水屋村まで運ばれた年貢米はそれより小船に積んで久留米領の瀬ノ下まで運んだ。そこから上荷船に積みかえて對馬、上方へ運送する仕組になった。⁽²⁾

(2) 田代領の支配機構

本格的な直代官制は寛永十二年（一六三五）から始まったが、その後、代官、佐役、手代、大庄屋、肝煎、別当、座親の支配組織も整ってきた。手代などに町人を用いるのは寛永六年ごろからである。延宝七年（一六七九）について、その支配機構をみると、代官一名、同佐役一名、手代三名、祐筆一名、御玄関四名、破損掛二名、山奉行一名、

借銀帳掛二名、中間四名、走り番三名である。また郷村・町方の場合も大庄屋三名、上郷小庄屋八名、下郷小庄屋一名、養父郡小庄屋一名、田代町別当一名、座親一名、耆三名、瓜生野町別当一名、耆一名で、他に船掛り役一名、瓜生野津留役一名、木山口町津留役一名が⁽³⁾いる。これは「其時分御領分御役儀勤衆也」（磯野寿延記）といわれている者であるが、郷村・町方の役づきの者を除いてみれば、田代領を支配する代官所の人数が少ないことが目立つ。勿論これは「役儀勤衆」であり、他にも武士階級の者がいたが、それらを含めても多くはない。

年代は少しあとになるが享保二年（一七一七）の田代領の人口構成をみた場合、総人口一万二、〇三一人のうち、手代など扶持人として代官所の役職についているものは、家族を含めて九八名となっている。このとき對馬から派遣されてきた人数は不明であるが、代官所の広さなどがあまり変わっていないところから延宝期と大差ないと思われる。それゆえ代官所の機構自体からすればこの構成人数は三郷・両町の人口に対しては少ないということになる⁽⁴⁾。對馬においては寛文初年の禄制改革によって城下町集住をするようになった府内士が四〇四人いたといわれ、それに在郷の足輕や給人などを含めるとかなりの人数となり、對馬の農漁民に対して武士階級が相対的に多いことが特徴であった。元禄期には對馬藩のすべての収入を物成に換算すれば四万四千石となるが、そのうち家中の禄米、扶持切米に支給する分は一万六千石で三六割が家中の俸禄に当てられていた。⁽⁵⁾

天和・貞享期の對馬における家中の知行について、賀島兵介は貞享四年（一六八七）知行の物成・扶持切米は現米にして一万三千六百五十六石余で、これを四ツ成の知行にすると二万四千石ほどになり、對馬藩の知行高二万石を残らず宛行っても一万四千石余りの不足であると言上している。⁽⁶⁾これは家中の知行が宗義真の禄制改革後に増加してきたことの弊害について触れたもので、その点を考慮するとしても知行高に比べて家中の知行が多いのは否めない。このようなことは階級的支配体制が一面においては強固になる可能性をもつもので、農民統制がきびしく行なわれる体

制を作り得ることにもなる。それは在郷給人、郷足輕など郷村在任階級によって一層強化されることにもなっている。時代は少し後になるが、宝永七年(一七一〇)の調べによれば、対馬全島一〇余カ村のうち二五カ村を除いて給人・足輕が居住しており、その数は対馬八郷の二〇歳⁽⁷⁾六〇歳の男子四、一八二人のなかで、給人とその子三八七人、足輕とその子八九人、両者合わせて四六七人となっている。

この数字から見て、給人、足輕と農民の割合は一〇人に一人は給人・足輕身分の者ということになる。これは近世的郷村制からみると兵農未分離ということで相対的な遅れを示すものに他ならないが、逆に郷村の支配体制という側面からみれば、給人、在郷足輕が村落の支配機構のなかに位置して支配秩序を安定化させる要因にもなっている。対馬における階層構成が以上のように農漁民、町人に対して府中士、在郷足輕、在郷給人など藩の支配階級に属する身分の者が多かったのに比べ、田代領ではそれと異なり支配階級に属するものの少ないことが対照的である。これは隣領肥前佐賀藩の状況とも異なっていて、佐賀藩でも家臣団の数も、在郷する給人が多くいた。例えば、明暦三年(一六五七)の三根郡の状況はつぎのようになっている。

三根郡の男女総計一万〇、七六〇人は、給人一、五六〇人、百姓八、七二二人、その他出家、山伏、社人などで構成されている。⁽⁸⁾この場合の給人の比率は総人口の一四割で、家臣の在郷比率がかなり高いことが窺われる。家臣を城下町に集住させ兵農分離を進展させている藩に比べると、佐賀藩の場合も兵農未分離の状態が強く残っていることを示すが、封建的支配体制の側面よりすれば農民把握などにおいて在郷給人が統括すればかなり強固になりえる体制である。現に対馬においても佐賀領においても、幕藩期に農民一揆が殆んど起こっていないことは、在郷給人の多数存在という支配構造の在り方が一揆の蜂起を制したものとみなされよう。

以上のことから、田代領では武士階級に属する者の比率が少なかったことがわかるが、これは飛地における代官支配

という藩制上のことから由来するものであろう。

田代領においては、代官には知行二〇〇石の上士格の者、また佐役には知行七〇石一五〇石の大小姓格の者が任命されている。任期は二年⁽⁹⁾三年である。したがって田代領の支配を維持していくためには、手代などの扶持人を田代領内から選んで任命して、代官所の運営に従事させた。

元禄十五年(一七〇二)の記録に、田代領における代官・佐役・手代など代官所役人の人数・役高、および郷村・町方役の役高を示すと表VI-4の通りである。

表VI-4 代官所役人の役高

役名	付	人数	役高
代官	官	1	75石
佐助	役	1	41石
手代	代	1	22石
御手	代	3	4人扶持 切米3石5斗
下敷	代	1	3人扶持 切米2石
御屋	筆	1	
祐借	掛	2	2人扶持 切米3石
銀掛	番	4	
玄掛	掛	2	米22俵 扶持米1ヵ月1俵
破損	廻	1	
山中	間	4	切米7俵
走番	番	3	同上
走番	者	1	同上
引役	役	7	同上
引役	役	1	米10俵
差引	役	1	米1俵
船改	役	2	
大改	役	1	
伯	案	1	

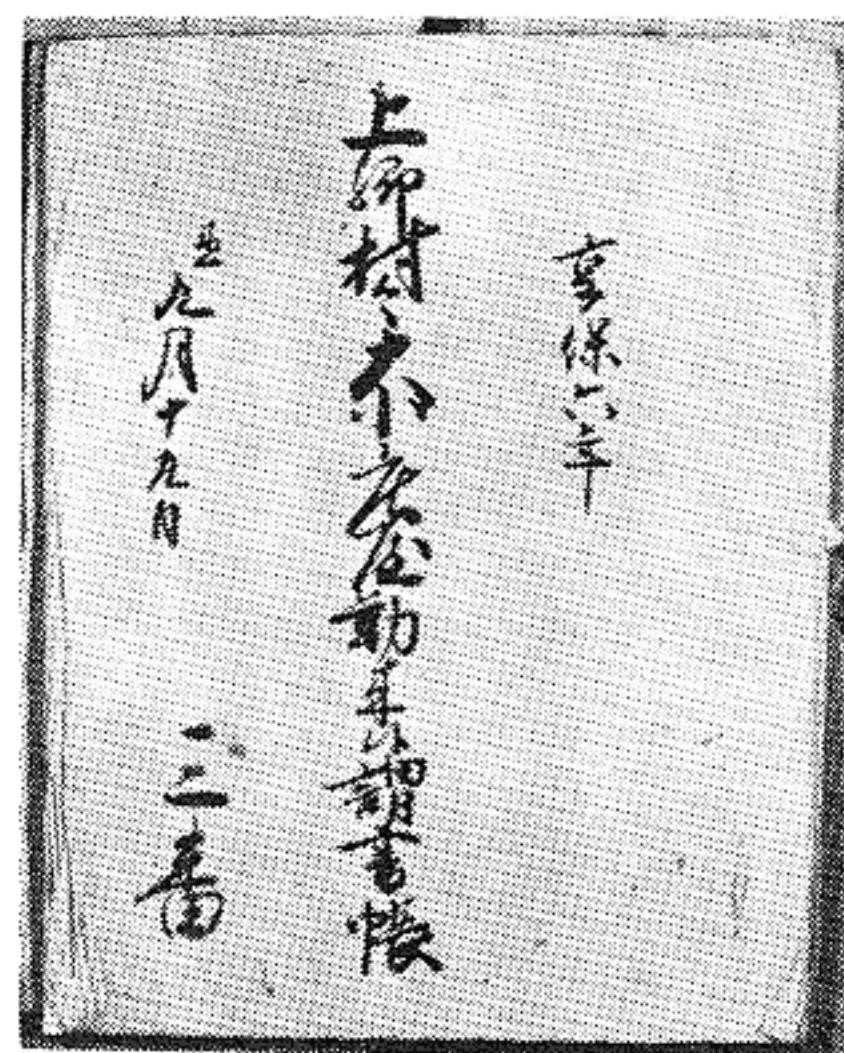
注 「田代博多扶持同諸役之名付」

代官の役高七五石、佐役四一石とある。手代・玄関番などを合わせても田代領において扶持人として藩より現米が支給される者は僅かであることがわかる。代官・佐役・賄役などが対馬から派遣されるのに対して、手代以下は田代領内より任命された者である。したがって田代領内の施政の実務面では、手代が重要な役目をもつようになる。元禄十五、十六年の「田代御扶助人帳」によれば、手代三人の各々に四人扶持(俵米にして一年分二七俵八升)・切米五石(俵米にして一五俵)が宛行われている。この他に役料として一〇石分の田地、出目米一〇俵が支給されている。手代層への田地支給が以後も続いたか否かは不明であるが、在地との結びつきが強かったことは否めない。

(3) 地方三役・町役人の様相

前述のような代官所の構成上、領内の年貢徴収や統治に重要な役割を担うのが大庄屋であり、庄屋・百姓代・組頭のいわゆる地方三役である。大庄屋は基肄郡上郷、同下郷、養父郡にそれぞれ一名、庄屋は基本的には各村に一名ずつがおかれた。大庄屋は時により庄屋を兼務することもあった。

田代領において大庄屋や地方三役の制度がいつごろ設けられたか明らかでないが、享保六年(一七二一)に作成された「上郷村々大小庄屋勤来候謂書帳」「下郷大小庄屋相統謂書帳」によれば、「永吉北村庄屋之儀、先庄屋勘兵衛先祖久保新左衛門と申者、天正年中より文禄之比迄相勤候由申伝候、其子四郎三郎、父新左衛門跡役相統仕、慶長年中よ



写真VI-5

大庄屋、庄屋についての記録

り相勤候由申伝候」と伝承であるけれども早くは天正ごろのことを伝え、また「弥左衛門儀ハ奈良田村ニ引移り居申候所、慶長七寅十二月奈良田村之庄屋役を被仰付候」と記している。他の村々庄屋役のいわれについても似たように記されているので、この史料に関する限り慶長中期ごろには庄屋制が採られたとみなされるが、この点はまだ吟味が必要のようである。

この大庄屋と庄屋が村役人として年貢徴収や領内行政に重要な役割を果たした。それゆえ大庄屋には給地高として六〇石、庄屋には三〇石を宛行い、その権限の経済的な裏付けを行なっ

た。この給地高に掛る年貢は大庄屋と庄屋が納めるが、そのほかの一切の夫役、小物成などの諸掛物は、大庄屋の場合には郡内の農民が、庄屋の分は村内の農民が納めるようになっていた。

大庄屋給地の六〇石は村落内では相当の収得高である。免相(年貢率)を並定免の最高五ツ五分一厘(五五・一釐)(官浦村)にとっても、その年貢納入後の残高は三三石ほどになる。

この大庄屋給地の六〇石を上田の土地に換算すると、その石盛が一石七斗であるから約三町五反三畝に相当する。また中の村中田にとれば、その石盛一石四斗であるから四町三反八畝ということになる。これは石盛より検討した大庄屋給地の土地換算であるが、実際にもほぼこの程度の土地支給であった。享保元年(一七二一)の「上郷宮浦西村大庄屋給田畠坪附帳」によれば、上郷大庄屋の給地は田畠屋敷の合畝数で二町四反一畝二四歩、合高三〇石六升九合になっている。その内訳は屋敷八畝二一歩(高一石四斗一升四合)、田二町一反七畝二一歩(高二石八升一合)、畠一反五畝八歩(高一石五升六合)となっている。大庄屋給地六〇石の半高が官浦西村に宛行われていることになる。残り三〇石がどのように上郷内で宛行われているか不明であるが、官浦西村では二町四反一畝二四歩の土地が大庄屋給高として宛行われているゆえ、全給地はほぼ四町五反から五町ぐらいになるとみなされる。大庄屋給高は、このように郷村においてはきわめて卓越したものであり、郷村における大庄屋の特権が経済的側面において強く保持できるようになっている。

庄屋についても、大庄屋と同じようなことが指摘できる。庄屋給高は大庄屋給高の半高つまり三〇石であったが、その土地宛行の様子を前記史料「上郷宮浦西村庄屋給田畠坪附帳」よりみれば、つぎのようである。

合畝数は二町三反四畝二九歩、合高三〇石一升一合となっており、その内訳は屋敷一反二畝二二歩(高一石一斗八升八合)、田二町一畝一八歩(高一石七斗一升七合)、畠二反一九歩(高一石五斗九升六合)である。同史料の末尾には「右

表VI-5 村方町方役人の役高

	人数	役高	負担
大庄屋	3 ^(人)	60 ^(石)	年貢のみ納め、諸掛物負担せず
庄屋	36	30	同上
別当	2	40	同上
座親	2	30	同上
町年寄	3	高貢地敷 租免除	(町年寄は田代町のみ置く)

注 「田代博多扶持同諸役之名付」

は宮浦西村庄屋給田畠屋敷畝高坪付書載差上申候、少茂相違之儀無御座候、以上、宮浦西村庄屋弥五六」となっている。庄屋給地の一筆ごとの畝数と高を書き上げたもので、その集計は前述のようになる。したがって、庄屋給三〇石は、このように現実にも宛行われているのがうかがわれる。宮浦西村は郷村のなかでは地味柄においては上の村に属し、比較的地力の良い村とされているので、田代領内の庄屋給高三〇石は、土地では二町三反から二町五、六反ぐらいの宛行であったとみなされよう。

庄屋の場合も三〇石に掛る年貢米納入以外の諸掛り物は自分では負担しないために、大体一五石前後が庄屋の給高による実収である。大庄屋よりは低い給高であるが、村落においては収入は多い方とみられよう。庄屋はこの給高以外にも自分の田畑を所有しているもので、給地と合わせれば村内では上層、あるいはそれ以上の保有者といえる。庄屋の裕福さについては牛原村の庄屋を勤めた磯野寿延が、正保二年(一六四五)から享保十四年(一七二九)にわたって身辺のことを綴った「磯野寿延記」(鳥栖市史資料編第二集)に随所にあらわされている。

この庄屋の下に百姓代・組頭・散使などがおかれ村の運営を司どっていた。町方においては表VI-5のように別当・座親がおかれ、給地高は別当四〇石、座親三〇石であった。また田代町にはこの他に、町年寄三人が設けられ町方の

運営に従っていた。別当・座親は、いずれも大庄屋・庄屋と同じように給地高のうち年貢のみを納め、その他の小物成や諸上納物などは町方のものが負担する仕組になっていた。以上のように郷村や町方においては村役人や町役人を設け、しかもかなりの役高を支給して、村や町の運営の中枢的役割を果たさせていた。

注(1) 方長老「朝鮮物語」

(2) 「上荷船記録下書」

(3) 「磯野寿延記」(鳥栖市史資料編第二集 一〇九〜一一〇頁)

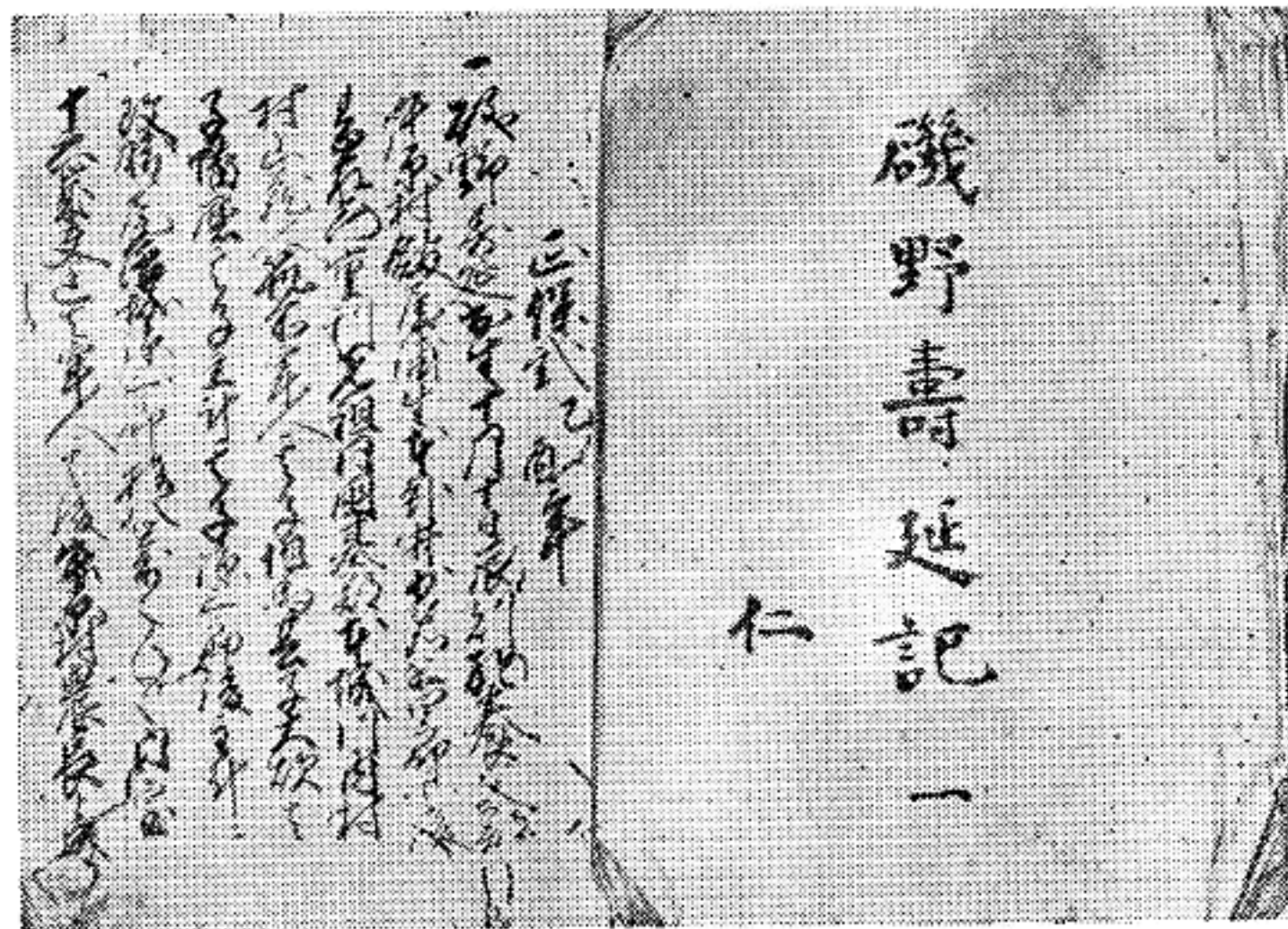
(4) 「新対馬島誌」三六七頁、陶山庄左衛門「財政問答」(日本経済叢書)第十三巻)

(5) (6) 「賀島兵介言上書」(日本経済叢書)第二十六巻)

(7) 伊東多三郎「対馬藩の研究」(歴史学研究)九七号所収)

(8) 「三根郡給人百姓町人其外給人並五人組改目安明曆三年二月より同四年正月迄」(佐賀県立図書館蔵)

(9) 「田代覚書」



写真VI-6

牛原村の庄屋、磯野寿延が身辺をつづった記録の一部

7 対馬藩の寛文改革と田代領

(1) 対馬藩の寛文改革

対馬藩は、柳川事件のあと、宗義成の集権体制が確立し、蔵入地の佐須、府中周辺への設定と給人知行地の所替などによって、次第に藩主を中心とする所領体制へと展開していった。慶安三年（一六五〇）には、佐須銀山が開発され、財政的にも明るい見通しが立ちかけたが、対馬藩の財政を支えていた朝鮮貿易利潤が、このころから減少する。朝鮮貿易は寛永十八年（一六四一）ごろから不振になっており、寛永二十年（一六四三）には朝鮮信使の来聘があった。江戸への同道などのために多額の出費があり、次第に財政上の困窮を増していった。慶安期には上方と江戸、長崎、国元での借銀と買懸銀が六、一一七貫七五七匁余になったといわれ、藩財政は極度に行きづまった。このため朝鮮貿易の振興と藩財政の建て直しのために、色々な対策が講じられた。

ところで、宗義成は明暦三年（一六五七）江戸でなくなり、のち天龍院時代として、対馬藩の藩政上にとって一つの画期的施策を行なった宗義真が同年封をついだ。宗義真は万治元年（一六五八）に江戸から対馬に入り、行きづまった藩財政を再建するために、経才のある大浦権太夫を登用し、種々なる改革を施した。

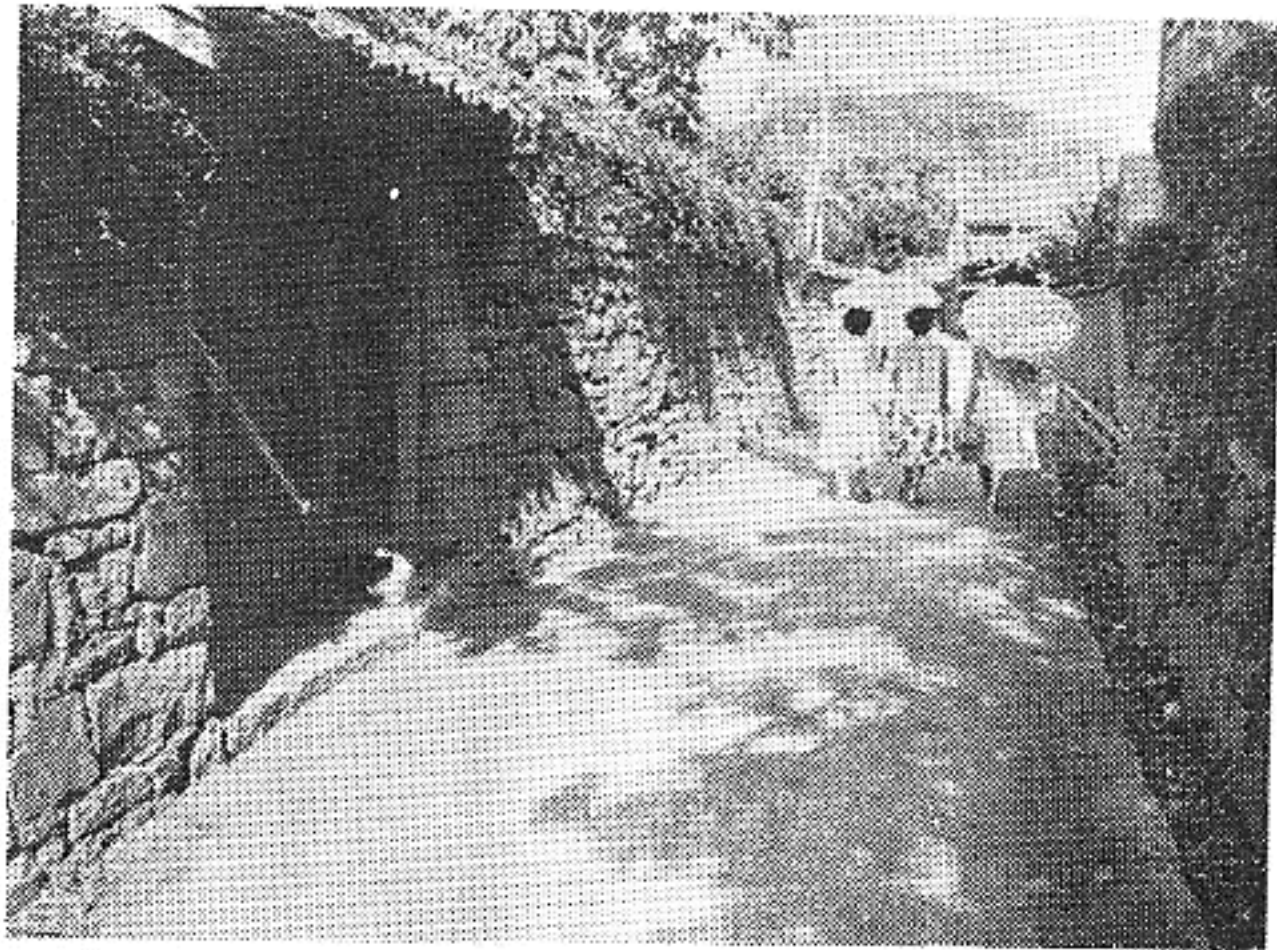
寛文三年（一六六三）ごろまでに領内の総検地を行ない、「新検上畠廻し」の新課税体制をたて、寛文二年（一六六

二）には地方知行制を廃止して禄米制に切りかえ、寛文四年（一六六四）に田畠を公収して、農民に竈数に応じて、いわゆる「甲辰の地分け」といわれる土地を均分する均田制をうちだした。

これらの改革は、対馬藩が給人の在地性を否定して、兵農分離体制を強化し、農民に対する土豪的支配体制を改めて、小農民を中心とする近世的郷村制の確立をはかったものであった。

元来、対馬では田地が少なく、山に囲まれた低生産地帯であるために小農民の自立が低く、それだけ中世的な土豪支配体制が強く固に存在していた。八郷に分かれた郷村においても、地方知行に基づく給人の在地性が強く、給人が農民をつよく支配して、生産者を直接的に把握し、中間に介在する者ができるだけ排除するという太閤検地で示された一職支配の近世的基準が充分に貫徹していない状態であった。これを改めるには、農民の存在をよく把握し、直接生産者を年貢負担の名請人として明確化する必要がある。これを行なったのが寛文初年の検地で、いわゆる「新検上畠廻し」の新しい年貢徴収体系が、それによって打ち出された。

寛文検地によって全島が詳しく調査され、年貢徴収の基礎が確定した。また時高制から間高制への移行によって、石高制に類似する制度ができて、対馬藩が近世的体制へと展開する大きなきずきとなった。この寛文検地によって基礎固めができると、近世的



写真VI-7 石べいに囲まれた厳原町の武家屋敷
(昭和33年8月撮影)

秩序を確立するために実施されたのが寛文二年（一六六二）の地方知行の廃止による禄米制への転換であり、それによって兵農分離体制を促進し、家臣団の城下町集住をすすめた。

郷村在住の家臣のなかで、大身、上士を府内に居住させ、二〇〇石、一五〇石、一〇〇石、七〇石の高を定めて、それぞれの知行格付を行ない、その知行は米を代銀化した銀で支給した。これを石銀と称する。上士は馬廻り、中士は大小姓、下士は徒士と称した。この地方知行の廃止は、在地性の強かった対馬の給人にとっては一大衝撃となった。このため藩政の中枢にあって改革を推進した大浦権太夫に怨嗟の聲が集中し、彼を没落させる要因となった。

地方知行の廃止をさらに強化したのが貢租徴収基盤を維持するための全土地の公収化であった。これにより寺社領、足輕領、給人領がすべて蔵入地化された。地方知行の廃止、領内の土地公収化に対する不満が集中したために、藩主宗義真は寛文四年（一六六四）九月十九日に大浦権太夫を僉議^{せんぎ}し、翌五年二月九日に死罪を申し渡した。⁽²⁾

こうして、地方知行は復活し、寛文十一年（一六七二）には、在郷給人に地方知行を宛行う制度に切り換えられる。地方知行の復活といっても、それはすでに藩主の権限が強く及んだものであり、在郷給人は、番方から切りはなされ、間銀と称する銀納で代替える制度にくみ入れられていった。

農民に対しては、寛文十一年に「均分して」宛行う均分制が行なわれ、郷村の近世的秩序を維持することが可能になる基盤作りを行なった。しかしながら、藩財政が朝鮮貿易の不振によって逼迫していた上に、城下町府中が万治二年（一六五九）十二月二十七日に一、七一八戸を焼失し、寛文元年（一六六一）十二月二十四日にも七百余戸が焼失したために城下町再建に多くの費用が必要となり、藩財政はきわめて苦しくなってきた。⁽³⁾

注(1) 檜垣元吉「対馬藩の寛文改革について」(「史淵」一六号所収)

(2)(3) 「新対馬島誌」四八二頁・三四二頁

(2) 肥前田代領の改革

a 寛文、延宝期における貢租量

すでにみたように、対馬では寛文改革が行なわれ、藩制の整備がすすめられたが、その改革が肥前田代領にどのように影響したかを検討するのがここでの課題である、結論的にいえば、対馬で行なわれたような劇的な諸改革はなく、むしろ対馬での諸改革に伴う矛盾が集約して田代領におしかかっている。つまり肥前田代領ではこの期間に貢租が加重化されて農民の零落が進行し、到底放置できない状況にまで追いやられた。以下この点をみていこう。

肥前田代領の内検高は、慶長十年（一六〇五）から同十四年（一六〇九）にかけて実施された検地では、一万六、三〇九石六斗七升となっており、これを基準として貢租が課せられた。

ところで、田代領における年貢賦課の方法は、元禄十三年（一七〇〇）までは検見制であり、収穫期に穂検見が行なわれ、それによって年貢率が決定されていた。「田代為穂検見、俵四郎左衛門・西山与一兵衛申付」(博多田代書状、寛文三甲辰八月廿六日)、「大浦権右衛門儀田代表江為穂見数山味右衛門兩人被差渡候、新代官仁位格兵衛并大嶋何右衛門被差越候間、古代官新代官同所ニ穂見仕可申候」(博多田代書状、寛文六丙午九月二日)と穂検見のために対馬から役人が派遣されていた。穂検見制は貞享二年（一六八五）に改正されてより詳細な仕組みになった。⁽¹⁾いま寛永十三年（一六三六）より元禄十二（一六九九）年までの肥前田代領で徴収された物成量（年貢量）を表示すれば図VI-2のようである。

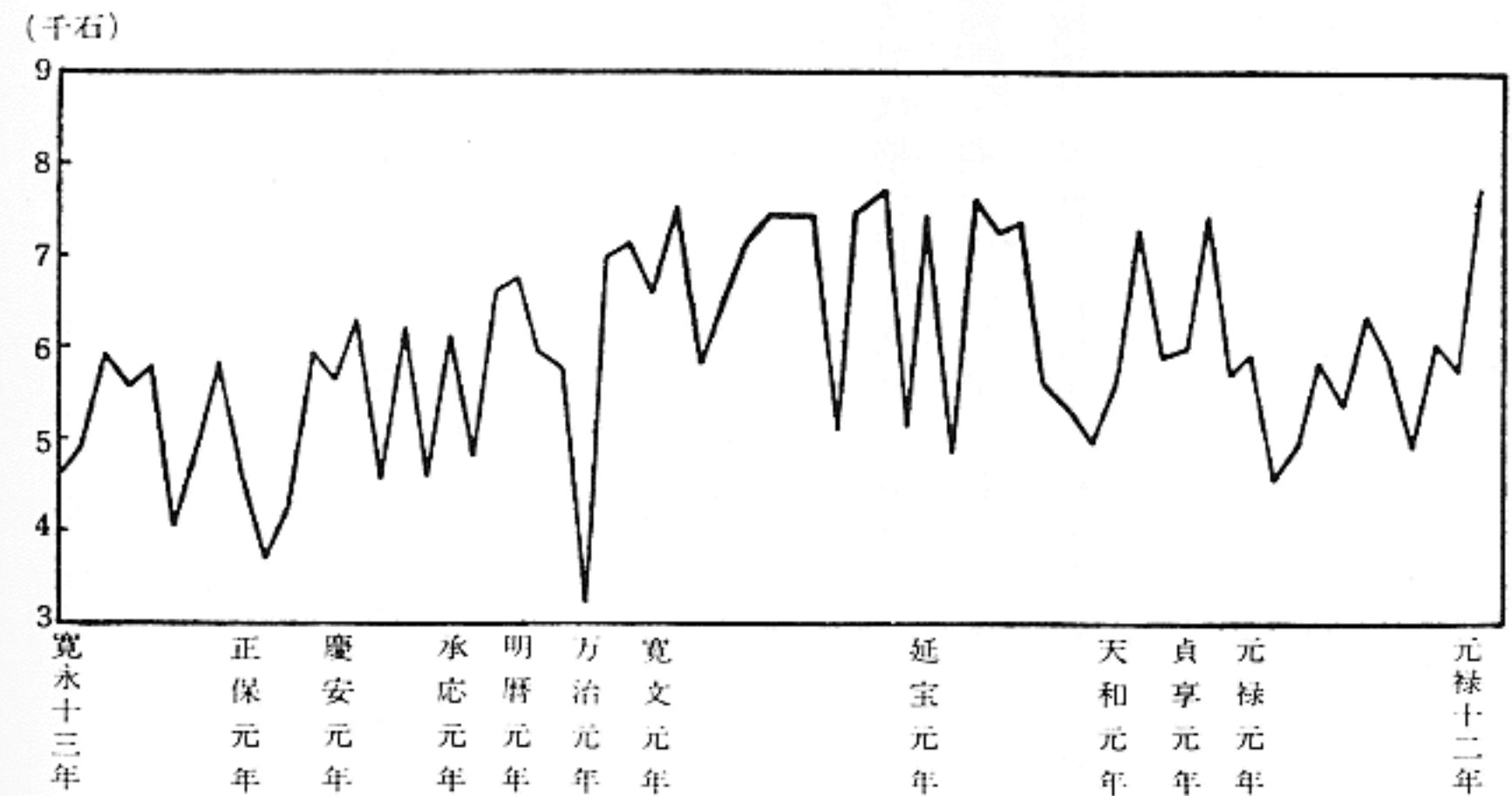
豊凶により物成米の量が異なるが、万治二年（一六五九）ごろから貞享四年（一六八七）ごろまではほぼ七千石台の物成となっている。寛永十三年（一六三六）の物成米は四、六八七石二斗二升余りであり、寛永十六年（一六三九）

には五、六〇六石七斗六升と約千石ほどふえるが、正保四年（一六四七）ごろまでは、四、六〇〇石から五、九〇〇石までの物成量である。それに対して慶安二年（一六四九）には六、三三石五斗六升余と六千石台になり、次第に物成量がふえてきており、万治元年（一六五八）までは六千石台になっている。さらにそれが万治二年（一六五九）には七、〇一五石九斗八升と七千石台になり、前述のように貞享四年（一六八七）ごろまでは凶作の年を除き七千石台の物成が常則的となり、寛文十一年（一六七二）には七、七〇七石二斗一升余となり、寛永期に比べると約三千石の増徴という結果になっている。

これは、農法の進出による増収という反面も考慮されなければならないが、むしろ、急激な物成量の上昇からして、それは年貢増徴の結果によるものとみなされる。

あたかも、寛文期は宗義真が先述のように、藩政改革を実施している折であり、万治二年（一六五九）十二月と寛文元年（一六六一）二月の府中の大火によって、城下町の再建に多くの費用を必要としていた時期でもあった。したがって肥前田代領において、できるだけ多くの物成を徴収し、藩財政に役立てようとした結果が、三千石

図VI-2 貢租量の変動



「基肆養父隣端記」より

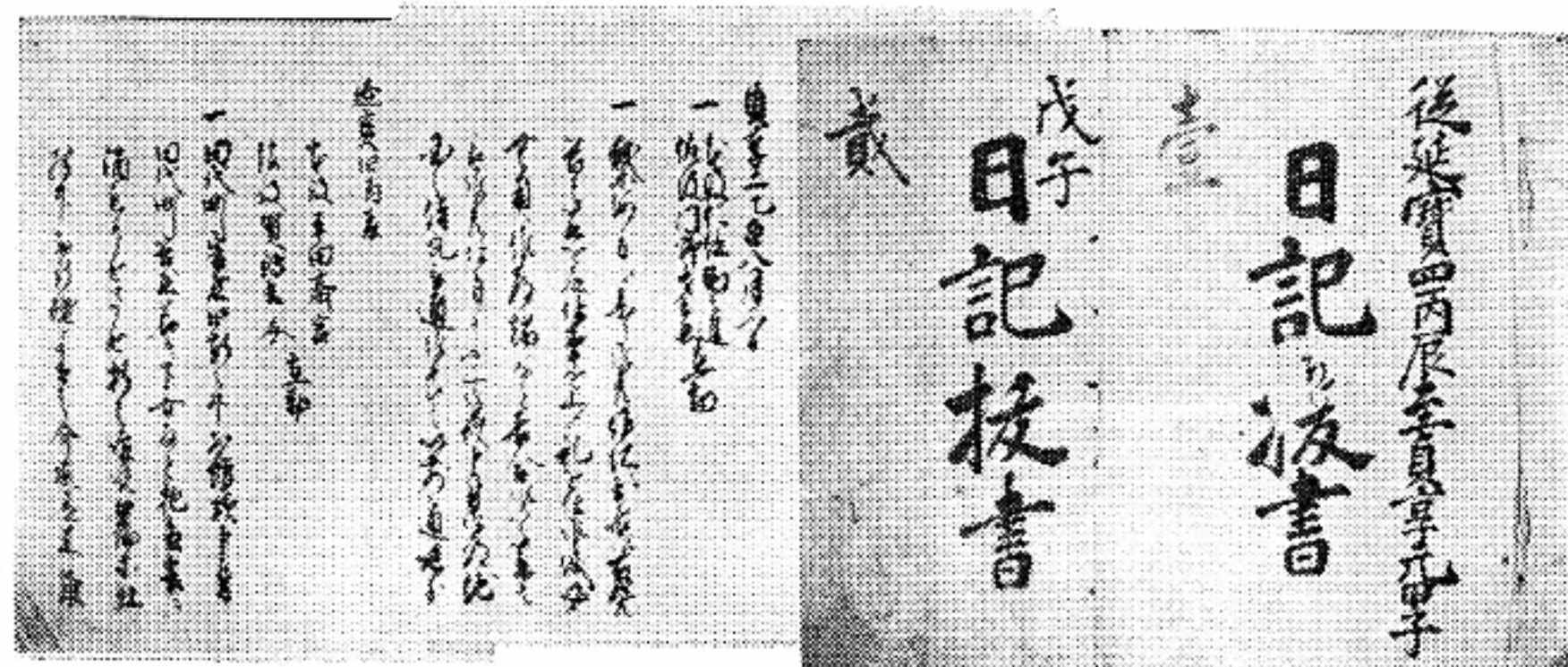
余の増徴になったとみなされる。その後においても、寛文十二年（一六七二）の対馬大船越瀬戸の堀切工事、延宝五年（一六七七）正月の府中の大火などによって多額の費用を必要とすることが多く、貢租の増徴は続き、延宝四年（一六七六）ごろまで田代領では七千石余りの物成徴収が強行されている。その結果は後述のように、肥前田代領の農民は零落し、多くの竈倒ができて、郷村の困窮は極度につよまった。ここに肥前田代領の改革が必然化する要因があった。

ところで、この年貢増徴政策がとられた段階では、肥前田代領における支配体制も次第に整ってきたようである。

寛文六年（一六六六）七月二十日には「田代御代官下代老人は町人可被仰付候間、可然者僉議仕被申上候様ニ古賀分右衛門ニ申渡」（博多田代書状）と田代下代のうち一人を町人から選んで任命するようになり、また同年八月十一日には「田代手代之儀、町人江可被仰付之由被仰出」（博多田代書状）と町人から手代を選び支配機構にくりこんでゆく政策が行なわれている。

肥前田代領に対する吟味も細かになり、寛文六年（一六六六）九月十五日には対馬から大浦権右衛門、数山味右衛門を檢使として派遣することが決定されるが、その折に取調べる事柄としてつぎのようなことが指示されている。それは一、宗門改がどのように行なわれているか、二、肥前田代領より対馬に男女を売渡すことが前々から行なわれているが、それはどの代官の折に何人売られているか、三、田地を売っている者は何人か、一人で買集めた田地はどれだけか、また田地を所持しない者は何人いるか、四、農民で零落した者があつたら、その零落の理由を明らかにすること、五、代官の行政をひそかに調べること、六、田代郷中の者から訴状や訴訟があつた場合はそれを受けつけよく吟味するようになどであり、諸事項をこまかく指示している。⁽²⁾この指示の内容からもわかるように、すでに、田代領では土地売買が進行し、零落する農民や身売せざるをえない者が出ていて、対馬藩でもその調査を必要とするようになっていた。

代官の行政を監査し、肥前田代領の実情を詳細に把握しようとしているが、これは、寛文改革における藩制の整備



写真VI-8 田代代官所の「日記抜書」の一部

(対馬 万松院文庫蔵)

と機構確立のための一連の政策とみられる。こうして田代領の矛盾を整備することが必要になった。つまり対馬藩としての藩政確立のために肥前田代領でも整備がすすめられたことを意味する。

b 田代領の延宝改革

対馬における改革の余波をうけて、肥前田代領では年貢の増徴が行なわれて、郷村の零落がすすみ、放置できないまでになってきた。そこで、この状況の改善のため田代領の改革を行なうことになる。どのような改革を行なったかをみる前に、もう少し当時の郷村の状態についてみておこう。

当時のことを記録した代官所の日記抜書には、「領中が困窮し、諸人の借銀借米が過分になって倒百姓が際限なく出ており、延宝五年(一六七七)の春には数竈が欠落している。同年六月十一日には三郷から訴状を出し、前々から借銀の利払いもできず難儀至極であるので、銀三百貫匁を一〇年賦で貸付けしてほしいと申し出ている。また田代町からも銀五〇貫目を一〇年賦で貸付けてくれるようにと申し出があり、領中が少し不穏になってきている。」という主旨のことを述べており、倒百姓が続出し困難この上ないため、郷・町ぐるみで代官所に銀の借用を申し出るようになってきている。また延宝四年について「此年前後之間欠落者領中ニ多及数拾竈ニ対州より御目付衆三人来テ諸人

困窮零落為見届」(基肆養父隣端記)とある。同じようなことは農民の書状においても「御領中は延宝元年(一六七三)ころから困窮が増して行き詰まり、諸人は借銀借米が重なって倒百姓が多くなってきている。妻子や田畠を売り、親兄弟を捨てたり、相ついで欠け落ちするものが多く、いまの状況が続けばどうなるかわからない」ということを述べている。⁽⁴⁾ このようなことは延宝期には多くみられた現象で、延宝五年(一六七七)には上郷一四四人、下郷、田代町三〇八人、養父郡、瓜生野町二三一人と飢餓に瀕する者の数六八三人という数字があげられており、郷村の零落がきわめて著しいことを示していた。⁽⁵⁾

こういった状態は必然的に貧農層の増加となり、また貢租負担者の零落によって、貢租徴収にも差し支えがでてきた。「基肆養父実記」によれば、田代領二千竈のうち田畠を全く所有しないのは四五〇竈、また田・畠・屋敷のいずれかを持たないのは二八〇竈に及び、他方においては一人で五〇石から二〇〇〜三〇〇石を所持する者のあることを挙げている。

郷村が困窮してきた原因が、年貢の増徴によるものであることは、つぎのような農民の言い分からもうかがわれるところである。延宝四年(一六七六)の夏に、代官所が大庄屋、庄屋数人を呼び集めて、田代領の困窮化してきた要因を問うたのに対して、大庄屋、庄屋は「御領分ハ、村々以前より次第に免相上り、其上打統数年田畠損毛仕、御年貢上納も難成時ハ、各借銀を以上納仕候故、如此困窮仕候只今之御免相にてハ、以後迎も難続候、たとひ豊年五年三年打統候共、困窮くつろき申間敷と奉存候由申上候得ハ」(「基肆養父実記」鳥栖市史資料編第二集、一二頁)と免相つまり年貢率が次第にあがり、年貢上納がむづかしいときは借銀をして納めてきているので困窮化したと述べ、今後、今年の年貢額ではとてもやっていけないとして、年貢増徴が郷村零落の要因であることを大庄屋、庄屋は明らかにしている。⁽⁶⁾

困窮に伴ない次のようなことも行なわれるようになった。「当地之者身躰困窮仕候得ハ、妻を売、身代銀を取、其妻三年或ハ五年七年之下女となし置候ても身請之心遣も不仕」〔基肄養父実記〕前掲書、二七頁〕と妻を売する場合もあり、または庄屋など富裕な者に屋敷を売って名子になることもあり、延宝八年の事例であるが、「池田ニ居来候安左衛門、同女房、同男子与七メ四人居来候家屋敷を我等へ売、名子ニ成候」〔磯野寿延記〕鳥栖市史資料編第二集、一一三頁〕と牛原村の庄屋に家屋敷を売って名子になることもあった。

このような極度の困窮者が多く出てきている事態をそのままにしておけば、年貢を円滑に徴収することも不可能になり、所領の秩序にも大きな影響をもつようになるので、何らかの対策を講じることが必要となってきた。

田代領困窮の状況は対馬にも伝わり、延宝四年（一六七六）に、その実状を調査するために、先述のように目付三人が派遣された。この報告などをもとに田代領について施策が検討され、延宝六年八月十九日に藩主宗義真の黒印状と家老大浦忠左衛門の細かい指示が代官平田齋宮、佐役賀島兵介に対して出された。

宗義真の黒印は、「壁書」と題したもので、九カ条からなっていた。これは幕府の出した法度の趣を堅く守り、また藩の法度に背く者があれば代官所まで申し出ること、他国と領分境目を相違してはいけない、田地の境は自他の論争がないようにかねてから定めておくこと、喧嘩があった折は村中の者が理非を明確にして取扱い、それで処理できなければ庄屋が、庄屋でも済まされなるときは代官所へ申し出ること、盗賊、辻切、放火人、博奕をする者や領内の妨げになる悪人があれば、それを訴えた者には褒美を与える、衣食を華美にし、酒のみ農作家業を忘却する者はその罪をまぬがれない、津出しなどで隣国と往来するときは、その国の掟をよく守ること、年貢は十一月十五日限り蔵納にすること、絹布を着てはならない、という内容であった。

この壁書は領民に徹底することが求められ、そのため庄屋は正月と七月の二回にわたり、代官所でこれを読み聞かせ

られ、また、庄屋宅で毎月一回村内の者にも読み聞かすことが指示されている。この壁書を更に細かくした「定」が、藩主の壁書と共に出された。これは二七カ条におよぶものであった。内容は、宗門改を念入りに行なうこと、女は家事に勤め、農業に力を合わせ縫物、織物などをしていたずらに時を過ぎさないこと、百姓の食物はつねに雑穀を用い、米はみだりに食べないこと、庄屋の乗物は一切停止にする、他領より借銀した折は、質物手形に田地を書き入れないこと、他国の商人を郷村に置かないこと、などとあって日常生活に関する規定が多い。この「定」は田代領民の守るべき基準とされたために、「此条数障等有之は遂案内可相改、猥増減有間敷者也」〔田代壁書之写〕と代官に指示しており、代官でも勝手に改廃できなかった。そして「定」も壁書とともに、大小庄屋、別当、座親は年二回代官所で聞かされ、領民は庄屋・別当宅で毎月一回読み聞かされるよう義務づけられた。

例えば、一月十五日の儀式の場合には、代官、佐役、手代、扶持人および三郷の大庄屋、庄屋、田代・瓜生野両町の別当、座親、老が羽織袴おとこで出席して、奥の広間で祐筆が壁書を読むということを行なっている。⁷⁾

ところで壁書は、「子婦の教を子婦に教へ、父・母・舅・姑の教を父・母・舅・姑に教え、不孝な者には不孝を戒め、不慈なる者には不慈を戒め、其化する者を褒め貴ひ、其不化者を訶り賤しめ、勸善懲悪を為へしと被仰付候」〔基肄養父実記〕前掲資料編、第一集一頁〕といわれているように、儒教的道徳律を中心に、農民の遵守すべき事項を示したものでしかない。したがって、このような一篇の壁書のみでは、きわめて困窮している郷村を救済することはできない。

困窮化してきた農民が田島、屋敷、家族を質入して借銀借米を重ねてきている実情については、さきに見たが、この状態を放置したままでは、郷村の復興をはかることは到底できない。そこで借銀借米の実態を把握し、その返済を

代官の命令として強制していくことが行なわれるようになった。

延宝五年(一六七七)の春に、基肄上郷、同下郷、養父郡の三郷から、前々から借銀の利払いもできず至極困窮しているの、銀三百貫を一〇年賦で貸付けてくれるようにと申し出があり、また田代町からも同様の主旨で銀五〇貫を一〇年賦で借用したいとの訴えがなされた。これは、不埒な申し出であり、しかも、多額の金額でもあり、貸付けてほしいの願ひは、田代領の状態が容易ならぬことになっているのを対馬本領側に認識させ、その対策として、延宝六年八月十九日に家老大浦忠左衛門から田代代官平田斎宮、佐役賀島兵介に七カ条の指示が出された。⁽⁸⁾

これがいわゆる借銀借米の一〇年賦、五年賦の返済策である。その概要を示すとつぎのようである。つまり、一、基肄養父においては多額の借銀借米があるといわれているので、借銀借米額を庄屋、別当、座親に取調べさせ、書き上げる、二、借銀借米の返済方法として、五年賦と一〇年の二通りで行ない、五年賦の場合は、利子を銀は七分、米は一割に、一〇年賦の場合は銀は一割、米は一割二分の利子にして年々返済させてゆくこと、三、五年賦または一〇年賦で借銀借米を返済することにした者からは、田畠から、田畠を持たない者からは労働によってえた物から、それぞれ確実に毎年払わせること、四、来年から銀米の貸借の場合は、利子を銀は一月に老歩三に、米は一年に二割にすることまた、銀は三割を五年の元捨に米は三割五分を五年の元捨にすること、五、来年から銀米を貸借する場合には村々は庄屋、町は別当・座親に断わってすること、庄屋、別当、座親は不埒な借銀借米を許してはならず、また庄屋、別当、座親に断わりなしに借銀借米をしたときは違法とする、六、近年の郷村の零落に対して救銀として銀百貫を代官に預けるので、病者、災難者などの救済をすること、七、身持が悪くて困窮している者の人数を書上げること、以上が指示の内容である。借銀借米の返済についてと来年度以降の銀米の貸借の方法を定めている。また五年賦、一〇

年賦の元利返済方法は表VI-6のように指示されている。

対馬よりの指示に対して、延宝六年(一六七八)九月二十一日に代官は、三郷の大庄屋、小庄屋、田代・瓜生野両町の町役を呼びよせて、借銀は三〇匁以上、借米は三俵以上について、借用の年月日、貸し主名、請人名、借り主の家族数、年齢、所持田畠畝数、借銀借米の額を取調べ書き出すように指示した。そして同年十二月十日には、さきに田代代官、佐役に対して指示のあった七カ条のなかで、借銀借米の取調べと、今後の銀米の貸借の利子規定と、貸借に際して庄屋、別当、座親の承認を必要とするこの三カ条を町役に申し渡した。こうして、三郷両町における借銀借米の実状調査が行なわれ、それを男女奉公、田畠質入れ、田畠書入れ、質物書入れなし、元捨借り、講掛の六種類の借用形式にまとめ、それぞれの帳簿が作られた。いまその内容を表示すると表VI-7のようである。

「借銀借米目録」によるとその貸借関係は、殆んどが田代領内の者の間で行なわれていることが知れる。領外から借用しているのは銀で五匁ほどしかない。

表VI-6 借銀借米返済方法

年	5 年 年 賦				10 年 年 賦			
	銀		米		銀		米	
	元 銀 1 貫	返済額 (匁)	元 米 30石	返済額 (石)	元 銀 1 貫	返済額 (匁)	元 米 30石	返済額 (石)
1年目		270		9.4		200		6.6
2 "		256		8.4		190		6.24
3 "		242		7.8		180		5.88
4 "		218		7.2		170		5.52
5 "		214		6.6		160		5.16
6 "						150		4.8
7 "						140		4.44
8 "						130		4.08
9 "						120		3.72
10 "						110		3.36
合計	1 貫200匁		39.4石		1 貫550匁		49.8石	

注 「田代壁書之控」延宝6年9月朔日

表VI-7 基肄養父借銀借米延宝六年極目録

	借 銀 借 米 額	内 訳	比 率
領	1. 銀 77貫431匁	男女奉公仕借	7.5%
	1. 同 92貫335匁1分	田島質ニ渡置借	8.9
	1. 同 461貫 1匁6分2厘	男女田島質ニ書入借	44.9
	1. 同 238貫575匁9分1厘	質物書入不仕借	23.3
	1. 同 7貫328厘5分	元捨借	0.6
	1. 同 151貫496匁5分	講掛銀	14.8
	合 銀1,028貫173匁6分4厘		100.0
内	内銀 935貫841匁4分7厘	元	銀
	銀 92貫332匁1分7厘	利	銀
借	1. 米 68俵	男女奉公仕借	0.8
	1. 同 606俵1斗6升	田島ニ渡置借	10.5
	1. 同 1,264俵1斗8升1合7勺	男女田島質ニ書入借	22.8
	1. 同 1,471俵0斗9升7合7勺	質物書入不仕借	25.4
	1. 同 1,920俵0斗7升4合	元捨借	33.0
	1. 同 517俵	講掛米	7.5
	合 米 5,847俵2斗1升3合4勺		100.0
	内米 5,399俵0斗7升8合	元	米
	米 448俵1斗3升5合4勺	利	米
他領	1. 銀 67貫82匁4分4厘		
借	1. 米 23俵		
銀米貸主 495人 銀米借主 1,605人 借銀米奉公男女 294人(男153人、女141人) 又貸銀 81貫727匁1分 又貸米 431俵1斗9升5合9勺			

注1) 「基肄養父実記」

2) 合銀、合米とも一致していない。合銀は1,028貫168匁6分3厘 合米は5,846俵5斗1升3合4勺となる。

借銀借米の内容をみると、銀関係では「男女田島質ニ書入借」が全借銀のなかで五〇割を占め、ついで「質物書入不仕借」が二〇割近くの比率を示し、「講掛借」が四〇割になっていて、「男女質ニ書入借」が圧倒的に多い。米の貸借関係では、元捨借りが三三割で一番多く、ついで「質物書入不仕借」が二五割、「男女田島質ニ書入借」が二二割となっていて、米の場合は、銀のときと異なって質物を出さないで借りる場合が多い。ところで「借銀借米極目録」によれば、借銀総計一、二〇八貫一七三匁余り、借米五、八四七俵余りとなっている。これは田代領の物成米を一カ年六、五〇〇石と見積った場合、借銀借米の総計はほぼ物成米一カ年の六割に相当する。領内できわめて多額の貸借関係が行なわれていることがうかがわれる。貸し主四九五入、借り主一、六〇五人とかなりの人数におよんでいる。また借銀米のために奉公に出ている者は男女合わせて二九四人いる。

この「借銀借米極目録」は、領内の借銀米の貸借関係を整理することを目的に作られたが、借銀借米の返済は、借銀借米差引帳を毎年作らせて強引に行なっている。

当初は福永善助、有馬善吉の二人を借銀米の掛にして、借り主の家族人数、所持田島、借銀米額などを調べた帳簿を基にそれぞれの分に応じた借銀米返済を行なわせ、村々からは毎年借銀借米指引帳を書き上げさせるとともに、貸し主・借り主共に役所において返済についての書類に印鑑をおさせて、個人間で返済を行なうことを禁止して貸借の整理をすすめている。いわば公権力をもって私的な貸借関係の整理を強行している。例えば延宝七年(一六七九)七月五日「兵助様宿村庄屋甚右衛門殿所へ御出、借銀借り主召連参候様ニと被仰付候二付、借り主九人召連罷出、借銀帳ニ印判仕らせ、首尾能相仕廻候」(磯野寿延記前掲書一〇六頁)とあるように佐役の直接的監督のもとに行なわれている。

借銀借米の整理は、延宝六年(一六七八)から天和三年(一六八三)の六カ年にかけて行なわれ、借米と他領からの借銀米は元利共返済し、借銀も残額六五貫ほどにすぎなくなったとしている。⁽⁹⁾ いまその内容を表示すると表VI-8

表VI-8 借銀・借米返済内訳

合 銀	1,198貫114匁1分8厘	6ヵ年ニ払分
内	602貫899匁6分9厘	現銀ニて払
	338貫919匁3分8厘	田畠或は身売、或は衣類等渡候て払
	13貫213匁	質に渡置候田畠屋敷質流候て払
	74貫603匁8分1厘	新借ニ仕替払
	240匁	講崩候て払分
	163貫184匁6分	扶持受分
	5貫53匁7分	閏月の利分扶持受
合 銀	58貫865匁6分6厘	古借銀5ヵ年に払分
合 銀	39貫319匁5分	新借銀5ヵ年に払分
合 銀	86貫257匁1分4厘	他領より借銀6ヵ年に払分
都合銀	1,374貫556匁4分6厘	
合 米	6,484俵1斗7升4合7勺	6ヵ年に払分
内	3,367俵1斗升4合2勺	現米にて払
	1,308俵0斗4升4合5勺	田畠或は身を売、或は衣類等渡候て払
	688俵0斗8升1合2勺	新借に仕替払
	920俵2斗0升6合7勺	扶持受分
都合米	576俵2斗6升5合	4ヵ年に払分
合 米	189俵2斗3升6合	新借米4ヵ年に払分
合 米	25俵2斗0升1合	他領より借米3ヵ年は払分
都合米	7,276俵2斗7升6合7勺	
残 銀	65厘160匁	
残 米	なし	
銀米借り主	1605人 内 1425人皆済 残 180人	
1. 銀米借質奉公人	男女合 294人 内 222人身請 残 72人	
1. 銀米貸し主合	495人 内 416人残らず返済をうける 残79人	

注「基肆養父実記」

のようである。

六カ年に支払われた銀が一、三七四貫五五六匁余、米が七、二七六俵余りであり、一カ年に銀は二九〇貫、米一、四二〇俵の支払いということになる。これはほぼ一カ年千石の支払いで田代領一カ年の物成米量の六分の一に相当する。借銀借米の返済の内訳では、現銀現米での支払いと「田畠或は身を売或は衣類等渡候て払」が主である。このうち現銀現米での支払いは六カ年支払い分のなかで五割におよび、また「田畠或は身を売或は衣類等渡候て払」分は同じく六カ年支払いのなかで二〇割になる。こうして、この返済方法においては、現銀現米での支払いがなかなく大きな比率を占めていることになる。

借銀借米の返済銀米を調達するのは必ずしも容易でない。いまその一例をあげればつぎのような事例がみられる。養父郡牛原村の散使太郎右衛門が天和元年（一六八一）四月十六日に、庄屋に借銀返済のために、前々から受けてきている散使給田の一部を売払って、その代銀を返済資金にし、散使の役目を離れたときは、売払った田地を買い戻すか、またはそれに相当する銀子を調達して交代すると申し出てきた。庄屋は、牛原村の農民と相談し、別に異存がなかったもので申し出を承認した。売った田二段三畝八歩、高三石七升六合、その代銀四三〇匁とあり、その代銀をもって借銀を皆済したと報じられている。⁽¹⁰⁾

このように借銀借米の返済金の調達に借り主はいろいろ苦労したようであるが、これも対馬本領よりの厳しい借銀米の返済と整理の指示によって行なわれたところに一層苦しみがあつた。このため借銀借米差引帳など貸借関係の帳簿の整理、返済事務などに及ぶ実務を担当した庄屋などの苦労も多かったようである。「午年（延宝六年）以来借銀借米帳之算用に出候庄屋は毎日昼飯被下苦勞仕候」（「基肆養父実記」前掲書六三頁）とか「毎年御米壱人に壹俵式俵宛被成下候」（同）と勞をねぎらうために庄屋などに米一俵か二俵を支給している。また中には庄屋の肩代りによる返済も行

なわれたらしく、天和元年（一六八一）一月十一日に、養父郡牛原村庄屋磯野三四郎は銀二貫七八五匁を調達し、村内の借り主一八名にこの銀をもって支払いを行なわせている。⁽¹¹⁾

こうして、延宝六年（一六七八）から天和三年（一六八三）までの六カ年間に返済された銀米によって、基本的には、領内の貸借関係は整理されたとしている。つまり、借り主が一、六〇五人もいたのが、六年後には一八二人にすぎなくなり、一、四二五人は皆済して借用状態から離れ、また借銀米のために質奉公に出た男女二九四人も、二二二人が身請けして質奉公人の身分から解放され、貸し主も四一六人が七九人しかいなくなったとしている。

以上のように、田代領での借銀借米の整理は、延宝六年（一六七八）から天和元年（一六八一）ごろにかけて整理され、表面上は郷内・町方での銀米の貸借関係は皆済に近い状態になってきた。これは、対馬本領からのきびしい指示に基づくものであるだけに、田代領の代官、佐役、庄屋、別当、座親などが督励して行なってきたためであり、必ずしも郷村の困窮化が緩和したことによるとはみなされない。さきに述べた田代領内の竈数は二千竈あって、そのうち田畠を全く所持しない農民が四五〇竈ほどあるとしたのは貞享元年（一六八四）に賀島兵介が、借銀借米の整理がついた段階で述べたものであり、貧富の差は依然として著しいことを示していた。

田代領のきわめて行き詰まった状態を改めるための政策としては、このように借銀借米の強制的な返済策を第一とするが、更には飢餓に類した農民に救米を出したり、堤防の普請や川普請など、農村の生活と生産に関わる事項についても施策がなされているのが目立つ。農民の生産条件を整えなければどうにもならない段階、つまり欠落や逃散が度々行なわれている状況は、農民への苛斂誅求によってひきおこされているだけに、年貢増徴をゆるめ、農民に生活ができる条件を整えることが必要となってくる。したがって、ここに貧民・窮民への対策と生産条件の整備などが重要なものとなり、そのための適切な措置が望まれていた。賀島兵介が従来、田代領の困窮を救い、名佐役といわれてきたの



写真VI-9

賀島兵介の肖像と「基肆養父実記」の巻頭部分

も、この点に心掛け、郷村の指導をしてきたことによるところが大きいようである。

賀島兵介は、田代領での在任期間は延宝三年（一六七五）から貞享元年（一六八四）までの一〇カ年であるが、その間に延宝五年、延宝八年、天和三年（一六八三）と再三にわたって領民から留任願が出され、転任に際しては、米一五〇石を御礼米として毎年出すことを領民が願ひ出ているほど、その在任中の功績がしたわれている。

賀島兵介は、貞享二年（一六八五）に田代領を去って対馬に帰るが、田代領での業績が認められ、藩の大目付に任じられる。しかし、藩政について、三四カ条の卒直に心情を綴った意見書を提出したために、藩主宗義真の怒りにふれ、貞享四年十一月十二日に対馬伊奈村に幽閉され、同地で元禄十年（一六九七）に歿している。

意見書においては、藩政の事を論じているが、比較的些細なことについての論及が多い。⁽¹²⁾ 対馬で実施されている諸政策は藩政確立のためのもので、それは城下町の再建、地方知行制の縮小と禄制改革、農民への均田制実施であり、

表VI-9 延宝年間の状況と対策

年	事 項
延宝5(1677)年 春	安楽寺村67人、赤川村36人の飢者に1人米2合を1月より3月まで支給
" 6(1678)年 1月24日~同年2月12日	金丸村土穴堤築造
" 6年 3月9日~同年3月27日	宮浦村藤川堤築造
" 6年 秋	飢百姓で助けなきもの、基肄郡上郷111人、同下郷168人、養父郡145人、田代町50人、瓜生野町23人、合計497人に1人米2合を30日間支給
" 7(1679)年 2月11日~同年4月3日	神辺村垣副堤築造
" 7年7月	酒井村、赤川村、水屋村、藤木村、今泉村、真木村、安楽寺村、高田村の洪水に9月より6ヵ月間1人に米1~2合を支給、飢者1,224人に対し救飯米262石5斗3升支給
" 7年12月26日	田代下町131軒焼失につき、銀1貫800匁、米150俵、材木1,370本、竹798束貸付
" 8(1680)年 1月9日~同年3月15日	赤川村加利川の新川鑿切
" 8年3月	飢百姓で助けなき百姓基肄郡上郷145人、同下郷122人、養父郡59人、田代町88人、瓜生野町19人、合計433人に1人米2合を30日分支給
" 8年6月	酒井村など洪水のあった村々に救飢米として1人米5勺~1合を3ヵ月から8ヵ月間支給、支給人1,432人、救飯米191石5斗3升、飢病人197人に米6石3斗9升、煎薬・散薬・丸薬3,851貼支給
" 8年9月13日	赤川村、水屋村、真木村、安楽寺村、高田村の各村に、麦種調資金として、銀1貫90匁、馬飼料用として990匁貸付
天和元(1681)年1月	田代昌元寺町51軒焼失につき、米100俵、材木666本、竹216束貸付
" 2(1682)年 2月12日~同年2月29日	瓜生野町裏櫓木堤築造

注 「基肄養父実記」「日記抜書」

ある程度藩制の整理がついた段階のものであったことよりすれば、賀島兵介の藩政上についての改革意見は、むしろ藩政確立期に伴う細かい諸現象に関するものであった。いわゆる儒教的倫理意識で細かな問題を批判している面が多い。この強度の儒教的倫理観からくる施策が困窮化していた田代領では功を奏したとみなされる。つまり施政者自らが行うべき、領民を憐み善政を行なって領民が窮乏することなきように務めること、これがすなわち仁であり施政者の義務であるとするこの期の支配階層の倫理観に基づく施策を賀島兵介は田代領で忠実に実行したともいえる。

ところで、賀島兵介が田代領に赴任していた期間中の業績を「基肄養父実記」「磯野寿延記」「日記抜書」などからみると、風俗矯正、困窮者の救済、堤川普請の振興などを借銀米の整理ということと共に力を入れていることがわかる。

郷村をよく廻って実情を把握し、洪水や町方の焼失などに際しては飢餓米を出し、合力人を集めて復興につとめている。延宝期における事業の主要なものを表示すると表VI-9のようである。

この施政によって、全国各地で多くの餓死者を出した延宝八年(一六八〇)の風水害の折にも、田代領では餓死者がなかったといわれている。⁽¹³⁾

注(1) 「基養提要」

(2) 「博多田代書状」寛文六年九月十五日



写真VI-10

厳原町海岸寺にある賀島兵介の墓

- (3) 「日記抜書」〔鳥栖市史資料編〕第一集 四頁
- (4) 同書 二〇頁
- (5) 「基肆養父実記」〔鳥栖市史資料編〕第二集 五四―五五頁
- (6) 同書 一二頁
- (7) 「磯野寿延記」〔前掲資料編〕一一二頁
- (8) 「田代壁書之控」延宝六年九月
- (9) 「基肆養父実記」〔前掲資料編〕六〇―六三頁
- (10) 「磯野寿延記」〔前掲資料編〕一一四―一一五頁
- (11) 同書 一一三―一一四頁
- (12) 「賀島兵介言上書」〔日本経済叢書〕第二六卷所収
- (13) 「御巡見上使御問庄屋町年寄返答之書附」〔延宝九年〕

8 延宝・天和期の貢租制度

(1) 郷村の貢租

前述のように、延宝期から天和期にかけて田代領の困窮を救う政策が実施されているが、ここで田代領の支配機構と租税制度がどのように構築されていたかについてみよう。

さきに、寛文期における貢租の在り方についてみたが、延宝期には、貢租体系の見通しがつくので、それにふれておこう。延宝七年(一六七九)の養父郡牛原村の「米定御物成目録」を示すとつぎのようである。⁽¹⁾

- 一 田高四百四拾八石壹斗五升壹合 (本高開方発方畠高
畠屋舗出目高共ニ
辰年新開高末ノ年
より本高ニ入)
- 一九斗

メ高四百四拾九石〇五升壹合

内

- 壹斗八升五合 年々川成
- 貳斗壹升 古賀村堤下ニ成分
- 三石壹斗〇七合 空屋舗畠高ニ入

式拾石七斗壹升四合 当毛捨り

ノ高式拾六石式斗壹升六合 引之

残現高四百拾式石八斗三升五合

御物成米式百拾六石七斗三升八合四勺 御免五ツ三分五厘

此口米七石八斗〇式合六勺 石ニ付三升六合

一畠高五拾七石式斗四升式合

内

壹石三斗式升九合 永荒

式拾石壹升式合 畠を田ニ仕分

壹石四斗六升式合 畠を屋敷ニ仕分

八石八斗九升壹合 当毛捨り

ノ高三拾壹石六斗九升四合 引之

残現高式拾五石五斗四升八合 毛付

御物成大豆六石〇三合八勺 御免式ツ三分五厘

此口豆式斗壹升六合壹勺 石ニ付三升六合

米 豆 惣合式百三拾石七斗六升〇九勺

右之米豆、当毛上以御見合御免相被仰付、慥請合申上候

これは穂検見段階の物成目録であるが、まず田畠で耕作できないところや地目の変更のあったところを書き上げ、ついでそれに穂検見に基づく損耗分を算出している。これを田代領では捨りと称した。これは高を捨てるということからきたものといわれるが、いわゆる高内引に相当する。田畠高から地目変換分の高や捨り高を引いた残高（毛付高）が年貢課税高となり、それに免率（年貢率）をかけたものが、物成高つまり年貢米高となっている。免一ツは高一石につき租米一斗を納めることを意味しているから、免五ツ二分五厘は高一石につき五斗二升五合を納めることになる。

畠の場合は大豆が物成として納められている。

田と畠にかかる物成は本途物成といわれているが、この本途物成の外に小物成と称する雑税があり、田代領では延宝段階ではつぎのようなものが課せられている。同じく牛原村の延宝七年の例をとれば⁽²⁾

米九斗三升三合六勺 秋山口

同式斗六升 伯楽米

同三斗 出目米

銀四拾八匁七分六厘五毛 藪運上銀

門芋壹貫八百拾四匁

大麦四石四斗九升式合五勺 御用作夏山口

小麦壹石壹斗九升式合五勺 御用作

米三石七斗九升五合 御種子米之利

但延宝六年より御赦免

右同断

秋山口とは、領内の山で萱や薪用の山木・柴を伐ったことに対する運上米のことで、毎年高に割付けて掛けられるものであり、伯楽米は牛馬の治療費に当てるもので、その由来は、田代領には伯楽(馬医)がいなかったために他領から呼び寄せて治療を受け、そのため多額の費用を要していたが、たまたま織部という上手な伯楽が来たので、この織部に伯楽を申付けたら運上を差出すと願ひ出たことにあるといわれている。⁽³⁾ 敷運上は承応二年(一六五三)に敷地に検地が行なわれ、それ以来運上銀が課せられるようになった。⁽⁴⁾

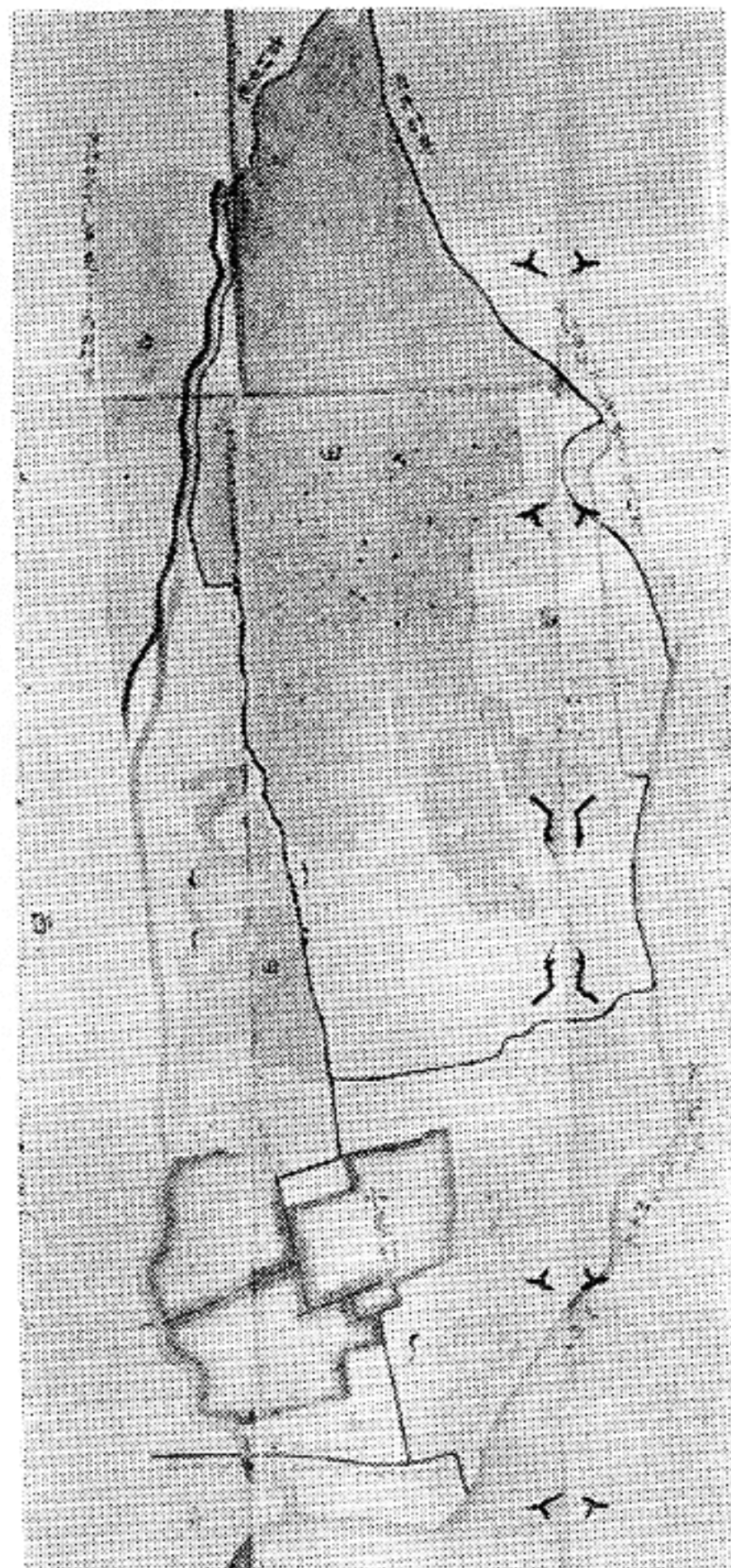
夏山口は、領内の山々で草刈りをするときに草山運上として出す麦といわれ、高に割付けて掛けられるものである。御用作は、上り田畠に麦を蒔かせて、その収穫麦を代官屋敷の入用に当てたことに由来し、上り田畠が農民に分与された後も、麦を納めることは続けられたので御用作といわれてきた。⁽⁵⁾ 御種子米は、寛永十三年(一六三六)に種子米として四五〇石が田代領内に貸付けられたので、その利子として一年に三割ずつ納めてきたものであり、延宝六年(一六七八)には永年にわたって利米を納めてきたことから農民の願ひ出により廃止された。樹木運上銀は村々の樹木一本につき何匁と定められた運上である。しかしこれは、田畠、屋敷、藪などに年貢・運上がすべてかけられている上に、更に樹木まで運上をかけるのは二重取りであるとの訴えによって延宝六年(一六七八)に廃止された。⁽⁶⁾ 出目米は、手代が年貢米を計っている折に俵からもれ出た米を村々で取立てておき、それを手代へ渡していたことに始まるが、いつごろか手代だけでなくて、扶持人全員に渡すようになり、村々がそのために出す米のことである。門芋運上は、船網用のもので、とくに藩主の御座舟の網用とされ、他藩の農民が出す公役馬に相当するものといわれている。⁽⁷⁾

以上がこの当時における小物成と他の租税で、天和元年(一六八一)九月二十三日に巡見上使に答えたなかで小物成として、秋山口、伯楽米、夏山口、御用作麦、門芋をあげている。⁽⁸⁾ その場合、高百石につき秋山口は三升三合九勺、伯楽米は六升五合九勺、夏山口は大麥七斗壹升六合五勺、御用作は大麥三升八合壹勺、小麦壹斗八升三勺、門芋は三九六匁八分と計算している。ところでこの五種類の小物成のなかで、伯楽米と御用作麦は正保三年(一六四六)の郷村高帳に記載がないので、それ以後に課せられるようになったとみなされる。⁽⁹⁾

以上の小物成のほかに高掛物としては延宝九年(一六八一)の巡見上使への返答では公役代米があげられている。川普請や道橋修理にさいしては従来領内から夫役を徴収し、また紙、糖、藁など現物を納めさせていたが、それを改め、米で徴収するようになったもので、延宝九年の折には、高一〇〇石に四石の割合で出している。公役代米がいつごろから田代領で徴収されるようになったか明らかでないが、少くとも万治二年(一六五九)ごろにはすでに納められていたようである。⁽¹⁰⁾ 公役代米が納められるようになる前の夫役と現物納の品物を示すと表VI-10のようである。田代領内の郷普請などの夫役にはいにおよばず、博多に設けられた蔵屋敷の費用や普請夫役が徴収されており、また現物納も紙、草、糖、縄、蕪、野菜、薪と多くの種類におよんでいる。とくに夫役が徴収されることは農民にとってはかなり負担であった。そこで夫役の代りに米を出して人夫入用の時は日傭でまかなうようにしたのである。しかし、この場合も幕府役人や大名が通交する折には宿所と道橋の修理および人馬運送を行ない、また代官交代の折にも博多まで送迎する人夫は出さねばならなかった。

以上のほかに、返礼米(御礼米)がこの時期にはあったが、これは賀島兵介の田代領での施政に報いるために設けられたもので、貞享元年(一六八四)から始まり、一五〇石を納めている。⁽¹¹⁾

四・五四(二ツシ)角、深さ五寸四歩八厘七毛(二六・六二五(シ))のものをを用い、この三杯したものを沓俵としたが、三俵ではぼ沓石に相当した。それゆえ京枡では一俵は三斗三升三合三勺になる。つまり納枡一杯は京枡一斗一升一合一勺に相当する。貞享二、三年に京枡と焼印を押しした枡を使用するが、これも以前の



写真VI-11 元禄絵図による水屋村

ところで、以上のような年貢米は、寛永、正保期ごろまでは田代から博多まで陸路で運ばれ、そこから対馬まで船で送られていた。この体制は慶安四年(一六五二)ごろからは改められて、田代領水屋村から橋津・川口・嶋原・樺島・松島・平戸田部・壱岐渡良・勝本と、有明海を経て長崎・壱岐を廻る航路に変更されたが、対馬の位置している地理的關係から、年貢米運送は船便に依存することが多いため、規定の年貢量の他に一割増しの年貢徴収が行なわれていた。⁽¹³⁾

この制度の始まりは、博多経由で運送されていた段階からで、海上運送に際して濡米、欠米などが生じてくることに對する補償として行なわれたもので、この徴収は年貢徴収に際して使う枡で操作した。横壱尺壱寸四歩(三

表VI-10 公役代米になる前の雑役税

額	内 訳
1. 米 58石6斗4升6合7勺	京 夫 米
1. 同 32石4升	田代屋敷の走番9人の兵糧
1. 同 27石	同9人分の給分
1. 同 12石	博多御蔵番の走番4人給分
1. 同 14石4斗	同4人の兵糧
1. 同 7石2斗	博多蔵元野菜代
合 米 151石6斗4升6合7勺	
1. 銀 1貫200匁	博多入木代
1. 同 100	田代屋敷置代
1. 薪 1620荷	田代屋敷入木
1. 代官屋敷入用次第人馬出す	1. 代官屋敷用野菜出す
1. 藩主下国の時相ノ嶋まで大庄屋3人、別当、座親兩人参上の折の路銀、舟賃、薪、野菜、炭出す	1. 相ノ嶋宿拵
1. 博多蔵元堀普請夫	
1. 郷内の川普請夫	
1. 河内村津出之事	
1. 洪糸代	1. 御馬屋入草
1. 平 米	1. 糖
	1. 繩
	1. 蕨
	1. 菰
1. 御上使上下のとき、宿拵、道普請、野菜、人馬出す	
1. 代官交代の折、送迎用人馬入用次第出す	
1. 博多津出し戻馬100疋出す	

注 「田代覚書」

田代納枘と実体は変わらなかった。こうして、枘の操作によって、一割増しの年貢が徴収されていた。⁽¹⁴⁾
 なおこの年貢米運送に関することでは、農民は船運賃をも負担していた。これは、さきの年貢米が陸路で博多まで運ばれ、それから対馬に送られていたのを、水屋村より有明海の大廻りにしたとき、農民側が運賃を半分負担することを条件にしたためであり、一俵につき壹匁八分の船運賃がかかっていたので、その半分を農民側が出していた。⁽¹⁵⁾

(2) 田代町・瓜生野町の状況と町方の貢租

以上が、郷村にかかる本途物成、小物成の高掛物などであるが、この郷村のほかに田代町・瓜生野町にも色々な貢租がかけられていた。

町屋敷においても、田の場合と同じように、石盛(斗代)がつけられて年貢米を納めていた。しかし、居屋敷は地子銀がかけられていた。このほか、町方には、商売に依りて運上銀がかけられていた。

この時期の両町の状況についてみておこう。

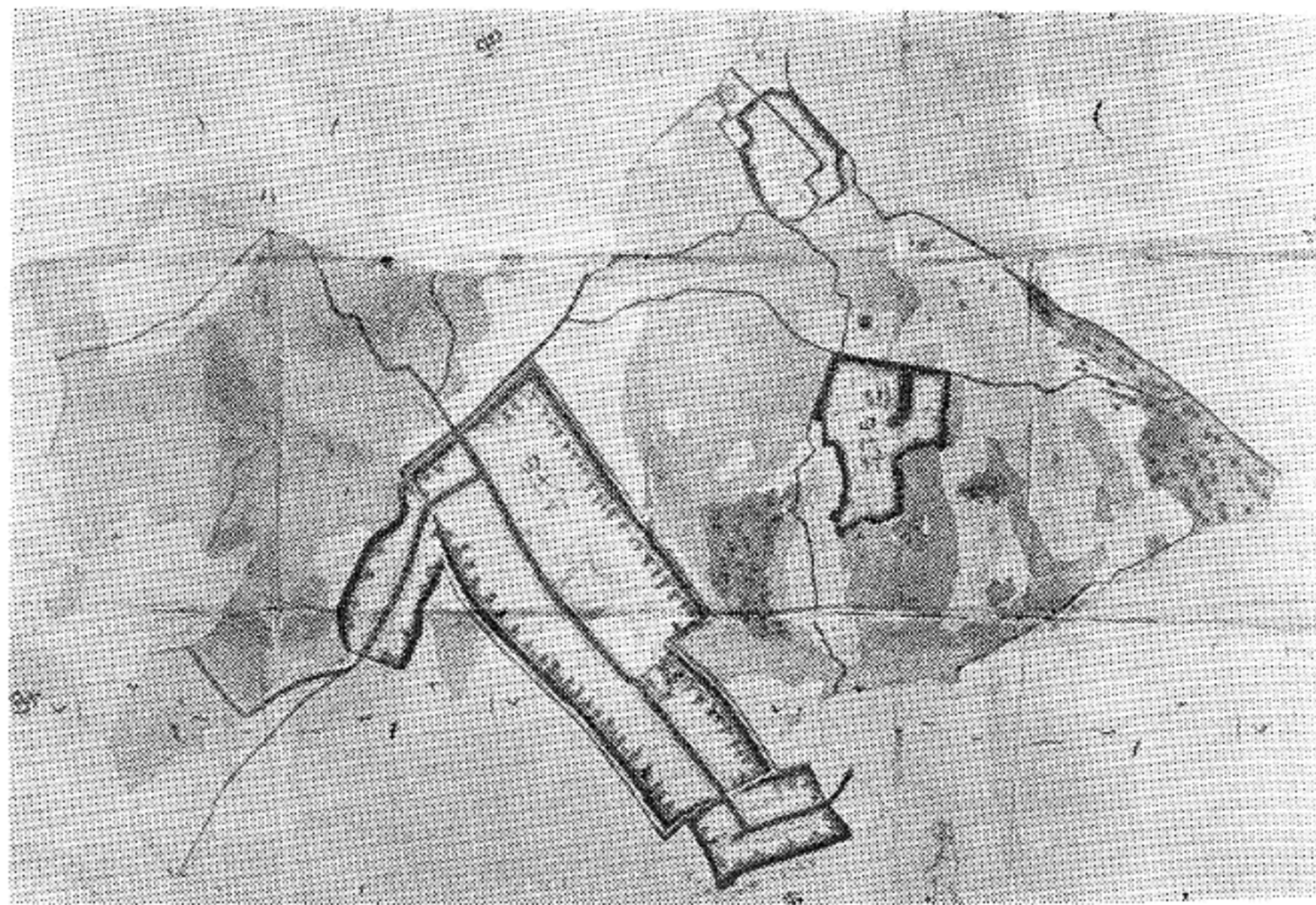
田代町は、天和元年(一六八一)ごろには二七二軒、人口一、〇八〇人、馬七九疋、牛一二疋であって、町の長さは一〇町(約一、〇九〇)から成っていた。また瓜生野町は一四五軒、人口六一一人、馬三二疋、牛三疋であり、六町(約六五四)ほどの長さであった。そして、市が立つ日は田代町は三日、六日、九日、十三日、十六日、十九日、二十三日、二十六日、二十九日の九斉市であり、瓜生野町は一日、四日、七日、十一日、十四日、十七日、二十一日、二十四日、二十七日と同じく九斉市であって、二つの町で市が重なることがないように市立がなされていた。この市には、薪、野菜、縄、こも、蕨、糖、藁、塩、布、木綿、芋、茶、紙、たばこなどが売られ、近隣から人々が市日に来ていた。⁽¹⁶⁾

田代町には代官所があつて、いわば田代領の中心地であり、長崎街道に位置していたために、通行人の荷物を運ぶ馬がおかれ、さきのように天和期には瓜生野町よりも二倍以上の馬がおかれて、馬さしと呼ばれる者が二人いて散使と共に荷物、人馬の手配をしていた。

しかしながらこの頃は、田代町、瓜生野町ともに商業取引においては問屋と呼ばれるほどの商家はなく、商業取引もそれほど大きくなかった。

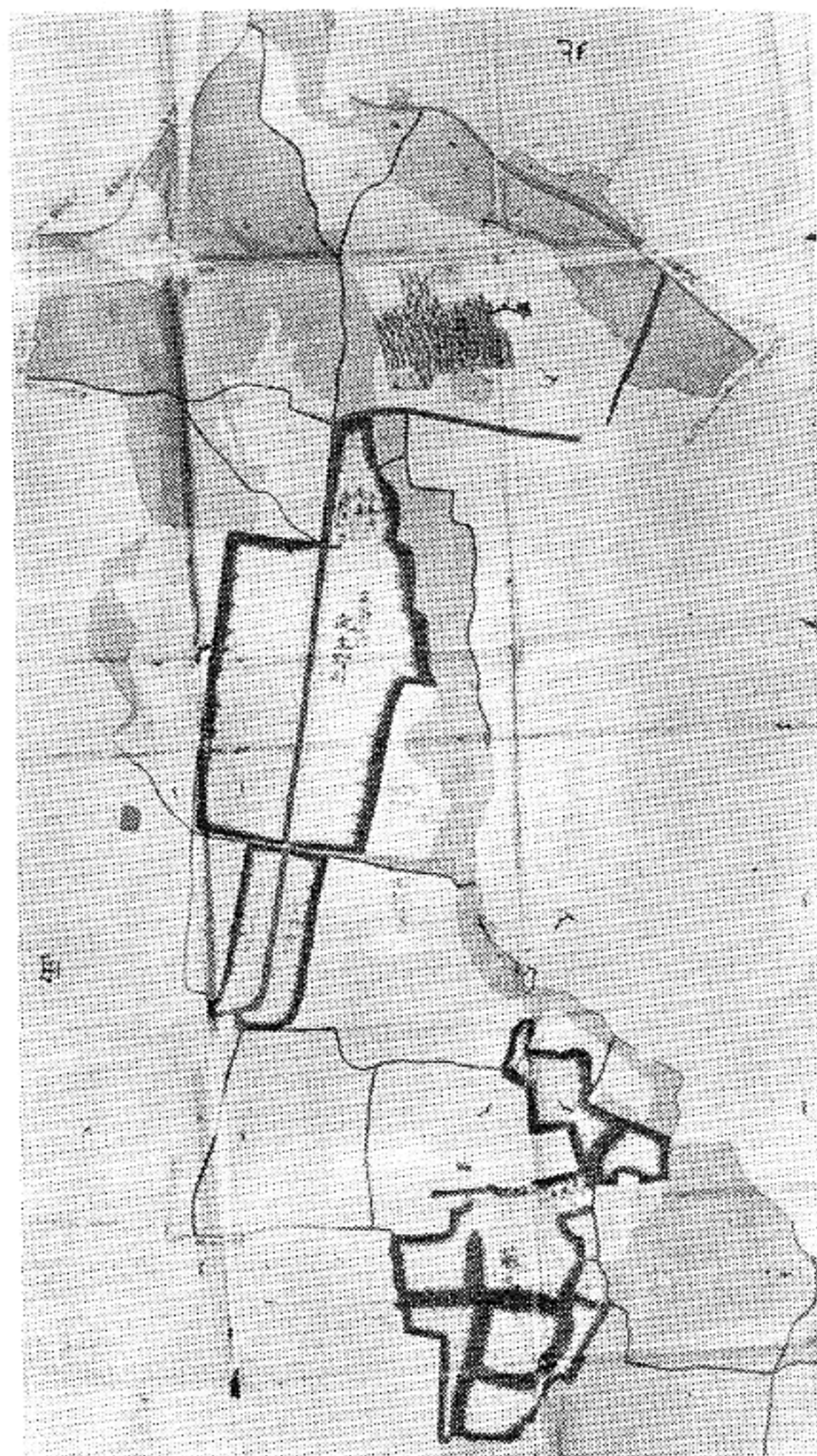
ところで正保初年ごろから町方の整備と発展があつた。正保初年から明暦初年ごろまでに田代町西の構口^{かまぐち}を南につけかえたために、田代町から佐賀領の轟木町への道と瓜生野町までの道が新しくつけられた。

田代昌元寺町は承応二年(一六五三)ごろ、同横町、外町は明暦元年(一六五五)ごろまでに町並ができたといわれている。⁽¹⁷⁾なお他に、正保初年以後できた新しい町方は長野村の今町、宮浦村の木山口町、城戸村の白坂町で、これらは寛文期ごろまでにできたといわれ、永吉村の赤坂町は貞享期ごろまでに形成された。⁽¹⁸⁾



写真VI-12 元禄絵図による田代町と田代村(現在の田代本町)

と課せられるようになった。
 対馬領で宗義真が行なった寛文改革は、対馬藩の藩政確立の画期をなすものであったが、この寛文改革の影響は、先述のように、田代領内の困窮化をまねき、延宝期にその手直しのため領政改革が行なわれたが、これなどは田代領に対する対馬本領の支配が寛永段階で整い、対馬本領での諸政策が田代領に直接影響するようになったことを示している。それゆえに、承応四年（一六五五）に年貢米が水屋村より有明海を経由する大廻り航路が設定されたことや穂検見体制がすでに施されていたことなどからして、寛文期以前に、田代領では支配体制や郷村・町方の貢租徴収体制



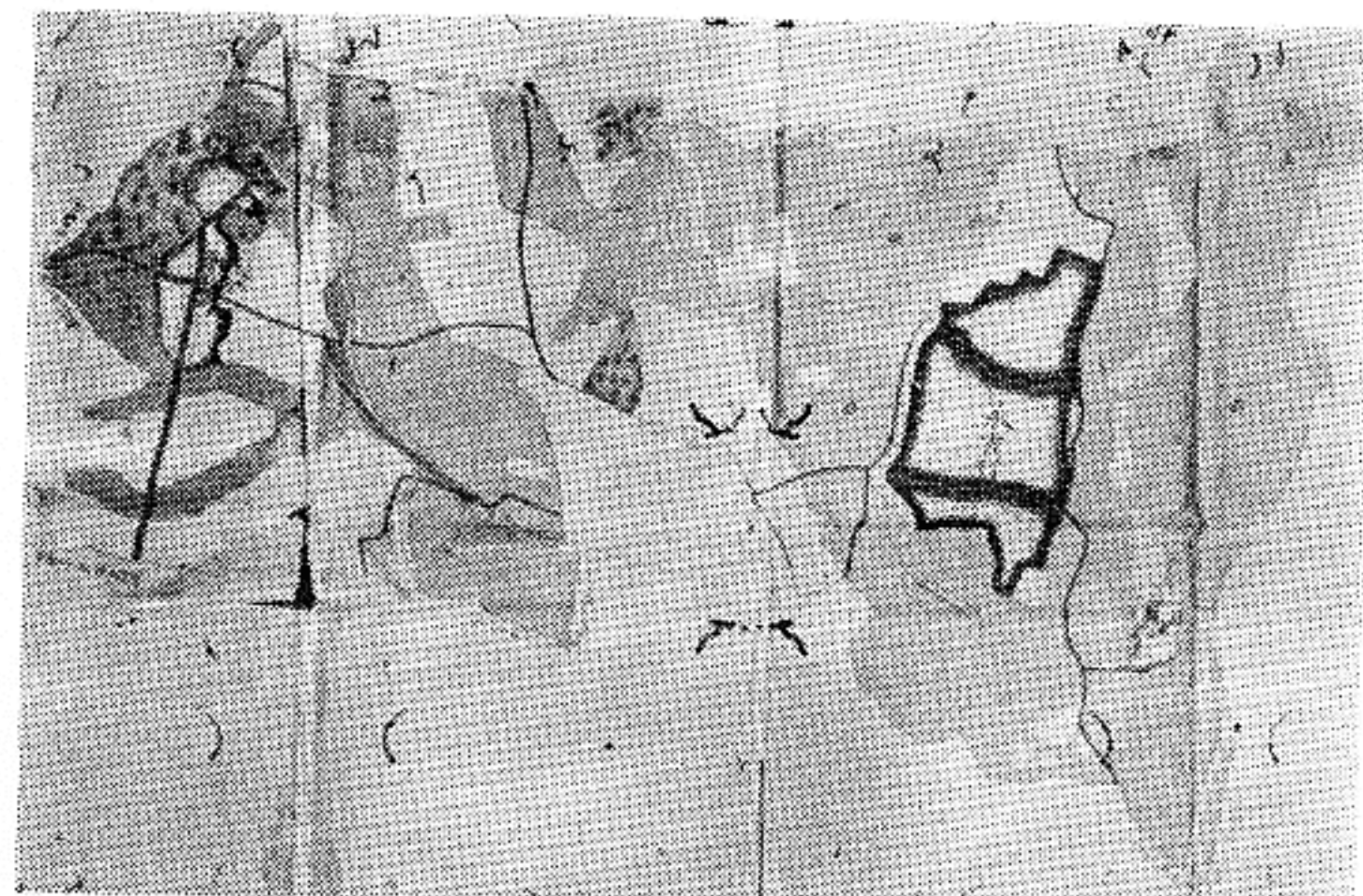
写真VI-14

元禄絵図による瓜生野町（現在の太正町、本町、元町、秋葉町などの一部）と藤木村（下方）

このように、町方においても次第に田代町の構口の変化にみられるように、正保期ごろから新しい町作りが行なわれてきたが、この過程のなかで、町方にかかる租税も新しい種類が追加されてきた。延宝九年（一六八一）に課せられている運上は酒屋運上、糶屋運上、紺屋運上、鍛冶屋運上、油屋運上、場計運上、塩運上、たばこ刻運上、鳩網札運上、高締さし運上、小締さし運上などであった。
 運上銀から商売軒数をあげればつぎのようである。酒屋は領内で二一軒あったが、そのうちで田代町は一〇軒、瓜生野町は七軒であり、両町で一七軒と領内の酒屋は殆んどが町方に集中していた。糶屋は八軒、紺屋は二五軒、大工二二人、鍛冶屋七軒、油屋八軒、市に出す穀物を計り蒔についた残米を得る場計は二人、たばこ刻は田代町に六人、瓜生野町に二人、塩売は田代町に三七人（この場合、瓜生野町不明）といったところであった。⁽¹⁹⁾

さきあげた運上銀は、正保元年（一六四四）ごろは課せられていないので、それ以後新たに設けられたものであり、町方整備のなかで、これらの運上銀を課する体制ができあがってきたとみなされる。⁽²⁰⁾

以上のように、郷村および町方においても、寛永十三年（一六三六）以降、田代領における代官支配の体制が整備されるにともない租税制度も整えられて、物成や小物成、高掛物、運上銀など江戸時代における主要な貢租はほとんど



写真VI-13 元禄絵図による永吉村（右）と赤坂町

は出来ていたとみなされる。

- 注
- (1) 「磯野寿延記」〔前掲資料編〕一〇七一—一〇八頁
 - (2) 「同書」一〇八一—一〇九頁
 - (3) 「御巡見上使御問庄屋町年寄返答之書附」(延宝九年)
 - (4) 「御領中略記」 (5) 「田代覚書」
 - (6) 「基肆養父実記」 (7) 「田代覚書」
 - (8) 「御巡見上使御問庄屋年寄返答之書附」
 - (9) 「肥前国基肆一郡養父半郡宗对馬守領分」
 - (10) 「田代覚書」
 - (11) 「基肆養父実記」〔前掲資料編〕九二—九三頁、「基養提要」、「对馬守領分肥前之内基肆養父小物成仕分帳」(元禄十三年)
 - (12) 「田代博多書状」
 - (13) 「田代覚書」、「田代博多書状」
 - (14) 「磯野寿延記」〔前掲資料編〕一三六—一三七頁、「田代覚書」
 - (15) 「田代覚書」
 - (16) 「御巡見上使御問被成候時御答可申上次第覚書」(享保二年)
 - (17) 「田代覚書」
 - (18) 「宗对馬守領肥前之内基肆壹郡養父半郡変地目録」(元禄十三年)
 - (19) 「御巡見上使御問庄屋町年寄返答之書附」(延宝九年)
 - (20) 「基肆養父郡諸運上定、同取立帳」(元禄十三年)

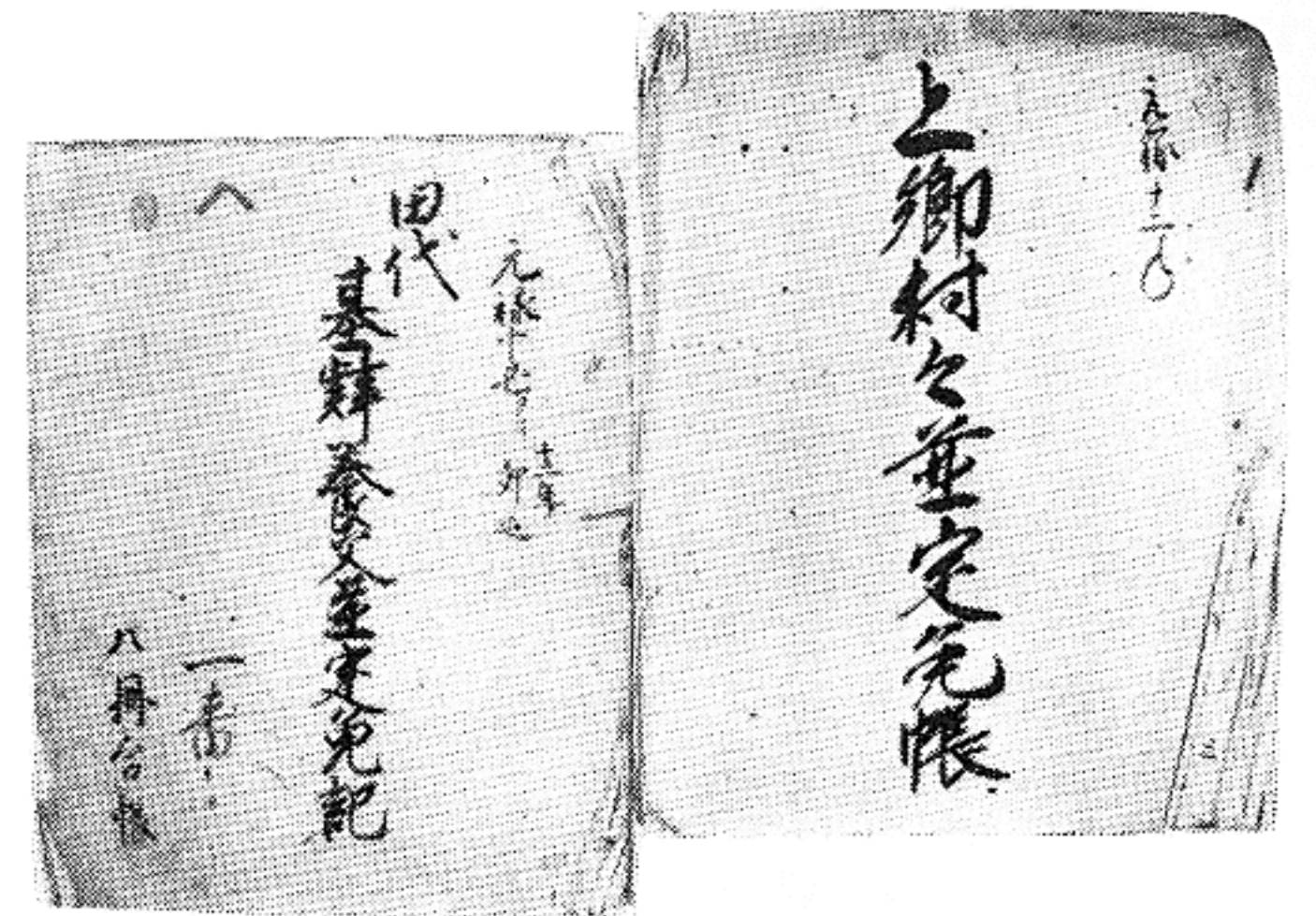
9 定免制の実施

(1) 定免制の確立過程

さきに田代領の貢租制度についてふれたところで、物成賦課の方法は穂検見によって免相を決定していたことをみた。この体制は元禄十二年(一六九九)に定免制に改められた。定免制は毎年の米の出来高に基本的には関係のない年貢率で年貢を賦課するもので、この定免制の採用によって、元禄十二年から田代領は年貢率が基本的には一定となり、農業生産力の上昇による収穫の増加分は、農民の手元に残る可能性が強くなった。

元禄期は幕藩制からみると、元禄文化の繁栄に象徴されるように、発展の一面期をなした段階であり、農業面においても扱箸^{こまはし}から千齒の採用によって、収穫労働が一段と効率的となり、また脱穀においても千石通し、万石通しの開発によって能率が上がり、農業生産力が著しく高まった時期であった。

全国的にこのような状態であったなかで、対馬においては寛文改革を行ない藩制の確立に努力した宗義貞が、元禄五年(一六九二)に隠退し、義倫^{よしゆん}が封を継いだ。義倫の代には壁書が定められ新たな郷村統制が行なわれた。元禄七年、義倫の死去に伴い義方^{よしむち}が封を継ぐという藩主の交替があった。こうした状況のなかで元禄期では陶山訥菴が、宮崎安貞著「農業全書」を島内に広め、元禄十二年、彼が郡奉行になってから猪鹿追いなどを行なって、農業の振興に



写真VI-15 63年間の平均年貢率についての記録

努力した時期であった。

田代領での定免制確立過程をみる前に定免制以前の穂検見制について概観しておこう。穂検見制では、その年の田代領における田畠の作柄をみて、今年は何分の出来と定め、つぎに各村々の作柄を見分して、各村々の出来ぐあい（年貢率）をはかり、さきに定めた領内作柄度と村作柄度との差を勘案して免相をきめていた。この場合、村々の免相を決定する基準になる田畠の作柄度を定めるのは、直接的に免相に影響するだけに困難であった。そこでつぎのような方法がとられていた。つまり基肄郡上郷、同下郷、養父郡一郷の三郷のなかで、一郷ごとに大庄屋と庄屋が寄合い、各村について田地一筆ごとに上の出来、中の出来、下の出来と定め、その上でさらに村々の作柄を一の出来、二の出来、三の出来など作柄に応じて四等級を定めた。こうして各村の作柄が定まるとそれを代官所に書き上げる。それを代官は対馬からきた惣穂検見役二人とともに三郷の大庄屋を連れて村々を廻り、さきに書き上げた作柄の算定を更に検討する手順をふんだ。これを惣穂検見と称した。いわゆる大検見に当たる。このように、まず村のその年における作柄等級を定め、つぎに村内の田畠ごとに作柄について上・中・下の等級を定めた。そして村位、田畠の等級に応じて定められている年貢高を納める仕組みであった。⁽¹⁾

免相が最終的に決定するまでにはなお捨り穂検見といわれる手続きを要した。これは水損・旱損などによる不作田

畠の作柄を更に細かく調べた上で、その不作度にしたがって一捨り、二捨りと年貢控除等級を定め、村高から捨り高を引いた高に免相をかけて年貢高を定めるという手続きであった。⁽²⁾

捨り高はつぎのようにして定められた。検地によって上之村、下之村と村位が定められていたが、そのなかで各村の上田、中田、下田の一坪標準出来高を設定し、それと実際の収穫高との差より決定するという仕組みである。上田一坪で収穫できる粃の標準出来高を一升三合六勺と定め、これを基準にして、一升三合六勺減、つまり基準高より一割減の場合を一捨り、二割減のときを二捨りと称するものであり、当然ながら九捨りまで設けられていた。（いま上・中・下の各村位の標準出来高を示しておく）つぎのようであった。上の村上田一升三合六勺、中田一升二合、下田八合、中の村上田一升二合八勺、中田一升二合、下田七合二勺、下の村上田一升二合、中田一升四勺、下田六合四勺であり、いずれも粃の出来高である。）

捨りの下見は各村の庄屋が行ない、それを代官所に書き上げ、代官はそれにもとづき捨り地の見分けを行ない、庄屋下見の適不適を見分して最終的な捨りの等級を定めることになっていた。⁽³⁾

この捨りの決定によって最終的に年貢高が定まるが、問題は惣穂検見と捨り穂検見との間に多くの日数を要することであった。惣穂検見が早く行なわれても、捨り穂検見に日数がかかり農作業などに支障が多かった。

なおこの穂検見は延宝期ごろまでは穂の出来ぐあいを見るだけのものであったが、貞享初年ごろからは検見が厳しくなり、捨り穂検見の場合は、一坪刈を行ない基準量との差を厳密に出し、捨りの等級をつけるようになった。⁽⁴⁾ こうして穂検見のときは、毎年対馬より穂検見役として二人が派遣されて代官と共に田代領内の穂検見を行なって最終的な免相を定めることになっていた。

以上が田代領内における穂検見の在り方であった。惣穂検見から田の捨りの決定、畠の穂検見が終るまでには、五

〇日以上を要しており、その間、農民は収穫などに多くの支障を蒙っていた⁽⁵⁾。ここに穂検見制から定免制へ移行することを農民側が積極的に願い出る要因があった。そこで以下定免制に変わってゆく経緯についてみてみよう。

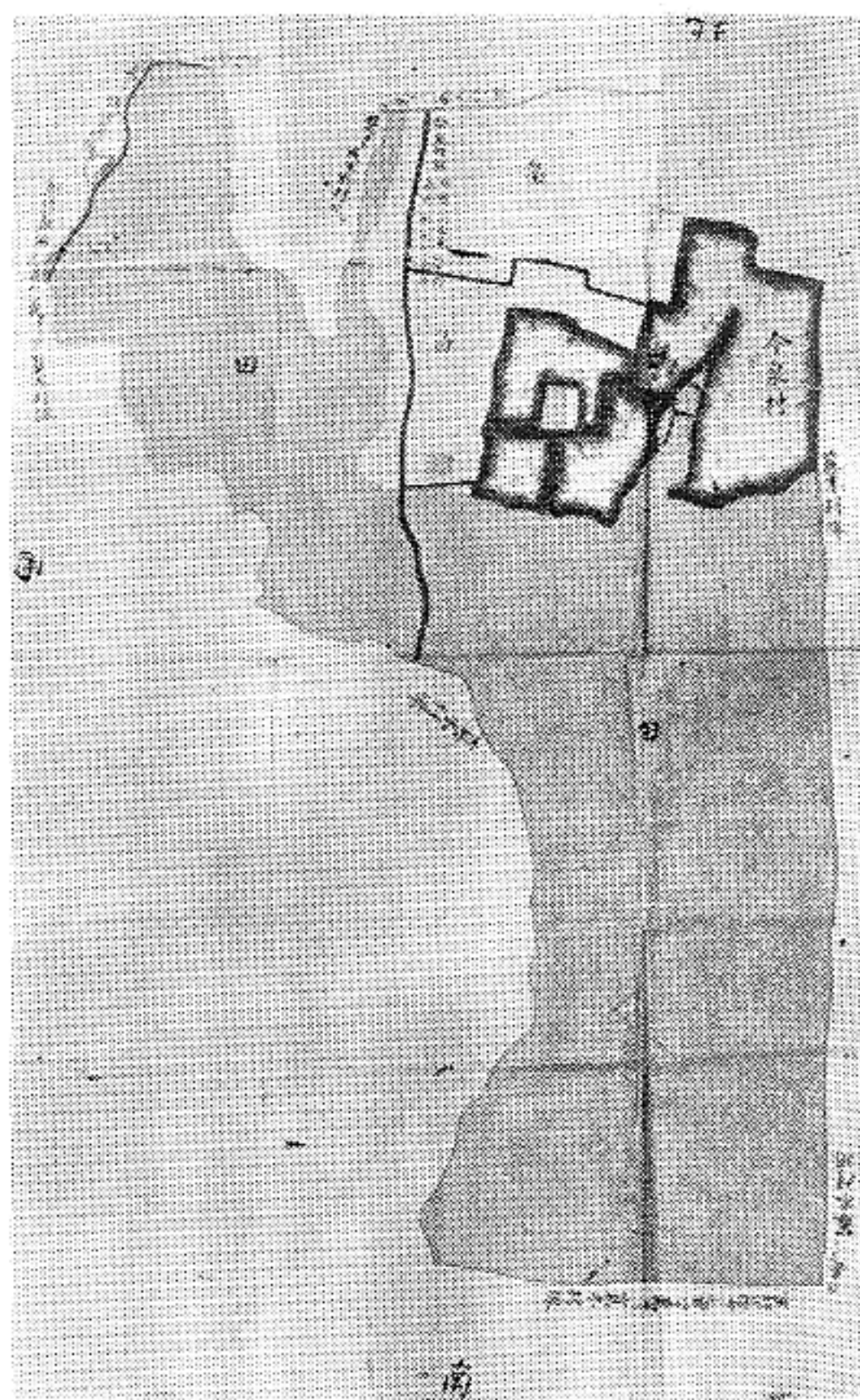
元禄十年(一六九七)五月十日に、三郷の大庄屋、庄屋が連名で、田代代官所に穂検見制を定免制に改めることを求めた要望書を出した。⁽⁶⁾

その骨子はつぎのようなものであった。つまり、一、穂検見に多くの日数を要し、それは毎年惣穂検見の下見より捨り穂検見まで五〇日ほどにおよんでいる。このため田畠の作物は鳥獣に食い荒され、または雨露に晒されるために、稲の実入りも悪くなり、農民には至って不都合であること、二、穂検見がながびくので麦の作付が遅れ、それがために麦の収穫も良くないことが多く、少々の捨りがあっても実際には益がない、三、近年は長崎奉行が十月中に上下し、そのさい田代に宿泊するので、宿持、道の掃除、人馬の継立などを必要とし、そのためにかれこれ十日ほどかかりつけになりしごく難儀であり、そのため麦の植付も大変遅れるようになってきている。四、麦の植付けが遅くなるので、その収穫も遅くなり、田稲を植える準備が、そのために十分に出来ず収穫にも差し響くようになってきている。それゆえ、捨りをうけた田畠は、麦の植付けが遅れるところから悪循環になり、豊年のときでも捨りをうけなければならぬ状態にある。また植付けの遅れは、薪の切取り、田ごえの準備などにも支障になることが多い、五、現在の穂検見は、農民にとっては難儀におよぶことが多く、また、耕作に不都合になっているので、最近一〇年間の物成を平均した定免制にしてもらいたい、という内容のものである。

この定免制願いは、田代領全域におよぶことを要求したものであるが、例外として、水損の多い今泉村、酒井村、水屋村、高田村、真木村、赤川村、安楽寺村、藤木村下モ分と、早損がちである藤木村上ミ分を除くことを求めている。

ところで、この三郷の大庄屋、庄屋連名の願い書を受けた田代代官所は、一つの問題点として、凶年によって年貢納入に支障が生じる場合のことをあげ、その対策を求めた。これに対して、大庄屋、庄屋は豊年の折に年貢納入量以上に或る一定の分量を納め、それを凶年の折の備えにすると回答している。

この元禄十四年(一七〇一)に出された願い書について、同年中には対馬から全く返事がなかった。そこで



写真VI-16 元禄絵図による今泉村

翌年に田代代官戸田三左衛門は久留米領荒瀬村と田代領水屋村との間に起こっている水論の件で対馬に渡るにさいして、下郷大庄屋三郎右衛門、水屋村庄屋甚兵衛と農民一人を連れて、定免願いの件を対馬で訴えさせることにした。対馬に渡った庄屋らは勘定所に、下郷大庄屋三郎右衛門が書いた定免願いを提出した。その後、対馬本領側では、陶山庄右衛門を久留米藩との境界争いのために田代に派遣したが、その折に田代領三郷よりの願いは認めにくいので、いま一様の吟味をするように代官に申し渡し、さきの願い書を出した大庄屋三郎右衛門にも同様のことを伝えた。

このように、定免願いが聞き届けられなかったので、三郷の農民は元禄十一年(一六九八)十二月二十五日に再度

の願い書を田代代官所に提出した。田代代官所は、これを翌年の一月十二日に対馬へ回送した。願いのなかで、前回に問題になった凶年の場合について回答し、前回の答えとおなじように、豊作の年に年貢量以上の納越しをして、その部分を凶年用に備えておくということを主張していた。また先述のように捨り検見は貞享二年(一六八五)から、確実にするために坪刈りを行ない、一坪当たりの粃高を計っていたが、その折に粃のしめりなどを考慮して二割増の数量を坪当たりの粃高としていた。その計り方は柵を中高にして計るやり方であった。この中高計りは坪当たり粃高の二割増と二重になり不都合があるので問題となった。それで以後はこれも廃止し、柵計りは一かきを水平して行なうと書き出した。そして定免願につき再度大庄屋一名、庄屋二名が対馬に渡って柵計りについて詳しく申述べたいと対馬勘定所宛の書類を田代代官所に提出した。

この願い書を、代官袖岡正右衛門は、元禄十二年(一六九九)一月二十二日付で対馬藩家老大浦忠左衛門に意見書を添えて渡した。田代代官の意見は、三郷農民の定免願を支持したもので、穂検見は毎年のことなので庄屋百姓はよく知っているが、代官や対馬からくる穂検見役人は必ずしも熟知しておらず、何かと不便なこともあるし、また近年は大名その外の往来が多くて、人馬の御用立が度々であるため、穂検見にも差支えることが多い、定免制になるとこの点の改善ができるので都合がよいというものであった。

この田代代官の意見と三郷大庄屋、庄屋の定免願書を受けとった家老大浦忠左衛門は、同年二月二十五日付でつきのような意見を田代代官袖岡正右衛門に伝えた。その一つは、定免願では水損・早損の多い村は除くとあるが、それは定免から除いた村々に対して穂検見役人を毎年派遣する必要がある。それで水損・早損の村々も定免制にすることができるものか、また定免率がどのくらいであれば農民は引受けるのか、これらについて農民の相談がまとまれば、大庄屋一人、庄屋一人を対馬に寄越すこと、二つは、年貢納柵を改める必要がある、この点をさらに検討

すること、三つは、何らかの名目を設けて年貢米を上げる方法はないかということであった。

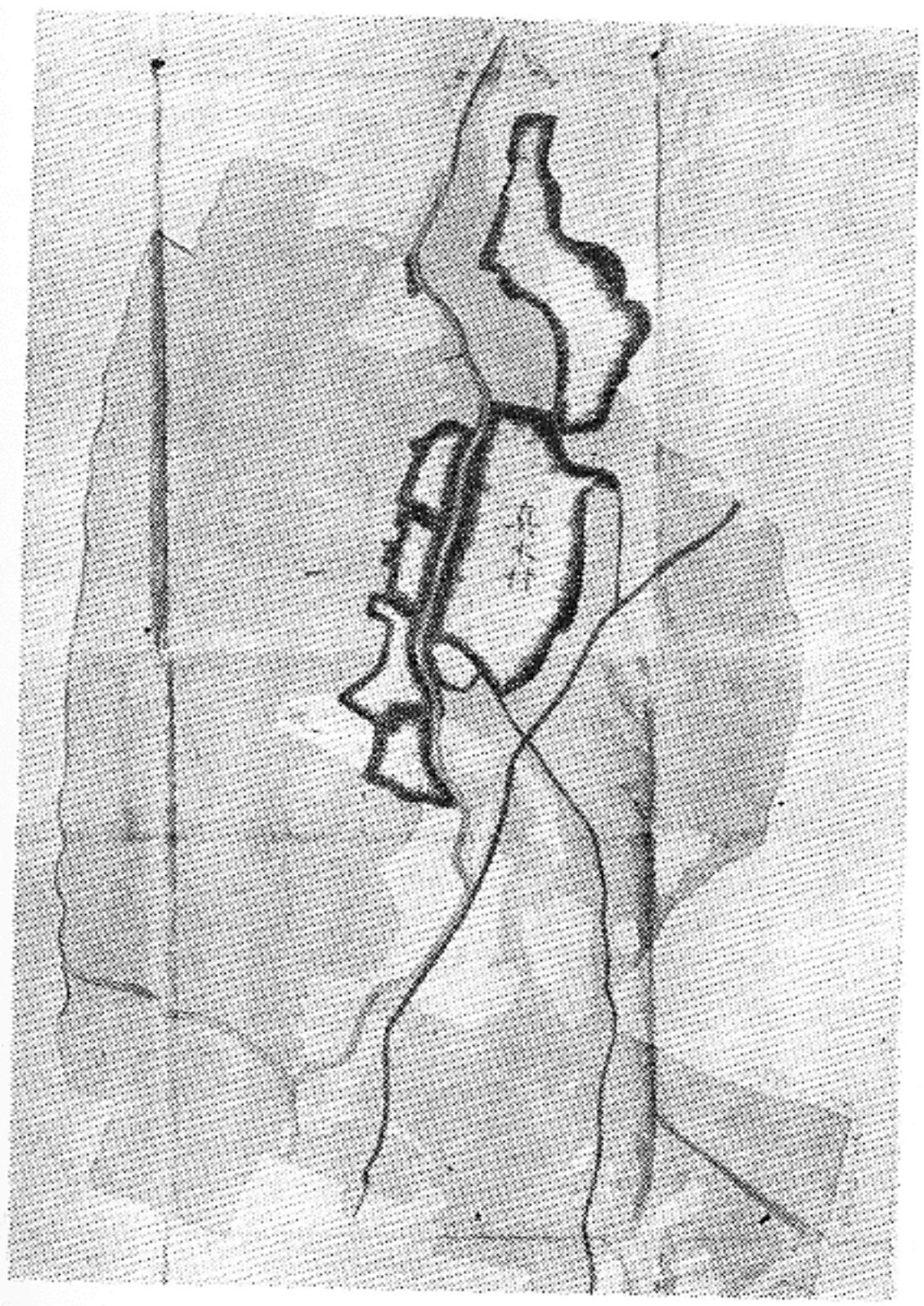
元禄十二年(一六九九)三月九日に、大浦忠左衛門から田代代官所佐役賀嶋権八に定免制の件につき至急対馬に帰るようとの飛船での指示があり、賀嶋権八は十日の朝博多から対馬に向けて出帆した。そして、三月二十一日には田代の下郷大庄屋三郎右衛門、宿村庄屋甚右衛門、城戸村庄屋兵右衛門が対馬に定免制願のために渡った。対馬にきた大庄屋、庄屋は三月二十一日に勘定所宛に願い書を提出した。それは元禄十一年(一六九八)に出した願い書に凶年の折の対策をつけ加えたものであった。その後、一旦田代に帰任していた加嶋権八は四月七日に対馬に帰り、その日に大浦忠左衛門と定免制の件で色々相談している。そして、四月十八日には、対馬に来島していた大庄屋、庄屋は更につきの願いを出した。つまり、さきに出した願い書には水損の多い下村八カ村と早損地にある藤木村上分を定免制から除くということであったが、定免制には九カ村を加える必要があるということから、水損早損の折には同村々の年貢上納を延期させてもらうことを願ったが、これも出来にくいとのことなので、これらの村々が水損早損の折には、上村の地力のよい村々が助け合って年貢不足分を出すことにして年貢滞納がないようにすると庄屋、頭百姓立会の上で相談したので、田代領内一統定免制にしてほしいというものであった。

同年四月二十五日に対馬に渡っていた大庄屋、庄屋は勘定所に寄び出され、願いの通りに定免制にすることが申し渡された。その折に年貢上納において慣例であった年貢量の一割増し上納の在り方を、定免制施行に際しては、正式化して年貢率にくりこむことが伝達された。定免制の採用に当たって、一定の年貢高の決定が必要となるが、それは寛永十三年(一六三六)から元禄十一年(一六九八)までの六三年間の年貢量を平均したものとした。その結果六、五九一石八斗一升七合五勺四才を定免年貢高と定めた。

四月二十六日に、大浦忠左衛門は対馬に帰っている賀嶋権八を呼び、一、定免制にすること、二、年貢率を一割増すこ

と、三、今迄の納榖は京榖で一斗一升に当たっていたが、今後は京榖で一斗榖にすること、この三点を申しつた。定免制の願がかなえられたので、同年五月五日に賀嶋権八が、ついで同月八日に大庄屋、庄屋は対馬を去り、田代に向かった。そして田代に帰任した賀嶋権八は代官袖岡正右衛門と共に、三郷の大庄屋、庄屋および田代、瓜生野両町の町役人を呼び寄せて、定免制にすることを申し伝えた。

ところで、この定免制の採用にさいして、さきの定免制願書のなかで、除外するとしていた九カ村のうち酒井村、水屋村、高田村、真木村、今泉村、藤木村から同年七月五日から十日にかけて基本的には定免制を受け入れることを



写真VI-17 元禄絵図による真木村

関係農民の連名で、養父郡大庄屋八郎右衛門に申し出た。これは、これら村々が水損地・旱損地であるため、定免制による年貢率を寛永十三年(一六三六)から元禄十一年(一六九八)に至る六三年間の年貢率の平均よりも、低くすることが話し合いされた結果によるものである。例えば水屋村では六三年間の平均率は田二ツ三分二厘(二三・二釐)畠一ツ八分七厘(一八・七釐)であるが、こんどは田で一分二厘(一・二釐)畠で七厘(〇・七釐)減じたのを定免制下の年貢率に改めるようにした。

しかしながら、定免制受入れについては六カ村から条件がつけられていた。条件とはつぎのような内容のものであった。

つまり、従来凶作の年には飢飯米をもらっていたが、定免制になれば、それが打切られるとの話もあり、水損・旱損の多い土地柄であるため今後いつ凶年になるかわからないので、凶作の折には飢飯米がなければ生活してゆけないので、もし飢飯米、植付用種子米などの支給が今後ないのであれば、定免制は受け入れられない、というものであった。

この訴えは六カ村ごとに庄屋、組頭、農民が連名して養父郡大庄屋八郎右衛門に宛て元禄十二年(一六九九)七月十日に出しており、六カ村合計では庄屋・組頭・農民六〇四名に達し、訴状には「此後飢飯米、植付兵糧米不被仰付候ハ、定免御請合申上義不罷成御事ニ御座候」と述べていた。

養父郡内六カ村の訴えに対して、対馬では元禄十二年に、郡奉行になった陶山庄右衛門をはじめ勘定所役人ならびに田代代官や佐役職を勤めた滝六郎左衛門(田代代官在職期間、貞享四年(一六八七)―元禄四年(一六九二))・戸田三左衛門(同、元禄八年(一六九五)―元禄九年(一六九六))・大浦平蔵(同佐役在職期間、元禄八年(一六九五)―元禄九年(一六九六))が相談し、飢飯米は普通では支給しないもので、飢饉に瀕していることが調査の上で判明したときだけのものであるので、この訴えは取上げないことに決めた。同年八月二十三日に家老杉浦頼母から勘定所役人へ正式の六カ村の訴えは、「吟味ニ及義ニ而無之故(中略)願書爰元へ罷渡居候庄屋共へ可被差返候」(基肆養父定免記)とした覚書を渡し、六カ村の訴を却下する旨を伝えた。そして対馬にきている養父郡大庄屋八郎右衛門、酒井村庄屋甚八にその旨を申し渡した折に「吟味ニ及義ニ而無之」ということ理由を問うた場合の返答用の覚書を渡した。この覚書には、一、凶年の折に困窮するのは下村に限らないし、飢飯米を支給することをきめておくことは不都合であること、二、

表VI-11 定免量の内訳

1. 米	5374石4斗5升3合2勺	63年平均 (本口共)
1. 大豆	618石1斗0升8合2勺	63年平均 (本口共)
合	5992石5斗6升1合4勺	
	599石2斗5升6合1勺4	一割増分
合	6591石8斗1升7合5勺4	

注「田代覚書」

田代領での定免制採用過程は、以上のようなであったが、最終的に田代領で徴収される年貢量は米六、五九一石八斗一升七合五勺四才ときめられた。この計算は過去六三年間の年貢量を平均したものであるが、その計算の内訳を示すところのようである。つまり、表VI-11のように田の六三年間平均年貢量を五、三七四石四斗五升三合二勺とし、畑の分が六八一石一斗八合二勺であり、その合計が五、九九二石五斗六升一合四勺となる。それに年貢量一割増しの分五九九石二斗五升六合一勺四才を加えた合計六、五九一石八斗一升七合五勺四才が定免制下における年貢量とされた

(2) 定免制の内容

飢死者が出るのを代官は見捨てることはしない、三、定免制になれば飢飯米を出さないと代官が話したのは、代官所からの施しを当てにしないで常日ごろ凶作に備えて貯えに心掛けることが大切であることを申し諭したに過ぎないと書かれてあった。

八月二十四日に、勘定所へ八郎右衛門と甚八を呼び出し、前日杉村頼母が伝達したように、勘定所役平田権之允が伝えた。この折に、八郎右衛門は伝達された主旨を書付でもらいたいと申し出たが、これは勘定所役の判断では返答できないとして言明を避けた。八月二十九日に、八郎右衛門、甚八は杉村頼母宅に呼び出され、田代代官での書類を渡し、用件も済んだので、いつでも出船、帰国してもよいと申し渡された。そこで二人は九月七日に對馬を立ち田代に向かった。ところで、田代代官宛には、定免制においては、凶作の折でも農民は相互に助け合うことが肝要であり、それでも救済が出来ないときに飢飯米を出すことであるので、六カ村の訴えは取上げない。したがって、説明書などは出さないゆえ、代官はその主旨を農民によく話すようにと指示をした。⁽⁷⁾

⁽⁸⁾のである。元禄十二年(一六九九)の定免制採用時の田代領の内検高が一万六、三〇九石六斗七升余りであることからすれば、定免制年貢率は四分四厘二毛(四〇・四二釐)になる。村々には、寛永十三年(一六三六)から元禄十一年(一六九八)まで六三年間の平均年貢率(六三年並定免または平均免と称した)と定免率(並定免と称した)とが示された。元禄十二年の「村々並定免帳」によると、平均免よりも並定免が上廻っているのは基肄郡上郷では小倉村、城戸村、奈良田村、野口村、柚比村、金丸村で、下っているのは宮浦村、長野村、永吉村である。また同下郷では、萱方村、古賀村、田代村、原村、神辺村、河内村、曾根崎村、姫方村、幡崎村、飯田村、酒井村、赤川村、水屋村が上がり、また養父郡の村々は瓜生野村を除き、いずれも平均免よりも並定免が一樣に下がっている。

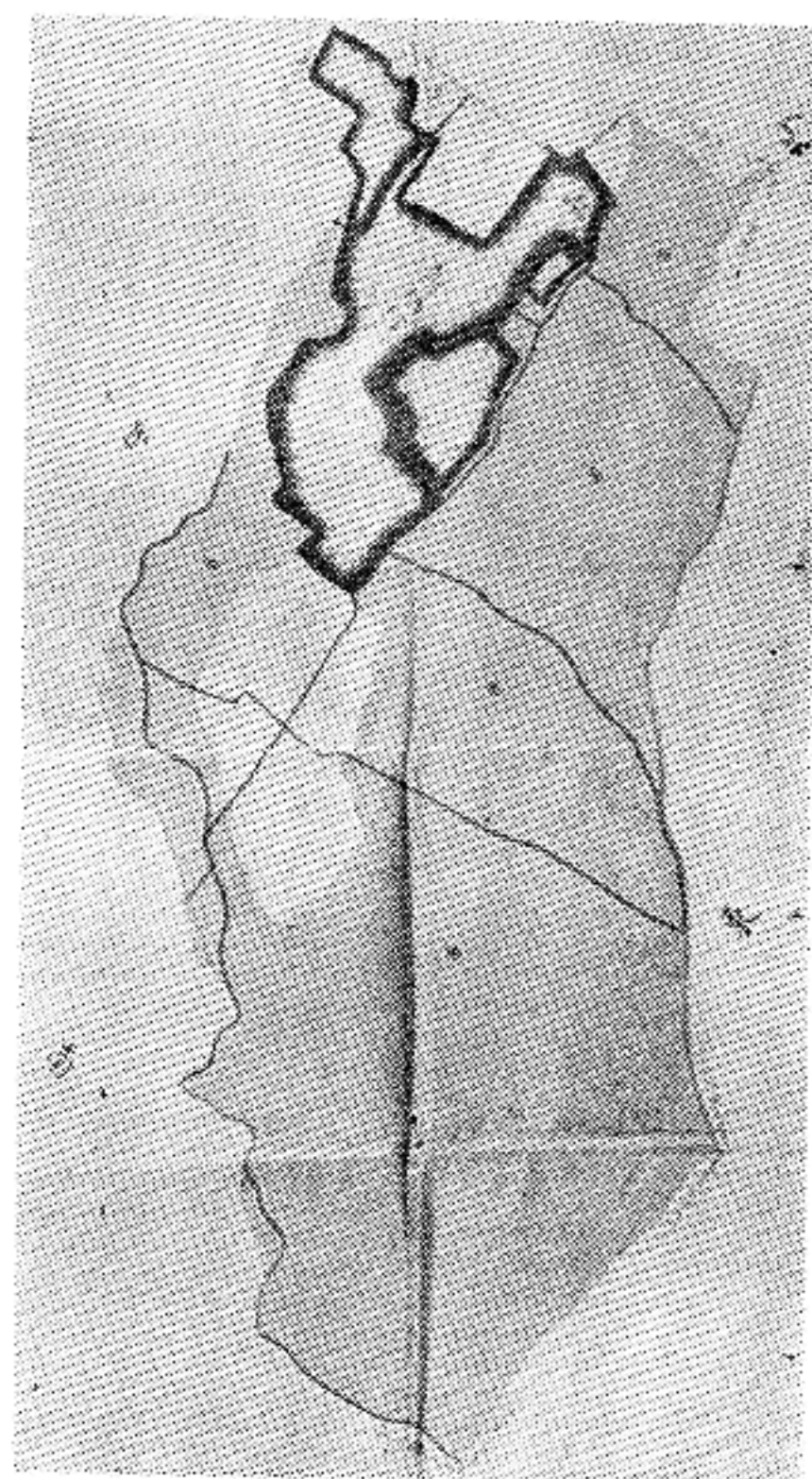
以上は田の場合であるが畑の定免率では柚比村、萱方村、赤川村、水屋村、瓜生野村、真木村、安楽寺村、高田村を除けばいずれも六三年並定免よりも高くなっている。田代領の田畑の定免率は元禄十四年(一七〇一)に再度手直しが行なわれた。それは若干の村々の定免率を一厘上げ、水損村の負担をカバーする措置をとったものであった。この手直しによって元禄十四年の定免率が基礎となり、それが長く保持された。

定免制実施に伴って、年貢納入方法に若干の変化がもたらされた。それは従来最終的には穂検見役、代官が決定していた捨りを大庄屋、庄屋の責任で行なうようになったことと、定免年貢量以上に納越米つまり凶年用貯米を上納しなければならなくなったことである。

定免制のもとでは、納越米量はつぎのようにしてきめた。

田の惣穂検見は大庄屋と庄屋で行ない、稲穂の作柄を見て上中下の等級に分け、さらに、村を作柄によって一、二、三、四の四等級に分ける。

ついで過去において最も年貢率の高かった年の免を向上免と称したが、この向上免に対してその年の免が何



写真VI-18
元禄絵図によ鳥栖村（現在の
本鳥栖町、京町の一部）

分の下がりであるかを作柄に応じて決定して年貢率を一応定める。そしてさきに定めた一、二、三、四の村作柄等級のなかで三、四の村位の村は年貢率を五厘下げた。⁽⁹⁾ こうして年貢率が確定する。そして、その年貢率が並免の年貢率よりも高いときは、その高い分だけが納越の量となり、また下げる場合は、不足分だけが納越していたものから差引くという仕組であった。そして、定免制の実施に当たっては、捨りを庄屋、農民との立会いのみで行なうことになったことから、私曲がないようにきびしく申渡され、捨り穂検を行なうに当たっては、依怙最賈をせず公正に行なう旨の起請文を神前において書き、血判をおして堅く誓旨を守ることが申しあわされた。

このようにして、田代領では定免制が施行されるようになったが、農民は本途物成の外に納越米を納めることになり、凶年用貯穀だとしても、その分だけ多く年貢を納めるようになった。

注(1) 「基肄養父実記」〔前掲資料編〕一三一―一八頁

(2) 「基養伝声」、「基肄養父実記」〔前掲資料編〕一三一―一八頁

(3) 「田代覚書」

(4)(5) 「基肄養父定免記」、「田代覚書」

(6) 「日記抜書」〔前掲資料編〕四一頁、「基肄養父定免記」

(7) 「基肄養父定免記」、「乍恐口上覚」(水屋村、酒井村、真木村、高田村)

(8) 「田代覚書」

(9) 「基肄養父定免記」、「納越米差引帳」、「田代覚書」、「日記抜書」〔前掲資料編〕四一―四二頁、「基養提要」

10 元禄期、田代領と本藩との財政上の関係

定免制の確立過程についてみてきたが、ここでは、田代領が対馬藩にとって財政的にはどのような位置を占めていたかを、元禄期について検討してみよう。

田代領の内検高は一万六、三〇九石六斗七升であるが、元禄十一年（一六九八）の物成は七、七五二石八斗三升式合を納めている。寛永十三年（一六三六）より元禄十一年（一六九八）までの六三年間の平均物成量が六、五九一石八斗一升七合余りであったことよりすれば、元禄十一年の物成量は平均以上である。この物成を納めた元禄十一年の対馬藩における歳入予算の内訳を示すと表VI-12のようである。対馬藩にとって朝鮮貿易による収益がきわめて高いことがうかがわれる。同年の「諸方御算用相極御所務并御入目銀大積」には朝鮮貿易における輸出品の利益だけしか計上されていないが、いまこの銀大積のみの数字で歳入の内訳をみると、対馬本島の物成関係は一五五貫余りで全体の五割ほどあり、田代領の物成は五八二貫で対馬本島の物成関係の四倍になるが、それでも全体の二〇割に満たない。これに対して、朝鮮貿易で朝鮮へ輸出してえた利益は一、五三〇貫と田代物成の二・五倍ほどに当たり、銀収入のなかで五〇割におよんでいる。輸出品収益だけでこれだけの重みをもっているが、さらに輸入品を国内で販売してえた利益四、七一八貫ほどを加えるときわめて高い比重を占めることになる。つまり、同年の銀収入を輸入品利銀を含めて計

表VI-12 元禄11年対馬藩歳入内訳

			比率		
			%	%	
1.	銀	155費120目	七郡物成、役銀、給人間銀等 上納分	5.2	2.0
1.	同	582 540	田代物成	19.6	7.5
1.	同	376 400	御送使所務分	12.6	4.9
1.	同	276 740	御送使方ニテ利潤分	9.2	3.5
1.	同	61 390	諸方臨時所務分	2.0	0.8
1.	同	1530 20	元方役商売利潤分 (輸出品利銀)	51.4	—
①	合 銀	2982 210	寅年所務之分	100.0	—
②	1. 銀	74 360	諸方拝借銀上納歳入分		—
①+②	合 銀	3056 570			—
③	1. 銀	4717 984	輸入品利銀		81.3
①+③ +②	合 銀	7774 554			100.0

注1) 「元禄十一戊寅年中諸方御算用相極御所務并御入目銀大積」

注2) ③は「御商売御利潤并御銀鉄物渡并御代物朝鮮へ出高積立之覚書」

算すると銀七、七七四貫になるが、そのなかで朝鮮貿易の輸出入品利銀だけで六、二四八貫におよび、銀総収入の実に八〇割に達する。これは貿易に伴う利益のみであるが、それに御送使方の利益を含めると銀総収入の九〇割という比率になる。対馬藩にとって朝鮮貿易に伴う収益がいかに大きいかうかがえる。所領内からの物成は一〇割程度の重みでしかない。田代領よりの物成は七割の比重である。寛文期に十萬石の格式を保つようになった経済的背景も、この朝鮮貿易による収益からくるものであった。しかしながら、この朝鮮貿易による利益も永続せず、元禄十一年（一六九八）ごろを境にして急速に減少してゆく。つまり、貿易利潤は貞享三年（一六八六）から元禄十年（一六九七）まで、輸出入を含めて銀一万貫から一万三千貫ほどをあげており、特に元禄七年（一六九四）には銀二万貫におよんでいる。ところが、元禄

十一年（一六九八）には銀七千貫、翌年の元禄十二年には銀二、四〇〇貫と急速に低下し、宝永三年（一七〇六）には一、七二三貫と千貫台になり、元禄期の最盛期とくらべて十分の一ほどになっている。そして宝永期は、銀千貫台の収益しか得ていない。⁽¹⁾

こうして、対馬藩は朝鮮貿易の収益が元禄十一年ごろから低下するにつれて藩財政の逼迫をきたし、特に宝永期の貿易利潤の激減は、藩財政上に重大な問題を投げかけることになり、藩政においても、種々な対策を講じる必要がでてきた。朝鮮貿易の利益が最盛期に比べて十分の一に減少して藩財政が逼迫してきた宝永期ごろから、田代領に対しても色々な名目で、対馬本領が必要とする経費を取立てるようになってきた。

元禄十四年（一七〇一）には、朝鮮人参買入の資金さえも欠乏するようになり、幕府から金三万両を六カ年賦、無利息で借用しなければならぬ状態になった。⁽²⁾

宝永五年（一七〇八）には用銀という名目で田代領内からの取立が行なわれた。その取立に際しての言明に、藩財政の逼迫が田代領内にしわ寄せされていることが窺われる。用銀の取立について次のようにいっている。田代領内では凶作が続く農民が極度に困窮化したときには飢餓米を支給していたが、財政逼迫の折からできるだけ支出を減らすために、領内から用銀を取立てておき、凶作の折にその積立銀を支給すれば藩よりの支出がなくても済むと述べている。⁽³⁾ 正徳期に入ると、今まで田代領には課せられていなかった拝借銀の上納を命じている。宝永六年（一七〇九）八月二十五日に「先年以来御勝手甚被差支、近年至り候而ハ、当時之御償さへ難成御時勢之処」（「田代御借銀記録之下書」正徳元年）に朝鮮信使が来朝し、江戸まで同道せねばならないので、多額の費用を必要とする。そこで費用調達のひとつとして田代領内から銀二百貫を借用したので、正徳元年（一七一一）一月までに上納するよう大庄屋、庄屋は心懸けるように、と申渡している。その銀二百貫の返済は年貢米でもって五年賦で支払うとしている。⁽⁴⁾ この種の名目銀

は、元禄十三年（一七〇〇）にも課せられており、その時は銀一一〇貫を一六五人の者から調達させている。⁽⁵⁾

注(1) 「御商売御利潤并御銀鉄物渡并御代物朝鮮へ出高積立之覚書」（国立国会図書館蔵）

(2) 「人參史」第三卷、二九〇頁

(3) 「田代御領中用銀取立記録」（宝永五年十月）

(4) 「田代御借銀之下書」（正徳元年）

(5) 「田代博多往復文書（仮称）」元禄十三年

11 園部村、再び対馬藩領となる

慶長四年(一五九九)に基肆一郡、養父半郡が対馬領になった折には、園部村もその中に含まれていた。しかしすでにみてきたように、寛永十二年(一六三五)に柳川事件で園部村は幕領になり、長崎代官所が支配するようになった。⁽¹⁾この園部村が正徳二年(一七一二)十一月十二日に再び幕領から対馬領となり、対馬藩が支配するようになった。⁽¹⁾そこで、ここでは、園部村の帰属について少しみてみよう。

園部村が正徳元年に対馬藩に宛行われるようになった事情は明らかでない。正徳二年に徳川家宣の將軍襲職を賀する朝鮮信使一行が来国し、慣例にならって対馬藩も同伴して上京している。⁽²⁾朝鮮信使来聘の折は多額の費用が使われるので、その費用調達などのために園部村が対馬藩に宛行われたともみなされる。

正徳元年(一七一二)に園部村が田代領になったため、知行判物では、田代領の表高は一三、四〇二石七斗二升となつた。⁽³⁾

正徳二年四月二日に目付として米田惣兵衛が任命された。彼はまた園部村の田畠改役も兼務して、幕府役人から園部村をうけとるとともに、検地を始めた。

今度の検地によって「園部村之儀、数年公領ニ相成居ニ付、土地之広狭為明白田畠共ニ検地之処余程竿延有之候」(日記抜書、資料編第一集、四七頁)とかなりの竿延があった。

慶長十年(一六〇五)にも園部村には検地があったので、今度の検地と比較すると、つぎのような変化がみられる。

慶長検地帳には、園部村の田畠屋敷畝数は一四二町九反一畝二歩とあったが、正徳検地帳には一七五町四反一步となっており、三二町余りふえている。しかし、この正徳検地帳には古田畠合数一六〇町一反二九歩と書かれているので、検地以前までは一七町二反ほどが増加していたことになる。それゆえ、正徳検地によってさらに一五町二反ほどが打ち出された。しかし、これも新開地の打ち出しに限定したようで「去ル辰年(正徳二年：注)田畠不残竿御改被仰付、新開田畠并畠田屋敷新屋敷等之儀は御領中古来より御法式之通ニ被仰付、古竿之儀は延畝多有之候へ共、慶長之御検地御帳面之儘ニ而被仰付」(園部村定免記)と新開分のみを打ち出しに限定している。これは、代官所日記にも正徳二年三月



写真VI-19 園部村(中央左寄り)が田代領に含まれていることを示す地図(元禄絵図から)

八日に「右延畝之分御所務被加候而八百姓難儀可致と思召以御了簡古竿之通御所務被成候、勿論新開相見へ候分ハ定法之通御年貢可相納候」(日記抜書、資料編第一集、四七頁)としている。つまり、検地によって延畝などが判明しても、それは慶長検地の畝数のままとし、新開分のみに検地による実畝数を書きあげることにはしている。

正徳検地によって園部村高は二、〇三四石四斗五升六合となった。慶長検地による村高が一、六八一石三斗四升一合であったのに対して三五三石余り約二一割の増高であった。正徳検地帳によって園部村の階層構成を示すと表VI-13のようである。この表だけによれば零細な階層の占める割合が高い。一反未満は四二割であり、また一反から五反未満の層は三九割で、両者を合すると八一割になり、実に八〇割の層が五反以下の零細農である。これに対して、一町以上の農民一〇割ほどいるが、そのなかで一六町の一名、七町分二名と他の農民とかなりへだたった存在の者がいる。

表VI-13

正徳検地帳による園部村の階層構成

保有規模	人数	割合
反	人	%
160	1	8.7
70 ~ 80	2	
50 ~ 60	1	
45 ~ 50	1	
40 ~ 45	1	
30 ~ 35	1	
25 ~ 30	3	
20 ~ 25	3	9.5
15 ~ 20	7	
10 ~ 15	11	39.4
5 ~ 10	36	
1 ~ 5	149	42.4
1 ~ 0	160	
	376	100.0

注 木原武雄「基山町史」446
~447頁の表を加工

ところで園部村は、こうして対馬藩領になったが、この当時すでに田代領内では定免制が実施されていたときなので、園部村からも正徳三年(一七一三)秋に定免願を出した。この願はその年には何ら決着をみなかったため、翌年三月二十一日再び定免願を出した。⁽⁴⁾

田代領の場合には、寛永十三年(一六三六)から元禄十一年(一六九八)まで六三年間の年貢を平均して定免率を定めたが、園部村は寛永十二年(一六三五)以降幕領であったため、田代領なみに年貢率の平均を求めることがで

きなかった。そこで、定免率の算定は地味がよく似ている宮浦村と同格にするようにと願い出た。宮浦村の定免率は田五ツ五分一厘七毛(五五・一七割)、畠三ツ一分四厘三毛(三一・四三割)であった。なおこの折に園部村内の柿原と古屋敷は山間部にあるため田方のみで本村より五分(五割)下にするようにと願い出た。

この園部村からの定免願について、対馬藩は家老大浦忠左衛門名で正徳四年(一七一四)七月二十一日に田代代官所に許可する旨の書状を出した。なお定免率は宮浦村と同格であった。

正徳四年以降は、田代領においては、園部村を含めてすべて定免制になった。これによって田代領の農民は定免制によって生産力の上昇部分を手元に確保できる可能性をもったが、現実には種々な賦課税が出され、必ずしもそのようにはならなかった。その一つに後述のように用銀と名づけられるものがあつた。

なお、正徳二年には、郷足軽五〇人が田代領におかれることになった。これは「三郷村々両町ニ而男振を撰、人柄吟味仕可申出候」(日記抜書、資料編第一集、四七頁)と一村から一名ないし二名を撰んで郷足軽に任命するもので、基肄郡から一六人、同下郷から一八人、養父郡から一六人が選ばれ、この中から一郷に小頭が二名ずつ任命された。代官、佐役、手代などが田代領の行政の中枢に位置し、大庄屋、庄屋、別当、座親などが郷村・町方の運営に当たっていたが、更に郷足軽、郷小頭制度を設けた。

- 注 (1) 「園部御旧領御拝領御書物下書」
 (2) 「新対馬島誌」四八二頁
 (3) 「対馬国肥前府中領郷村帳」
 (4) 「園部村定免記」、「日記抜書」(「前掲資料編」四七頁)

12 享保初期における田代領

(1) 法令、年貢、人口など

元禄、享保期は、田代領でも前述のように諸改革が行なわれ、一つの変動期であったことがうかがわれるが、ここでは享保二年（一七一七）の「御巡検上使御問被成候時御答可申上次第覚書」によって、享保初年の人口構成や物成関係をみてみよう。

a 公儀法度の取扱い

前掲資料によれば、公儀法度の伝達は、田代町、瓜生野町に高札を立て、また高札の写を両町の別当および庄屋へ一冊宛渡しておき遵守するように努めている、と述べている。

b 宗門改のこと

庄屋、別当が村々の男女について「何宗何寺之旦那年幾ツ何某と銘々帳面ニ書載旦那寺之証拠之手形人別ニ取」って帳面を作成し、代官所に差出す。代官は毎年二月に在所を廻り家々の人数などを取り調べ「家主名書之下ニ印判突セ誓旨ニ細々前書御座候而十歳以上男女之名午王ニ書載血判仕らせ見届被申候」としている。宗門改は幕府の厳しい政策であるためかなり厳密に行なわれたようである。つまり、田代領は「新後生」という特有の宗旨があり、きびしい統制

をうけ、しばしば弾圧されている。新後生の発生の時期については必ずしも明らかでないが、元禄十一年（一六九八）には園部村、城戸村の農民が大量に新後生に関係があると弾圧されており、すでにこの期には形成されていたとみなされる。⁽¹⁾ またキリシタン関係の取締りも厳重であった。巡検上使が来た享保二年（一七一七）より少し後になるが、享保九年にはキリシタンに関係した者の末類についての出生届があり、⁽²⁾ 宗門改がかなりきびしく行なわれている様相がうかがえる。

c 領内法度の取扱い

対馬藩が田代領に適用した法度の基本は、延宝期に作定された壁書であり今度でも「領分法度之儀三十五ヶ条之壁書を以毎歳再度代官方より直ニ被申渡候」としている。壁書は庄屋、町役が写し取り、毎月村内組内の者に読みかせるのを立てまえとしている。

d 所領規模

以上が法度関係のものであるが、つぎに享保期における田代領の所領規模についてみてみよう。

田代領の判物高は園部村が対馬藩に宛行われてから一万三、四〇二石七斗二升で、この畝数は一、四八七町八反一畝二三歩であった。判物高に対して内検高を巡検上使に答えているが、それは一万七、八七五石三斗九升としている。五、五〇〇石余りが判物高より多い。そして郡別では基肄郡が一万一、七七五石、養父郡六、一〇〇石三斗八升八合となっている。また内検畝数では基肄郡一、一〇九町七反五畝二七歩、養父郡五八五町六反五畝、両郡合わせて一、六九五町四反二七歩としている。判物畝数より二、一八七町ほど多くなっている。ところで、この内検高は慶長十年（一六〇五）の検地に基づくものであるが、慶長期以来の出来高は一、一六七石七斗三升一合としている。これは、「新開田畠屋敷并畠田畠屋敷田屋敷等之出目高共に如此」というもので総出来高である。畠田・畠屋敷・田屋敷などを除

表VI-16 藪運上銀

上藪1反ニ付	5 匁 5 分
中藪 "	4 匁
下藪 "	2 匁 5 分
下々藪 "	1 匁 5 分

注「御巡検上使御問被成候
時御答可申上次第覚書」

以上は田畠の場合であるが、これ以外にも藪、穀物、薪、諸商売に対しては運上銀がかけられている。藪運上銀は表VI-16のようである。上藪一反につき五匁とし、これより中、下、下々まで区分している。この藪運上銀総計七一八匁一分七厘五毛となっている。穀物運上では、一俵につき米は三分、大豆・小豆は三分、大麦二分、粟二分、稗・蕎麦一分、辛子・ごま五分となっている。薪運上は、河内山から薪を伐り取る場合に納めるもので、遠近による差をつけて一カ月に一枚につき一〇匁より三〇匁の間と定め、年間ほぼ五百枚ほどの薪札を出して運上銀を徴収していた。

諸商売に対する運上銀は、表VI-17に示しているが、この表は酒、糶屋、油屋、紺屋、鍛冶屋、大工、場計、桶屋および塩売札、質屋札、打綿札、葉たばこ札、諸商札の三郷における軒数などを示してある。一軒につき運上銀が一番多いのは、酒屋で一四二匁八分三厘

f 運上銀

の区別があり、この徹底した状態と比べると、石盛りの定め方は田代領では比較的ゆるやかであるときみされる。田代・瓜生野の両町にも石盛がつけられ表VI-15のように田代町本町は一反につき一石三斗、瓜生野町本町は一石二斗とあり、田代町本町の方が若干高い。この石盛に対して物成を納めるようになると、田代町では地子高は九八石四斗三升であり、これは一石につき五斗九升八合三勺の割で、物成高総計五八石八斗九升三合四勺となっている。これに対し瓜生野町の地子高は六三石八斗であり、地子高の規模では田代町より三三石ほど小さい。そして一石につき四斗六升七勺の割で物成を納めるようになっており、その総高は二九石三斗九升三合九勺である。

表VI-15 町方石盛

田代町屋敷之石盛		石	斗
本町1反ニ付		1.3	
新町 "		1.1	
外町 "		1	
瓜生野町屋敷之石盛		石	斗
本町1反ニ付		1.2	
今町 "		1	
裏畠 "		1	

また、石盛も上・中・下までが基本的であり、下々田があるのは下の村だけである。佐賀藩の場合には七下まで

いた出来高、つまり新しく開墾された田畠の高は八一五石一斗一升となっている。これを郡別にみると基肄郡上郷が四七七石八斗一升一合（六三町九反五畝十二歩）、同下郷一七九石五斗九升三合（二七町二反六畝二歩）、養父郡一五七石七斗六合（二四町六反三畝八歩）である。享保初年までの出来高は慶長期からみると六割程度である。慶長検地より享保期までに田代領での検地は園部村以外では行なわれていないため、この出来高数が実状をどれだけ反映しているか明らかでない。

表VI-14 田畠石盛

	上之村	中之村	下之村
上田1反ニ付	石 斗 1.7	石 斗 1.6	石 斗 1.5
中田 "	1.5	1.4	1.3
下田 "	1	9	8
下々田 "			5
屋敷 "	1.2	1.1	1
上畠 "	1.2	1.1	1
中畠 "	1	9	8
下畠 "	7	6	5

田畠屋敷の石盛については、史料的に確認できるのはこの時期からである。穂検見段階でも定まっていたとみなされるが、年貢割付状や物成関係の史料がこれ以前には残存していないために判明しない。石盛関係を表VI-14に示しておこう。

田代領は地味に応じて上・中・下の三段階に村位の区別があったが、この村位ごとに石盛の区別があった。上の村では上田一反につき石盛は一石七斗、中田一石五斗、下田一石となっている。石盛は田代領内で地域的な差があり、必ずしも一定していないが、上田から中田・下田にかけては二つ下りを、また上畠は中田の六割を、また屋敷は上畠に準ずるのが多かった。それよりすれば田の石盛りは、中田は上田より二つ下りであるが、下田は中田の五つ下りとなっており、また畠は中畠が上畠二つ下り、下畠は上畠の三つ下りである。村位の等級も一つ下りの区別であるので、上・中・下の村位による地味区分では大きな差を設けていない。

表VI-17 享保2年営業名札内訳

品名	基肄郡上郷	基肄郡下郷	養父郡	田代町	瓜野	生野	運上銀合計		一軒につき銀		
							貫	匁	運上	運上	運上
酒	4軒			12軒	5軒	3貫	142匁	8匁	3匁	3匁	
糶	6			6	2	1	74	4	2		
油	2			6	5	559	43				
紺		24軒		3	2	50	1	7	2		
鍛	4		1	1		30	5				
大	14人	10人	6人	9人	6人	60	1	3	3		
場				8		66	6	6			
桶		26		13		0	8	3	3		
水	6	8	14					0			
諸				12枚	7枚	一枚につき	6匁				
塩	28枚			119	64		1	6			
質	3			8	6		2				
打	3			30	12		6				
葉				1			6				

注 「御巡検上使御問被成候時御答可申上次第覚書」

郡上郷である。酒屋、糶屋などの諸営業および諸商売札、塩売札の存在をみても、郷村では、基肄郡上郷だけに存在している状況である。郷町の存在を「肥前之国基肄一郡、養父半郡田畑町歩書上帳」(享保六年)よりみれば、木山口町、白坂町、赤坂町、今町がある。木山口町は宮浦村、白坂町は城戸村、今町は長野村、赤坂町は永吉村のそれぞれ枝町として位置づけられており、郷村における町方として発展してきたものであることが知れる。

h 人口構成

享保二年(一七一七)の人口構成を示すと表VI-18のようである。総竈数二、七〇一軒、人口一万二、〇三一人である。一竈平均で四、五人という構成になるが、これは近世における家族構成が次第に複合大家族制から次第に小家族制へと転換しつつある過程を反映したものであろうが、その実態は必ずしも明らかにできない。

ところで、竈数および人口の領内における分布状態をみると、田代町・瓜生野町の両町に約二〇割が居住していたことになる。城下町集住を制度化し、武士、町人、下層雑業

となっている。これは田代領の酒造運上銀三貫目を酒造家二一軒に割付けた場合であるが、通常酒運上は酒造石高に掛けるのを常則としており、まず毎年納める酒運上を三貫とし、これを各家の酒造高に応じて割つけるようにしていた。このときの酒造高は五七七石三斗三升七合とじているので、石当り運上銀は五匁一分九厘ほどになる。

運上銀関係では、酒屋運上銀について糶屋運上が多い。一軒当たり七四匁四分二厘である。これにつぐのが油屋運上で軒当たり四三匁である。この外に運上銀が課せられる諸商いは紺屋、鍛冶屋、大工、場計である。一軒または一人当たり一匁から八匁の間であり、酒屋運上銀などと比べると極めて少ない。これは、それぞれの営業規模が小さいことに由来する。そのなかで場計というのは、市で売買される穀物を計量する者で、その計量の折にこぼれた米や雑穀を収得する権利をもつ者である。

g 商売免札と諸営業

運上銀関係は、以上のようなものであるが、これらと共に商売免札に伴う上納金があった。諸商札、塩売札、質屋札、打綿札、葉煙草札であり、これらはいずれも二季に分けて上納金を納めるようになっており、額は諸商札、打綿札、葉煙草札が一枚につき六匁、塩売札が一匁六分、質屋札は二匁となっていた。免札の種類からもわかるように、村における非自給的物資を取り扱う関係のものが多く、田代町・瓜生野町の店舗商業を補うものであった。

運上銀関係は以上のようなようであったが、これを通じて享保期の諸営業を検討しておこう。⁽³⁾

表VI-17にもあるように、酒屋、糶屋、油屋、紺屋などは、田代町・瓜生野町にその過半数が集中し、この両町が領内の諸営業の中心的存在であることをはっきりと示している。これは商売免札についても明瞭に現われている。町方が商品流通、諸営業の中心的存在であるのは、城下町を中心として藩領域経済を構成した体制とほぼ似ている。城下町を支える役割を果たすものとして郷町があったように、田代町・瓜生野町の補完的役割をなしているのが基肄



写真VI-20 町役人の給高についての資料

この町年寄に対しては役料地は与えられなかった。しかし、別当、座親と同じように居住の家屋敷については年貢、諸掛り物は免除されていた。町役人は他の一般の町人や手工業者と比べて、給高や無年貢などの特権を、このように持つており、町方では経済的にも政治的にも抜きん出た存在であった。庄屋の問題についてみたような別当、座親などの藩制初期からの系譜は明らかでなく、また大庄屋・庄屋層は藩の政策とも関連しながら、享保期は新旧の交替期であったが、町役人については、この点史料的に不明である。

i 町方の機能

町方の機能についてみれば、つぎのようである。

田代町は長崎街道の宿場町としての機能を持っていたため、人や荷物の運送用の馬を準備する馬継所でもあった。このため馬指一人、町散使一人を置き、この兩名の運営において、人馬の往来が滞らないように取り計らう仕組をたて

表VI-18 人口構成 (享保2年)

		基肄郡上郷	基肄郡下郷	養父郡	田代町	瓜生野町	扶持人	牢人など
男内	女	3,968人	2,900人	2,816人	1,302人	786人	98人	161人
	出社	16	19	7	9	1		
	社僧	4	3	8				
		1				2		
竈数		911軒	666軒	647軒	297軒	180軒		
社僧竈数		1			1	1		
社人竈数		3	2	4				
社数		11社	18社	17社	1社	1社		
寺数		7寺	8寺	5寺	4寺	1寺		

注 「御巡検上使御問被成候時御答可申上次第覚書」

層、手工業者を住ませた領国体制に似た構成になっている。これは田代町が長崎街道の宿場町としての機能をもっていたためでもある。田代町・瓜生野町の規模については前掲の「覚書」に「田代町長サ拾町ニ少足り不申候、町数ハ五町御座候」とあり「瓜生野町長サ七町有之、町数式町御座候」とある。また「両町共一筋之通路ニ而御座候」ともしている。享保初年には、田代町は五町、瓜生野町は二町までであったのが知れる。当時の郷村数は枝村も含めて三五カ村あり、基肄郡上郷一〇カ村、同下郷一三カ村、養父郡一ニカ村となっている。郷村の竈数は三郷合わせて二、二二四軒になるので、単純な平均を出せば一村当たり六四軒ということになる。田代町が二九七軒、瓜生野町は一八〇軒であることからすれば、町方の竈数は相対的には多いとみなされよう。当時田代町には町役人として別当一人、座親一人、町年寄三人計五人がおり、また瓜生野町には別当一人、座親一人計二人がいた。この町役人が町方の行政と諸運営にあたり町方を統括していた。町方では竈数や規模からしても田代町の方が瓜生野町よりも大きかった。

これは町役の給高にもあらわれている。先述のように、大庄屋、庄屋の給高は大庄屋六〇石、庄屋三〇石である。それに対して田代町別当給高は四〇石、同町座親給高三〇石である。また瓜生野町別当給高三〇

巡検上使御問被成候時御答可申上次第覚書」によりながら検討しよう。勿論、この種の史料は可成り厳密な史料批判が必要であるが、或る程度の実態は反映しているとみなされよう。

田代領における享保二年（一七一七）の牛馬数を示すと表VI—19のようである。

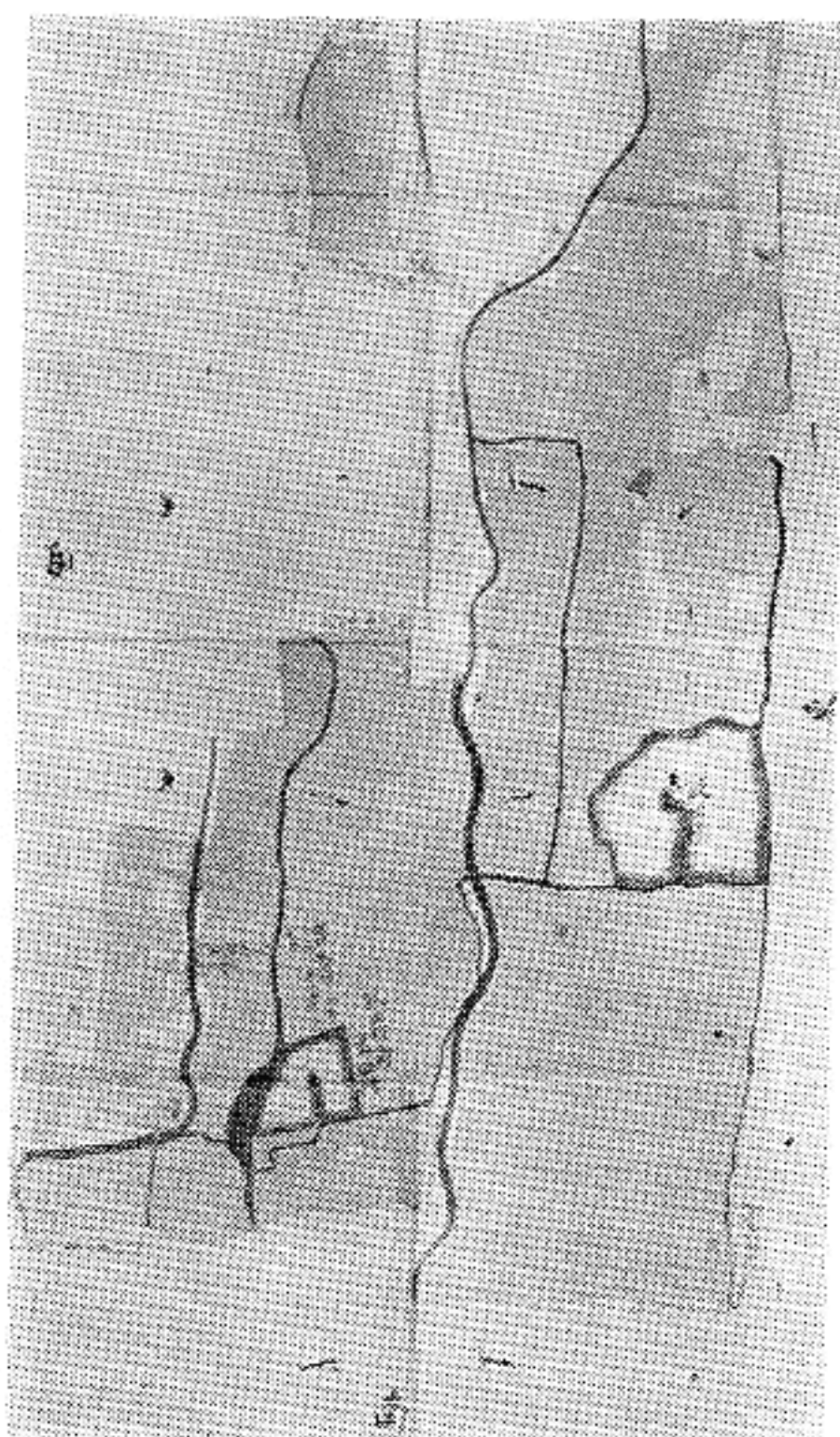
基肄郡上郷では、七五頭に対して牛五六四頭と牛が七倍も多い。これとは反対に基肄郡下郷、養父郡、田代町、瓜生野町ではいずれも馬が牛よりも二〜三倍（瓜生野町は九倍）も多い。基肄郡上郷の数字が正しいかどうか、いまのところ判断する史料が他にないため当否を極め難いが、田代領の一般的状況としては牛よりも馬が多かったとみなせよう。筑前、肥前、筑後にかけての農法は馬耕農法であり、この馬の犁耕による農作の反映がここにもみられる。一軒当たりの牛馬頭数を表VI—19よりみると馬は〇・四頭、牛は〇・二五頭となる。これは馬では二軒に一頭、牛は四軒に一頭という割合である。馬耕農法であるとしても、半数の農民は馬を保持して、牛は四分の三の農民が持たないことになる。これは平均的な算定であるため、実際には牛、馬を一頭以上持つ家もあったとみなされるので、この差はまだ大きかったであろう。したがって、馬を所有している農民を一応基準にとれば、領内の半数近くは基準以下になる。農民の階層差がかなり存在していたとみなされる。なお、田代町、瓜生野町でも馬が保持されているが、これは主に馬継用として準備されているためである。

k 田畠質入れの進行

幕府の田畠永代売買の禁止令によって田畠の売買はできなかったが、それは質入という形式で行なわれていた。質入主が期日までに元利を返済すれば田畠は質入主に戻るが、返済不能の場合は質取主のものとなる。これは事実上の永代売買であり、禁止令を実質的に破るものであった。田畠の質入れは元禄、享保期には全国的に進行し、幕府はそれのために永代売買禁止政策を改めることまで検討した。結局は禁止令は改められなかったが、質入、質取の形式で

行なわれる田畠の譲渡、売買を認めざるをえず、質取主の地主的存在を公認していくようになった。ここに質地地主が体制的に形成される要因があった。農民が年貢納入後にも剰余を残すことが可能になり、その剰余部分の吸着によって質地地主は成立するが、これは、この段階に農民の手に年貢納入後にも単純再生産部分以外に剰余を形成しうるまでに農業生産力が展開してきたことを意味する。田代領においては、すでにみたように元禄十二年（一六九九）より定免制が施行され、米年貢量は一定化した。そのため、農業生産力の上昇による収穫量の増加は農民が所得する可能性をもつようになった。しかし、これが直ちに農民の手に蓄積されて農業生産の拡大の資力になるとは限らなかった。農業生産は自然条件に大きく左右され、大雨や旱魃などから必ずしも安定的ではなかった。このため限界経営規模があり、鋤、鍬、脱穀などの労働手段の発達はあっても、家族労働による経営が主である場合には、その経営規模は家族労働力によって規定せられる要因が強い。年雇が導入されたとしても、それは家族労働による経営を補う程度であり、年雇労働力のみによる経営としては成立しにくかった。それゆえ限界規模を持つこの農民経営は、自然的災害によって零落することが多かった。

田代領においては、質入、書入による売買がかなり進行していたことは前にもみたが、巡検上使に対する回答にも「拾力年を限、其内五年三年之質ニ召置候、左候而質地之年貢等之納物は質ニ取候者より仕候」（同）と質地関係にふれ、質入期限は最大限一〇年間であり、年貢は質取主が納めるようになっていて、年貢を明らかにしている。年貢やその他諸掛り物を質取主が納めるのは、一般的に田畠の質入れがかなり進行した段階に属する。質入主が田畠の年貢、諸掛り物を負担するときは、その保有権はあくまで質入主にあり、元利を返済した折にはいつでも質地は取戻せることができた。それに対して、質取主負担の場合は、その田畠の保有権をも質取によってえたような形態になり、この質入、質取は事実上売買に近いものとなる。田代領で、後者の形態が質地関係において一般的であったとす



写真VI-21
元禄絵図による飯田村（中央
右寄り）と重田村

所産にほかならないが、田代領では貞享期から元禄期にかけて枝村立がおこなわれたとみなされる。例えば、正徳元年（一七一二）の「対馬国肥前府中領郷村帳」によれば、「秋光村之儀、貞享元年被差上候郷村帳ニハ書載不仕候得共、元禄拾三年国絵図之節書付差上候時、此度書加申候」としている。秋光村は貞享元年（一六八四）には郷村帳

れば、かなり土地取引が進行していたとみなされよう。

1 農作物の種類

元禄、享保期には大阪周辺、瀬戸内地域の一部などに綿作が進行し、いわゆる商業的農業として農民経営の発展に大きく寄与する役割を果たしつつあったが、さきの運上銀種目にも綿作物関係のものがないうように、ここではまだその栽培は進んでいない。「まわは作り不申、麻杯は少々作り申候」（同）という指摘は、ほぼ実状を反映したものである。また米穀につぐ重要作物とされていた四木（桑・楮・漆・茶）と三草（紅花・藍・麻）のなかで、栽培されていたのは、前述の史料にある麻と茶だけのようであった。それは「一、しゆろ、桑、漆、楮之類仕立不申候」（同）と四木のなかで桑、漆、楮の栽培が行なわれていないことを述べており、また「茶園之義は、年貢納候屋敷又は畠等之内植立置申候、右之運上銀連は無御座候」（同）としており、茶の植立はみられるが、それも運上銀徴収の対象になるほどのものでなく、自家消費を賄う程度であった。いわば主穀を中心とする農業生産の段階にある。

ところで、ここで若干留意しておくべきことは、櫨の栽培がまだ本格化していないことである。生蠟会所が設けられ、田代蠟の名声のもとに広く領域外に販売して生蠟業が発展した幕末期田代領の櫨栽培とは異なり、享保期には余り栽培されていない。会津藩では慶長六年（一六〇一）には漆木役蠟二一匁を設けて漆年貢を徴収しているように、漆の栽培が早くから進行しており、大和、奥羽、越後、武蔵、秩父、甲斐などでも広く植付けられていた。それゆえ、田代領では櫨木が、まだ領内特産物として大量に栽培されるまでに至っていないのは、主穀生産に規定された自給的農業生産の段階にあるためとみなされる。

(2) 郷村の状況

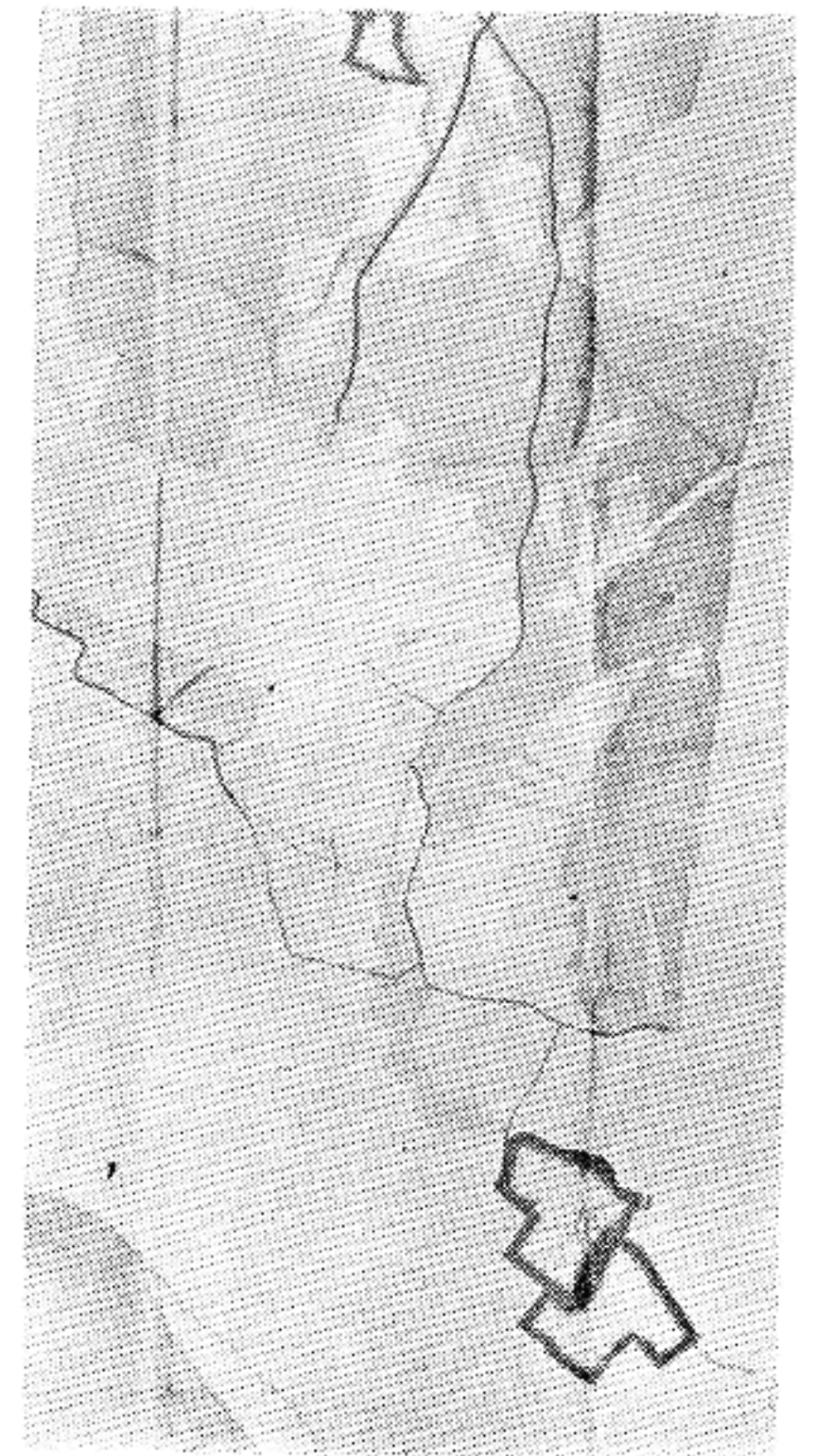
郷村においては、村落の規模が大きくなり、枝村が生まれて村落数が増加してきた。近世初頭において村切りが行なわれたかどうか不明であるが、慶長検地で確定した村落の規模も、その後開発が進行したことによって、また村落運営を適正化するためなどによって枝村または村分けが行なわれ、享保六年（一七二一）ごろには三二カ村になっている。「肥前之国基肄一郡養父半郡田畑町歩書上帳」（享保六年）より枝村についてみれば、秋光村、重田村、赤川村、安楽寺村、牛原河内村が枝村となっている。秋光村は宮浦村、重田村は飯田村、赤川村は酒井村、安楽寺村は真木村、牛原河内村は牛原村のそれぞれ枝村である。このように枝村が形成されたのは、郷村における開発などの発展の

この枝村の形成とともに村分けも行なわれ、一村が二つに分けられそれぞれに庄屋が置かれるようになった。宮浦村は西村と東村に、永吉村は北村と南村、藤木村は西村と東村にそれぞれ分けられている。⁽⁴⁾これが行政組織として分けられたものであり、村落の自然的な発展の所産でないことは、村高からもうかがえる。宮浦西村は村高四五三石八升六合、宮浦東村は四五二石五斗六升であり、ほぼ等しい村高になっている。同じく永吉北村は四〇三石九斗四升九合、永吉南村は四〇二石三斗九升の村高になっている。これら村分けがあった村々はいずれも村高が大きいことから村落運営や代官所支配を容易にするために村を分割し、統制を強化する基礎づくりを行なったものとみなされる。したがって、正徳元年(一七一)に対馬領になった園部村も、その村高二、五六五石七斗二升の大村であったため、上村、下村の二つに村分けがなされた。なおこの村分けは幕藩期ではこの期になされただけである。

村の構成をみると、「慶長肥前絵図」によれば、絵図に石高の記載されている村は、基肄郡は一七カ村(城戸村、長野村、長(永)吉村、奈良田村、小倉村、宮浦村、幡崎村、姫方村、飯田村、重田村、坂(酒)井村、水屋村、神辺村、柚比村、園部村、曾根崎村、原村)と一町(田代町)、養父半郡は一〇カ村(轟木村、蔵上村、養父村、鳥巢村、藤木村、瓜生野村、今泉村、真木村、安楽寺村、高田村)である。このとき、赤川村は坂(酒)井村、野口村は園部村、瓜生野は瓜生野宿として瓜生野村に含まれていた。ところが「元禄絵図」になると、基肄郡二一カ村、養父半郡一〇カ村とふえている。ふえたのは牛原村、古賀村、萱方村、河内村、金丸村、田代村、野口村である。村としてこれらは正式に記入されるようになってくる。また枝村的存在となったのは重田村、安楽寺村で、重田村は飯田村に、安楽寺村は真木村に含まれている。また田代町は「田代村の内」と記され、瓜生野宿は「藤木村ノ内」となっている。元禄絵図に関する限りでは、村立が慶長期より六カ村ほどおこなわれ、二カ村が枝村的存在に転化している。

文政九年(一八二六)で、知行目録に記載されている村とは別に、領内で行政的に村として扱われているのは、基肄上郷一カ村(宮浦西村、宮浦東村、城戸村、小倉村、長野村、金丸村、奈良田村、野口村、永吉北村、永吉南村、柚比村)、同下郷一六カ村(園部上村、園部下村、神辺村、萱方村、古賀村、河内村、田代村、曾根崎村、原村、姫方村、幡崎村、飯田村、酒井西村、赤川村、酒井東村、水屋村)、養父郡一三カ村(牛原村、牛原河内村、養父村、蔵

る。



写真VI-22

元禄絵図による安楽寺村(下端)
上端中央は真木村の一部

にも記載されなかったが、それが元禄十三年(一七〇〇)の国絵図作成の折には明記され、それがため、正徳元年(一七一)の郷村帳には秋光村として正式に書き加えられていた事情が述べられている。同じことは赤川村、安楽寺村についても書かれており、枝村が国絵図作成の折に正式に取り扱われたことがうかがえる。

表VI-20 枝町・部落の形成

		部落(枝里)	町立、部落立の時期
宮浦村	城戸村	木山口町	正保2年(1645)
		白坂町	寛永3年(1626)
		久保田	明暦2年(1656)
		荒籠	元禄3年(1690)
永吉村	柚比村	今町東側	承応2年(1653)
		赤坂町	貞享4年(1687)
		荻野	承応2年(1653)
		今町西側	承応2年(1653)
河内村	田代村	大横谷	寛文5年(1665)
		井田	寛永3年(1626)
		太松	貞享4年(1687)
		尾原	天和3年(1683)
牛原村	宿	山下	寛永4年(1627)
		光山	延宝6年(1678)
		道平	文政9年(1826)
		光路	貞享4年(1687)

注「基養精細録」

上村、宿村、鳥栖村、藤木東村、藤木西村、今泉村、瓜生野村、真木村、高田村、安楽寺村)であり、田代領では四〇カ村におよんでいる。幕末期には行政村も四〇カ村となり、貞享期が三〇カ村であったことからすれば、村落組織も整備されてきたといえよう。この村の発展は村内における部落や町の新たな形成によるものであるが、いま元禄ごろまでにおける枝里(部落)、新町形成の様子を示すと表VI—20のようである。枝里、新町の形成は、行政的に新たに町立、部落立を行なって一時期に成立する場合と、開発や分家などによって順次に集落が形成されてきたのを、行政単位として認める場合とがあるが、ほとんどは後者の事例が多かつたようである。前者の事例では原村にあった小山があげられ、同所は延宝六年(一六七八)に鳥栖村、藤木村の住民を移住させて作った所といわれる。⁽⁵⁾

集落は、政治的、経済的な要因によって衰滅する場合もあるが、衰滅した集落としては、瓜生野村にあった今泉町があげられる。今泉町は明暦二年(一六五六)に瓜生野新町に住民が移住させられたために消滅し、跡地は畠になったとあり、また瓜生野町の東南側にあった小原村は貞享元年(一六八四)に家を村々に移したことより、村跡は畠になったとされている。文政末期のところではあるが、金丸村は長野村のようになっていっているといわれている。⁽⁶⁾これは経済的に長野村に金丸村が結びつけられてきたことを示している。

注(1) 「御料園部村、御領分城戸村宗門出入記録」一、二、三、四、「城戸村宗門出入二付入目帳」

(2) 「肥前国養父郡藤木村百姓古切支丹甚左衛門末類小太郎出生之御届被成一件」

(3) 「御巡検上使御問被成候時御答可申上次第覚書」

(4) 「並定免帳」

(5)(6) 「肥前国基肄養父御領分地高定免御物成并竈数人高吟味帳」(「基肄精細録・坤」所収)

13 田代領における享保期の改革

(1) 借銀借米の進行

元禄十二年(一六九九)の定免制の施行によって、田代領の体制も新しい段階をむかえた。郷村では、階層分化が進行し、矛盾が次第に大きくなってきた。元禄三年(一六九〇)に、前年の稲作不良によって困窮者がふえてきたのを「去年耕作大分損毛有之候ニ付、百姓共之内取分及難儀候得共、飢糧米并拝借米之儀願上、御国江遂案内、去年之損毛御領分中押並而之儀ニ候得は、不依貧富、損失大分之儀ニ候間」(「日記抜書」鳥栖市史資料編第一集三〇頁)と述べており、不作による損失がひどくて、飢飯米などを願出る状態になっていた。

そこで、田代代官所は、領内の貧富の状態を把握するために、田畠の持高調を行ない、田畠の質入、書入による土地移動の実態を明らかにしようとした。またこれと平行して、金銭の貸借関係を調べ、田畠質入、書入による金銭の貸借がどのように進行しているかをもとらえようとした。

元禄十六年(一七〇三)に「田代御領分在町面々持高帳相改候儀申渡候ニ付而」(同)と領内の持高調べがあり、それによって「最初在町共銘々持分之田畠屋敷持高帳面一村より一冊宛田代町より五冊、瓜生野町ハ三冊ニ相仕立、御役方ニ差出置候」(同)と持高帳が領内から差出されている。ところで、借金の件では、元禄十四年(一七〇一)に借銀

表VI-21 上層農の田地所有規模例

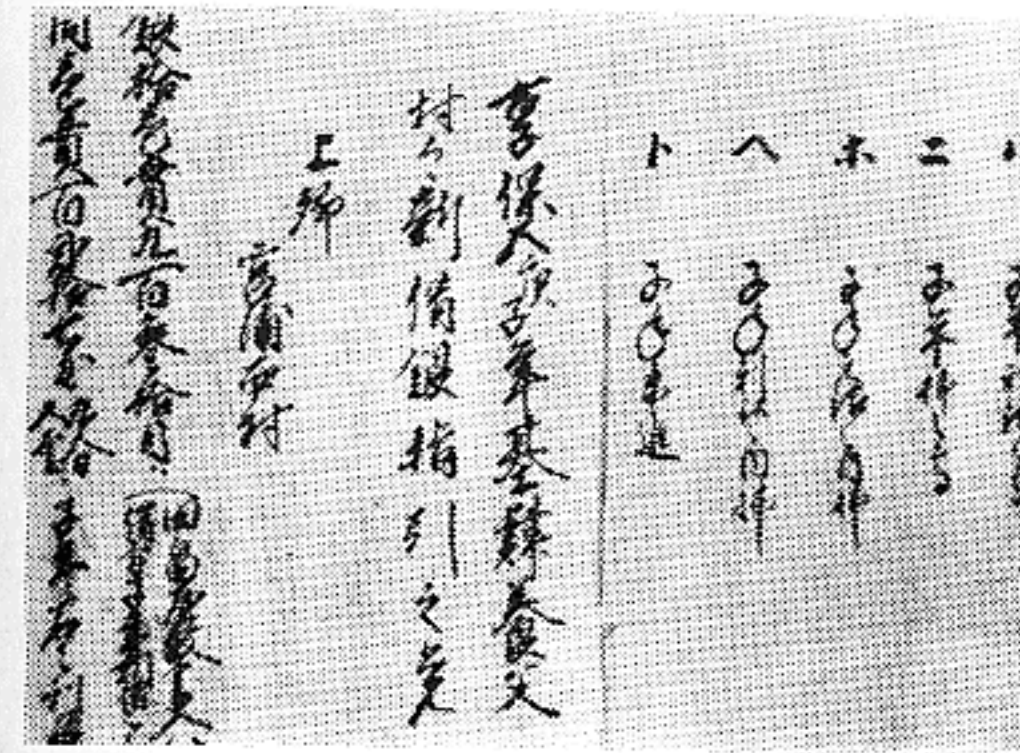
所在地	畝数	高	入口米		米の物成		余米	外に
			俵斗升	合	俵斗升	合		
隱居地分	町反セ歩	石斗升合	俵斗升	合	俵斗升合	合	1	
	中原村分	8.7.6	11.9.2.5	61.0.5	27.1.8	33.2		
養父村分	1.1.2.3	15.4.9.2	51.1	30.2.9	20.0.2	7		
宿村持分	2.7.4.15	38.7.0.5	111.0.5	77.1.2.3	63.2.2.7	17		
神辺村持分	6.3.2.25	90.0.1.6	378.0.5	211.1.1.2	167.2.3.8	167.2.3.8		
	2.8.28	3.3.6.3	16.2	5.1.3.1	11.0.6.9			
瓜生野持分	2.3.0.5	21.9.9.	108.2	36.1.9.5	72.0.5			
合計	21.5.4.16	181.4.9.1	725.6.5	386.10.3.1	366.79.2	25		

注 「磯野寿延記」(「鳥栖市史」資料編 第二集 210~211頁)

有しているが、一村内だけでなく、牛原村、養父村、宿村、神辺村、瓜生野町に及んでいる。神辺村では六町三反二畝余りを保有し、かなりの量となっている。保有地が五カ町村にわたっているので明らかに地主的土地所有である。この場合、一二町五反余の高は一八一石四斗余となっているが、このうち物成米三八六俵で余米が三六七俵とあり、年貢米にほぼ相当する小作米が収得できるようになっている。

正徳三年(一七一三)に、領内で行なわれている借銀借米のうち、代官所に届けない相対の借銀借米、それは合わせて銀一七六貫八七四匁、借米二八〇俵二斗、この借り主四八〇人であったとしている。⁽³⁾これは元禄十六年(一七〇三)以前から正徳二年(一七一二)までの隠し貸借の分であり、それは「隠し居り候者多く頭立候者にて御座候、御扶持人之内にも借銀隠し銀居候者一両人有之、庄屋之内にも借り銀隠居候者数人有之、御国より渡り居候者にも隠し候而田畠質ニ取居候者有之」(博多田代書状)というように、領内で主だった者がひそかに貸銀米の貸付を行ない、届け出ないでいる。このことは、借銀借米整理が難しく、簡単にできないことを示すものである。

借銀借米の様子を示すと表VI-22のようである。これは「基肄養父辰年之新借銀借米指引高帳」とあるように、正徳二年(一七一二)にあった借



写真VI-23

享保5年の新借銀の差引についての記録

借米の差引につき三郷より願いが出ている。それは借銀借米について代官所が関与し、領内の借銀借米を減らすことを求めている。元禄十六年(一七〇三)に領内に布達が出され、借銀借米を相対で整理させず、借銀借米帳に記入することが厳しく要求された。⁽¹⁾借銀借米帳を仕立てる意味は、郷村の零落により田畠の質入・書入による借金がふえ、それがひいては田畠の所有者の移動となり、これが本百姓体制を基本とする郷村の支配体制を揺がすので、それを防ぐことにある。

つまり、借銀借米の当者間のみ処理を押し、代官所が介入してできるだけ貸借関係を整理しようとした。それゆえ、貸借関係も(一)田畠の書入質入による借 (二)質奉公による借 (三)他領よりの借 (四)請借 (五)無担保借の諸口名に分け、それらを借銀借米帳に書きつけ、年々変動を調べるようにした。⁽²⁾

これは、郷村が極度に零落し、その救済として借銀借米の整理を行なった延宝年間の政策と似ていた。

元禄十二年(一六九九)の定免制施行によって、農民は定免量以上の収穫を剰余として蓄積することが可能になった。この剰余部分をめぐって、郷村に地主・小作関係が進展し、一方には田地の集積と他方に喪失がすすみ、本百姓体制を基本とする郷村支配の体制が揺いできた。したがって、この状況を克服する手段として、借銀借米の整理をはかった。

当時の郷村の階層構成は、零細保有農の圧倒的多数の存在と広範に田畠を集積している階層があった。この上層農について、その田畠保有の一例を示すと表VI-21のようである。表では、一三町六反五畝余の田畠を保

〇〇人の労力を要すると見積られていた。このような被害は元禄末期から宝永、正徳期にかけて続発しており、ほぼ三千石から四千石の田畠の被害をうけている。これが郷村の貧困化の一要因になるのは否めない。この連続的な天災に加重するものが「古今稀成大損毛」といわれた享保十七年(一七三二)の浮塵子(当時これを蝗害といった)であった。西日本一帯に起った蝗害は各地に多数の餓死者を出し、郷村に重大な影響をもたらした。ところで、享保十七年の大被害に下らなくても、すでに宝永期から正徳期による災害

表VI-23 元禄・享保期の災害状況

年 代	状 況
元禄13(1700)年	7月28日より30日まで大雨降続、水入田畠高2,361石、井手破損130ヵ所、修理人夫3,500程入用積
" 16(1703)年	7月18日、8月19日大風、同年数度の洪水、田畠被害高4,008石6斗5升
宝永元(1704)年	秋雨風、田畠被害3,109石余、倒家139軒、倒木89本、土手切512間
" 2(1705)年	5月より雨続、5月18日、28日、6月2日洪水、植付苗水下になる。被害田畠高3,817石余
" 4(1707)年	8月18日19日大風雨、被害田畠4,473反余、倒家75軒、倒木125本
正徳4(1714)年	8月9日洪水、被害田畠高3,397石9斗
享保5(1720)年	7月20日、21日大雨、山潮で数千ヵ所山崩、田畠数10町歩水下、80年以來の被害
" 7(1722)年	4月洪水
" 9(1724)年	大風雨
" 11(1726)年	7月5日、7日水損
" 13(1728)年	夏早魃、7月洪水
" 17(1732)年	古来稀成被害
" 20(1735)年	田畠被害

注 「博多田代書状」

表VI-22 正徳2年の借銀借米額

	基肄郡上郷	基肄郡下郷	養父郡	計
書入借用	3貫500匁	15貫518匁	33貫330匁	52貫348匁
書入なし借用	16.780	33.105	46.630	90.439
講掛	3.955	4.203	2.617	10.776
他領より借	8.788			8.788
質奉公借		300	530	830
田地質渡置借		1.30		1.30
島質渡置借				
合 銀	35.364	58.194	82.679	176.238
払 分	28.490	46.392	79.671	154.515
残	6.872	1.848	1.8	21.722

注 「正徳二年辰年之新借銀米指引高寄帳」

借銀の額を示したものである。三郷両町で一七六貫二三八匁の借銀があったが、このうち一五四貫五一五匁は支払いとなっており、残額は二一貫七二二匁とある。この年にあった借銀のうち八七匁は書類上では返済していることになっている。その貸借関係を見ると、半数は書入をやらずに借用している。書入をして借用するのは三〇匁ほどである。また三郷のなかでは養父の借銀が多く全体の四六匁を占めている。

ところで、この借銀借米の整理の方針は必ずしも成功していない。これはさきにもみたように正徳三年(一七一三)には隠し借銀借米を摘発しているけれども、衰微してきた郷村の状況のなかで、更に享保期に増発した天災のため、郷村の疲弊が一層進行したためである。

元禄期から享保期にかけて田代領でおこった雨風、洪水の状況を示すと表VI-23のようである。田代領は地理的なことから、雨が降り続くと基肄郡下郷と養父郡下村は洪水になりがちであった。表にもあるように、元禄十三年(一七〇〇)には、七月二十八日から三十日にかけて大雨が降り続いたために田畠の損毛高は二、三六一石、井手の破損箇所一三〇ヵ所であり、この降雨による被害の復旧には三、五

によって郷村・町方の困窮がすすんでおり「瓜生野町段々及困窮候付」（田代博多書状、宝永二年）という事態が各地でおこってきた。

天災の折に被害者にはいままで飢飯米を出していたが「先年以来御勝手甚被差支御家中之知行をも御借被成置候程御差支にて候故、凶年打続候而ハ何程ニ被思召候而も御救之御力難届候」（田代博多書状、享保二年十二月一日）という事態になり、とても藩側はそれを支給することができない状況にあった。このため藩側は、領民に対する救済力を失なっているため、領民から用銀という名目で金銭を徴収し、それを救済資金に当てることにして、宝永五年（一七〇八）から用銀を徴収するようになった。

用銀の取立はかなり厳しく行なわれたようで、享保二年（一七一一）ごろには正銀五〇〇貫ほどになっている。領内から用銀を取立てて、それを飢飯米や商業用の費用に当てるという政策によって、藩の財政支出は天災などの時に出す費用は左程必要でないようになったが、これは、領民からの取立で賄なっているため、藩財政の矛盾を領民に転化したものとなり、結局は郷村の窮乏化をすすめた。そのため享保六年（一七二一）に郷村について抜本的な改革を行なわざるをえなくなった。以下その過程をみてみよう。

享保五年（一七二〇）夏に起こった洪水は八〇年来の大洪水であったといわれ、そのため田代領民はひどく困窮してきた。この状態について、田代代官所よりは左程困窮していないとの報告があったが、「田代御領中当夏之洪水八拾年以來無之損毛ニ付、甚困窮之由田代より帰国之者共沙汰候」（田代郷中格式改定）ということなので、その実情を調べるために、対馬より目附内野安右衛門、田井格左衛門を派遣した。一行は享保六年一月六日に田代に着いた。

田代領検分については、八カ条に及ぶ留意事項が示され、念入りに巡検することが申付けられていた。それは、一、雨天以外は毎日一村に五六軒ずつ尋ね困窮者の数、困窮が今年だけであるか、それとも以前からであるかをよく尋ねる

こと、二、村々に立寄る折には馬に乗らず歩いてゆき、茶湯以外の接待を受けてはならない、三、村々の道筋で百姓が休んでいたらそこへ立寄り、よく村の実情について聞き合わすこと、またその折には百姓の名前は絶対にきかないこと、四、商人別々の行動をすること、五、村々に立寄る折には富裕な百姓屋ばかりに立寄らず、三軒は普通の百姓、三軒は貧しい百姓の家々に立寄ること、六、宿泊所へ投げ文、落し文があった折は封のまま差出すよう、という内容であった。⁽⁴⁾ 田代領の実情を正確に把握するため、このようにこまかい留意事項を示して、目付二人を田代に派遣した。

目付二人は、田代領内を検分し、同年二月十八日に報告書を出した。その中には「御領中困窮之次第兼而御聞被遊候よりハ甚敷成行、大切千万ニ被思召此上ハ御救之儀急速ニ不被仰付候而不叶義と思召候間」（同）という状況にあり、田代領民の窮状が一通りでないことが明らかになった。また目付二人の報告書には領民からの訴状も添えてあった。二月十八日の段階では、まだ田代領内の三分の二しか検分していなかったが、その折すでに窮状がはっきりしてきた。これは佐役中嶋伝左衛門の報告とは相違していたことから、田代領の困窮を実状通り報告しなかった中嶋伝左

衛門の対馬への召還を報告書では要求していた。

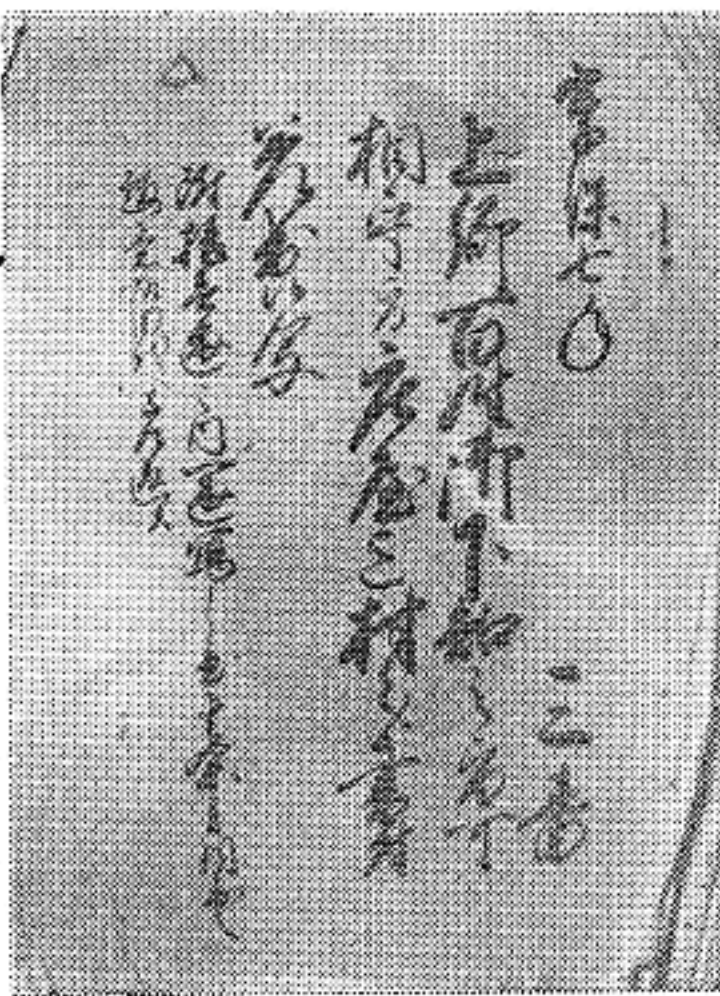
田代領の検分を終えた目付内野安右衛門、田井格右衛門は三月二日に対馬に帰国した。藩側はこの二人を交じえてさきに下郷九カ村が出していた訴状を検討し、三月八日に訴状に対する返答書を作成した。

訴状には、二月十一日以後麦がとれるまで八〇日間に一日一人米四合（十歳以下は二合）を支給すること求めたものであり、三年賦で返済するとしてあった。これに対して、願い出



写真VI-24

田代領民の実情調査についての記録



写真VI-25

享保改革についての記録

た村々の困窮は甚しいので放置できず、願いのように飢飯米として支給すると伝えた。また、三月二十五日に中嶋伝左衛門は対馬に召還され、同月二十八日に「御領中困窮之様子を不申上、御目付江差渡候節も困窮之者無之と申上候」(同)ということによって佐役の職から追放された。中嶋伝左衛門は元禄十年(一六九七)から二十三年の間、田代賄役、借銀借米差引役、佐役を勤め、享保二年(一七二七)には借銀借米差引の功によって二人扶持切米一五俵の加増をうけていた⁽⁵⁾。田代領代官は享保五年一月に仁位孫右衛門から幾度六右衛門に交替したばかりであったので、代官は去年からの勤めで領内不案内であったという理由で御叱りということだけで済んだ⁽⁷⁾。

同年四月十五日に、さきに田代領の検分を行なった目付田中格左衛門を再度田代へ派遣するようにした。これは三月二日に帰国した目付の報告に基づいて田代領の領政改革の必要性を認識し、改革案を作成する過程でさらに田代領内の実情を調べるためであった。したがって、今度の検分に際しての注意事項の指示も前回とは少し異なっていた⁽⁸⁾。それは五項目であったが、一、田代領行政について代官に指示したことが実行されているかを調べること、二、訴状、投文は今回は封のまま差越しに及ばず開封してもよい、三、訴状、投文の内容が代官以下役職者の業績に関するもので、業績が領民のためにもよくない事項を指摘しているのであればそのところを書抜いて差越すこと、四、村廻りは前回ほど行なう必要はなく二三日または四五日に一回村廻りを行ない、村々が立直っているか否か、また百姓町人の風俗が質素になっているか否かおよび麦作、稲作の出来ぐあいを詳しく見聞し、毎月一度は報告すること、五、代官立会で調べることはなるべく少なくするように、という内容のものであった。そして、田井格左衛門は、この任務のため半年間田代領に留まることが指示された。

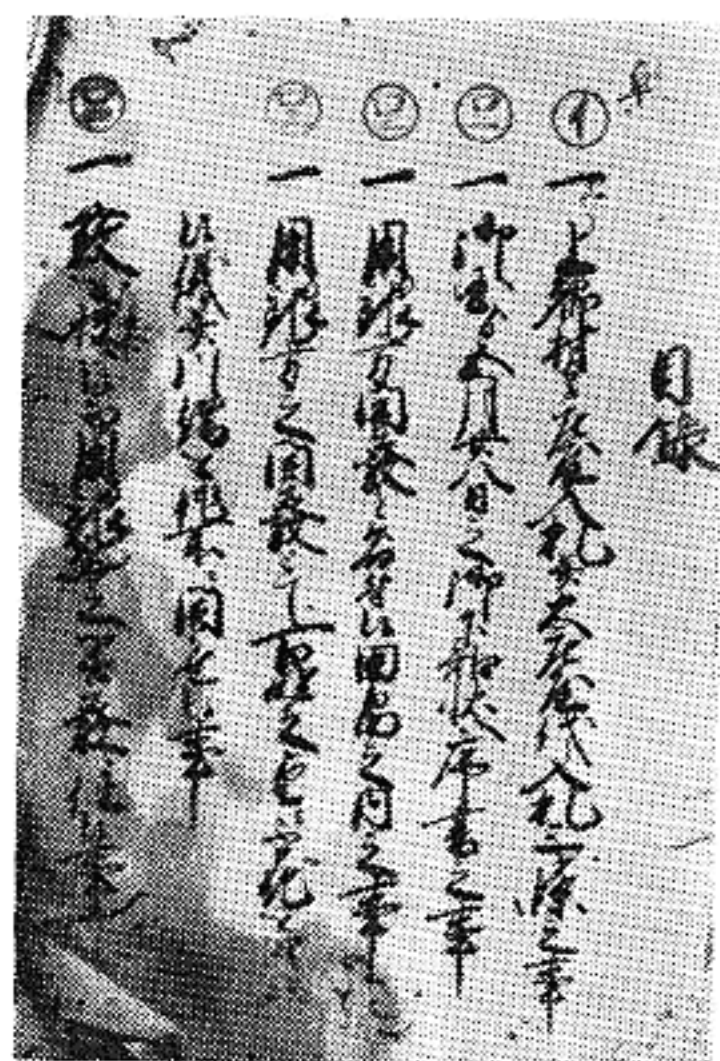
中嶋伝左衛門の召還により空席になっていた佐役に、小茂田左平次を五月十八日に任命した⁽⁹⁾。小茂田左平次は、対馬藩勘定方で帳本役を勤め勘定方功者といわれた者で、田代領の領政改革や水損の復興普請を行なうために特に派遣された。

このような一連の処置をおこなった上で、享保六年(一七二二)七月に田代領の領政改革の「条目」が出された。

(2) 改革の実施

享保六(一七二二)年の改革では、まず延宝六年(一六七八)に出した壁書を若干修正して布達した。享保六年の壁書は三五条よりなり、条目数は前回の壁書が最終的には三三条にまとめられているのに比べると、二条追加されている⁽¹⁰⁾。追加条項は「一百姓共田畠之儀、高拾石以下所持候者ハ分地仕間敷事」(「田代覚書」という分地制限に関するものと、定免制になったので「大小庄屋、頭百姓各邪欲私欲曲之仕形有之候段相頭候ハ、御僉議之上罪科ニ被仰付、早速元之穂検見免ニ御直し可被成候間、其旨能々可心得事」(同)という内容のものである⁽¹¹⁾。

分地制限については、幕府は寛文十三年(一六七三)に百姓は一〇石以上の高持でなければ分地を認めない法令を出し、正徳三年(一七一三)にも分高、残高ともに一〇石以上でなければならぬと同じような禁令を改めて布達していた。田代領において、この段階で幕令と似た一〇石以下の百姓の分地を禁止する定めを出したのは、一〇石以下の百姓が多くなり、困窮化して



写真VI-26
享保改革についての「条目」目録

規制したものであるが、この壁書と共に、田代領の領政改革に関する「条目」が出された。以下この「条目」にそつて、改革の内容をみておこう。

(3) 大庄屋、庄屋の入札

基肄郡上郷の大庄屋、庄屋を農民の入札によって選ぶようにした。

「以前庄屋を勤め其後辞退仕居候者ニ而茂其外三者ニ而茂、百姓之為ニ宜を好候者を見立入札いたし、今度大庄屋役を被指免候善九郎代り茂入札いたし、其村々之頭百姓耆人、村中之惣百姓代耆人宛入札を御屋舗ニ持参候得」(「条目」と、基肄郡上郷へ大庄屋、庄屋を入札にする布達が出され、農民の入札によって選ばれるようになった。

大庄屋問題としては、元禄十四年(一七〇一)に「借銀改懼レテ利老割ニ定ルヘク間、先御止メ被下候様ニと大小庄屋中より内々進メにより惣百姓中訴状を止ル」(基肄養父隣端記)と借銀改めの件で問題がおこり、この件で佐役賀嶋権八は大庄屋弓削三郎右衛門を召連れて同年十一月十五日に対馬に渡っている。そして翌元禄十五年五月に大庄屋三人は役儀を取りあげられ、大庄屋弓削三郎右衛門は城戸村に、天本八郎右衛門は田畠取上げ柚比村に流罪となっている。⁽¹³⁾この件については詳細が不明であるが、三郷の大庄屋三人がすべて役儀を取り上げられているのでかなり重要な内容であったろう。大庄屋、庄屋の状況を藩側は把握しておく必要があったのか、享保六年(一七二一)に大庄屋、小庄屋より役職勤務の経緯を提出させた。⁽¹⁴⁾

「上郷村々大小庄屋勤来候謂書帳」より、庄屋の動向をみると以下のようである。宮浦西村の庄屋は、享保六(一七二一)年は許斐伊兵衛であった。同人父弥五六は田代町に居住していたが、元禄十六年(一七〇三)七月十日に永吉南村庄屋に任せられ、同村へ移住し、享保元年(一七二一)まで一三年間庄屋役を勤め、同年永吉村庄屋敷に上郷大庄屋屋敷になったので、同年五月十六日に宮浦村西村大庄屋屋敷に引移り、西村の庄屋を享保六年(一七二一)まで勤め、同年六月十七日に庄屋役を嫡子伊兵衛に譲っている。

宮浦東村庄屋は享保六年(一七二一)に六月十七日に甚左衛門が庄屋役を取上げられたので、同村の倉成仁左衛門が勤めるようになっていた。宮浦村東村庄屋の初代は倉成新兵衛であり、その後、清左衛門(二代目)清左衛門、平左衛門、孫六と同家の者が庄屋役を勤め、孫六の代に弟清左衛門が孫六の跡役として庄屋になり、正徳四年(一七一四)七月十日に清左衛門が病死し、嫡子平兵衛が幼少のため庄屋役は召上げとなるが、姫方村松原仁右衛門が清左衛門家に入婿となり庄屋役を勤める。しかし病身のゆえ役勤が十分にできず、享保五年(一七二〇)に庄屋役召上げとなる。このように初代より享保五年(一七二〇)まで倉成一家が庄屋役を勤めてきていたが、役儀取り上げとなり、跡の庄屋に

いた実態からこの定めを出さざるをえなくなったとみなされる。

田代代官所では農民を上民、中民、下民と区分する基準を設け、それは次のようにしていた。つまり、庄屋給地高三〇石にほぼ相当する高の所持者またそれ以上の者を上民、一〇石より三〇石ぐらいまでを中民、一〇石以下の高所持者を下民とするもので、享保期に上民は領内で八八人ほどいた。⁽¹²⁾

追加条目は、延宝期以降とくに重要な問題になったことを

園 部 上 村		
庄 屋 名	統 柄	庄 屋 在 職 期 間
久保山甚左衛門		慶長年中
" 四兵衛	甚左衛門養子	慶長年5~6年勤
" 忠兵衛	四兵衛後家に入婿	庄屋仮役
" 与市	四兵衛子	元和年中より正保年中
" 次三郎	与市二男	正保年中より延宝年中
" 伊兵衛	次三郎子	延宝年中より宝永5年
" 常右衛門	伊兵衛子	宝永5年より享保6年まで13ヵ年
永 吉 北 村		
庄 屋 名	統 柄	庄 屋 在 職 期 間
久保新左衛門		天正年中より文禄まで
" 四郎三郎	新左衛門子	慶長年中
" 九左衛門	四郎三郎子	元和年中より寛永12年
" 新左衛門	九左衛門弟	寛永13年より寛文5年まで30ヵ年
" 勘兵衛	新左衛門子	寛文6年より貞享2年まで25ヵ年
" 茂左衛門	勘兵衛子	貞享3年より正徳3年まで29ヵ年
" 勘兵衛	茂左衛門子	正徳4年より享保6年まで7ヵ年
園 部 下 村		
庄 屋 名	統 柄	庄 屋 在 職 期 間
西依新左衛門		慶長より寛永のころまで上郷惣庄屋
" 彦右衛門	新左衛門子	
" 新左衛門	彦右衛門子	慶安年中
" 新左衛門	二代新左衛門養子	寛文3年より延宝2年まで12ヵ年
" 伝十郎	三代新左衛門子	延宝2月より貞享4年まで12ヵ年
" 伝内	伝十郎子	貞享4年より享保6年まで34ヵ年
" 覚右衛門	伝内子	享保6年より

表VI-24 大庄屋・庄屋の系譜

宮 浦 東 村		
庄 屋 名	統 柄	庄 屋 在 職 期 間
倉成新兵衛		
" 清左衛門	新兵衛子	
" 清左衛門	清左衛門子	
" 平左衛門	2代清左衛門子	
" 孫六	平左衛門子	
" 清左衛門	孫六弟	
松原仁右衛門		
大原甚右衛門		享保5年11月より
城 戸 村		
庄 屋 名	統 柄	庄 屋 在 職 期 間
若江大炊之助	初代	
" 甚左衛門	大炊之助子	
" 甚三郎	甚左衛門子	
梁井藤兵衛	甚三郎養子	
" 藤兵衛	藤兵衛子	
" 次兵衛	2代藤兵衛子	
" 加右衛門	次兵衛弟	寛永15年10月より承応元年
" 藤兵衛	次兵衛子	承応2年より天和2年まで30年間、天和2年7月19日上郷大庄屋となる。元禄9年8月22日まで
" 兵右衛門	藤兵衛子	天和2年7月19日より正徳2年まで31ヵ年、元禄16年7月11日より正徳2年2月1日まで大庄屋
古賀弥平		正徳4年2月21日より同年10月まで
大原甚右衛門		正徳4年11月より享保5年まで6ヵ年間
梁井藤兵衛	梁井兵右衛門嫡子	享保5年より

(4)

神 辺 村		
庄 屋 名	続 柄	庄 屋 在 職 期 間
甚右衛門		
古賀清右衛門		万治2年より
〃 吉左衛門	清右衛門子	
〃 利右衛門	吉左衛門子	
酒 井 西 村		
庄 屋 名	続 柄	庄 屋 在 職 期 間
藤兵衛		酒井東村庄屋
次郎介		酒井西村庄屋
高雄久兵衛		東西庄屋持分地を万治2年銀6貫500匁で買取り酒井村の庄屋となる
〃 久兵衛	久兵衛子	万治3年より元禄2年まで30ヵ年
〃 甚八	久兵衛子	
〃 伊左衛門	甚八弟	
〃 市右衛門	久兵衛甥	宝永2年より正徳3年
弥右衛門		酒井村東西に分かれ西村庄屋 正徳4年～享保6年
吉右衛門		〃 〃 東村庄屋 正徳4年～5年
高雄市右衛門	久兵衛甥	正徳5年より酒井西村庄屋
〃 治八	甚八子	享保より酒井東村庄屋
原 村		
庄 屋 名	続 柄	庄 屋 在 職 期 間
次郎右衛門		
堀江利左衛門		延宝2年に次郎右衛門より庄屋役とその田畠屋敷を銀3貫目で買取り庄屋となる
〃 伊兵衛	利左衛門子	
〃 伊左衛門		正徳3年より

注 「上郷村々大庄屋勤来候謂書帳」 「下郷大小庄屋相統謂書帳」

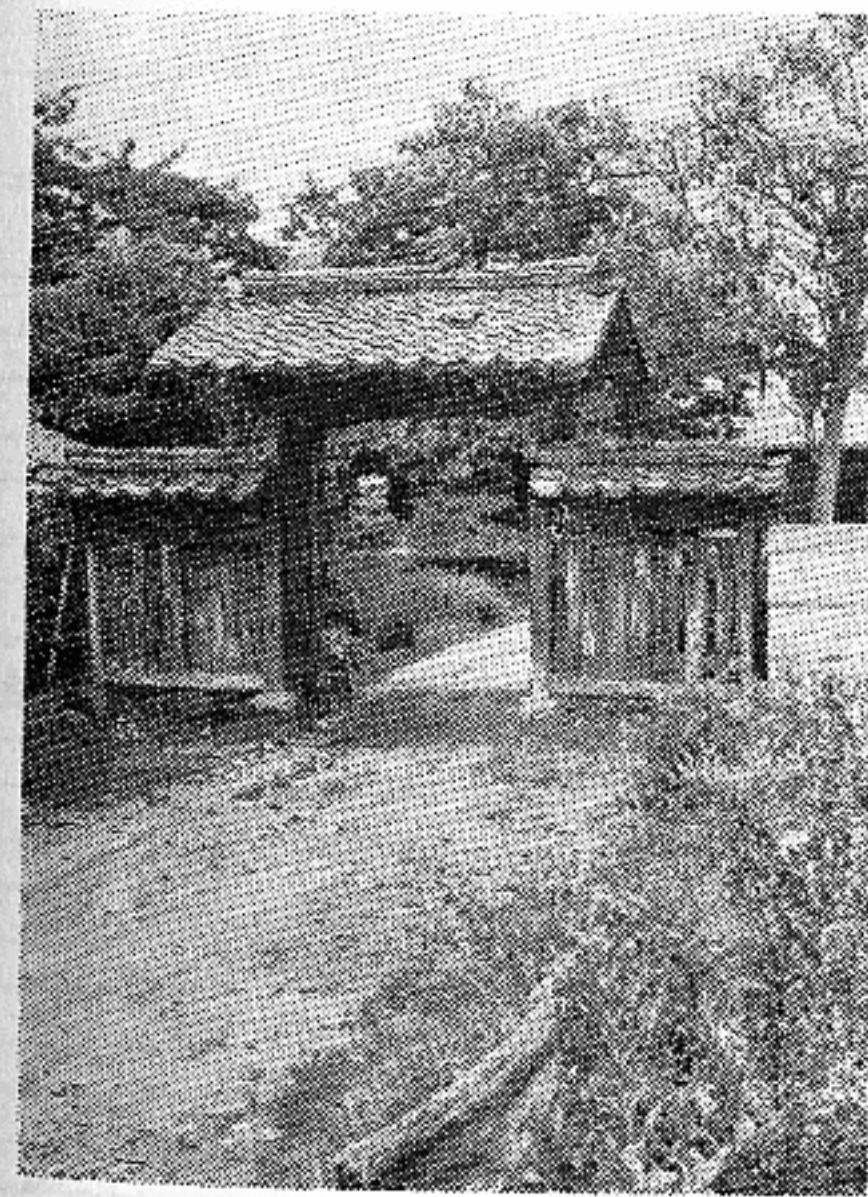
(3)

小 倉 村		
庄 屋 名	続 柄	庄 屋 在 職 期 間
権藤九左衛門		宮浦村より庄屋給田畠屋敷を買取り小倉村に移住、延宝8年より元禄10年まで18ヵ年
〃 伝右衛門	九左衛門子	元禄10年より正徳5年まで19ヵ年
		(九左衛門病死、嫡子幼少につき庄屋給田畠屋敷取上)
天本九郎左衛門		享保元年より享保6年6月17日まで6ヵ年
寺崎弥左衛門		享保6年より
奈 良 田 村		
庄 屋 名	続 柄	庄 屋 在 職 期 間
天本弥左衛門		慶長7年12月より寛永3年まで25ヵ年 慶長19年田代町別当、元和6年まで勤
〃 弥左衛門	弥左衛門4男	寛永3年より寛永20年まで17ヵ年
〃 忠左衛門	二代 弥左衛門弟	寛永20年12月より寛文9年まで26ヵ年
〃 正右衛門	忠左衛門子	寛文9年12月より貞享3年まで17ヵ年
〃 又市	正右衛門子	貞享3年11月より宝永4年まで21ヵ年、この間、貞享4年より元禄2年まで金丸村庄屋、元禄4年より宝永4年まで野口村庄屋を兼任
〃 三郎右衛門	又市子	宝永4年3月より享保6年まで15ヵ年、享保6年7月26日上郷大庄屋となる
〃 土五郎	三郎右衛門子	享保6年8月23日より
柚 比 村		
庄 屋 名	続 柄	庄 屋 在 職 期 間
長蔵之允		
〃 次郎兵衛	蔵之允子	
〃 善九郎	次郎兵衛弟	
〃 佐吉	善九郎子	
〃 善九郎	佐吉子	慶安3年より天和2年まで32ヵ年
〃 平四郎	善九郎子	天和3年より正徳2年、正徳2年上郷大庄屋となる
〃 五右衛門	平四郎子	正徳2年より

は城戸村庄屋であった大原甚左衛門が任命され、宮浦村東村の庄屋屋敷に引移ってきたが翌年の六月十七日にはこれも役儀取上げとなっている。

以上のように庄屋役は主に世襲されている場合が多い。いま初期より享保六年(一七二一)までの庄屋名が判明する村について、その変遷を示すと表VI-24のようになる。その殆んどが慶長ごろより世襲されてきている。城戸村の場合、若江大炊之助という地侍層とみられる者が初代の庄屋となっており、以後城戸村庄屋は同家の世襲である。田代領の庄屋は土豪ないしは地侍層の土着した者の系譜をひいている家が多いとみなされる。この場合には村内では享保期ごろまでには、庄屋には庄屋給として三〇石が宛行われ、庄屋屋敷も設けられているので、役料収入の面からでも、村内の農民とはかなりの優位をもちうる状況にあった。そのため一般の農民とは隔絶した存在であったとみなされる。

土豪・地侍層の土着は、村内に高持百姓まで上昇できない隷属農民を多く介在させることが多い。兵農分離によって、土豪・地侍層は本来なら武士となり、城下町に集住し、そのため農民は高持百姓として独立し、近世的小農民となる機会をもつが、土豪・地侍層の武士化が進行せず、郷村にそのまま土着した場合は、土豪・地侍層の下における支配と隷属の関係が再生産される。田代領は所領変遷の過程からして、土豪・地侍層の土着化が比較的多かったとみなされる。



写真VI-27 庄屋屋敷の門構え
(昭和47年7月 天本保信氏宅)

このように世襲性と同一村内での土着性のつよかった庄屋も、享保期になると、かなり転村制を強いられるようになった。幡崎村に住んでいた八郎兵衛は、飯田村庄屋役を命じられて、享保六年(一七二一)に飯田村に移住しており、宮浦西村庄屋であった許斐伊兵衛は、享保元年(一七一六)に宮浦西村庄屋を命じられて、同村に移住しているというぐあいである⁽¹⁵⁾。いま享保初期における庄屋転村の様子をみると、享保元年では、宮浦東村から小倉村、宮浦西村から永吉南村へと二件、享保五(一七二〇)年では、宮浦西村から姫方村へ、城戸村から宮浦東村へと二件、享保六年では、宮浦東村から園部上村へ、藤木村から曾根崎村へ、瓜生野村から古賀村へ、幡崎村から飯田村へ、奈良田村から永吉南村へ、瓜生野町から永吉北村へ計六件というように村替えによる庄屋の交替があった⁽¹⁶⁾。また同一村内での庄屋役の交替も行なわれ、判明するもので五件ある⁽¹⁷⁾。転村による庄屋役の交替と村内での交替を合わせると、享保六年には庄屋の交替は八件におよぶ。史料上の不備はあるが、享保六年に庄屋の交替がかなり多く行なわれたことがうかがわれる。明らかに大庄屋・庄屋制改革の一端が役儀交替という面にも現われているとみなされよう。

この庄屋の転村化と関連して、さきの基肄郡上郷の大庄屋、庄屋を村民の入札によって選ばせるという享保六年六月十日に出た布達を、同年七月二十一日には、基肄郡下郷、養父郡にも適用するようになった⁽¹⁸⁾。

田代領全域の大庄屋・庄屋のなかで農民によくはないものは入札によって改めるというのは、大庄屋・庄屋の利害と農民のそれとが必ずしも一致しなくなり、郷村支配の体制に手直しを必要としてきたために、この新しい政策がとれたとみなされよう。

(4) 用銀に関する改革

先述のように、用銀は不時の入用に備えるために郷村から取立てたものであり、享保初年には、すでに正銀七五〇貫ほどになっていた。しかし、用銀については従来定まった額がなく、年々代官や掛役人の恣意による取立てが多くなされ、天災に備えるためのものが、かえって農民を苦しめるものとなっていた。⁽¹⁹⁾そこで、用銀の定数を正銀七〇〇貫目と定め、代官、掛役人の功績のための恣意的取立を制限するようにした。

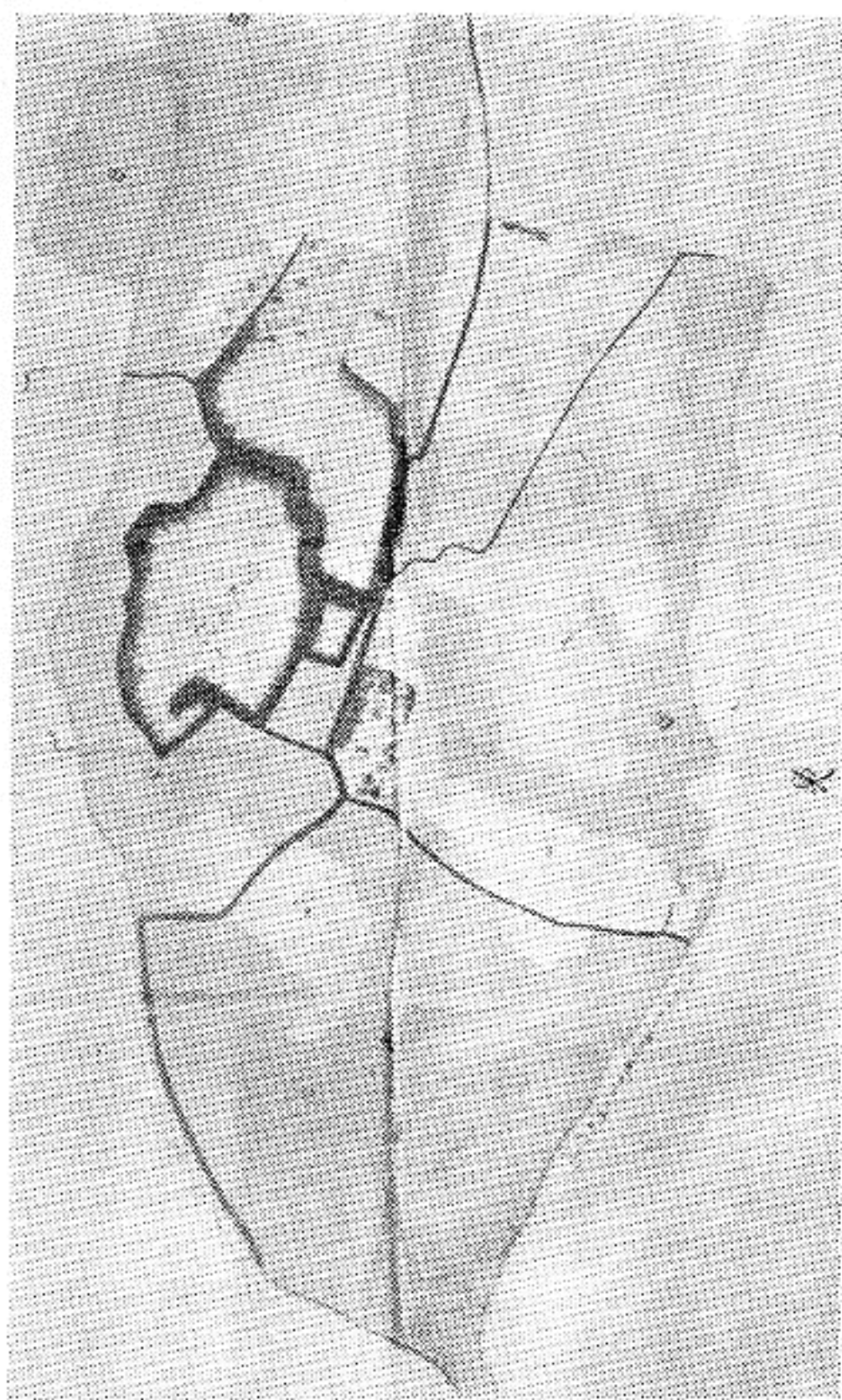
つまり、用銀を七〇〇貫の定数にしたのは、一つには、用銀掛役人が用銀高の増加を功績のためにはかり、用銀貸付を行なって利息の増加に努めるが、用銀を貧民の救米用に支出するのは、銀高の減少となるので、それを避けようとする弊害があるからとし、二つには、同じく用銀掛役人が用銀高の増加のみに力を入れ、新しい方法で用銀の増収をはかることをするのでこれまた弊害が多いとし、三つには、用銀が増えるのを、領民は役所が銀を強制的に取立てる結果であるとして、役所を怨むことになるので用銀定数を定めるとしている。これは田代領の窮状をありのまま報告しなかった中嶋伝左衛門の件にみられるように、代官や用銀掛役人の不行届な面を是正することを目指したものであった。

このようにして用銀は七〇〇貫目と定めたが、その用途についても定めておく必要があるので、つぎのようにした。⁽²⁰⁾すなわち、銀七〇〇貫目のうち、三〇〇貫を米の買入費用に当て、それを救米用銀と名づけて領内の困窮者に施す。つぎに三〇〇貫を救米差立用銀と名づけて、領内の裕福者二〇人に貸付け、その貸付利息で救米用銀に支出した銀の補充を行なう。残り一〇〇貫は、牛馬買入用と、牛馬買替用および当面の必要なものや不時の難儀を救うためのもの

のの三つに分けて貸し出すようにした。この場合、用銀の貸付利息は月老歩である。この利率は当時の一般的な貸借利息より軽く借入者の利益になるので、富民富商でなくても用銀の貸付を望む者がでるとして、つぎのように規制している。つまり、三〇〇貫目の貸付は、七〇〇貫目の用銀を絶えず準備しておくために貸付けるもので、その利息で救米用銀などに支出された銀を補填する必要があるゆえ利息支払が滞るようになっては差支えがでるから、富民富商二〇人からは連名で借用手形を提出させ、元銀は借り続けにし、毎年利息の分を十二月にまとめて納めさせるといふものであった。

このように用銀制度を改め、従来の役方の整備も行なった。また借銀借米の処理をしてきた借銀掛を廃して、用銀掛にその人員を廻した。⁽²¹⁾

用銀は従来色々の名目で用いられていた。郷中用銀、村用銀、町用銀、芝居用銀、神社修理用銀、在町用銀などがあった。郷中用銀は領内全般にわたるもので、領内困窮の折の救済用のものであり、村用銀、町用銀は町村それぞれの費用にあてるもので、芝居用銀は医者・牛馬医の費用に当てるために積立てたもので宝永五年(一七〇八)には元金が一六貫一九〇匁あった。そ



写真VI-28 元禄絵図による曾根崎村

の後、貸付利息が加わり、享保六年（一七二一）には元利共に四三貫九七二匁になっていた。また神社修理用銀は文字通り神社の修理費用に当てるためのものであった。これら用銀の外に、用銀方開発と名付けた田地があり、享保初年には七九町四畝余りの田畑があった。また用銀の用途においては、つぎのようなものもあった。郷中用銀のなかから、上方で繰綿を買い整え、それを田代町、瓜生野町の綿屋にうたせ、その綿を領内の貧困者に元値で買いとらせ、木綿を織らせて生計の資にすることも行なわれていた。

用銀は、このように種々の名目のものがあり、貸し借りの資金として活用していたが、享保六年（一七二一）の領政改革で、用銀のなかで村用銀、町用銀、在町用銀、神社修理用銀、芝居銀をすべて領民に返却することを同年七月に布達した。⁽²²⁾ そのためには元銀の取り備えが必要になるが、貸付などの関係から急にはできず、貸付金の取立、返済の期限を同年の十二月一日より十日までと定めて、返却用資金の整備を指示している。

村用銀、町用銀、在町用銀、神社修理用銀、芝居銀を悉く返すようにした理由についてはふれていないが、用銀の貸借が貧民、困窮者などの救済という名目からはずれ乱れてきていることを町用銀などについて指摘していることから、濫用などに一因があったようである。⁽²³⁾

元来、村用銀、町用銀、神社修理用銀の貸借の差引は庄屋、町役が、在町用銀は大庄屋、芝居銀は代官所用銀方が行なっていた。用銀方は用銀の増加を功績とみなして利息収得に力を入れ、大庄屋、庄屋、町役は不正な貸付を行なうなどの弊害が出てきていた。前者は代官佐役で用銀掛であった中嶋伝左衛門に例がみられ、後者は領政改革の一端としての大小庄屋の入札制が施行されるようになっていっているのうかがわれる。

各種用銀が出資者に返却されるようになった中で、郷中用銀のみはそれが行なわれなかった。したがって、当然郷中用銀に当てられている銀も返済することを求める願いが出され「郷中用銀をも不残被成下候ハ、御領中全く在附

キ可申と存候者共多く有之」（田代郷中格式改）という状態になった。これに対して藩側は、つぎのような理由でその願を却下している。つまり、郷中用銀を悉く配分してしまつたら、領民は直にそれを使いはたし、あげくは牛馬売替や日常の費用にも事欠くようになり、富民富商の高利を借り、田畠屋敷を手ばなし、一層困窮化するのは必然的なため、郷中用銀の配分は行なわれないとしている。⁽²⁴⁾

(5) 借銀借米の相対化

従来借銀借米の差引は代官所が行ない相対で取り決めをするのを禁じていたが、これも、用銀の手直しを行なったのと同じく、今度の改革で廃止された。⁽²⁵⁾ その理由は、借銀借米の取締りをどのように役所が行なっても制止できるものではなく、借銀借米の差引役人より下知があつても、内証の貸し借りを行なう。用銀方役を設けて以後は内証の貸し借りを一層厳しく取締つたが、親しい者から借りたり、他領の者から借銀するようである。百姓、町人が耕作や商売に専念し、儉約をして借銀を減らすのであれば、真の借銀の減少であるが、法令を立て格式を定めて借銀借米の取締りをするだけでは、仮りに借銀が減つてもそれは実の減少でない。役人は借銀の減少を功績とするため、無理に貸し主に損をさせて表面は借銀を減らしても、内々で借り主より借銀を返させることもあり、このようなことがあれば借銀の減少は帳面上のことに過ぎない。したがって、借銀借米差引の仕法を改めて、以後は貸し借りは自由にする、というものであった。

借銀借米差引役を設けて取締りを行なつても、実際には余り効果がなく、ただ書類上で借銀借米が減少しているのにすぎなかった実状が、借銀借米を自由にする政策をとらざるをえなくさせている。

表VI-25 借銀支払内訳

内 訳 郡	新 借 銀			元利合銀	借銀払額	未返済額
	田畠書入借	書入なし借	新借銀額			
基肄郡上郷	196.730	31.531	228.485	252.685	197.880	54.805
基肄郡下郷	597.559	27.285	626.899	685.644	501.327	184.317
養父郡	263.900	67.977	337.168	371.161	291.83	73.78
計	1,058.189	126.793	1,192.552	1,309.490	990.290	312.204

注 「基肄養父子年中新借銀高差引帳」

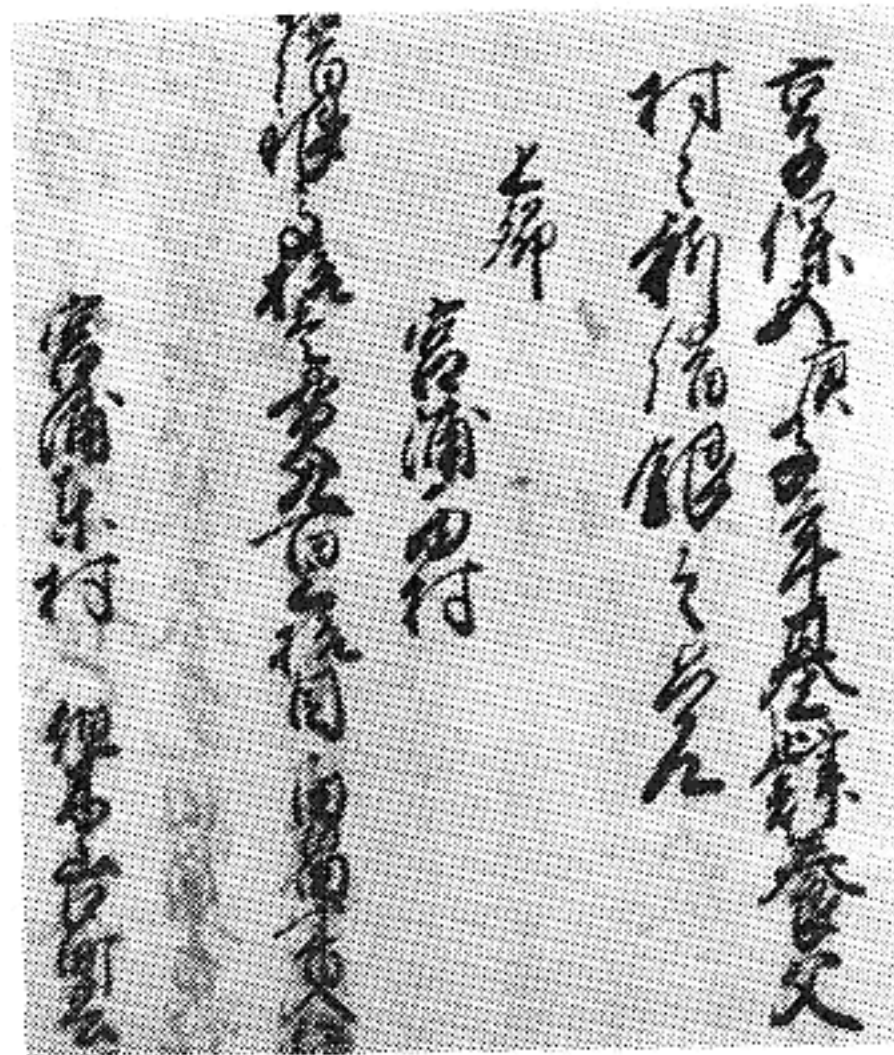
借銀借米差引の状況を享保五年（一七二〇）についてみると表VI-25のようである。

享保五年（一七二〇）の新借銀は一、一九二貫となっている。正徳二年（一七一二）の三郷借銀高は「基肄養父辰年中新借銀指引高寄高帳」によれば銀一七六貫二三八匁であるので、享保期にはかなり借銀高がふえている。享保期初年の災害の影響が郷村の疲弊となってあらわれ、借銀を増加させたものである。対馬藩本領より目附を派遣して実状を調べさせたほどの困窮化の一端があらわれているとみなせよう。

郷村、町別の借銀高をみると、田代町四一四貫四五七匁、瓜生野町一八五貫一七五匁と町方の借銀高は、郷村が殆んど三〇貫以下の借銀高であるのに対してかなり多い。これは、郷の不振が町方の商業の停滞を招いているのを示すものである。田代町では、旅館がはなはだしく零落して家屋敷や椀、盆、夜具が見苦しくなっており、それでは他領の者が宿泊した時に田代領の評判を悪くするとして、町用銀から一〇貫も出して修理させている事例があり、かなり困窮していたのがわかる。ところで、田代町、瓜生野町の借銀高にたいして郷村は比較的少ないが、そのなかで宮浦村は一〇四貫五七五匁、酒井村一〇六貫五二六匁と著しく多い。これら両村の疲弊がかなりすすんでいるのがしれる。しかしながら、郡別では基肄郡下郷の借銀高が非常に多い。基肄郡上郷借銀合計高二五二貫六八五匁、養父

郡三七一貫一六一匁に対して基肄郡下郷は六八五貫六四四匁である。田代領借銀高のなかで基肄郡下郷だけで五〇割におよぶ。正徳二年（一七一二）のときは、田代領借銀方における郡別構成では基肄郡上郷二〇割、基肄郡下郷三三割、養父郡四七割となっていて、むしろ養父郡の借銀高の方が多かった。このようなことから、享保期初年の災害は基肄郡下郷に相対的には被害を集中させたといなされる。

ところで、享保五年（一七二〇）の借銀高は以上のようなものであるが、「基肄養父子年中新借銀高差引帳」によれば、新借銀額一、三〇九貫余のうち一、〇五八貫余は「田畠書入借」となっており、田畠を抵当にした借用が主である。借銀返済ができないときは借入者は、田畠を失なわざるをえない。ところが、借銀の払高は同記録では九九七貫余と記している。借銀高の七六割は同年中に返済した形式である。借銀高の八割近くが同年中に返済したと記しているのは必ずしも実状ではないとみなされる。それは、借銀借米掛役人が帳簿上では借銀が減少していると報告しているのを、実状ではないと非難し、借銀借米の相対取り決めにした理由を述べていたのにあらわれている。しかしながら、代官所は今度の借銀借米の相対済ましの政策をとることによって、借銀借米問題に関与しなくなった。



写真VI-29
新借銀についての記録

(6) 改正に対する農民の要求

享保六年(一七二一)七月十日付の用銀方改正に際し、意見があれば申し出るようにと布達されていたので、領内から願い書が出された。その総数は七八通に達した。これに対して藩は返答をしている。いま養父郡より願い出た「閏七月拾日被仰渡候条目之内、恐乍存寄之趣奉願上候口上書覚」より主なものをみると、次のようである。

その一つは、郷中用銀七〇〇貫の中から、救米差足用銀として銀三〇〇貫を富民富商に貸出すことについてである。これについては次のようにいつている。つまり、借銀借米が相対取り決めになったので、小百姓は金銭入用の折は富民富商から相対で借用しなければならず、もし富民富商に銀所持がない場合には、農具修理費、大豆代金の支払など色々と差支えがでてくる。そのため三〇〇貫のなかから五〇貫を新救米調達用に当ててもらいたい。そして残り二五〇貫を一〇〇貫と一五〇貫の二つに分けて、それぞれ夏切、冬切として用銀方に備え置き、無利子で貸付けるようにという願いであった。もし用銀方貸付けを行なわないのであれば、右の銀を村々の竈数に割付け、それを庄屋、組頭に預け置き、百姓の入用の折に詳しく吟味して貸付け、その時々算用目録を用銀方に差出すようにし、銀の管理は庄屋、組頭が行なうようにしてもらいたい。もしこのような取り計らいがなければ小百姓は暮に差支え、田畠を売却し零落せざるをえないだろうとしている。

その二つは、水損、旱損、風損の田に蕪菁かぶらを植える問題についてであり、次のようにいつている。徳用が大きいとして損毛した田に蕪菁を蒔付け、麦蒔前に間引菜として食用に用いるようにと農業全書の抜書をもって指示されたが

蕪菁を植付けた例がない。しかし今年は竈毎に五歩三歩ずつ畠に蒔付け、間引菜、干蕪菁などにして食用にしてみた。しかし、下三村は水損の土地柄であり、日ごろ辛子(菜種)などを植付けても生育をしない。根腐れのため麦や菜種などを植える者も少ない。仮に屋敷内の地味が比較的よい所に蕪菁を植えたとしても、大坂近辺の土地柄と違うのでよく生育しないであろう。それで、蕪菁を作るよりも大根を蒔き、それを食用にした方がよい。蕪菁一〇本分を食用にするとき大根では三本で済む、大根に米を少々混ぜて食用した方が効用が大きい。蕪菁の種子を備える場合でも、この点に留意してもらいたいと申し出ている。

その三つは、納越米の引き戻しについてである。凶年の折にも規定化の物成量を納め、豊作または普通作の年に定免量以上の物成を納めておく。凶作の年になればならないために納越米の引き戻しをうけて規定の物成量に達するようになる仕組があった。この折に問題になるのは、田畠の売買により所有者の移動ができたときである。従来は田畠の売主へ納越米の引き戻しをしていた。これについて、今度の願いでは田畠の買主が引取るようにしてもらいたいとしている。春に田畠を買取り、秋に不作の場合には、定免物成を償うことができない。養父郡のなかで水損の多い村々は近年は納越米もなく、上村から定免物成を償ってもらっている。もし納越米を田畠売主に引き戻すのであれば、規定の物成を田畠売主が納めることが難しくなるためであるとしている。

その四つは、川普請、代官屋敷修理賃金についての願いである。農民が川普請などに出た折の夫賃金は壮年者は三匁、六二歳前後は二匁、一五歳以下は一匁五分とするように願い出ている。



写真VI-30
納越米についての記録

た。それに対して銀で渡すのは米値段の上下がありよろしくない、夫飯米として米を壮年者は一升、六二歳前後は八合、一五歳以下は六合宛にして渡されるようになったが、夫飯米では仕事に出掛けている者の食用は達しても、親妻子の生計の足しにはなりにくいので、以前の通り銀で渡してほしいと申し出ている。

その五つは、諸大名の田代通過のさいに出す夫役についてである。大名が通過する折には九人を領内から出し、その費用として、米三〇俵を農民が出し合うようにと指示されたが、これは以前になかったことであり、また夫役に出た者の人馬賃金も本人に渡ってないとして、つぎのように改正を申し出ている。大名が通過の折に夫役を出すことは六〇年以前から勤めてきていた。その夫役に従事する者は村公役を勤める者が行なってきた。しかし、村公役を行なう者は村内公役にも従事するので夫役に出たのでは色々村内に差支えができ、また最近では長崎奉行など公儀役人などの通過が多い。村公役の者が夫役に出て不調法をするといけないから、元禄十五年（一七〇二）に夫役人を設け、その者の費用は村々から臨時に徴収してきた。夫賃金は高に割りつけても百石で六升ほどである。今後支出した夫賃金は、その度ごとに帳面に記録し、年度毎に大庄屋が貫銀より差引いて整理するようにしてもらいたいというのである。

以上が、養父郡の各村々庄屋連名で田代領手代大東与四郎、桜井孫平、原弥市左衛門に宛てた口上書の主なものである。これは享保六年（一七二一）八月二十八日付で出した。なお同じような口上書が基肆郡下郷より各村々の庄屋連名で同年八月二十四日付で出されている。下郷よりの口上書のなかには郷中用銀について養父郡よりの口上書とは違った内容が述べてある。郷中用銀を芝居銀も加えれば七九三貫になるが、このうち三五貫は牛馬買替買入用にし、二〇〇貫は救米を整えて蔵に備え置き、残る五五〇貫は、当夏救米として支給した分を除き郷内で困窮している者に五年賦、七年賦または一〇年賦で貸付けるようにしてもらいたいというのである。その理由は、そうなれば、借用して

きている村用銀、町用銀、神社修理用銀および時々借用している借入金を返済することができる。さもなければ、借用銀の返済はおぼつかない。こんど町用銀、村用銀、神社修理用銀などを悉く返却してくれる由であるが、帳面上では各竈当たり返却金が多いようでも借入銀の返済分と相殺すれば、かえって困窮者には払出すべき銀の方が多くなる。富民富商に三〇〇貫を貸付け、その利銀で郷中用銀の補填をするのも結構であるが、困窮している郷中当面の用には立たないので、右のように町用銀、村用銀、神社修理用銀だけでなく銀五五〇貫を配当してもらいたいと述べている。

用銀は田畠の畝数に賦課して集めたものであり、もともと領民のものであるという意識から、領内が困窮している折にはそれを返却し、銀が多く出廻るようにして領民をうるおすのが至当であるようになっている。

七月十日に代官所が出した条目について、田代領内からは、以上のような意見が領民から出された。用銀については、藩側の意向と領民の望むところと可成りへだたっている。とくに、享保初年の災害によって困窮化してきた領民にとっては、用銀の返還を求め、当用の足しにするのを強く望んでいる。また、納越米の件や大庄屋敷の修理問題などの事例にあらわれているように、郷内の諸問題でも手直しを要求する動きが出てきた。

改革の結果

ところで以上のような改正を行なって、領政改革を効果的にしようとしたが、必ずしも予期通りには進行していない。例えば、大庄屋、庄屋入札制も実施してみれば殆んどが以前の大庄屋、庄屋が選ばれるという結果となっており、また借銀借米の相対取り決めを公認して以来田畠の売買が進行した。田畠売買は庄屋が売買があった旨を代官所に届け出ればそのまま認められるようになり、富民富商の土地兼併が容易になった。⁽²⁸⁾

注

- (1)(2) 「田代借銀借米田畠并園部借銀借米相改候由ニ而中嶋伝左衛門方より持越之書物」
- (3) 「基肄養父子年新借銀借米指引高帳」
- (4) 「田代郷中格式改定記」
- (5) 「博多田代書状」享保二年十二月一日
- (6) 「基肄養父代官役勤之帳」
- (7)(8) 「田代郷中格式改定記」
- (9) 「基肄養父代官役勤之帳」
- (10) 「基肄養父実記」(鳥栖市史資料編、第二集 一―三頁)
- (11)(12) 「田代覚書」
- (13) 「基肄養父隣端記」、「磯野寿延記」(同資料編 一八五頁)、「田代博多往復書状」元禄十五年五月二十四日
- (14) 「条目」
- (15)(18) 「上郷村々大庄屋勤来候謂書帳」、「養父郡大小庄屋勤来謂帳」
- (19)(24) 「条目」
- (25)(26) 「郷中格式改定記」
- (27)(28) 「条目」

VII 田代領の政治と經濟(後期)

1 畠田・おん隠田畠の取締り

(1) 畠田の取締り

畠から田に造成した地所のことを畠田と称したが、元禄十四年（一七〇一）に、これが厳しく取締られるようになった。

畠田の場合は、造成したい旨を役所へ届け出る。その届け出にもとづいて手代が当該地所に行き、水掛り、溝、近隣田畠との関連などを吟味して、不都合がなければ許可を与える。この許可によって造成が開始される仕組であった。畠田になったときは、一年間は無税で翌年より田の年貢を納めることになっていた。この一連の手續を経ずに、勝手に畠田を行なったときは、厳しく罰せられた。無届のままでは、年貢は以前通りの畠年貢つまり大豆納で済み、比較的軽い年貢となる。これを放置しておけば、年貢をとる体制が乱れ万事都合が悪くなるから、おんでん隠田と同じように厳しい取締りの対象としてきた。しかし、これが近年では不行届になっているとして厳しく取締るようにしたもので、最近畠田があった村々の吟味を佐役賀嶋権八に申し付けた。他方農民は違法なこととも知らず、勝手に造成しているかも知れないとして庄屋・組頭にそれを徹底するように命じた。そして元禄十五年（一七〇二）二月十六日に、各村の庄屋に違法のあった場合には直ちに届け、また畠を田にした場合も申し出ることを田代代官は申し渡した。

ところで、このように田地造成を勝手に行なうことは厳しく取締られたが、更に重い罪として死罪の対象になったのが隠田畠であった。これは勝手に藪や野原を開拓して、田または畠にしたのを届け出ず、その耕地の年貢を納めない田畠である。藪や原野の開拓の場合も畠田のときと同じく、まず代官所に届け出て色々と吟味をうけ、許可をえた後に初めて開拓できる仕組であった。そして開拓成就の上は、その開拓地の等級が定められた。一年間は無年貢とし翌年より年貢を上納した。このように、田畠開拓に際しては手続が必要であり、これを行わずに開拓したのはすべて隠田・隠畠とされ、開拓者は死罪とすることになっていた。

この当時、田畠を造成するためには莫大な労力を要した。開田の手続およびその労力の例を示すとつぎのようである。⁽¹⁾元禄九年(一六九六)十一月に養父郡牛原村庄屋甚左衛門は代官所手代の桜井孫平、相田九兵衛、吉田益右衛門に牛原村百姓九左衛門、太兵衛の所持していた田地が洪水のため流失したので復旧したいと申し出た。土地は洪水のため川原になっており、元の田地面積は九左衛門分一反七畝であり、この復旧に要する人夫は五百人、また太兵衛分は四畝で復旧の労力は一五〇人としていた。この願いをうけた代官戸田三左衛門、佐役大浦平蔵は対馬へ届け出て本領の指図を求めた。これに対して翌年に本領より返答があり、さらに翌々年になって、代官戸田三左衛門、佐役賀嶋権八ならびに手代が現地を視察し検分した上で開田の許可をあたえた。そこで元禄十一年(一六九八)三月十一日から工事に取掛り同月二十八日に終了した。この間、工事に要した人夫は八八五人であった。そして、同年十一月に工事が成就した旨を牛原村庄屋甚左衛門は養父郡大庄屋八左衛門に届け出たので、八郎左衛門は手代相田九兵衛、桜井孫平、吉田益右衛門にその旨の書類を提出した。そこで一年間は年貢を免除し翌年より年貢が徴収される旨が伝達され、復旧の手続は完了した。

この場合は洪水による災害地の復旧のため、特に手続と労働が多く要したとみられるが、田畠開墾の場合の手続もほぼこの事例のように行なわれた。したがって、この手続を経ないときは厳しく取締られた。

元禄期から享保期にかけて畠田・隠田の摘発が行なわれたが、これは、この期に領政改革が実施されているように、田代領も従来の体制が一つの転換期にあっただけに、畠田・隠田畠の吟味も、この転換期における藩側の対応に外ならなかった。

畠田吟味一件の経緯は元禄十四年(一七〇一)より同十六年(一七〇三)までかかっており、その間に代官処分、手代一名扶持没収、庄屋四人庄屋役取り上げ、畠田造成地没収というような処置が行なわれている。以下のその概要をみてみよう。⁽²⁾

畠田一件の起りそのものは、佐役賀嶋権八が宿村、蔵上村、藤木村、真木村の四カ村に畠田が行なわれているとして、その状況を書類で対馬に詳しく報告したことにあった。

対馬では、この報告をもとに元禄十四年(一七〇一)三月十四日に家老大浦忠左衛門より、田代代官津江格兵衛に無届で畠田を行なっている者があるが、それは手代・大小庄屋が百姓に対して十分手続などを知らせていないためであるか、または手代・大小庄屋が十分吟味もせず放置したために起こったものであるかと詰問し、報告を求めた。これに対して津江格兵衛は同年六月十日に返書を



写真Ⅶ-1

無断で畠を田に造成したのを
取締ったときの記録

送ったが、その中で、畠田に就いての願出帳があるため、手代・大小庄屋は百姓によく申し聞かせているとみられると述べ、また畠田をよく吟味もせず手代・大小庄屋が放置してきたとはみなされず、畦畔を少しずつ田にすることもあり、この場合は検出が必ずしも容易でない。また四カ村に畠田があったとしているが、これは正直に報告したためである。領内で公正を期するとすれば慶長以来竿入（検地）を行っていないので改めて竿入を行ない、旧帳簿より実測面積が多ければ、それに新たに石盛をつけて、年貢を納めさせるようにすればよい。しかし、新たに検地を行なうということになれば、領内が騒動するであろうから好ましくないだろうとし、また畠田のあった四カ村については、すでに賀嶋権八が吟味し、畠田の規模やその年貢量も記帳しているので、改めて吟味するに及ばないとみなされると報告していた。

津江格兵衛は、畠田吟味に消極的であり、大浦忠左衛門に報告書を送った前日に対馬の杉村主税、杉村三郎左衛門、樋口佐左衛門に、四カ村にあった畠田の件の取扱いで、四カ村には寛大な処置を望み、もし厳しく吟味すれば、畠田のあるのは四カ村だけでないので領内が騒動するかも知れないと危惧の念を述べていた。

畠田のあった農民の処置と田代での津江格兵衛の行動をめぐって大浦忠左衛門、杉村頼母などは検討し、畠田の件などで不届があったとして七月十三日に対馬に帰っていた津江格兵衛を大目付役から解任した。

畠田の件で、藩家老と田代代官との意見の相違があり、結局は、代官の処分ということになっているが、対馬藩が農民統制を強化しようとする意図が、このような事態に明白にあらわれているとみなせよう。

口上書には、手代や大庄屋・庄屋のものとともに、畠田を行なった農民の口上も含まれているが、それには畠田の経緯が述べられているので、その一端をみると、以下のようなものである。宿村の利左衛門は上畠七畠一〇歩のうち二畠を畠田にしたととがめられているが、利左衛門は、畠田の様相を次のように述べている。畠田にした所はもと九畠

二歩あったが、元禄三年（一六九〇）に親伊左衛門が普請用に壁土を必要としたために、同所のうち一畠二二歩を畠田に願ひ出て土を取り田に造成した。しかし残り七畠一〇歩のうち二畠の畠の土も入用のために取り、また村内の者も壁土や土田用に同所の土を自分の知らない間に取ったために同二畠の所は畠として耕作するのが難しくなった。それゆえ地ならしをして田にした。このことは庄屋、村中の者もよく知っているが、届けもせず畠田にしたのはよくなかったとしている。また無届畠田であるため同所は、庄屋立会の上、改めて畠田帳面に記入したと述べている。

また蔵上村の加左衛門の場合は、畠が洪水で崩れその修築の折に畠の土を取り、その所が低くなったので溝を作った田に造成したと述べている。

このように、畠田は嚴重な手続を必要としたとしても、現実には小規模の無届畠田が進行せざるをえないのが実情であり、複雑な手続よりも事態の方が先行していた。そのため、小規模な無届畠田の場合には、掛りの手代や大庄屋・庄屋は畠田があってもさほど問題にせず、畠田の年貢も畠方年貢として徴収するのを黙認してきたものであろう。ところが、賀嶋権八は折柄の久留米藩との水論に関して村絵図作成の折に無届の畠田を発見し、これを対馬に報告したことから問題が大きくなった。ここには、年貢をとる体制を維持し、また新たに事を行なうに際しては諸規程・手続を守らせようとする執政者の姿が明瞭にあらわれている。それとともに、郷村統制をあらためて強化しようとする政策の一端がみられる。それは郷村の実情をある程度まで知っている代官の主張を退けて、強行な無届畠田を吟味したことにあらわれている。したがって、この一件の吟味が一応完了した段階で、関連した者の処分が行なわれたが、その内容はかなりきびしいものであった。手代吉田益右衛門は役職取揚げ、大庄屋八郎右衛門は役儀取揚げ・田畠家財没収のうえ柚比村に流罪、永吉村小庄屋惣右衛門は蔵上村へ、蔵上村庄屋四郎兵衛は宿村へ、宿村庄屋甚左衛門は藤木村へ、藤木東村庄屋仁左衛門は真木村へ、真木村庄屋治兵衛は養父村へとそれぞれ流罪になった。無届で畠田を行な

った農民についての処置は不明である。

注(1) 「磯野寿延記」(鳥栖市史資料編)第二集 一七一一—一七三頁
(2) 「畠田記録」

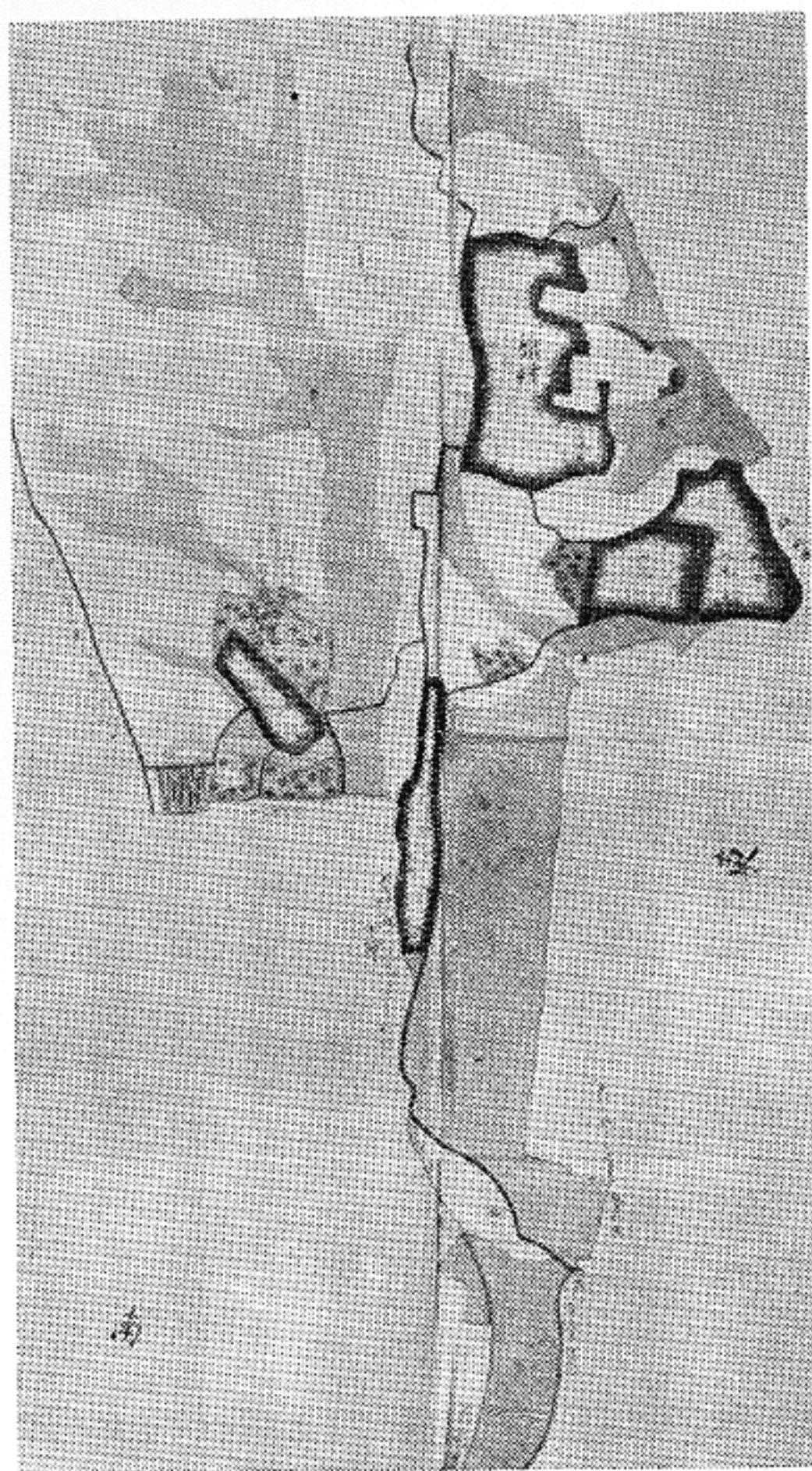
(2) 隠田畠の摘発

隠田・隠畠は百姓一揆と同じく、農民の違法行為として幕藩期にはきびしい制裁をうけたが、田代領の場合も例外ではない。いまその事例を享保期についてみると、次のような処置がとられている。⁽¹⁾

牛原村庄屋七郎右衛門の名子与助が享保四年(一七一九)五月に川端の土地を用銀方開発の地と思って二〇歩ほどの所を田に造成して、九月に収穫を終えた。ところが、このことが代官所に知れ、用銀掛河内義平太がこの開拓があった神辺村の庄屋理右衛門を呼び出し、無届で開拓したのは至って不届であると開拓のことを詰問した。これにたいして、理右衛門は全く知らないことなので与助に吟味するとして、その場は済まし、その後この旨を与助の名子主七郎右衛門にも知らせ、隠便に処置される取計らいを願うことにした。そして与助を吟味した。これに対して与助の返答は、次のようである。親茂七が神辺村の下川原に二〇歩の地所開拓を願っていたが、田代町の才右衛門が野菜場にその地をもらいうけたいと望み出た。しかし茂七、与助は少しも田畠を所持していないので少しの場所でもやることはできないと返答したが、才右衛門はその後用銀方役人に申し入れ、同役人より神辺村庄屋に申し渡しがあった、結局同地は才右衛門のものとなった。したがって同地二〇歩の替わりと思って二〇歩ほどの土地の開拓を行なった。暮には年

貢を納めるようにするため、その旨を庄屋に届け出る積りであったとし、二〇歩の開拓は以前願い出た二〇歩の替わりと心得えていたので別段改めて願い出ることもしなかった旨を述べている。理右衛門、七郎右衛門らはいずれも事が表立っては重い処置がとられるとして、隠便に処せられるようにと努力しているが、同年二月に代官所は理右衛門を呼び出し、与助の無届の開拓を正式に取りあげ処置することを申し伝えた。この折も理右衛門は、与助はいうまでもなく、自分達にも迷惑がかかるから、できれば隠便に済ませてもらおうように願ったが許されず、結局、与助開拓の次第を書類にして提出することになった。その後、代官が仁位孫右衛門から幾度六右衛門に交替したこともあって、与助の件の審議はしばらくなかったが、同年五月十二日に上使屋敷で詮議が行なわれた。これには代官所側から門司平八郎をはじめ手代など八名が出席し、与助と理右衛門ならびに与助の名子主磯野寿延が呼び出され、詮議の結果つぎのような申し渡しがあった。

畠田・隠田畠の取締り
磯野寿延には名子与助が神辺村下川原の寿延の所持地の際に隠田をしていたのを十分に吟味をせずにいた。また名子にはかねてから法令の大切



写真VII-2 元禄絵図による原村

な事を申し聞かせておく必要があるのにその点も不行届であった。よって厳しく処置する必要もあるが、老齢なので人夫百人の科で済みますので、早急に差出すようにということになった。与助とその一類に対しては、つぎのような処置があった。隠田をしたことは重科に処すべきであるが、特に一命だけは助けるとして、与助は対馬の田舎に永代流罪とし、家財没収、親茂七、弟甚九郎は田代領宿村へ、妻子は田代領柚比村へ村替流罪ということになった。五月十二日より与助は寿延の預かりとなったが、同年七月十八日に与助は対馬仁位郷住村へ、与助女房とその子は柚比村へ、親茂七と弟甚九郎は宿村へとそれぞれ配流されていた。与助は八月一日に仁位郷住村に着き同所で日傭をしながら生活をしてきたが、翌年七月四日に田代へ帰る許しが出た。そして八月には田代に帰り、親・兄弟・妻子もそれぞれ帰ることが認められ、一家はもとのように寿延の名子として生活するようになった。

以上が隠田を行なった者の処置についての事例であるが、二〇歩という僅かの土地でさえも、願い出をせず勝手に開拓をしたとして、家財没収・一家離散・当人对馬へ流罪という処罰が行なわれている。

事例(二) 隠田地があったとされ、正徳三年(一七一三)にその処置がきまった高田村庄屋五兵衛についてみると、次のようである。⁽²⁾

隠地とされたのは一反二畝二六歩である。隠地とみなされたのは例えば下畠九畝一八歩のうち七畝だけを屋敷地にすることを願いながら、同地をすべて屋敷地にしたことがあげられている。下畠の石盛は一反につき五斗であるのに、屋敷地石盛は一石であって下畠の二倍となっている。それゆえ、屋敷地に無断に転換して、年貢相当部分を納めなかったのがとがめられている。また下畠五畝三歩、同じく下畠三畝一二歩もさきに屋敷地にするよう願い出た畠の両隣に道を隔ててあったのを、その間の道を埋め屋敷地にし、それを田高に入れず隠地にしてきたとされている。この五兵衛の場合は、下畠を屋敷地にするのを願い出ながら、願い出た規模以上を屋敷地にし、それを隠していたの

が問題にされている。五兵衛は高田村に持高二四石四斗九升九合の田畑を持ち高田村庄屋であった。

五兵衛隠田地については正徳三年(一七一三)九月十三日に処置がきまった。五兵衛は隠田の罪で入牢となり吟味をうけるうちに牢死している。残った妻子に対しては、つぎのような処置となった。五兵衛には母親・女房・男三人女二人の子があり、嫡子勘右衛門(三七歳)と次男仁左衛門(二九歳)はすでに世帯をもち子供もあった。五兵衛一家はこのとき男女合わせて一四人いた。五兵衛の家財は没収、五兵衛女房は城戸村へ流罪、勘右衛門、仁左衛門、三男専右衛門のうち勘右衛門、仁左衛門は五兵衛より田地を分割されていたが、田畠は没収され、その上に勘右衛門は宮浦村へ、仁左衛門、専右衛門は園部村へ、娘ちく、よしは母親の流罪地に配流となった。

隠田地の罪により当人牢死・一家離散・家財没収という事態は隠地のもつ意味がいかに重要視されていたかがうかがわれる。なお五兵衛は高田村の庄屋役を勤めていた者なので、持高は五兵衛分二四石四斗九升九合、五兵衛・勘右衛門持分高四二石三斗六升二合、五兵衛・仁左衛門持分高九石九斗三升九合であり、三者合計持高は七六石八斗であった。庄屋役を勤めていただけに持高も多かった。

罪状を言い渡した文中には生計がよいのにも拘わらず貧民の地所をむさぼりとり、隣の田畠の障りになることも考えず屋敷廻りに木を植え、もとあった道を埋めて屋敷地にし、新道を勝手に作って通行人に不便をかけている。庄屋は大切な役儀であるのにそれをわきまえない者だと述べている。

石高制に基づく幕藩制社会にあっては、土地生産力のあるところはすべて米で生産力水準を決定し、年貢徴収の対象としている。そのため新たに開墾された土地はすべて調べることを基本としていた。ここから隠田畠などの場合はこの基本を乱すとして厳しく処罪された。しかし、それは農民の辛苦にみちた開墾労働の成果の収奪に外ならず、農民の自立的な生活基盤の拡大を妨げる要因でもあった。

2 延享・宝暦期における領民の困窮化

(1) 延享一揆

元禄・享保期には、以上のよう諸改革が行なわれたが、享保末期ごろからは諸改革にもかかわらず領内の矛盾が表面化してきた。延享二年(一七四五)には基肄郡上郷の農民の強訴ごうそがおり、矛盾がより明白になった。領内では町方の衰えが目立ち、郷村では農民層の分化がすすみ、奉公人が増加してきた。以下これらの様相をみてみよう。

田代領の農民一揆は、明暦期と元禄期に「領中騒動す」といわれるほどのものが起こっている。両件については、実態は必ずしも明らかでないが、明暦期の一揆について「基肄養父隣端記」には、次のように記している。

明暦二年(一六五六)に「庄屋百姓一ツニ成、新助悪名を訴へ(中略)此事筑前筑後肥前隣国江聞え、百姓起テ一揆ノ如成テ、隣国共ニ境目ニ武士大勢指越シテ代官新助ヲ守ル由」とあり、代官波多野新助と田代領の大小庄屋、農民の間に騒動が起こったことを述べている。代官と大庄屋を含めた総百姓との対立という事態になっている。この事件の解決は万治元年(一六五八)まで持ちこされ、同年に「波多野新助殿ト大小庄屋百姓公事ニ付(中略)四人呼レテ対州へ罷越ス、代官新助殿方ヨリハ(中略)罷越対州ニテ決断有」と対馬で決着がつけられている。

ところで、延享二年(一七四五)十二月二十二日に、基肄郡上郷の農民が廻村中の目付緒方順平に集団で年貢減免

願を提出する騒動が起こった。

延享二年（一七四五）の騒動を

一昨丑（延享二年・注）十二月二十二日上郷百姓不埒之訴
訟を企、貴御領赤坂と今町之間ニ大勢屯し妨往還、目付
緒方順平ニ願書を相渡御領中を騒ケセ候次第
とその一端を落側は述べている。⁽¹⁾ また別資料では次のよう
にも述べている。

「秋田方損毛ニ付大庄屋中見分之上捨リ之分量を申出

候、相残候分を御年貢積立候処水入村本口米上村分都合三千俵余御指延願出候、百姓中より小物成之島方大豆代銀
御指延候と願書を庄屋迄指出候」と不作なので、年貢延納を庄屋まで願ひ出ていたが、更に「上郷百姓中四百人程今
町と赤坂之間に集り居、順平を見掛村々の願出指出候」と基肄郡上郷の農民が年貢延納願のため四百人ほど集まり、
願ひ書を目付緒方順平に渡したとしている。⁽²⁾ 代官所では、これを徒党を企て強訴を行なったとして、厳しい態度での
ぞんでいる。

集会を催し直訴した農民の言い分をみると、以下のようである。

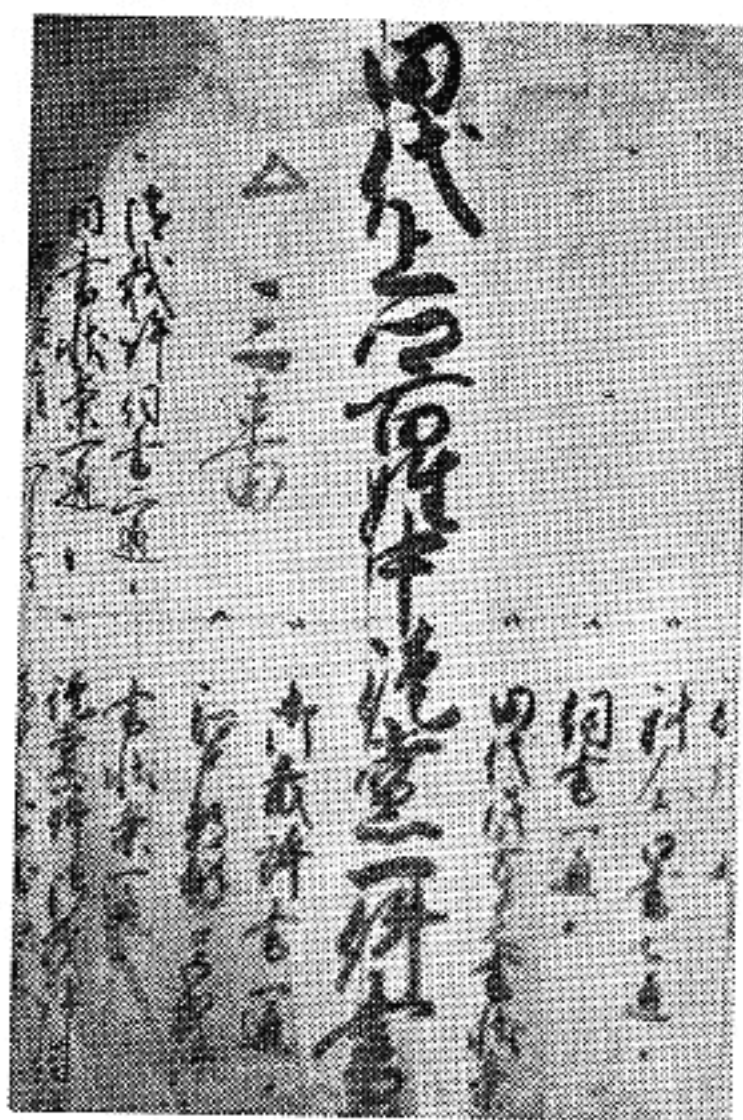
この騒動の責任者としては、最高責任者長野村四郎右衛門、これに次ぐ者として小倉村組頭平四郎、同村組頭善五
郎、同村頭百姓善蔵、また小倉村次介、同村九兵衛が加担した者として、このほかに一名が主だった者とみなされ
て取り調べをうけている。まず四郎右衛門の口上書から、その主張の概要をみれば、小倉村次介・平蔵が伊勢山で十
二月二十二日に集会を催すことを四郎右衛門に伝え、二十一日にも小倉村から使が来て小倉村伊勢山での集会に参加

する呼び掛けた。これに対して四郎右衛門は「一村より五人三人ツ、伊勢山え毎度寄立候而も埒明申間敷候間、明二
十二日社荒川原ニ上郷惣百姓中簗笠を着、鎌をさし罷出」〔田代上郷百姓中徒党一件書物〕と一村から三人や五人が寄
り集まっても埒があかないので、上郷の全農民が簗笠をつけて、鎌をもって集まり、代官所役人が引きとるよう言い
に来たときに願ひ書を渡すようにすれば首尾よくいくと主張し、そのため集会が行なわれたと述べている。

四郎右衛門と共に騒動の責任者とみなされた小倉村組頭善五郎の口上書によれば、「最初願之儀百姓中一統庄屋迄
願書指出候得共御取上不被成、右願書庄屋より百姓中江被指返候」〔同〕と農民は最初に願ひ書を庄屋に提出したが取
り上げられず却下されたために、目付緒方順平に直訴するようになったとしている。これと同じような口上を小倉村
組頭平四郎、同村頭百姓善蔵も述べている。すなわち小倉村の組頭平四郎、同善五郎、頭百姓善蔵が農民を代表して
要望書を庄屋に提出したが、庄屋がそれを代官所に取りつぐことを拒否したため、農民の集団による直訴になったと
口上書に述べている。その間の事情を組頭から相談をうけたとされている小倉村平百姓九兵衛は、つぎのようにいっ
ている。

最初百姓中願書之儀庄屋江差出候得共御取上不被成候付、組頭善五郎平四郎善蔵私ニ申間候は此上我々手ニは及不
申候間、小百姓中存立何卒又々願差上候様ニは誤り成候とも其方計之誤ニは成申間敷候付、夫より存立次助申談村
内之寄合等之儀私次介相談仕候は紛無御座候
としている。

つまり、組頭善五郎、平四郎、善蔵は、庄屋が願書を却下したために自分達の力では処理できなくなったから農民
が直接処置するようにと行ってきたので、九兵衛は次介と訴える手段を相談したとしている。小倉村平百姓次介の口



写真Ⅶ-3

百姓一揆についての記録



写真VII-4

百姓一揆の主だった者に対する判決の一部

上書でも同じような主旨が述べられている。
農民が小倉村伊勢山に集まり、目付緒方順平に直訴したことを、徒党を企て不埒な行動をしたとして咎められているが、この前に農民の要望を庄屋が取りあげないことが騒動の一端をなしているとみられる。この事件については、庄屋と農民との間には対立があり、したがって、庄屋は騒動には参加せず、組頭以下の農民が行動を起こしているのがうかがわれる。明らかに庄屋層と一般の農民とは矛盾が生まれてきており、農民は庄屋に依存するのをやめ、要求を自らの行動でもってかなえようとしている。ここに村落内にも階層的矛盾が強まり、郷村のあり方が新しい段階になっていることがうかがえる。

ところで、この百姓一揆の藩側の対応をみると、次のようであった。
強訴があったのが延享二年（一七四五）十二月二十二日であったが、藩は強訴の主謀者として先述の者を取調べ、翌三年二月二十八日には、それぞれ口上書を作成している。そして同年十二月二十七日には一応の処分案を代官浜田伊左衛門、佐役吉村十左衛門は作成し、藩重臣に裁許を仰いだ。その結果翌年三月八日に原案通りとする裁決があった。それによれば以下のようになっている。長野村四郎右衛門、小倉村組頭平四郎、善五郎、小倉村頭百姓善蔵は死罪に、小倉村百姓次介、九兵衛は頭立った者から勧められて村内および隣村まで寄合の相談をすすめたとして対馬で永代奴に、小倉村百姓伝七、伝蔵、平蔵、惣右衛門、宮浦東村百姓半六、善右衛門、仁兵衛、市右衛門、忠兵衛、長野村百姓久兵衛、文五郎の計一人は、徒党をもって訴訟を企て、小倉村百姓次介、九兵衛に組みして伊勢山の寄合を相談したとして村替に、小倉村組頭又四郎は、訴状を所持して寄合に参加し、役人に差出すよう村人に申し合め、組頭として百姓が不埒な行ないをしないように諭すべきなのに、それに反してむしろ集会に参加したとして戸メ三十日間・科銀一枚に、上郷村々の百姓は、徒党をもって領中を騒がせたとして科銀を課するというものであった。

ただ四郎右衛門、平四郎、善五郎、善蔵に対する死罪の件は、暫く最終的な措置が保留された。それは当時桃園天皇の即位が近く、対馬藩からも即位奉賀使を出すことになっており、また徳川家重が延享二年（一七四五）十一月二日に將軍を襲撃したので、慣例により朝鮮より祝賀信使が来ることになり対馬藩が接待しなければならなくなったことなどから最終的措置が延ばされたのであり、その間入牢となった。

小倉村の次介、九兵衛は対馬で永代奴にされることになったが、延享四年（一七四七）四月二十四日に、対馬藩年寄から田代代官嶋雄八左衛門、郡役、大目付に対してその配属を通知してきた。それによれば次介は与良郷久須保緒方西村下知役小田隆右衛門の永代奴に、九兵衛は仁位郷大綱村下知役平山忠右衛門の永代奴にされることになった。桃園天皇即位、朝鮮信使来聘に関する事業も終わった段階で、死罪としながらも最終的処置を保留し入牢していた四郎右衛門、善五郎、善蔵、平四郎の処分が決められた。なお平四郎はこの間に牢死しており、残る三名に対して寛延二年（一七四九）二月十五日につきのような措置が決められた。三人共長年入牢ということで死罪を免じて奴にするとし、四郎右衛門は永代奴に、善五郎、善蔵は十年切の奴にされ、それぞれ長年庄屋を勤めた者に配属さすとしている。この措置は対馬藩年寄より田代代官平田又左衛門、佐役橋倉紋左衛門にも同年二月十七日に通知された。なおこれに関連してさきに永代奴にされた次介、九兵衛についても改めて何らかの処置があったとみなされるが、この点は

不明である。

以上が延享二年（一七四五）十二月二十二日に起きた強訴のあらましである。

田代領のなかで上郷の農民が集会をし、その集会の折に目付に強訴した。しかも、これは庄屋層が農民の要求を無視したことから起こっている。当時支配階級は百姓一揆を極度に取締り、農民の特別の集団的行為を禁止していた。百姓一揆とみなすものとして「何事によらぶよろしからざる事に百姓大勢申合候を徒党となへ、徒党してして願事企つるを強訴といひ、或は申合せ村方立退候をちようさんと申す」としており、農民の無届の集団行動は徒党として処罰の対象としていた。延享二年（一七四五）の農民一揆は強訴であるが、それが庄屋層の指導によるものでなく、むしろ組頭・農民の独自性によって行なわれている。組頭は庄屋・百姓代とならんで村方三役を構成し、年貢減免の特典をうけるのが一般的であるが、田代領の場合、組頭の年貢減免の程度についてはいまの所は明らかでないが、大小庄屋のような特典はさほどなかったとみられる。ここに一般農民と行動を共にする要因があり、むしろ自らの要求と一般農民のそれとが共通するために、一揆において指導的役割を果たしたとみなされよう。

延享の農民一揆は、庄屋層との階層的な差が明確にあらわれ、農民自身が自らの要求を実現するために行動に立ち上がった点の特徴であり、さきにもみたように、村落の在り方が新しい段階になっていることの一つの象徴的な動きを示すものであった。

ところで、この農民一揆における農民側の要求は不明であるが、農民一揆が起こった原因については、その基本的なものとして田畠不作による農民の困窮化があげられよう。享保飢饉以後も、その疲弊が十分に回復していないこともあってか不作が続いていた。そのために田代町の衰微と奉公人の急増という現象が進行していた。

延享二年の百姓一揆のあとも色々な動きがあり、宝暦元年（一七五一）六月十九日には藤木村で組頭に反対する強

訴が企てられ、関係者が処罰されている。⁽³⁾

藤木村の伊右衛門は組頭と対立したので訴状を出すことを考えた。同村の甚左衛門、善蔵、弥七、市平に相談したが、市平のみは同意せず、強訴の計画があることを組頭に知らせた。そのため伊右衛門をはじめ、強訴に賛成した者が処罰されたのである。藤木村では、同年春にも訴状を出すことで村中の寄合があり、この折にも伊右衛門は指導的な役割を果たしたとされている。藤木村における組頭と農民の対立点は何であったかは不明であるが、この場合は組頭と一般農民との争いになっている。

同事件では次のような処分が行なわれている。

伊右衛門一家は闕所・永代奴にされた。つまり家財没収のうえ、伊右衛門は上郷大庄屋徳左衛門、女房と子の伊作は下郷大庄屋宅平、娘きくは原村庄屋幸蔵にそれぞれ永代奴にされた。また甚左衛門は闕所となり一家は宮浦西村へ流罪となった。同じく善蔵も闕所、一家は飯田村に流罪となっている。また弥七は罰金七百文、惣右衛門も罰金五百文を課せられている。

注(1) 「田代上郷百姓中徒党一件書物」

(2) 小林肇「対馬領田代売薬史」一五二頁

(3) 「日記抜書」(鳥栖市史資料編)第一集 一〇九—一一〇頁

(2) 郷村衰微の進行

享保二十年(一七三五)に下郷の村々に水害があり、下村は近年水害が続き、享保十九年(一七三四)も十カ村は年貢量が不足し、そのため上村からの援助によっても不足量を満たせず、一、五〇〇俵余りの年貢の延納を願い出た。また今年も水害があり一、六〇〇俵余が不納となった、としており、⁽¹⁾下郷の村々の年貢入納が差し支えて、従来下郷の不足分を補うことをしていた上郷でもその補いができない状況にあった。したがって「去ル子年(享保十七年：注)大變以後、御領中之面々殊外相衰居候上、右之通打続年並不宜候而は(中略)言語筆跡ニも難著程之苦倦仕候者茂可有之」(「日記抜書」資料編第一集七九頁)という状態になっている。しかし藩側は一定の救米を大凶作の折には施したが、年貢は厳しく取りたてる体制をとっている。享保二十年(一七三五)十二月五日に対馬藩は家老古川図書の名で代官加城六之進、佐役江口伝左衛門に次のように指示した。一、田畠の捨り高につき三郷大庄屋より書付がでていますが、このところ年貢滞納が増えており、当年もまた滞納が多いようである。並定免である以上は、豊凶に拘わらず完納しなければならぬのに滞納が増えているのは領政の取締りがよくなく、また住民が藩を恐れなくなったからである。憐愍を加えれば、それにもたれ、何かと言訳をつけるので、今後は少々の被害については捨りの願いを受けつけない。二、大凶作の折に領民に貸付けた銀も全く返納されていないが、藩財政困窮のことはよく承知している筈だから催促がなくても返納するのが当然であるのに、そのようなこともない、拝借銀の取立を以後きびしくするように、という内容であった。⁽²⁾

年貢および拝借銀の徴収を厳しく、また凶作の折も被害を考慮しないという態度が示されている。しかし、藩側の厳しい姿勢の中において被害は続き、農民は零落を余儀なくさせられている。

元文元年(一七三六)六月に上郷の田に虫害が発生し、それは領内にも広がり、魚油樽二丁を博多から取寄せて、一カ村に一斤の割で分け、田にふりかけ防除に努めている。⁽³⁾また元文三年(一七三八)六月には下村が大水のため冠水し、多くの田は稲が腐り、植え直しても時節遅れのため収穫の見通しがたらず、また畠作も冠水により大きな被害をうけている。⁽⁴⁾定免制の施行以来は下村に被害があった折には、下村の年貢不足量を上村が負担することになっていたため下村の被害は上村にも影響し、領内に広くおよびようになってきた。⁽⁵⁾延享元年(一七四四)にも下村は著しい不作となり、下村の者は難儀をしている。そして延享二年(一七四五)七月十九日には三郷の大小庄屋・両町役から、毎年不作によって、百姓町人は困窮しているので、三郷両町の者が相談し、次のようなことを行ないたいと代官所に届け出た。それは十七項目からなるが、以下に主なものを示すと、一、人々は食用に米を用いず、雑穀に野菜などを混ぜて食べる、一、田代公役に出る者などは粗食を用いる、一、平日の寄合には酒を一切用いない、一、振舞は一切止め、止むをえず行なうときでも一汁一菜に限る、一、婚礼法事の料理は一汁二菜にする、一、祝言などの贈答は鳥目十一銅包で済す、一、村祭などでは贈答をせず、親子の外は客招きをしない、一、衣類は粗服を用い庄屋以下は羽織を着ない。一、馬治療の折に、馬医以外の者が寄集り食事などをしない、一、真宗の寄合の折に食事をしない、一、職人が日雇を雇った折は一家の者と同じような食物を食べさせるとあり、三郷と両町の住民が申し合わせ、無駄な費用を省き、万事質素に生活してゆくことを決めている。⁽⁶⁾

延享二年(一七四五)に、三郷両町の者が質素な暮しをすることを申し合わせているのは、連年の災害によって郷村・町方が疲弊し、それを克服するためには、領内の者が共同して当たる必要があるとして、この取り決めを行なったとみなされ、衰微のため領民はこのような対応をせざるをえなくなっていた。

このような郷村衰微のなかで、年貢がきびしく徴収されるときには、農民側は何らかの抵抗を行なわざるをえなくなる。延享二年の農民一揆は要求内容が不明であるので、農民側の主張は定かでないが、郷村の衰微と藩側の施策とに問題があったとみなすことはできよう。

年貢問題では、延享三年(一七四六)に、連年にわたって定免量だけ年貢を納めることができないでいるため、定免制を止めて、以前の穂検見制にかえてはどうかという意向が農民の中から出てきている⁽⁷⁾。これはさきに、捨り付を全く行なわないとした政策と相まって、連年の不作の折には定免制がかえって農民を困窮化さす要因になっているを示していた。

注(1)「日記抜書」(「鳥栖市史資料編」第一集 七九頁)

(2) 同 (「前掲書」八一頁)

(3) 同 (「前掲書」八二―八三頁)

(4) 同 (「前掲書」八八―八七頁)

(5) 同 (「前掲書」一〇〇頁)

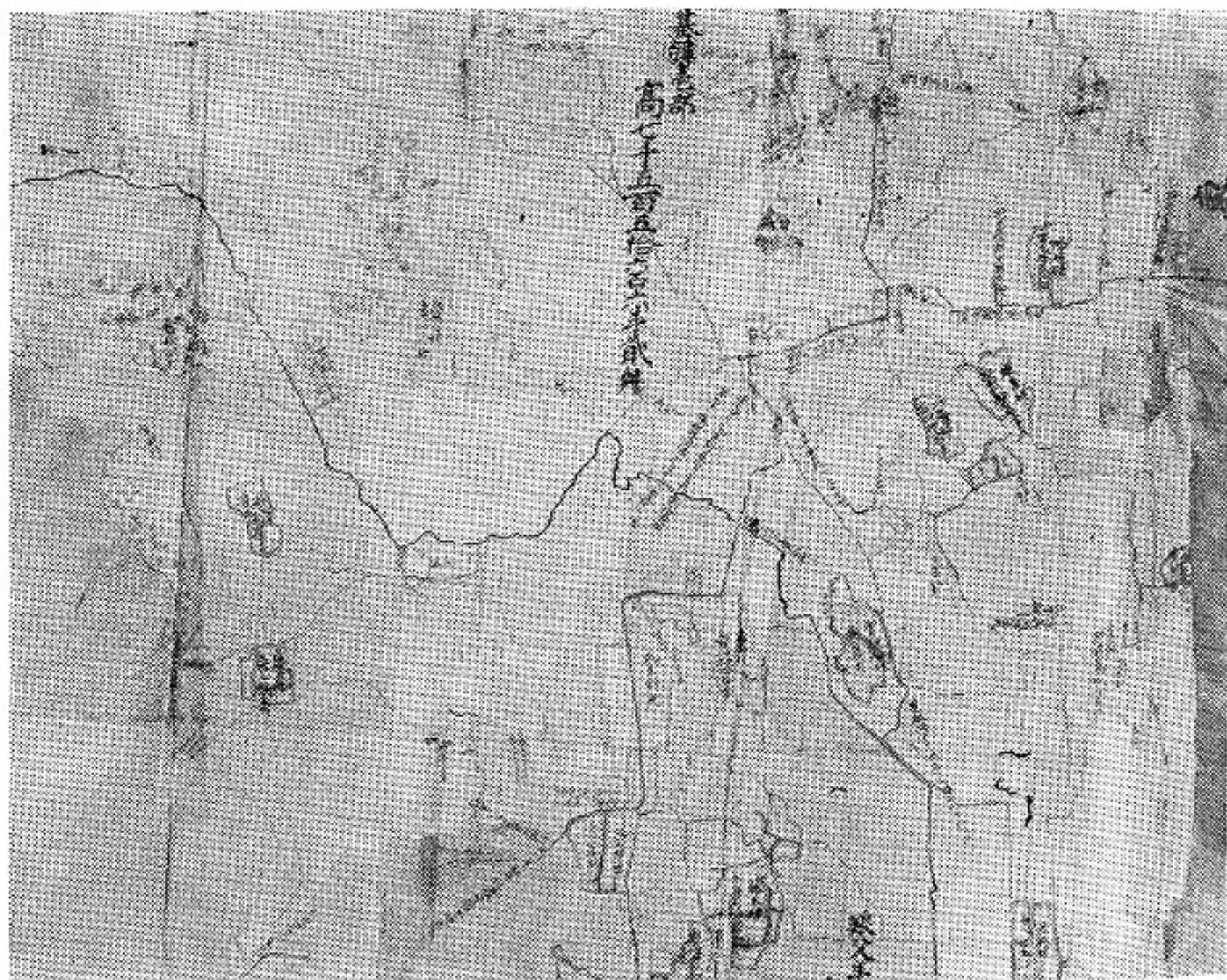
(6) 同 (「前掲書」一〇二頁)

(7) 同 (「前掲書」一〇五頁)

(3) 町方衰微の状態

以上は郷村の衰微の状況であるが、この郷村の在り方は町方にも影響し、町方の振興を強く唱えざるをえないようになってきた。

瓜生野町は町用銀についてみたように、元禄期ごろから衰微していたが、享保飢饉以降はかなりそれが進行し、年貢上納も滞りがちになっていた⁽¹⁾。寛保元年(一七四一)二月二十九日には瓜生野町別当伊平次、同座親助右衛門は、町方の風俗を直し年貢上納をすませたとして米三〇五俵をもらっているが、これは瓜生野町の状況が別当・座親の強力な力入れなしにはもはや円滑に運営されないようになっていたことの現われであった。したがって、一度何らかの災害が起これば、町は急速に元の状況に戻り年貢諸掛物の滞納がふえてくる。寛保元年(一七四一)三月八日に瓜生野町に出火があり、一四軒が焼失した。そして焼け出された者はその日暮しの極貧窮者ばかりであったとあり、七年賦で一四軒の者に米二八俵を支給せざるをえないようになっていた⁽²⁾。このように自力で復興できない者がふえているのであり、同じようなことは田代



写真Ⅶ-5 元禄絵図の一部(現在の市中心部付近)

一対馬 万松院文庫蔵一

町についてもうかがえる。例えば延享元年（一七四四）九月十九日に、田代町役人は町の状況についてつぎのようなことを手代に報告している。⁽³⁾それによれば、田代町は商売のお蔭で人々は生活してきており、市では、町の者はいうまでもなく、農村の者まで諸品を持ちこんで売買して日用品などを調べてきており、田代領第一の所である。しかしながら近年は市の状況がよくなり、市に来ていた者も来ないようになり、商人共は難儀している。この原因を考えてみると、郷村困窮の折から儉約することを申し合わせているが、このため、田代町に来て少しの品を買い調べても咎められると思つて田代町に来ず、上郷の者は久留米領小郡まで出掛けてゆき、また養父郡の者は、村田、瓜生野へ行って日用品を買い調べている。このままでは当町の商売は減り、市も止むので、酒屋はいうにおよばず、商人共は皆難儀の上もないゆえ、後述のような事項について考慮してもらいたい、というものであった。

田代町の市立が困難になっている様子がかげえるが、これを郷村での厳しい諸統制の影響とみている。しかし、現実には田代町を中心とした商品流通が変化し在郷町での商品流通が盛んになってきたためで、それが田代町の衰微という事態を生じさせている。従来田代町の市日に調達していた日常生活必需品を小郡、村田、瓜生野という郷町において買い整えるという状況になっている。田代領における商品流通の中心的存在であった田代町は郷町の発展によって衰微を余儀なくされてきた。

この事態について田代町役はつぎの七カ条にわたる要望を出した。⁽⁴⁾それは、一、市日は特別に配慮すること、一、かるわざ、玉取、狂言・見せ物などの芸能者が市日に参ることを認めること、一、質屋は人の出入があるため四軒ほど認めること、一、田代町の商品価格が高いとの噂なので、高利を貪らないようにさせること、一、羽織着用を禁じているが、商売上必要なので認めること、一、田代町の駄賃馬の数は以前は八〇頭いたが、今では三〇頭余りになっている。商人の往来が減ったために駄賃稼ぎをしている者は困っている。また原田、宮地の馬が筑後道の荷物運送をし

ているため、なおいっそう駄賃稼ぎがなくなっているのをそれを止めさせてほしい、という内容であった。

この要望事項からわかるように、田代町の宿場町としての機能も衰微しており、それはいままでと異なった通行路の往来が盛んになっているのが原因である。この状況を改善するために流通統制の緩和を求めている。

町方の衰微は、郷村の変化によるものに外かならないが、田代町の町役はそれを郷村に対する統制が原因になっているとみている。しかし、これは事態の一面的な認識でしかない。脇街道の形成などにみられるように郷村では流通路の変化があり、田代町を中心とした領内の流通体制は近領との交流が盛んになってくるにしたがって変化し、田代町に行かなくても日常生活品はむしろ近隣の郷町で調達するのが可能になってきている。享保十七年（一七三二）の大凶作以後、郷村の衰微にも拘わらず次第に流通体制が変化し、そのため、田代町が商業が振わなくなっているとみなせよう。

このような状況のなかで、田代町の振興をはかる一つの手段として富くじ興行を催すことが考えられ、代官所に許可を求めた。⁽⁵⁾これは寛保元年（一七四一）に認められた。富くじ興行はかなり大々的に行なわれたようで、寛延元年（一七四八）にはよくない興行になっていると代官所が改めることを指示するほどになっている。このため新しい方法で行なうようになり、荒木宇内、松浦屋長左衛門、竹屋次介の三名が元締役になり、いままで富くじ興行によって出来た余銀は勝手に処理されていたが、それを改め、惣銀高帳を作成して余銀をこの三人に渡し、町のためにこの銀を使うようにした。

注(1)(2)「日記抜書」〔鳥栖市史資料編〕第一集 九四頁

(3) 同〔前掲書〕一〇三―一〇四頁

(4) 同〔前掲書〕一〇四―一〇五頁

(5) 同〔前掲書〕一〇七頁

(4) 人口変動

享保大凶作後、郷村・町方ともに衰微しているが、この点をさらに人口動態から検討してみよう。

正保四年（一六四七）以前の田代領の人口については、いまのところ不明である。領内の総人口が判明するのは現在では享保二年（一七一七）からである。正保期から幕末までの人口動態について示すと表VII-26のようである。各年度の人口を示す史料の性格が異なるために、厳密に考えれば色々と問題を含むとみれるが、一応の動向はうかがえるので、以下若干検討してみよう。

正保四年（一六四七）については、基肄郡下郷、田代町だけしか判明しないが、基肄郡下郷では竈数五七八軒、人口二、四二八人、田代町竈数二〇五軒、人口九三七人となっている。延宝九年（一六八一）は町方だけしかわからないが、正保四年と比べて、田代町の竈数は七〇軒ほどふえている。人口は一四〇人程度しかふえていない。竈数の増加に対して人口のふえ方が少ないので、史料的に検討すべき余地がある。竈数に基礎をおくと、正保期から延宝期にかけての四〇年間に田代町は発展しているとみなされる。

先述のように、領内総人口がわかるのは享保二年（一七一七）である。この年の人口構成をみれば、三郷両町のなかで、基肄郡上郷が一番多く九〇〇竈で三、九六八人となっている。ついで基肄郡下郷、養父郡がほぼ同じ程度の人口、竈数である。基肄郡下郷六六六竈、人口九、九〇〇人、養父郡六四七竈、八、八一六人となっている。町方はこれに対して、二分の一から三分の一程度であり、田代町二九七竈、一、三〇〇人、瓜生野町一八〇竈、七八六人である。両町を人口から比較すれば、瓜生野町は田代町の二分の一程度の人口数であることになる。この点からして

も、田代町が田代領の町方としての中心的存在であることがうかがえる。ところで、この年の田代領の総竈数は二、八〇七軒、人口一万二、〇三二人となっている。

宝暦十一年（一七六一）の人口をみると竈数二、六八九、人口一万二、五四三人である。享保二年（一七一七）より四〇年後には竈数は一二〇軒へり、人口は五〇〇人余りふえていることになる。これは、いずれも同一部類に属する史料であるため、左程極端な数字の違いはなく、人口変動の判断材料になるとみなされる。安永十年（一七八一）には

人口は一万二、七七五人になる。宝暦十一年より二〇年後には二〇〇人ほど増えたことになる。文政九年（一八二六）になると二、九〇四竈、一万七、九〇七人になる。宝暦期にくらべて竈数で二二〇軒ふえ、人口は一、〇〇〇人ほど増加している。享保二年（一七一七）より安永十年（一七八一）までの七〇年間に七七〇人ほど増加したのに対して、安永十年（一七八一）より文政九年（一八二六）の四五年間には一、〇〇〇人増加し、相対的には後者の方が増加率が高い。しかもこの傾向は幕末期になるほどつよく、天保六年（一八三五）には一万五、一三八人になり、文政九年（一八二六）よりの十二年間に一、二〇〇余増加したことになり、人口増加率は高くなっている。このようにみてくれば、享保期飢饉の後の人口は安永期ごろまではむしろ停滞的であったとみなされよう。そして、これは男女間の人口動態をみたとき、享保期から安永期にかけて女は男よりもほぼ二、〇〇〇人も少く、男女間の人口格差が大き



写真VII-6 人口についての記録

表VII-26 正保～天保年

		正保4年 (1647)		延宝9年 (1681)		享保2年 (1717)	
		竈	人	竈	人	竈	人
基肆郡 上郷	男					社人 3	出家16
	女					社僧 3	社人 4 社僧 1
	合					917	3,968
基肆郡 下郷	男		1,418			社人 2	出家19
	女		1,010				社人 3
	合	578	2,428			666	2,900
養父郡	男						出家 7
	女					社人 4	社人 8
	合					647	2,816
田代町	男		538				
	女		399			社僧 1	出家 9
	合	205	937	272	1,080	297	1,302
瓜生野 町	男						出家 1
	女					社僧 1	社僧 2
	合			145	611	180	786
扶持 牢 類	人						98
	族						11 9 ほか 141
竈						2,707	
合計	男					社人 9	7,009
	女					社僧 9	5,022
	合						12,031

注 正保4年=「基養精細録」、延宝9年=「御巡見上使御問庄屋町年寄返答之書附」、享保2年=「御巡検上使御問被成候時御答可申上次第覚書」、宝暦11年=「御巡検上使御問被成候節御答可申上次第覚書」、安永10年=「覚」、文政9年=「基養精細録」、天保6年=「御巡検上使御問被成候時御答次第」

間の人口動態

宝暦11年 (1761)		安永10年 (1781)	文政9年 (1826)		天保6年 (1835)	
竈	人	人	竈	人	竈	人
社人 3 社僧 1	出家12 社人 6 社僧 1	2,567 1,955	寺 7 社人 2 社僧 1	2,828 2,446	社人 4 社僧10	出家16 社人 7 社僧 1
903	4,304	4,522	1,107	5,274	1,166	5,644
社人 2	出家16 社人 4	1,750 1,273	社人 1 寺 8 社家 7	1,925 1,594	社人 2	出家14 社人 4
679	3,113	3,023	712	3,520	724	3,697
社人 4	出家 9 社人 7	5,184 3,849	社人 1 社家 2 寺 5	1,560 1,293	社人 4	出家 8 社人 6
641	2,814	9,033	633	2,876	619	2,974
社僧 1	出家10 社僧 1	752 522	寺 4 庵 1	667 579	社僧 1	出家21
	1,302	1,274	261	1,246	261	1,310
社僧 1	出家 1 社僧 1	303 439	寺 1	480 401	社僧 1	社僧 3
182	754	749	191	881	193	998
	155				45	264
	2 ほか 197	ほか 214			博多 扶持人 2	ほか 251
2,689 社僧3 社人9			2,904		2,977	
	7,211	7,346		7,480	社僧 3	出家64
	5,332	5,423		6,313	社人10	社人17 社僧41
	12,543	12,775		13,797		15,138

い。それが文政期になると九〇〇人ほどの格差になり、男女間の差は次第に縮小してきている。生活苦などのため女子出生の折に間引といわれる人為的手段で減らす方法がとられ、それが男女間の格差を大きくしていたが、近世後期に入ると生活の若干の改善によって、その習弊が次第に改められてきたことが、前述のような男女の人口動態にあらわれているとみなされよう。ところで、このような変動を示すなかで郷村・町方についてみると、安永期から天保期にかけて郷村の人口増加に対して町方は停滞的であり、なかんずく田代町は殆んど増えていない。

享保二年（一七一七）を基準にして天保六年（一八三五）の郷村・町方の変化をみると基肄郡上郷一、六七六人、同下郷七九七人、養父郡一五八八人、田代町八人、瓜生野町二一人という増加数になっている。田代領のなかでは基肄郡上郷が、この一二年間に増加した総人口二、八六〇人のなかで六〇割近くを占めており、同郷の人口増加が田代領では高かったことがうかがわれる。それに対して養父郡では停滞的である。水害常襲地域であるため、農民の生活向上が容易に行なえなかったためとみなされる。町方においては、田代町は殆んど増えていない。これは領内の商品流通の中心的存在としての地位が以前ほどではなくなり、郷町や近領の町方にその機能が奪われつつあったという先にみた田代町衰微の動向とも一致している。瓜生野町は田代町と比べて若干人口が増加しており、これは田代町よりも町方としての規制が比較的ゆるいためとみなされる。

(5) 奉公人の増加

人口の動態は、享保期から宝暦期にかけては停滞的であったが、その一部は享保飢饉の影響によるものであり、農民が零落によって容易に立ち直れなかったことを示しているが、これが郷村においては、奉公人の増加となつてあら

ている。元文元年（一七三六）三月には奉公人に対する取締りが強められ、奉公人の処罰が行なわれている。いまその中で若干の事例をみると、真木村与右衛門は次のようなことで入牢になっている。⁽¹⁾

つまり、与右衛門は養父郡大庄屋太左衛門方へ娘を一季奉公人に出していたが、先般奉公人の給銀が一定化されたために、その賃銀では不満であるとして、娘を返すように太左衛門に申し出た。これが代官所に伝わり、一年間奉公さすように取り決め、給銀まで定めているのに、右のような申し出をするのは不届であり、主人に迷惑をかけたとして入牢になっている。また藤木村善四郎は、つぎのようなことで入牢になった。⁽²⁾

善四郎は藤木村弥三右衛門方へ給銀七五匁で一カ年間奉公するようになったが、奉公人の賃金が一定となり、その賃金では不足であるとして、病を理由に父方へ帰り、山へ刈取りに行ったりして自宅で働いていた。これに対して代官は虚病をつかい、主人に不忠をかまえ平生の行跡もよくないとして入牢にした。

以上は奉公人が一定化された賃金に不満をもち奉公先から帰ったため入牢になった事例であるが、一定化された給銀に不満を持つ者に対して代官所は厳しい処置をとり、違反者を大庄屋や庄屋の月切奴にしている。⁽³⁾ 酒井村孫助は、奉公人の給銀が一定となったことに不満をもち、諸人と寄合いをし、給銀のことについて相談したので、下郷大庄屋藤兵衛に二五ヵ月の間、奴として召仕えさすとされている。そして、孫助と寄合いを行ない相談した者五名（園部下村又六、長野村又助、曾根崎村平助、柚比村孫平、神辺村弥助）は二〇ヵ月の奴にされ、他村の庄屋に仕えさせられている。これらはいずれも三月四日に処分された奉公人であるが、さらにその範囲は庄屋にまでおよんでいる。⁽⁴⁾

代官所が一季奉公人の給銀を統制し一定化したために、それに対する不満は大きく、姫方村では奉公人が集会を催し、色々と相談をした。そのために姫方村庄屋源左衛門は、奉公人の集会を取締まらなかつたとして庄屋役を取り上げられ、閉門に処せられている。⁽⁵⁾

このように、奉公人が「大勢相集り不宜儀申談」(「日記抜書」前掲資料編第一集八六頁)と代官所が言っているように、賃金統制に対して不満をもち、集会を催すほどになっている。奉公人が数多くいたことがわかるが、それは農民経営を全く離れた奉公人ではなく、経営の補充をなすための年季奉公人であり、農民経営の零落を年季奉公人によってつくりだすことを求めているのである。

奉公人に対する統制は、これまでもあったが、代官所はさらにそれを強化した。同年閏十一月二十四日に三郷両町の役付の者呼び出し、郷村に関する十九カ条にわたる指示を行なった。その中の十カ条は奉公人に関するものであり、奉公人の問題が重要な事項になっているのを示していた。この指示について主なものをあげると、次のようである。⁽⁶⁾

- 一 下男下女の給銀は定めた額を確実に守ること。
- 一 下男下女が少ないので、奉公できる在町の者は早く奉公に出すこと。
- 一 他領の下男下女を雇いたい者は許可をうけること。
- 一 下男下女の中で定めている額を不満として、他領へ奉公に出掛けたり日雇稼に出るなどする者があれば、召捕えて厳しく処罰すること。

一職人ならびに日雇稼の者は定め賃銀をうけとるべきであり、また雇った者も定め通りに支払うべきである。職人のなかで賃銀を増すことを要求する者があれば、手代まで申し出ること。

以上のようなことを大小庄屋・両町役に伝え、奉公人統制を貫こうとする代官所側のきびしい態度を示した。しかし、他領へ密かに奉公に出かける者はふえて、寛保三年(一七四三)には、他領へ奉公に出る者がいるので、村々で厳重に吟味し、若しそれをおろそかにすれば、庄屋・組頭まで手落があるとみなし処置するといっている。

このように、享保飢饉のあとは郷村町方ともに困窮化し、余儀なく農民は奉行人に出るようになってきた。

注(1) 「日記抜書」(「鳥栖市史資料編」第一集 八四―八五頁)

(2) 同「前掲書」八四頁)

(3) 同「前掲書」八五頁)

(4) 同「前掲書」八六頁)

(5)(6) 同「前掲書」八六―八八頁)

3 宝暦期における領政改革

(1) 大庄屋・庄屋の総辞職願

享保飢饉以後、田代領内は次第に困窮する者が多くなり、町方も衰微してきた。それは農民一揆や奉公人の増加ということに象徴的に現われていた。年貢延納などによって郷村の問題が藩政執行者にも重要な問題として認識せざるをえなくなり、藩財政の行きづまりから、何らかの改革を行なう必要が出てきた。

朝鮮貿易の衰退によって、対馬藩はきわめて財政的に苦しくなった。年貢徴収を強化しても、対馬本島では木庭作に象徴される低生産性のために、たいして収入も増加せず、また田代領領民に対して収奪を強化しても、さきの飢饉からの復興が十分でないために、藩側の期待するほどの成果は余り出なかった。ここに領政一般にわたる改革が施されたゆえんがあり、「宝暦改革」として種々な対策が打ち出されるようになった。以下に宝暦改革の主要点についてみてみよう。

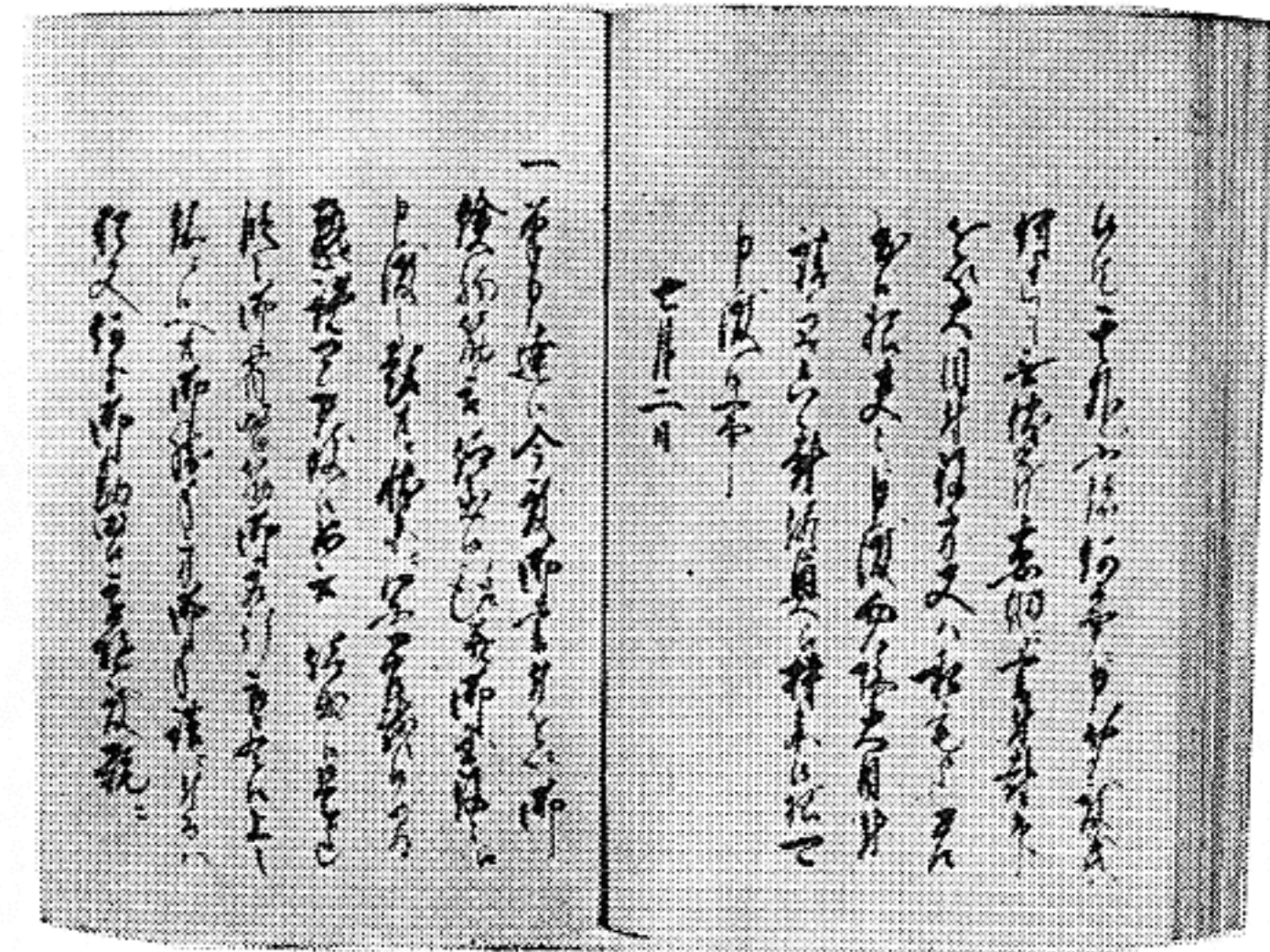
上郷の農民が強訴を行なった延享二年（一七四五）九月に田代領の手代・大庄屋・庄屋が一斉に役職の辞任を願出るといふ騒動が起った。⁽¹⁾

辞任の理由を上郷大庄屋徳左衛門の願い書には、上郷大庄屋の役を仰付けられ、ただ今まで勤めてきたが、身分不

相応の役儀なので難儀至極である。今年は作柄が悪く、郷内は皆困窮しているので、例年と異なって役儀において間違いがあつてはいけないから大庄屋役を辞めさせていただきたい、という主旨を述べている。

このような内容の願い書が手代・大庄屋・庄屋から出され、それは四二通におよんでいる。手代は三名のうち一名が、大庄屋・庄屋は全員が役職の辞任を申し出ている。さきの願い書では、辞任の理由は役儀が大変であり間違いがあつてはならないので辞めたいとしているが、これが真の理由ではない。田代領の手代一名、大庄屋・庄屋が全員辞任を申し出るといふ事態は異状なことである。手代・大庄屋・庄屋が結束し辞任という手段を講じるようになった原因は、代官・佐役の処置に不満であつたからである。

延享二年（一七四五）の十月に農民一揆が起り、領内は騒然となったが、その後、年貢納入などについての代官の処置に手代・大庄屋・庄屋が賛同しなかつたのである。事の経緯はつぎの所にある。ちようよう重陽（陰曆九月九日）の出仕に領内の大庄屋・庄屋が遅れてきた。それに対して代官浜田伊左衛門は立腹し、後日手代と三郷の大庄屋・庄屋を呼び寄せて、年貢上納をきびしく催促し、その外にも色々ときびしい処置を申しつけた。手代・大庄屋・庄屋は重陽の会に遅参したことに對する腹立まぎれに年貢上納を督促されるのでは困るとして、代官に役儀を返上することを願ひ出たが、取り上げられず、尚きびしい措置を指示された。領内では代官浜田伊左衛門の態度ときびしい年貢督促について寄合いを行ない、養父郡・基肄郡下郷の農民は万本山に集まり協議した。この田代領の騒動は近領にも伝わった。代官浜田伊左衛門、佐役吉村十左衛門は早速このことを対馬に報告した。そこで、事態を重くみた対馬藩年寄古川主典、平田将監、江口主水は十月四日に手代青木与次兵衛、同原新平、同門司七左衛門、上郷大庄屋徳左衛門、下郷大庄屋宅平、養父郡大庄屋弥平太および三郷の庄屋に對して、辞任は認められぬとし、この度の結束して辞任願を出したことも詮議しないと通告してきた。また、代官浜田伊左衛門、佐役吉村十左衛門には手代・大庄屋・庄屋の願いを認



写真VII-7 儉約についての指示

きづまっているので、儉約に心掛けることが大切であり、いままでも儉約については度々指示してきたが、一向に財政的な効果がない。役人数を減らし、役所経費を削減することをしなければ儉約の効果がみえない。それゆえよく吟味し相談した上でその方法を報告せよ、としている。この通達は田代領では手代・大庄屋・庄屋にも知らされた。

対馬藩は財政的に極度に行きづまり、藩財政は幕府の拝借金によってかろうじて賄える状態であった。享保末年ごろよりの幕府拝借金の状況を見ると、享保十九年（一七三四）は金一万両、一〇年賦で借用しており、これは延享元年（一七四四）まで一二年間に八千両の払込をし、残二千両を六年賦ということとで更新している。また延享元年七月には一〇年賦で銀六百貫を借り、同三年には金一万両の下賜をうけ、寛延四年（一七五二）にも元文銀四五〇貫を借用している。⁽²⁾このように、享保期以降、対馬藩は幕府よりの貸付金または下賜金によって藩財政

めないということを十月六日に通知し、代官浜田伊左衛門に対する処置は、この段階では御呵り^{おしかり}ということ以外には特別に行なわれないとした。この代官に対する措置は、つぎのような思惑があったからである。⁽²⁾

つまり代官の行なった言動に対して処罰すれば、農民と事を構え、代官が敗れた結果のようになり、それでは弊害が多いというのである。そして翌年の延享三年（一七四六）四月に代官は交替し、新代官として鳴雄八左衛門が赴任した。また佐役も同年十二月二十五日に交替し、七五三左衛門が新佐役に任命された。

以上が手代・大庄屋・庄屋の総辞任問題のあらましである。代官の極端な言動が要因になっているが、手代・大庄屋・庄屋が結束して辞任という方式でもって運動を展開しているところに特徴がある。さきの農民一揆とは運動の形態は異なっているが、代官支配の在り方が次第にゆるんできてきているのがうかがえる。一般農民も万本山で寄合いをしたというように、年貢督促にたいしては機敏な対応を示すようになっていた。⁽³⁾

宝暦改革は、このような状況のなかでおこなわれた。

注(1) 「田代手代役井三郷大小庄屋中差出候役儀御断之願書四十二通」(延享二年九月)

(2)(3) 「田代博多往復書状」(延享二年)

(2) 改革の開始

対馬における宝暦の藩政改革は、宝暦二年（一七五二）七月二日に、まず儉約令から始まった。これは同年七月七日に藩主宗義蕃^{よしげ}が家中一同を出仕させて申し渡したが、それには藩財政が逼迫し、家中の扶持や参覲交代の費用さえ整えることが困窮な状況になっていることを述べ、諸般の改正が必要なので、その方法につき意見があれば、家中は

勿論、百姓町人も申し出るようにと述べていた。

この藩主宗義蕃^{よしげ}の伝達は、八月十二日付で対馬藩年寄多田監物、平田将監が代官平田所左衛門、佐役橋倉紋左衛門に通達してきた。⁽¹⁾通達には儉約についての細かい指示を出しており、飢饉の年か戦いがあった年と同様に藩財政が行

の逼迫を補なうようになっていた。朝鮮貿易の衰微によって、藩財政が自主的に運営することがきわめて困難になっていた。このような状態であるから朝鮮貿易で重要な輸入品である朝鮮人参を購入するにおいても、独自に調達することができず、宝暦五年（一七五五）には朝鮮人参買入資金として三カ年に金三万両を幕府より借用しており、朝鮮貿易にも支障をきたすようになっていた。

藩財政の行きづまりは対馬藩だけでなく、宝暦期には多くの藩に共通したことであり、藩財政の逼迫を緩和するために貢租の収奪を強化し、藩政一般におよぶ改革を施していた。

田代領に儉約令が通達され、領政改革の準備が行なわれている過程において、隣領の久留米藩で宝暦四年（一七五四）三月に大農民一揆が勃発した。この騒動について田代領からも町年寄谷口善右衛門が小郡まで出かけて様子を聞き合わせ、三月二十六日に、状況を代官所に報告した。久留米藩領上郷の農民が三月二十四日に八幡川原に寄合ひ、その人数は三〇四千人ほどであり、寄合ひになった原因は人頭税六分の件や、貢租前納強要に関するものであり、三月二十六日には山隈山で寄合ひをしているという報告であった。人頭税賦課や年貢の前払を強要するなど一連の収奪強化が農民一揆をひき起こしたのであるが、久留米の農民一揆が田代領にも波及することを恐れて、代官所は三月二十六日に久留米領に隣接している村々に、火の用心につとめ、かねて申し達しているように旅人は決して逗留させず、庄屋は何事によらず変動があれば届け出て、大庄屋も村々の様子を配ることなどを指示した。⁽³⁾

封建的支配体制の矛盾の解決を、単に収奪を強化するだけでは、農民の反撃を受け、矛盾が一層深刻になることを久留米藩の農民一揆によって代官所の役人達は知らされた。したがって、宝暦四年（一七五四）にはこれといった改革もなされず、僅かに年末の十二月二十五日に正月一家寄合ひの折には親子の間では一汁一菜にし、その外は料理を出さず、年餅は例年の半分とし、近所へ餅のやり取りをしないようにすることを指示しているだけである。⁽⁴⁾

注(1) 「日記抜書」〔鳥栖市史資料編〕第一集 一一二頁

(2) 「人參史」第三編 二九〇頁

(3)(4) 「日記抜書」〔前掲書〕一一五頁

(3) 奉公人の統制

宝暦期における社会的矛盾の進行は、一方では年季奉公人と地主手作層との問題を顕在化させてきた。このため宝暦五年（一七五五）には奉公人・諸職人に対する統制を強化した。

宝暦五年三月十八日に、代官所は、つぎのような指示をした。⁽¹⁾ 大工、木挽、桶屋、屋根葺、壁塗、畳屋、塗物屋、指物屋が最近余り働かず不精で細工の出来も良くなり、その上賃金は身分不相応の賃金をとってよろしくない。職人は毎日、日の出前に細工場に出て精を入れて働くように、というのである。この段階で職人に対する統制を強化したのは、従来の体制自体が次第に変化してきたことを表わすものであり、それは地主手作層と奉公人の関係にもみられたところであった。この問題については、つぎのように代官所側はとらえている。⁽²⁾ つまり、領内の一季奉公の下男下女は近年風儀が悪く、働きもよろしくない。過分の給銀をとっているために、田畠を所持している百姓は下人を抱えることができず、多くは手作をする者がなく、小作に出すようになっていく。過分の給銀をとっているので、下人は主人の申し付けをよく守るべきなのに、きびしく主人がいえば、その家を出てしまう。それでは主人も困るので、下人のいうままに使っているともいわれている。ただ今のままでは田畠作も衰えるので、今後下男下女の風

俗がよく改まるよう努力すべきである。万一^{げち}下知に背く者があれば早速申し出ること、というのである。

地主手作経営の解体を年季奉公人給銀の高騰に求めている。年季奉公人の賃金が騰貴したので、奉公人を雇傭する手作経営は引き合わず、手作地は小作に出すようになってきている。ここにもあるように地主小作関係は進行していた。そのため小作人に対する統制を行ない地主側を擁護する指示を行なった。その指示の概要をみれば、領内の田畠は小作に出す所が多くなっているが、小作人は風儀が良くなく、稲の植付けをしたあと手入れを余りせず荒れており、また収穫の折は地主との見分をせず、勝手によく出来た所を取り入れ、その残りを地主と見分をし、地主がとやかくいうようであれば、小作地を返還している。地主は小作地の年貢を納めるに際してその土地の収穫のみでは不足するので別に補なって納めているとき。その上、小作人は地主への未進が多い。このように小作人の在り方がよくないので今後改めるよう。改めない者があれば、地主から届け出ること、としている。

この指示からもわかるように、年貢は地主が納め、小作料と年貢部分を小作人から地主は収得するたてまえになっている。したがって、代官所側は、年貢を確保するためにも地主を擁護し、小作人が地主に確実に小作料と年貢を納めることを強く求めるようになってきている。しかしこの地主小作関係も代官側の期待するようにはならず、年貢上納にも支障をきたしてきたようである。そのため宝暦六年(一七五六)十一月十九日に地主小作関係の手直しを行なう指示を出し、地主はできるだけ小作地をへらして自作化することを勧めるようになってきている。その指示の概要は、領中の田畠の収穫は、以前と異なって劣えてきているようである。その原因を考えてみるに、天候によるところもあるが、気候ばかりによるものでなく、田畠の手入れが以前と比べてよくないからであるとき。天候が原因であれば致し方もないけれども、手入れが行届くのは土地も劣え歎かわしい次第である。そのため領中の耕作の仕方を以前と異なっている処はないかと吟味してみたところ、田畠を所持している町人や百姓が次第に自作を止め、田畠を専ら小

作人に任せるようになってきている。小作人は牛馬数も少なく食用も乏しいために耕作のみで生計ができず、食用の稼ぎのために働きに出かけ、暇々をみて耕作をしている者が間々あり、それが収穫の劣えの原因となっているとき。そこで来年からは右の様式を改め、田畠を所持している者は自作につとめ、自作に余った部分のみを小作に出すようにすべきである。このようになれば小作人は困るであろうから、掛りの大庄屋・庄屋はこの点をよく吟味し、多く田畠を持つている者から小作するように努めさせる。自分勝手の利益のみを考え、所持している田畠を僅かばかり自作し、その他を小作に出すようであれば取締る、⁽³⁾としている。

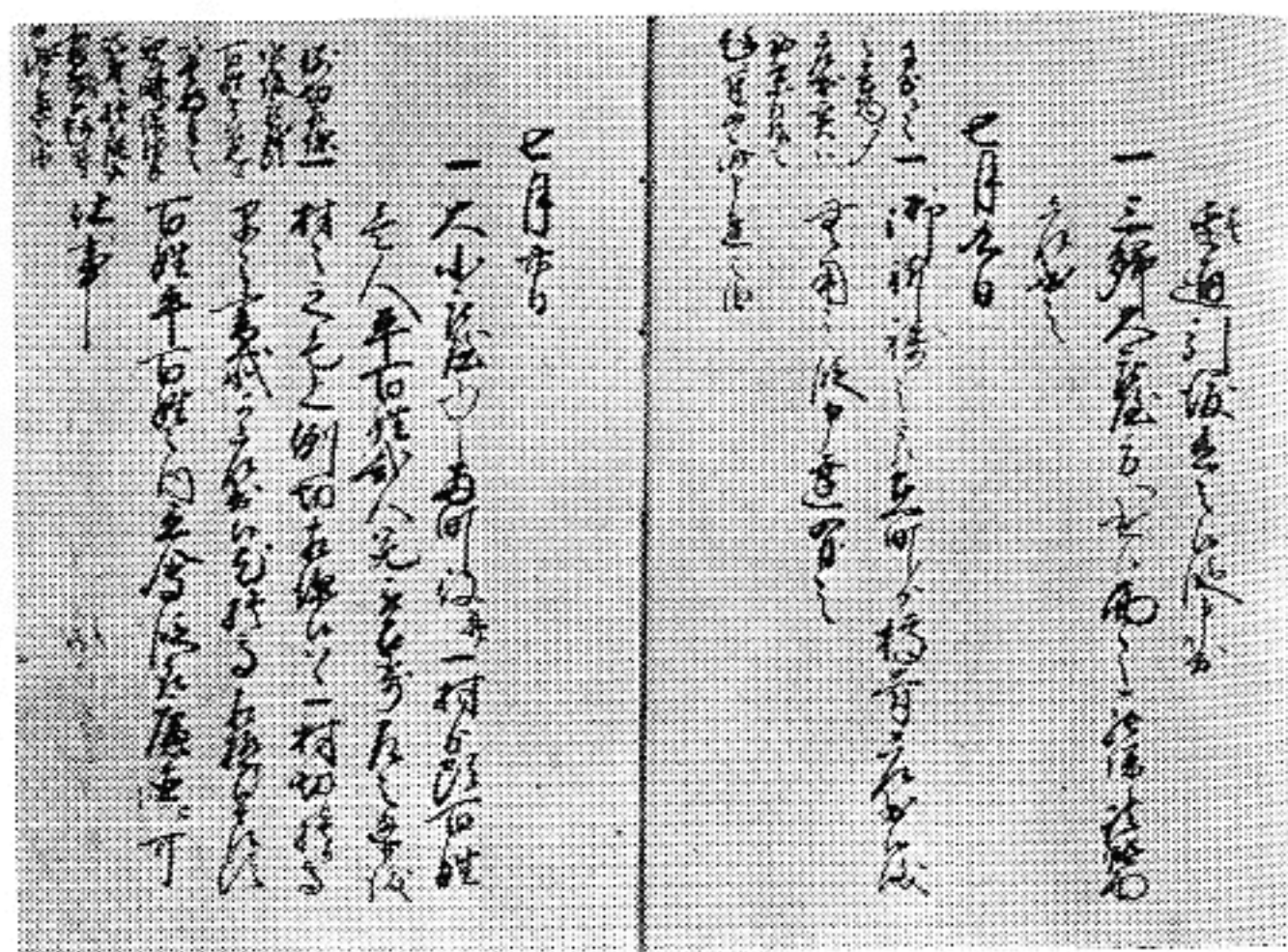
地主の手作化を進める政策が出されたわけである。奉公人の給銀の騰貴が地主手作を解体させ、従来の手作地を小作に出すようになってきていたが、それを今度の指示では逆行させ、小作関係の進展を押えて地主の手作化をすすめようとしている。この政策がとられるのは、田畠の収穫の減少が地主小作関係にあり、小作人の田畠手入れの不行届がその要因になっているとみるからである。しかし、この時期には奉公人の賃金統制を行なっても、賃金の上昇を防ぐことができず、奉公人の雇傭に基づく地主手作の経営を困難にさせ、手作地を小作に出すことが一般的に進行していたために、一遍の指示のみで、地主の手作化を強化させることが出来るものではなかった。

注(1)(2)「日記抜書」(「鳥栖市史資料編」第一集 一一六頁)

(3)同「前掲書」一一七頁

(4) 郷村改革

田畠の収穫が以前のようではなく、郷村では村方諸行事の費用が多くなり、郷村の振興が重要な課題となってきた。度重なる洪水によって下村では、河川の破損が目立ち、そのために修復の普請が必要となり、郷村は費用を分担し農民に出費を多くさせていた。このような郷村復旧のために、宝暦七年（一七五七）六月八日に、代官所は高田村の文作を耕作上手の者であるとして田代耕作下知人に任命し、帯刀を許す格式を与えて耕作の指導に当たらせることにしている。宝暦五、六年には年貢延納となっていたのが二万二千俵も累積してきており、また田畠の捨り付けも十のうち六、七までつけるようになり、耕地に掛けられる貫銀なども五倍から八倍になっている。そのため、代官所側は諸改革の必要を唱えている。⁽¹⁾そして六月二十九日には三郷の大小庄屋を代官所に呼び寄せ、その間に上郷大庄屋徳左衛門、下郷大庄屋宅平、養父郡大庄屋与市の各宅へ、破損掛役一名、目付役一名、中間一名、走番一名を一組とした取締りの者を派遣して、各大庄屋宅にある諸帳面および蔵を封印した。そして、これらの者が大庄屋宅に着いたと思われる時間に呼び寄せていた大小庄屋の面前で、各郷の大庄屋に対して所持している田畠の没収と遠村への蟄居を命じた処分を発表した。処分の理由は、大庄屋役として年貢の不納がないように働くべきであるのに、領内の年貢有米分の不納を改めず放置しており、また諸取立などを行なって領民を困窮させているからであるとしている。⁽²⁾年貢納入をきびしく行なうため、従来三郷の取締役であった大庄屋に怠慢を理由として処分を加えている。したがって、その処分は大庄屋だけで済まされず、手代層まで及んでいる。手代役青木与次兵衛、同原弥七左衛門、同門司七左衛門に対しても、ほぼ大庄屋と同じ理由で処分を行ない手代役を取り上げている。



写真VII-8 改革を指示した文書の一部

年貢不納と貫銀などの諸掛物の取立が多いとのことで手代、大庄屋を代官が処分したのは、郷村対策に新たなものを必要としていた事態を示していた。いままで大庄屋に対しては不正などによって処分したことはあっても、手代と大庄屋全員を処分したのは初めてであり、それだけ郷村問題が深刻になっていた。⁽³⁾

宝暦七年（一七五七）七月二十日に各村より庄屋、頭百姓一名、平百姓二名および田代町、瓜生野町から町役を呼び寄せて、一一項目におよぶ指示を伝達した。⁽⁴⁾

その第一項は、作柄の状況を調べるために例切^{ためしぎり}といって一定面積の所を刈取り、作柄の様子を調べ損毛があれば捨り高を計算していたが、その例切後直ちに捨り高について、頭百姓、平百姓立会いの上で書上げ提出することという指示である。それは従来庄屋、頭百姓が例切によって決定されていた捨りの位付を、勝手に書換えることが行なわれることがあったので、それを防ぐためにこのような指示となった。

第二項は、例切の折にその田地の持主は参加しないようにという指示である。これは持主が酒肴を供与し、捨り付を大きくしてもらったことがしばしば行われていたため、それを改正するためであるとしている。

第三項は、従来損毛があった村々で年貢を完納できなかったときは、その未納分を他村が負担することになっていた

た。これを「かぶり」と称していたが、この「かぶり」の石高を早急に書出すことという指示である。これは庄屋の発言力の差によって「かぶり」の度合が異なることがあるため、この改正をねらったものである。

第四、五項目は、貫銀についてであり、郷貫銀・村貫銀については、毎月の必要経費を月毎に書出すことを命じ、また年間の必要経費が石当りどれほどになるかを書出すようにとしている。これは、さきにもあったように、貫銀が近年多くなり、郷村疲弊の一つの原因になっているためである。

第六項は、大名や諸家中の往来の折に出す公役人馬に対して与えられる賃銭を受取った人員を書き出すことであり、第七項は、年貢納入の折に出す欠米について、欠米ができた理由とその数量を書き出すことを命じている。

貫銀、人馬賃銭、欠米について、このような指示がなされたのは、庄屋が村内の農民に余り知らさず取立を行って農民から多くの不満がでており、何らかの改善が必要であったからである。そのため貢租や貫銀などの諸取立については、庄屋のみならず頭百姓と平百姓二、三名が立会い吟味し、逐一帳面を仕立て、その帳面については村内の者一同からも間違いのないとの確認をうけ、それを奥書に記し、また立会いに参加した庄屋、頭百姓、平百姓の名前を書き捺印するようにさせた。

これらの指示からうかがえるように、庄屋の貢租や貫銀の取立てについて不正がしばしばあり、農民は数多くの不満をもっていた。これが村落内部の対立となって、郷村の秩序が乱れるようになることを恐れて、代官所は庄屋の不正が発生しないように指示をしたとみなされる。

以上が庄屋、頭百姓、平百姓を呼び寄せて申し渡した条項の主なものであった。この外には年貢納入に関して十一月十五日まで年貢取立目録を提出し、年貢納入を十二月二十日までに完納する従来の様式を厳格に実行するよう申し渡している。そのため八月十七日には年貢米を納めている蔵戸の合封について、いままでは庄屋が自由にできてい

たのを、村々から合封役として組頭一人、平百姓一名を定めることを指示している。⁽⁵⁾

郷村には、以上のように指示したが、両町には七月二十六日に町役と組頭二名を呼び寄せて七項目にわたる指示をした。⁽⁶⁾指示のなかで、近年は郷村復旧のために、両町に先納銀米を常に掛けてきているが、それは止むえないこととはいえ、以前は手広く商売をしていた者も次第にその規模も小さくなり、近領からの諸商品の仕入数も減って、町中が衰微してきているので、以前のように広く商業ができるような方法を遠慮なく申し出るようにしている。この伝達の内容からみて、両町はかなり衰微してきているのがうかがえる。

このように田代町、瓜生野町の衰微についてふれているが、その振興策は別に講じられず、諸上納の期限が十二月二十日であるのが、近年乱れているので、それを期限通りにすることか、田代町は宿場でもあるので人馬の出方を遅れさせず公役を円滑に果たすようにという指示であり、町方の衰微によって守られなくなった諸規則の遵守を命じているに過ぎなかった。

注(1) 「日記抜書」〔鳥栖市史資料編〕第一集 一一九頁、

(2) 同〔前掲書〕二〇六頁、

(3) 同〔前掲書〕一一二頁、

(4) 同〔前掲書〕一一三―一二四頁、

(5) 同〔前掲書〕一二六頁、

(6) 同〔前掲書〕一二三頁、

(5) 庄屋給改正

郷村に対してこのように指示したのち、庄屋給仕代米の改正を実施した。

前にもみたように、田代領において庄屋は三〇石の給高が支給されていたが、この外に公用で田代町に行った折その旅費や宿泊費に当てるために仕代米というのが支給されていた。これが近年増徴されてとして一庄屋当り二六俵に限定するようになった。⁽¹⁾

増徴になったのは、仕代米算定の仕方であった。例えば村高三〇〇石の村である場合、この三〇〇石のうちからまず庄屋給地高三〇石を引き、さらに捨り高を引いた。これらを引いた残高に対して小物成など諸掛物がどの位の割合になるかを算定する。そして、この率を庄屋給三〇石に対してかけた数量を算出する。この数量が仕代米量となる仕組であった。そのため、捨り高が少ない年には、石当りの小物成などの諸掛物の賦課率も低く普通は二五割ぐらいであり、庄屋給に対する仕代米も二二俵(二俵Ⅱ三・三斗)ぐらいであった。それが捨り高が多い年には五〇割ぐらいになり、仕代米も四五俵ほどになり、農民の負担も増加していた。それを今度改め、村一律に仕代米は二〇俵とし、臨時費に当てるための六俵を追加した合計二六俵を庄屋に支給するようにした。これと共に従来庄屋給地に対しては小物成などの諸掛物を納入する義務が免除されていたが、それも止め普通の農民と同じように納入義務を負わせた。⁽²⁾

注(1)(2)「日記抜書」一二七頁

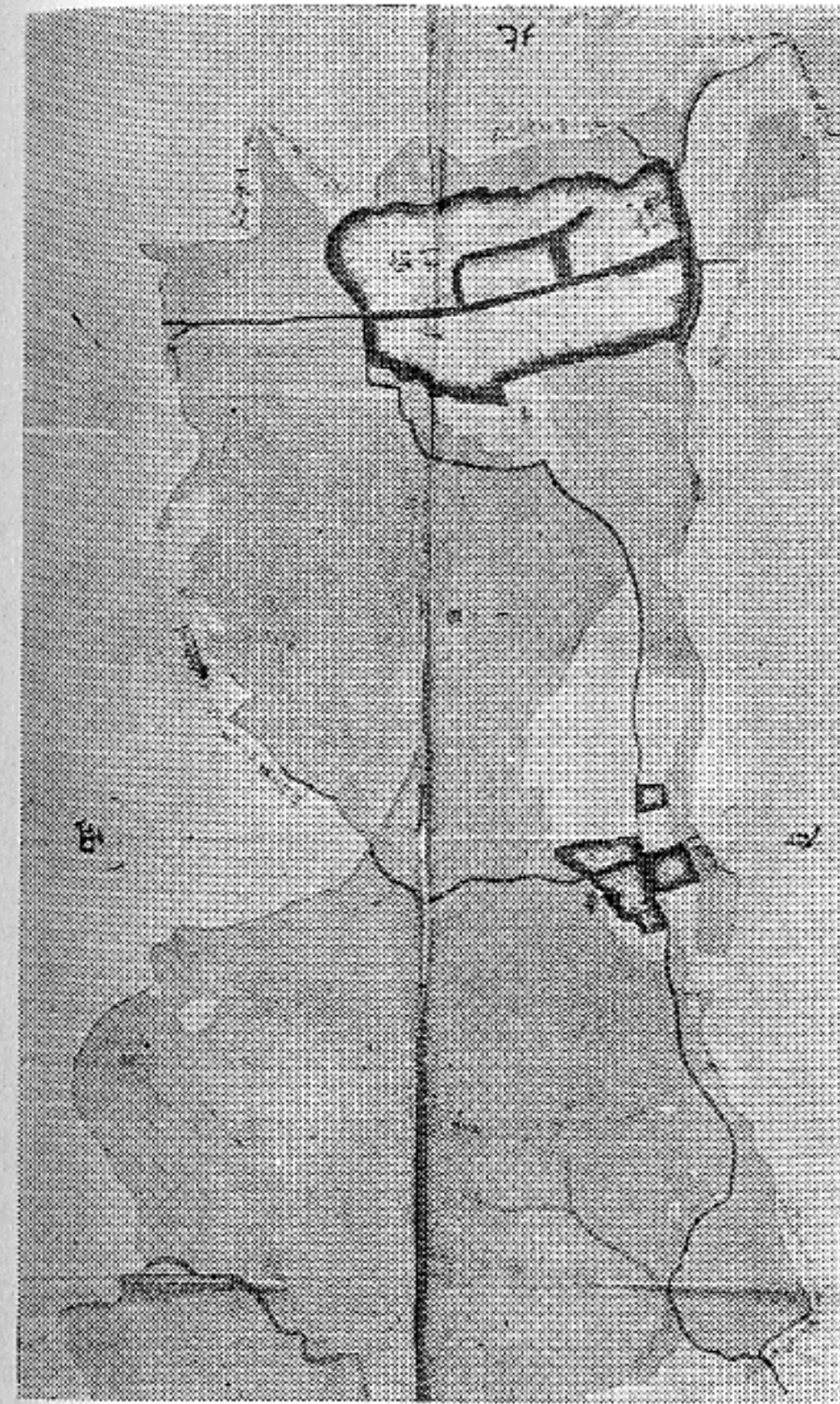
(6) 貢租法の改革

元禄十二年(一六九九)以来、田代領は定免制が施行されていた。不作などによって定免量が納められない村ができるときは、他の村々が不足分だけ負担するというのが、定免制を実施の時の申し合わせであった。つまり不作の村は捨り検見^{けみ}をうけ、捨り高を村高から引き、その残高に定免率をかけてその年の年貢量を決定し、定免年貢量との差額を他の村が負担する仕組である。この仕組を改め、捨りづけを行わず、本途物成および口米は「並合現高」にして取立て、諸小物成米は「荒高割」にするようにした。田畠の被害が続いたため捨り高が多くなり、一定の年貢量をも徴収するのが困難になってきた。このため捨りづけを行なわないようにした。⁽¹⁾つまり、捨り検見をしないのを基本とするようになった。そのため荒地、畝詰地、永荒地を書き出させ、村高からその高を引いた残高(これを荒高と称した)に定免率を掛けて年貢量を賦課する仕組をとった。これを「荒高掛り銘々蒙り^{かぶ}」と称した。しかし、甚しい不作などのためにどうしても検見を行ない年貢の軽減をしなければ、郷村が疲弊してしまう事態も起りうるので、この場合は、捨り検見によって確定した量、つまり捨り高を村高から引いた高に年貢を賦課した。これを「捨り並現高掛」と称した。勿論この場合も、年貢量の軽減ではない。つまり捨り検見によって、その年に納める年貢量は少なくなるが定免量は一定であるため、その差額分は凶作以外の年に納めていた納越米によって補なうか、納越米不足の折は次年度以降に不足分を納める仕組であった。そのため「荒高掛り銘々蒙り」の徴収方法は、捨り検見制の基本的な廃止をねらったものである。この年貢徴収方法の改正は宝暦七年(一七五七)におこなわれた。

以上が、宝暦七年に行なわれた改革のあらましである。郷村の疲弊がすすみ、何らかの対策が必要とされていた。

それを主に庄屋と一般農民との矛盾を調整し、庄屋不正の是正という側面から行ない、そして年貢徴収方法の手直しにおよぼし、捨りづけの慣例を廃して一定の年貢量が確実に徴収できる方法を立てた。

その後郷村の零落は更にすすみ、宝暦七年(一七五七)八月廿五日に田代村の庄屋役を同村の零落のため廃止し、庄屋給と仕代米を救済用に当てざるをえないという状況になり、田代町別当城右衛門と同座親伝四郎が田代村メり方になっている。また永吉北村も八月二十七日に庄屋給と仕代米を村内の困窮者に支給することを代官所は指示している。⁽²⁾
 このように村によっては庄屋を廃止して庄屋給と仕代米を村内の困窮者救済に当てなければならぬ状況になってきているが、郷村の疲弊改善には、従来きびしく禁止していた在方における商品流通を認め、それによって振興をは



写真VII-9 元禄絵図による宿村

からざるをえない所も出てきていた。宿村がそれである。宿村は以前は在方商業が行なわれて、かなり発展していた村であるが、在方商業が禁止されるようになってから、商業に従事していた者は田代町、瓜生野町に移転せざるをえなくなり、そのため宿村は次第に衰微してきていた。そこで宿村の者は振興策として小商売の免許を求めようになり、田代町、瓜生野町の者も商売が不振になって折でもあるた

め、宿村で商売発展をはかろうとする者もでてきていた。代官所は田代町、瓜生野町の者が宿村へ移住することは禁止しながらも、二、三男が小商売をするのは許すようになった。このように、代官所は在方商業の振興によって疲弊を改善しようとする要求をうけ入れざるをえなくなっていた。⁽⁴⁾

領内の衰微がすすんでいる様子がうかがえるが、このような状況のために備荒貯穀が一層必要になってきた。そこで、代官所は貯穀に当てるために被害の度を調べて捨りの位付をする例切と称する検見の折に刈り取られた稲を一郷一郷取り集め、大庄屋のもとに収納することにした。従来、例切の折に刈りとられた稲は時には村貫銀費に支出されることもあったが、多くは例切の雑費として消費されていた。代官所は例切の稲を貯穀に当てるよう宝暦八年(一七五八)九月九日に指示したが、そのなかで、近年百姓は零落しているので、例切の稲の外には凶年の貯えにしておくものもないのでよく注意して稲を集めるようにといているように、郷村の零落のため例切の稲しか貯穀に当てられないまでになっていた。⁽⁵⁾

郷村の零落により、農民は他領からも借銀借米をしていたが、その元利の支払のため米穀を年貢納入以前に売り払う者があった。これを放置しておくとな年貢徴収に響くので、九月二十四日に代官所は年貢納入以前に米穀を売ること禁止する旨の布達を出した。⁽⁶⁾

他領に賃稼ぎに出る者も増えてきていた。生活の困窮化から、少しでも収入をえようとするためであるが、それは田代領では生業の道がないためである。他領の者にみられるので宜しくないとして、病気で領内で働くことが困難な者以外の他領での賃稼ぎを禁止し、その旨を十二月二十日に伝達した。⁽⁷⁾

困窮化から農民は賃稼ぎや借銀借米をせざるをえなくなっているが、抜本的な対策もなく、ただ現象的な事柄に対して好ましくないとみなされることを禁止しているだけである。だからこのような禁止令が守られたとは必ずしもみ

なされない。

このような状況のなかで、農民の間から伊勢参りの気運が出てきた。他領の様子を見聞し、色々と交流が行なわれる伊勢参りは農民にとって一つの娯楽であるとともに、社会的見聞を広める機会として大きな意義をもっていた。この伊勢参りは以前からも行なわれていたが、今度は比較的多人数で行くように計画され、その許可を願い出た。それに対して、代官所は生活に困っていない者および老人などに対しては認め、その日稼ぎの者などは許さず、また参詣に出たのちの農作業についてだてを書き出すことを条件とし、その旨を宝暦九年（一七五九）一月二十三日庄屋に伝えた。⁽⁸⁾

伊勢参りの気運が出たのは、零落した状況を何とか切り抜けようとする農民の気持のあらわれであるときみられるが、このような領内の状態のなかで、代官所は田畠耕作手入れについて、庄屋にきびしい指示を三月十二日に出した。それには、庄屋が最近では年貢取立役人としてしか働かず、農民の作物手入れ、耕作に対する指導がゆるがせになつてきているので、村内の農長としての役目をよく心掛け、耕作指導に念を入れるべきであるとしている。⁽⁹⁾ また耕作に不熱心な者があれば書き出すようにと指示した。そして、麦の手入れを怠ったとして園部上村の甚右衛門、惣三郎、四郎兵衛、同下村の市右衛門を処罰している。⁽¹⁰⁾

耕作手入れに力を入れさせられながらも、一方では困窮者の零落は容易に改善されていない。例えば藤木村、今泉村、真木村からは同村に土地をもっている他村地主が、小作人の救済を行なって耕作に従事できるようにさせたいとの申し出がでて⁽¹¹⁾いる。これらの村々では、村高の割に農民が少なく、田畠の手入れが行き届いていないために、作柄も良くなく、地主取分も十分に保障されていない⁽¹²⁾。地主は小作人の零落がひいては小作料の不納にもつながるので、小作人の振興を講ぜざるをえなくなっているのである。

庄屋に対してさきに耕作指導を強化するよう指示したが、他方では年貢上納を滞らせず、仕法をよく守ったとして手代役古賀磯右衛門、同緒方又右衛門、同前川与衛門に米三俵、養父郡大庄屋市郎左衛門、下郷大庄屋治兵衛、上郷大庄屋惣左衛門に米二俵を宝暦九年（一七五九）七月二十三日に与えている。⁽¹²⁾ これらは年貢徴収に努力し、差延米二千俵を取立て、これまでにない在り方であり指図がよいとしている。

注(1) 「基養伝声」「基養提要」「日記抜書」(「鳥栖市史資料編」第一集 二九一頁、四二五頁)

(2) 「日記抜書」「前掲書」一二七頁

(3) 同「前掲書」一二七頁

(4) 同「前掲書」一三二―一三三頁

(5) 同「前掲書」一三六頁

(6) 同「前掲書」一三七頁

(7) 同「前掲書」一三八頁

(8) 同「前掲書」一三八―一三九頁

(9) 同「前掲書」一三九―一四〇頁

(10) 同「前掲書」一四〇頁

(11) 同「前掲書」一四一頁

(12) 同「前掲書」一四一―一四二頁

4 宝暦末・天明期の郷村の状況と諸改革

(1) 郷村の状況

ところで、宝暦期は宝暦七、八年を除くと不作であった。しかし、代官所では、年貢徴収が遅れたり、従来のしきりが乱れてきたとして前述のように色々と取締りを強化したが、宝暦九年（一七五九）十二月十七日には年貢問題について指示をした。⁽¹⁾ その中で定免制が施行されるようになった由来を述べ、現今ではその折の諸様式が乱れているとして、古格の通り定免制実施期のように行なう必要をあげている。そしてつぎのように指示している。

一、例切は大切な仕事であるので、以前は例切の折は宗廟か村の神社で私曲邪欲の行ないをしないう旨を誓約血判し⁽²⁾ ていたが、いつのころからかそのしきたりがすたれているので、古格のように神前での誓約血判を行なうべきである、二、最近の検見では一反の内⁽³⁾ で二、三步だけ残してあと刈取り、麦や菜種を植え、二、三步だけの検見を受ける村もあるが、これは不正なことであるので以後取り止めること、三、二畝以上に延畝⁽⁴⁾ になっている田は捨り付けを行なわないことになっているが、最近はこの厳格になされていないので改めること、以上のことを指示して、この旨を庄屋・町役は写し取り、農民に渡して皆が熟知するようにすべきである、としている。

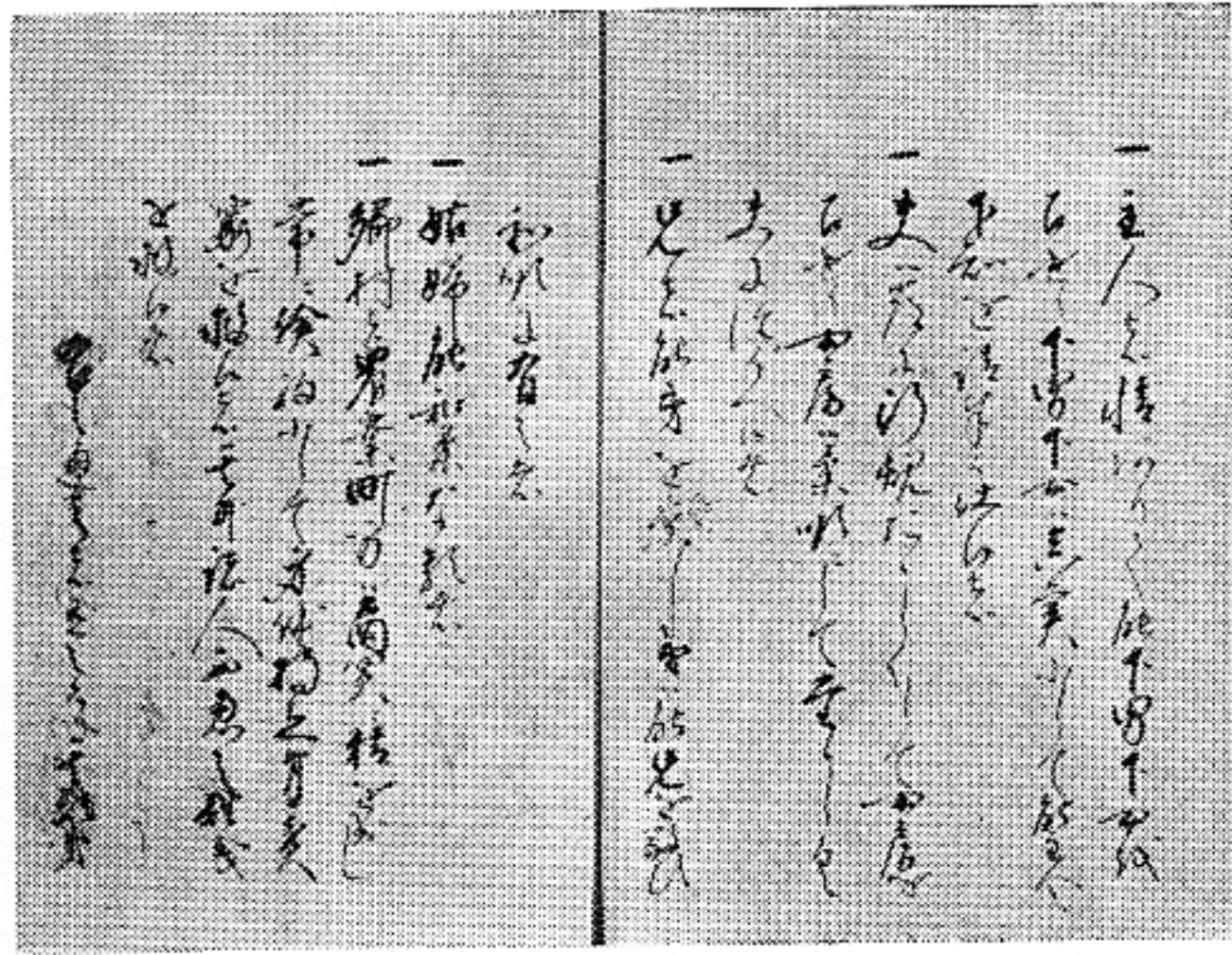
このように、定免制施行時に行なわれていた諸行事がゆるんできているとして、以前のようにすることをきびしく申しつけているが、年貢徴収を強調するだけでは、郷村が困窮しているだけに代官所側が期待するほどの効果はあがらない。

宝暦十年（一七六〇）は、領内はこれといったことも起きていない。ただ領内には他領よりの商人が入りこみ、諸商品の販売を行なうことが多くなってきたので代官所は十月二十日に取締りの指示を出した。⁽²⁾ 従来他国商人が来領した折は、宿屋以外に外出することを認めず、用件のため外出せざるをえない場合は案内者をつけ、監視することになっていた。最近ではそれが緩がせになり、領内を勝手に出歩き商売を行なっているので、田代町、瓜生野町商人の営業の

差支えになっているとして、今後は他領商人は領内に入れないようにし、他領商人を見かけた者は早速届け出ることとした。

商品流通が領域を越えて広範囲になってきたことが、他領商人の入りこみになっている。代官所にとっては、それが田代町、瓜生野町の商人に影響し営業を困難にさせるとらえている。したがって、領内への入りこみを禁止するが、このように商品流通が盛んになり、交流が行なわれるようになると、新しい問題が出て支配する者にとっては支障になることが多くなっている。そこで宝暦十一年（一七六一）一月十二日に品行方正なる者の基準を明示し、道德律を定めて、それをよく守った者があれば届け出させた。封建的道德律を改めて強調し、忠順な領民の育成に努めている。当時の支配層が設けた善良なる者の基準がうかがえるので、それをみておこう。⁽³⁾

一、親は慈悲心をもって子を教え、家業を怠らず、儉約を守り



写真VII-10 道德律を指示した文書

家田畠を子に譲り、子孫を繁栄さす者

- 一、親に和順し、よくつかえ孝行な者
- 一、主人は情あつく、下男下女をよく召使い、下男下女は主人の下知をよく守り奉公する者
- 一、夫は常に行儀正しくして女房を使い、女房は柔順にして正しく夫に仕える者
- 一、兄はよく弟を愛し、弟は兄を敬ひ、和順なる者
- 一、姑和順なる者

一、郷村は農業、町方は商売に精を出し、儉約を守り、貧窮者を救い、不慮の難儀を救う者

以上のようなことをよく守る者が好ましいとしているが、儒教的倫理観にもとづく人間像が示されている。このような人間像を強要することはしばしば行なわれているが、改めて強調せざるをえないのは、封建的支配体制がゆるみ、次第に支配が困難になってきたからである。イデオロギー的な側面からも、支配維持の努力が特に必要な段階になっていくことがうかがわれる。

農業が基本産業となっているため、離農する者をできるだけ少なくしようとしているが、宝暦期は農民の困窮がすすみ、余業に従事する者が多くなってきた。田代領では売葉業に従事する者が多くなり、取締りの対象になっている。

宝暦十一年（一七六一）一月十五日に、売葉に従事できる者は、耕作地のない者、病身者のみとし、それ以外の者が売葉にたずさわることを禁止する旨を伝えている。⁽⁴⁾ それには、百姓の家業を専ら行なわなければならないのに、その家業を忘れ、辛勞のない渡世を好んで、甚だ不埒な行ないであるとしている。農業専一の体制が乱れないよう積極的に対処している。

さきに、定免制施行時の厳正な格式に従って行なうことや、庄屋は耕作指導を強める必要があることを指示してい

たが、宝暦十一年（一七六一）一月十九日には再度その旨を伝達した。⁽⁵⁾ そして、この通達では貫銀支出についても指示し、その支出は農民がよく知っていることが必要であり、庄屋や組頭のみを取扱いは農民の疑いを招くので、今後は少しばかりの支出でも農民に知らせるようにとしている。年貢以外の負担が多くなり、それが困窮の原因ともなっていると代官所役人が言及しているように、年貢外の諸掛物の削減がせひとも必要となっている事態から、このような指示をせざるをえなかったのである。

庄屋に耕作指導に当たることを指示していたが、八月十日に、その指示をよく守らず、田の手入不行届の者が役人の検分で判明したとして庄屋、農民を処罰している。⁽⁶⁾ 酒井東村六平、水屋村善作、喜平次、高田村九介、甚四郎は田作りの手入れがよくなく、草の取除きも余りできていないとして、「御叱」として、以後耕作に念を入れるようきびしく申しつけられ、また水屋村喜右衛門、高田村賀右衛門、同村下作人孫四郎、安楽寺村与三右衛門は自作地・小作地の田の手入れを行わず放置していたとして科代夫五人役に処せられている。そして前記の者がいた村々の庄屋、つまり酒井東村庄屋平右衛門、水屋村庄屋藤兵衛、高田村庄屋十郎左衛門は耕作指導がよくないとして、今後下知を徹底するよう申しつけられている。

他方、さきに守るべき基準を布達していたが、宝暦十二年（一七六二）二月七日に、それらの旨をよく守った者として九人をほめている。⁽⁷⁾ 例えば、養父村の伝九郎は、平素の行ないがよく、農作業によく心掛け、朝夕よく働くとして褒められ、また真木村喜三左衛門女房は舅姑をよく敬い、夫によく仕え、女としてのたしなみにも勝れ、その上農業にもよく心掛け夫を助け奇特の至りなので褒めるとしている。褒められた九人はほぼこのような基準でほめられている。さきの封建的道德律をよく守った者をほめることによって、さらに道德律が守られ、支配の体制が安定できるようにはかられている。そして三月一日には目付に、郷村をよく廻り、農作業の指導をよくし、農民の行ないの善悪を

よくみつめよと指示している。⁽⁸⁾そして、閏四月四日には、小倉村の農民が農業に熱心でないとして、庄屋・組頭・平百姓合わせて一三人を代官所に呼び出しきびしく申しつけている。⁽⁹⁾

売薬については、さきに一定の禁止令を出していたが、四月七日に再度その旨を出し具体的な処置をしている。売薬に従事すれば農作業の妨げになり、農業の本意を失なうとして、小倉村順右衛門は売薬を止めさせられ、文治、仲四郎は瓜生野町に移って売薬を行なうよう命ぜられている。⁽¹⁰⁾

このような事態のなかで、宝暦十二年(一七六二)は日照りが続き、田植が困難な状況になってきた。五月七日には、代官所は廻状を村々に出し用水などに気をつけることを指示した。⁽¹¹⁾

宝暦十二年は、旱天のため下村は不作であった。宝暦十三年は平年なみであったようであるが、十二月に代官所は宗門弾圧をしている。⁽¹²⁾これは上郷山附の村々に宗旨心得違の者があったとして処罰したもので、宝暦十年に行なった宗門改の折に代官小川又三郎、佐役小田儀左衛門は宗旨心得違とみなした者に宗旨替えを強制し、誓約の上血判までさせたが、その後また増えたので罰したとしており、頭立った者五人を宝暦十三年三月に対馬に送り、十二月十七日には一人を同じく対馬送りにして、城戸村の住民一人を真木村、酒井両村、萱方村、藤木東村、宿村へとそれぞれ所替えにし、宮浦両村の住民一七人を瓜生野町、永吉村、酒井東村に所替え、園部村の住民一七人を古賀村、河内村、幡崎村へ所替え、奈良田村六人を真木村へ、曾根崎村四人を永吉村へ、飯田村八人を藤木東村、田代町三人を宿村へそれぞれ所替えに処した。そして対馬送りや所替えになった者の田地は半分が没収された。その規模は田畠合わせて二一町六反八畝一五歩(田一八町五反七畝八歩、畠三町一反二七歩)に達し、石高は二二八石九斗三升五合におよんでいた。なお前記の者は所替えなどになった者のみであるが、「御叱り」という処分を受けた者もこの外に大勢いた。

宗門弾圧は上郷に広く流布していたとみなされる新後生^{しんごしやう}といわれる宗旨に対して行なったが、同宗は元禄期にも大弾圧をうけ、その後も宗旨違いとして代官所からきびしく取締りを受けていた。支配者側の認めた宗旨以外は邪宗として弾圧することがくり返し行なわれているのであり、今回も取締りが強行された。この取締りは継続し、そのため宗旨替えを強要して天明六年(一七八六)七月ごろには、多くの者は一応改めるようになったが、木山口町甚八の子弥介、園部上村勘三郎の母は、代官所の強要にも拘わらず改めなかったために弥介は、大庄屋治兵衛に、勘三郎の母は大庄屋惣左衛門に奴にやられてしまった。そして大庄屋、両町の町役、庄屋に以後きびしく取締るべき旨の指示をした。新後生に加わらなかつたとして鳥目一貫文を園部上村利三兵衛、同下村善蔵、城戸村太左衛門、藤蔵、助六、宮浦西村甚兵衛に与えている。

このように宗旨違いに対して徹底した弾圧をおこない、思想と信仰の統制を強めた。明和元年(一七六四)、翌二年も天災が続き、養父郡下村では明和二年(一七六五)六月には洪水により冠水し根腐れになった田が多かった。明和三年にも下村は同じような水損があった。そのため、下村の農民は食用にも不足し、その補いに救米の支救を願い出て一人前一合五勺ずつ与えられている。天明初期には、このように災害が続き、農民は一層困窮化していった。このため領内の矛盾は次第に激化してきた。

明和三年(一七六六)になると次のように代官所の役所日記に記されるようになっていく。⁽¹³⁾明和三年一月十五日の項では、大小庄屋に申し渡したことは、去年は災害が全領に及び、下村はとりわけ水損が甚だしく、人々は困窮している。なかでも小作人には、例年の通りに請作をできない者もあり、また自作の者でも、被害に気落して、自作を減らすうとしていくようである。そのようでは、荒地などもできるであろう。庄屋は自作に精出し、村の者が代官所の言いつけに服するように心掛けるべきであるとしている。災害の連続によって、小作人は小作引受けを止め、自作人は自

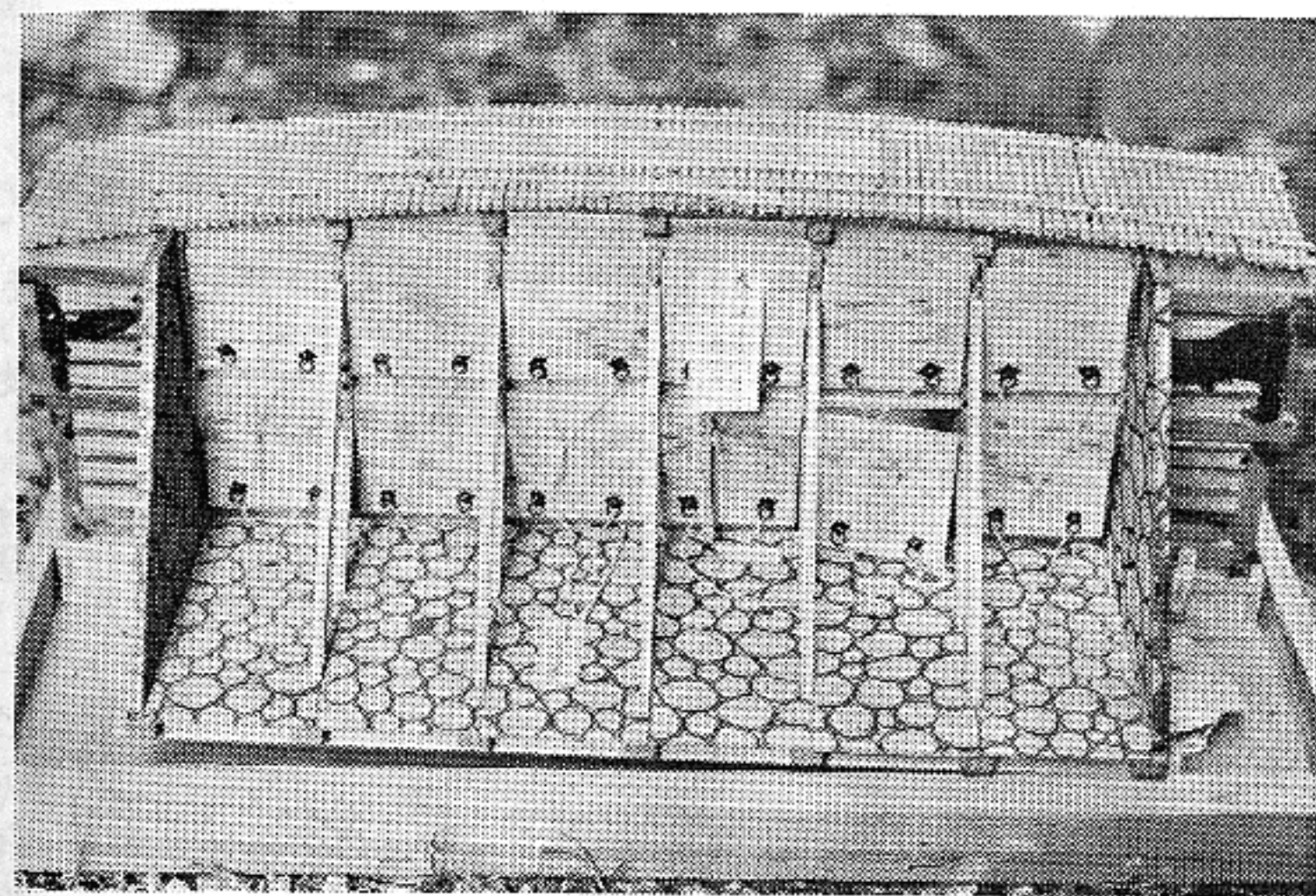
には八艘になっていた。しかし、この中で五艘は朽損して修繕が必要で役立たない状態にあった。そのため酒井村の二艘、水屋村の一艘、高田村の一艘、北古賀の一艘をそれぞれ修復に出し、また別に曾根崎村、藤木村の大庄屋宅に一艘ずつ備えておくようにし、これを新しく作ることにした。⁽¹⁵⁾

このような対策がとられたのは、明和四年（一七六七）の大洪水の折に役立つ舟が少なく、人や牛馬の救助にかなりとまどったため、その対策が必要となっていたためである。

明和五年六月ごろには大庄屋宅に新造舟を備える手だてがとられているが、この準備に反して同年は日照りとなり、早魃が続く大旱損となった。そのため捨りつけが行なわれるようになった。その捨りつけの折は庄屋を入れ違えて、他村の庄屋が行ない、一郷より一人の農民を選び、三郷より三人の農民が一日交替で村々の捨りつけを見届け、不審な仕方があれば早速その村の庄屋に届け出ることという様式がとられた。これを「郷違い捨並」という。この捨りつけの村を「郷違い捨並村」と称した。捨りつけの行なわれない村々を「荒高掛村」と称した。なお先述のように宝暦七年（一七五七）より年貢賦課の方法は「荒高掛銘々蒙り」と「捨り並現高掛り」とがあり、基本的には荒高掛りであった。しかし、明和五年の大旱魃には、この二通りの方法が用いられた。⁽¹⁶⁾

「荒高掛銘々蒙り」となった村々は宮浦西村、同東村、城戸村、野口村、園部下村、同上村であり、捨りつけがなく現高掛の村は小倉村、長野村、金丸村、奈良田村、永吉村、柚比村であり、それ以外の村々は「捨り並現高掛り」であった。そのため、基肄郡上郷の村々が比較的災害が軽かったことになる。

「捨り並現高掛り」となった村々は、例切を行なって捨り高を決めることになったが、それには他村の庄屋が立会った。小倉村には飯田村庄屋が、永吉村には水屋村庄屋が行くといったように、二六カ村毎に他村庄屋がそれぞれ配置され、捨りつけを厳重に行なわせた。



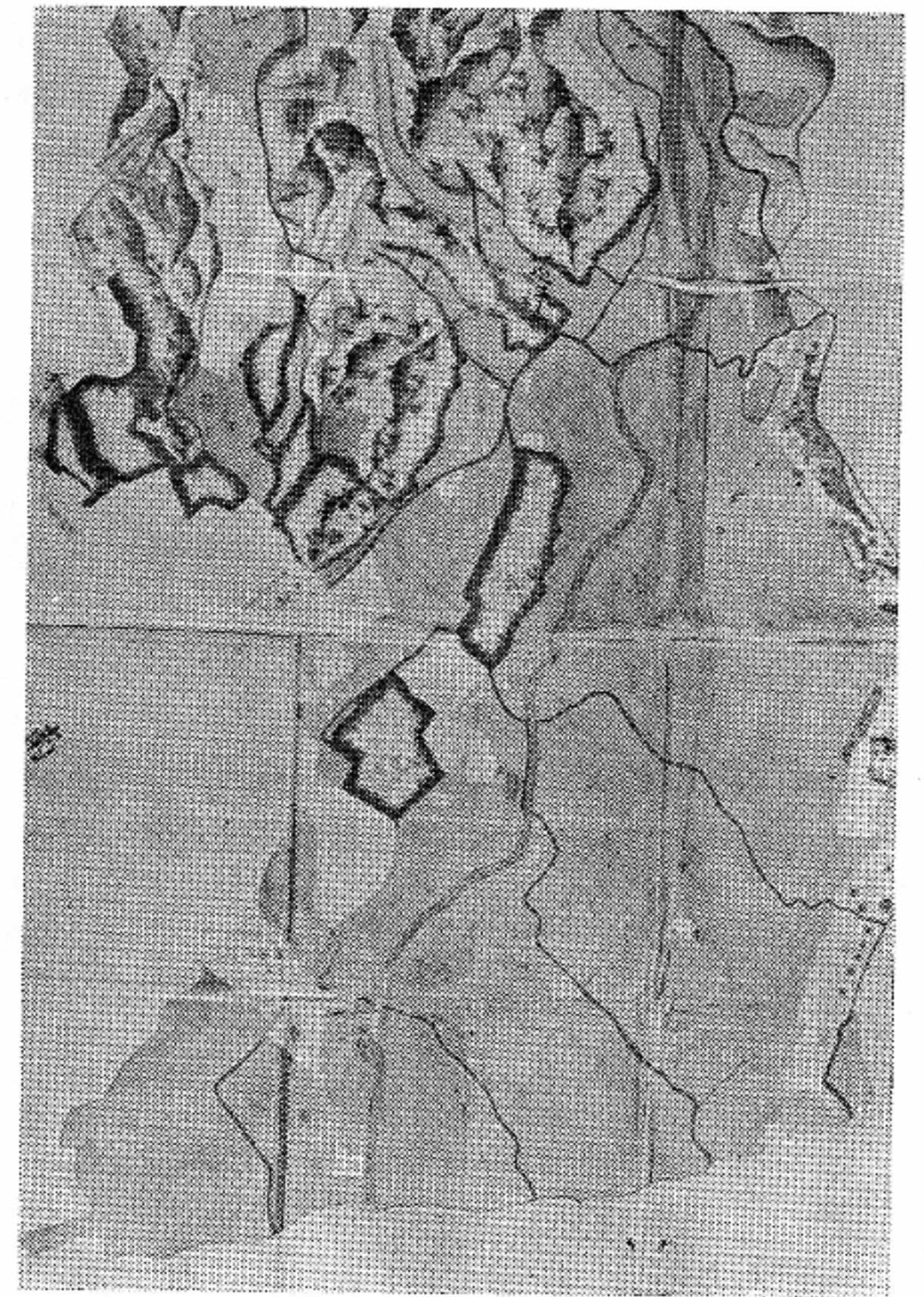
写真Ⅶ-11

天保9（1838）年にできた水屋村山王橋の30分の1の模型

作地縮小を余儀なくされていることがあらわれている。

明和四年（一七六七）七月には、上村にうんかの虫害が発生した。その対策に油を入れて除く方法を用いるとし、領内全体では油代が一五〇六貫必要であった。それを村貫銀で賄うことが考えられた。この銀は冬に取り立てるとしても過分になるので、今後は日頃より地主は小作人に油を与えるのを庄屋・頭百姓立会いで行なうようにし、貧農には庄屋より借りうけるようにした。このように油の調達をはかったが、この虫害は佐賀、久留米にも発生しており、これらの藩では、油の領外売出しを禁じて領内の虫害対策に用いることにしたため、田代領でも七月二十一日に、田にすべて油を入れるとすれば、おびただしい油が必要であるとして、両町は勿論、上郷小町の油屋から少しでも油を領外に売出すことを禁止した。⁽¹⁴⁾

このように、災害が続くなかで、その対策も色々必要となった。下村では水害が多いため水害の折に用いる小舟の整備を行なった。農民が各自で用意している舟とは別に洪水用の救舟があった。これは以前は一八艘^そあったが、明和五年（一七六八）



写真VII-12 元禄絵図による神辺村

るが、この度もそれが適用された。その状況をみるとつぎのようである。⁽¹⁷⁾

養父村、蔵上村は、損毛が軽かったとして田現高に対する定免額を出し、それに一ツ一分一厘(一一・一割)を掛け、そのものを年貢額とした。柚比村、古賀村、姫方村、酒井西村は田現高の定免額に対して一ツ六厘(一〇・六割)を、長野村、原村、宿村、鳥栖村、瓜生野村、藤木西村、真木村の八カ村は九分六厘(九・六割)掛けとし、永吉村、萱方村、田代村分前田、今泉村の四カ村は田現高に対する定免額に七分六厘(七・六割)掛け、小倉村、金丸村、奈良田村、

田代村分後田の四カ村は田現高に対しての定免額に六分六厘(六・六割)掛け、水屋村は田現高に対して定免額のみ、幡崎村、飯田村、藤木両村、高田村は損毛がひどかったので現高に対する定免額より四分四厘(四・四割)下げにし、安楽寺村は全額延納となった。また二九カ村の年貢の一部を立替える九カ村のなかでの配分はそれぞれの作柄に応じ、て割り当てられた。九カ村では三百俵を立替米として出しているが、九カ村のなかでも捨りつけを行なった村と、そうでない村とがあった。前者には神辺村、曾根崎村、酒井東村があり、後者には宮浦西村、同東村、城戸村、川内村、牛原村、野口村があった。そして配分としては、荒地高掛りの村では荒地高に対して、宮浦西村、川内村、牛原村が三分(三割)掛け、城戸村が四分(四割)掛け、宮浦東村が一分五厘(一・五割)掛けとなり、現高掛りの村では、現高に対して酒井東村が四分(四割)掛け、神辺村が三分(三割)掛け、曾根崎村が五厘(〇・五割)掛けとなった。このようにして、立替米の配分がなされ年貢額が定められたが、早損の村の納入額の一例を蔵上村で示すとつぎのようである。

一定御物成米六百五拾七俵一斗六升二合五勺

内

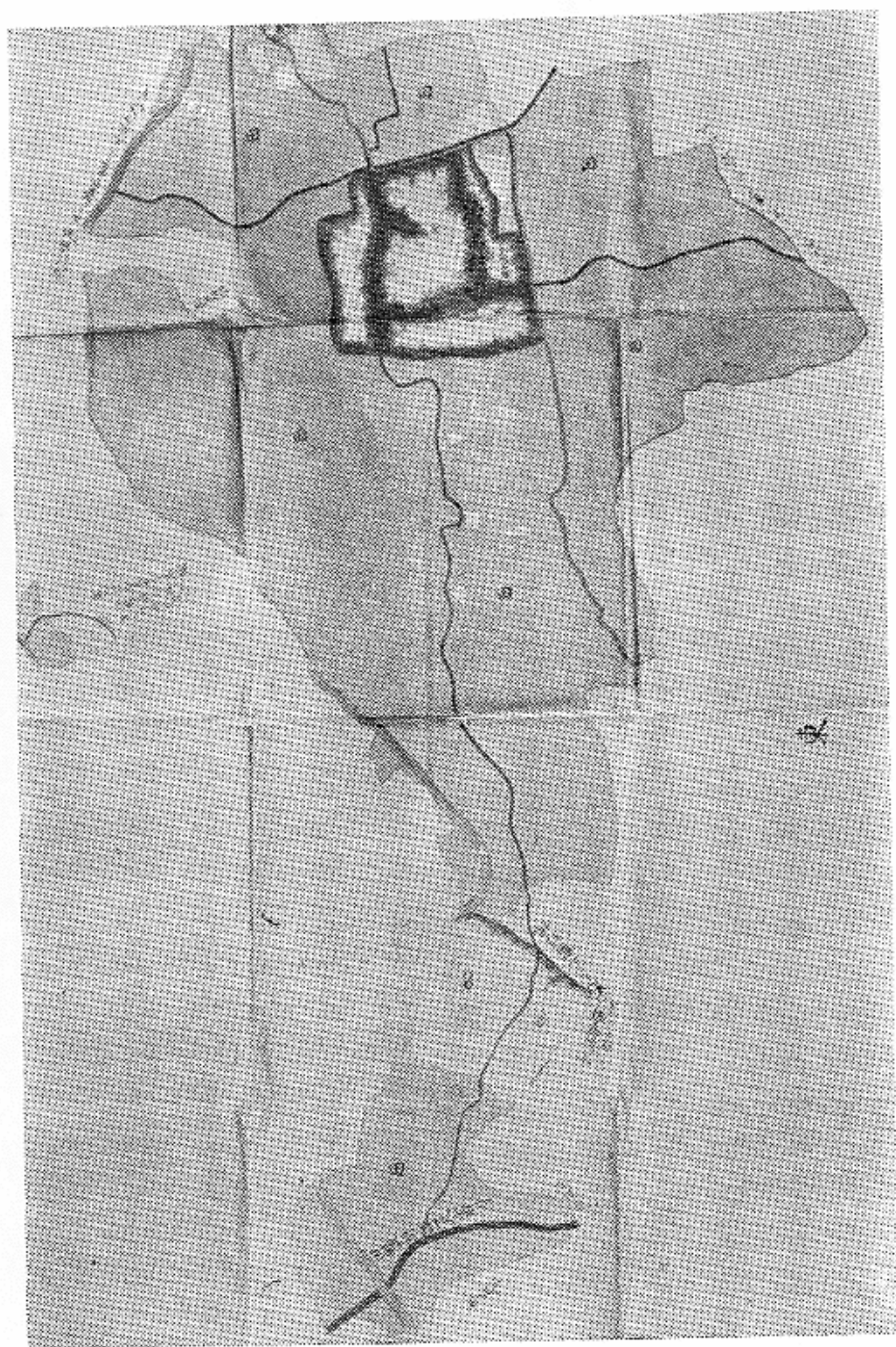
五百拾五俵一斗六升二合五勺 村より上納する分

六俵 九カ村より取替をうける分

六拾六俵 不足米として延納する分

蔵上村では、捨り検見をうけ、捨り高を除いた村高に対して定免率を掛けた年貢額を出し、それに更に一ツ一分六厘(一一・六割)を掛けたのが六五七俵余となっている。このうち六俵は九カ村の立替をうけ、六六俵を延納分とし、

早害が比較的軽い村として宮浦西村、同東村、城戸村、川内村、牛原村、野口村、神辺村、曾根崎村、酒井東村の九カ村があり、その他二九カ村はいちじりしい早害の村であった。そのため年貢納入については、九カ村は二九カ村の年貢の一部を負担し、二九カ村は納入すべき年貢額の一部を延納、一部を九カ村よりの立替納ということになった。比較的損毛の少ない村々が、損毛の多い村々の年貢の部を立替える方法は、定免制実施の所に定められたことであ



写真VII-13 元禄絵図による蔵上村

このような状態のなかで、宿村に疫痢が発生した。そのため、貧窮者・病弱者の田地は荒廃してきた。身上のよい者は日雇などを使って田の手入れを行なうて何とか稲作が続けられた。そこで七月に養父村、蔵上村、鳥栖村、藤木両村、今泉村、瓜生野村より公役として総計一〇七人の人夫を差出させ、手入れができていない二町二反

残り五八五俵余りを上納分としている。

三郷全体では定物成米は一万二、一七九俵八升七合八勺であり、このうち三〇〇俵は九カ村の立替えで余分に上納し、三、五七四俵二升九合四勺を不足米として延納願の分で、残り八、三〇五俵五升八合四勺が村々の年貢割当上納分となっている。このように計算して十一月十八日に上郷の大庄屋太平次、下郷大庄屋治兵衛、養父郡大庄屋新右衛門は連名で三、五七四俵余の延納を認めるように要望書を出した。また従来田代領では年貢額の一割を船賃として徴収されることになっていた。三郷全体では銀一四貫九一九匁六分一毛が明和五年（一七六八）の本途物成米ならびに口米に対する船賃であった。このうち一〇貫五四一匁余を上納分とし、残り四貫三七八匁を延納願の分とした。この延納願を三郷大庄屋の連名で十一月二十日に出した。早損の大きかった高田村、水屋村では小物成も延納する願を十一月二十日に出した。高田村で五四俵二斗余りの小物成米の全額を、水屋村では四三俵二斗余りのうち半額の二一俵九斗余りを延納することを要求している。

明和五年（一七六八）の早魃による年貢納入の在り方についてみてきたが、定免制でありながらも、年貢額決定は複雑になってきている。「荒地高掛り銘々蒙り」と「捨り並現高掛り」があり、基本は前者でありながらも、凶年の折には捨り検見による現高掛りの適用となっている。つまり捨り検見を行なわないう荒地高掛りによって年貢徴収の簡素化をはかる政策が宝暦七年（一七五七）よりとられたにもかかわらず、連続的の凶作によって捨り検見を行なわざるをえず、代官所側が望むほど年貢徴収が円滑に行なえない事態になっていた。

売葉については、農民がそれに従事することは農業の妨げになるとして在方での商売は禁止されていたが、農業の働きができない者で奇応丸など丸散葉の商売を在方とする者が三〜四人ほどいたが、これも瓜生野町に移住して商売することを強いられ、在方での売葉を禁ずる政策が強くすすめられていた。明和六年（一七六九）三月に徳兵衛とい

う者が奇応丸売場を瓜生野町に一軒設ける願書を出した。これに対しては徳兵衛が若年の頃博奕をし、盗みを働き対馬へ田舎奴にされていた者であるとして不許可にしている。これは売場設定の願いであるが、郷村の疲弊から農間余業として売葉が次第に広まりつつある事態の一つのあらわれとみなされる。

余の草取りを行なわせた。宿村の疫癘の流行により、手入れができていないのを他村の合力で草取りをし救済したのである。⁽¹⁹⁾

水屋村・高田村などの大村は、これまで度々洪水を蒙り多くの被害が出ていたが、明和六年(一七六九)にも数度の洪水があった。同年四月二日より三月の雨で下村は洪水となり水かさが一丈一尺(約三・三^寸)に及んだ。ところが、この水が引いて暫くした後の四月十三日からまた多量の雨が降り、同月十五日には水かさが一丈三尺二寸(約四^寸)に達している。このため麦作が全滅に近い大損害をうけた。下村がこのような被害をうけたばかりでなく、連日の雨によって上村も麦は不作であった。五月十八日に佐役秦武左衛門が対馬に報告したのによれば、明和六年の麦作は平年作と比べて、大麦が二分七厘八毛(二七・八^厘)、小麦が三分六厘一毛(三六・一^厘)、稗麦が二分五厘六毛(二五・六^厘)、菜種子が三分三厘一毛(三三・一^厘)の作柄であった。

麦作がこのように雨や洪水によって不作であったところに、稲作も洪水で多くの被害をうけた。同年五月二十八日からの降雨によって下村は洪水となり、二十九日は水かさが一丈二尺三寸(約三・七^寸)の水かさとなり、その後いったん水は引いたが、六月一日よりの雨でまたまた水量が増し、水かさが一丈二尺二寸(約三・七^寸)に達した。ところが、この以後も雨が続き六月五日より七日にかけて大雨が降り、七日には水かさは一丈八尺三寸(約三・五^寸)におよんだ。

これらの洪水の折には、さきに修繕ないし新しく造った備舟の手配をし、洪水に対する一応の準備ができていたので、人や牛馬にはそれほど被害はなかったが、稲作は田植えが終り稲の生育盛りであったため多くの被害がでた。この洪水による被害は田方が三五四町五反余りで、このうち七五町六反余はひどく被害をうけており、また畠方では一〇二町が損害をうけ、このうち二四町六反余は稗、芋、藍、粟、秋大豆などの作物がひどくいたみ、二九町四反余

りにはこれら作物が腐ったために蒔直している。

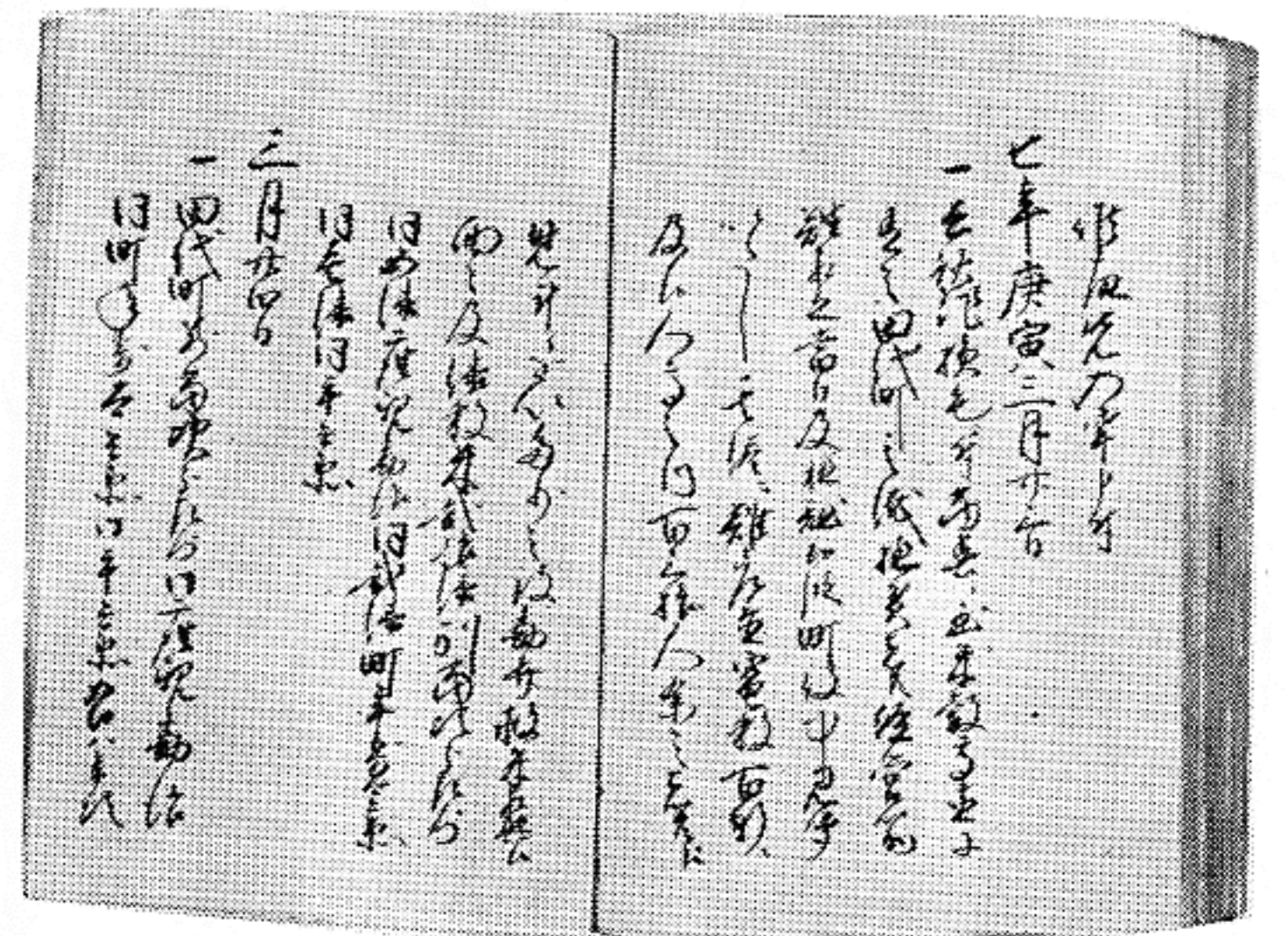
このように洪水によって被害をうけている上に更に六月二十八日より二十九日にかけてまた洪水が下村に押しよせ八尺七寸(約二・六^寸)の水かさに七月一日はなった。これも一度は水が引いたが七月一日夜よりの大雨で再び洪水となり、二日には一丈三尺九寸(約四・二^寸)の水かさになった。これによって再び下村は田畠ともに大きな被害をうけた。このような状況は八月にも起こり、八月一日より大風雨が昼夜にわたって吹荒れ、そのため下村は洪水となり、水かさ一丈三寸(約三・九^寸)に達した。この大風雨によって、二三軒が倒壊し、小屋、馬屋、灰屋など三五軒が同じく倒れた。また倒木は二八六本におよんでいた。⁽²⁰⁾

明和六年(一七六九)には度々の大風で下村は多くの被害が出たが、上村も虫害によって減収となっていた。

上村は田植後は雨もあって水廻りがよく稲の生育も順調であった。ところが七月初めごろよりうんかが発生し、油を入れてようやく駆除しかけたところへ、大雨風のため早稲田は多くの被害を蒙り、また畠作物の粟、蕎麦、秋大豆なども損毛となった。このように、明和六年は田代領全域で災害により作物の収穫はよくなかった。この不作の影響は町方にもおよび、明和七年(一七七〇)三月には、田代町では極貧のため経営ができず、当日の生活もおぼつかなくそのまま放置しておくことができない家は一〇〇軒に達していることを伝えている。極貧の者のなかで一三〇人に対して救米として別当次郎左衛門が二〇俵、座親勘治が五俵、町年寄太兵衛が二俵、同平兵衛が一俵を出して救済に当たっている。⁽²¹⁾

風雨や虫害により領内が疲弊している状況のなかで、酒井西村、同東村の庄屋・頭百姓による散使給の不正徴収が、明和六年七月に明らかになり、処罰される事件がおきた。⁽²²⁾

郷村疲弊の原因の一つに諸掛物が多くなっていたことにあることは、代官所側ですら認識しており、そのため、



写真VII-14 町が困窮したことをふれた記録

できるだけ農民から貢租以外の諸掛りを除くことを余儀なくなされていたが、このような時に、酒井西村庄屋弥三兵衛、同東村庄屋四郎兵衛と頭百姓佐吉、同新兵衛、同仁三次、同伝蔵、同九郎兵衛が、散使給米が不足しているとして、酒井西村の農民から給米分を徴収しそれを着服したというものである。この件につき代官樋口弥五左衛門、佐役秦武左衛門は対馬への報告のなかで、両村の庄屋は散使不足米を私欲にしたのみでなく、村民の帰服もうけず、下知方もよろしくないがこの問題を余り取立てると近領にも聞え領内も騒がしくなるので、散使給私欲というだけで処罰したいと申し出ている。これは酒井両村の庄屋が村内の取締りがよくなく、村民との矛盾を深めている折に不正問題が出たので、余り吟味するとこの矛盾が表面化するるので、取締り不行届ということではなく不正の面だけで処分しようとしている。このように次第に村内では庄屋と一般農民との間に矛盾が生まれてきていた。この件についての最終的措置

は九月に定まり、次のようになっていた。酒井西村庄屋弥三郎、同東村庄屋四郎兵衛は庄屋役没収のうえ居宅が取りあげられ、弥三郎は牛原村へ、四郎兵衛は袖比村へそれぞれ流罪となり、酒井東村組頭伝蔵、同西村組頭九郎兵衛は居宅を取りあげられ、伝蔵は小倉村へ、九郎兵衛は萱方村に所替えになり、酒井西村組頭仁三次、同佐吉、同新兵衛

は庄屋から相談をうけたが、それを承認しただけで積極的に加担しなかったとしてそれぞれ科銀を五百匁から一貫目課せられている。そして酒井東村庄屋には田代村庄屋の小兵衛が、同西村庄屋には古賀村庄屋の儀兵衛が十月に任命され、両村が村内一致していない村であるので取締りに留意することを申し渡されている。

郷村・町方の衰微や庄屋村役人の不正などにより矛盾は段々と高まっているのがうかがわれるが、これは田代領のみでなく、一般的な事態であった。

幕府は明和八年(一七七七)に領中取締りの新しい指示をした。それは七月になって田代領にも触れられた。その触れ状には「願いごとがあれば、その村の村役人が支配の役所に願い出るべきである。近年は百姓共が大勢申し合わせて、領主や地頭の屋敷前に集まり強訴する者が多くなっている。しかしこれまでは重い処罰もしていなかったが、今後領主や地頭の屋敷門前に集まったならば召捕え、奉行所において吟味の上、理由のいかんにかかわらず、頭立った者は重き罰を課し、その他の百姓もたとえ門訴に加わらなかつたとしても、一同に咎を申しつける。もし頭立った者が分からないときは、その村の宗門人別帳を取調べ、門前に集まった者の中から人別帳筆頭の者に仕置を加える。右の書付を村々で写取り、名主宅または高札場や村はずれに張出し、村役人はとくと心得え、常々百姓に申し聞かせるべきである」と述べている。

以上のような幕府の指示からもうかがえるように、各地で農民の集会や強訴が起こっており、そのための対策を幕府をはじめ諸藩が講じなければならなくなっていた。

田代領では、この触れ状は七月末に出されたが、領内の状況は、連続的な災害によって一向に改善していない。

明和八年(一七七七)五月八日に昼夜におよんで大雨が降り、特に山間部で激しかった。そのため山津波が起り山附きの村々は多くの被害をうけた。同十四日も強い雨風が吹き被害を大きくした。その状況は、大木や大小の石や

土砂などがおびただしく流れ落ちて、田畠を埋め、川はすべて左右の土手が決壊し、井樋や堰などは残らず流し落され、また堤も所々が大破して田地が多く荒損じ、古今稀な領内の大変事であると報じられている。⁽²⁴⁾この復興には郷普請役として農民が多く参加し、翌年の安永元年（一七七二）五月ごろまでにはかなり復旧した。しかし、完全復旧は到底無理なので、とりわけ大破して急に復旧ができない所は二〇カ年間無年貢にすることを要求し、その間に復旧することにして⁽²⁵⁾いる。

安永期に入っても作柄のよくない年が続き、安永五年（一七七六）には不作となり、農民は困窮している。その様子を「きわめて難儀の年柄であり、当春には食物がなくなり、芹、蕪はもとより山野に出掛けてくずの根を掘って食用の足しにし、または日用稼ぎや山稼ぎでやっとその日を凌いでいる者ばかりである」と大小庄屋が申し出ており、そのため川普請に村より五人ないし一〇人も出すのはいたって困難であるとし、また出役した者にはその度ごとに人夫賃銀を出すようにしてもらいたいと要求している。⁽²⁶⁾

大庄屋・庄屋の言い分に多少の誇張があるとしても、農民が困窮していることは否めない。このような郷村の零落が町方にも影響するのは必然的であり、田代町も衰微のため拝借銀の願い出を余儀なくされている。

安永二年（一七七三）二月二十三日の役所日記には、田代町の市は近年衰えて、今では市の形もなくなってきている。そのため先年から市を賑やかすために銀一貫五百匁を毎年貸与し色々手段をつくしたが、その効果もあらわれない。ただ今のままでは町は衰微するだけであり、公儀役人が通行する場所でありながら宿泊できる家さえなくなるであろう、としている。⁽²⁷⁾田代町の賑わいの一つであった市が振わなくなっており、町全体が衰微してきていることがわかる。このようなことは、さらに安永七年（一七七八）五月の田代町役よりの拝借銀願にもあらわれている。⁽²⁸⁾

の願い書によれば田代町は銀一貫目ないし二貫目の拝借銀をうけ、それを町方の修理などに用いて町の振興を計ろうとしているのがうかがえる。

注 (1) 「日記抜書」〔鳥栖市史資料編〕第一集 一四三―一四六頁

(2) 同〔前掲書〕一四六―一四七頁

(3) 同〔前掲書〕一四七頁

(4) 同〔前掲書〕一四七―一四八頁

(5) 同〔前掲書〕一四九頁

(6) 同〔前掲書〕一五二頁

(7) 同〔前掲書〕一五六頁

(8) 同〔前掲書〕一五七頁

(9) (10) 同〔前掲書〕一五八頁

(11) 同〔前掲書〕一五八―一五九頁

(12) 同〔前掲書〕一六六―一六八頁

(13) 同〔前掲書〕一七六頁

(14) 同〔前掲書〕一七八頁

(15) 同〔前掲書〕一七九―一八一頁

(16) 同〔前掲書〕一八一―一八三頁

(17) 「三郷ニ而早損強村々御本口米不足之分御差延願上候分并九カ村取替米為差出候米積勘弁帳」(明和五年十一月)

(18) 「田代博多書状」(明和六年三月)

(19) 「日記抜書」〔前掲書〕一八八頁

(20) 「(一筆啓上仕……)」

(21) 「日記抜書」〔前掲書〕一九二頁

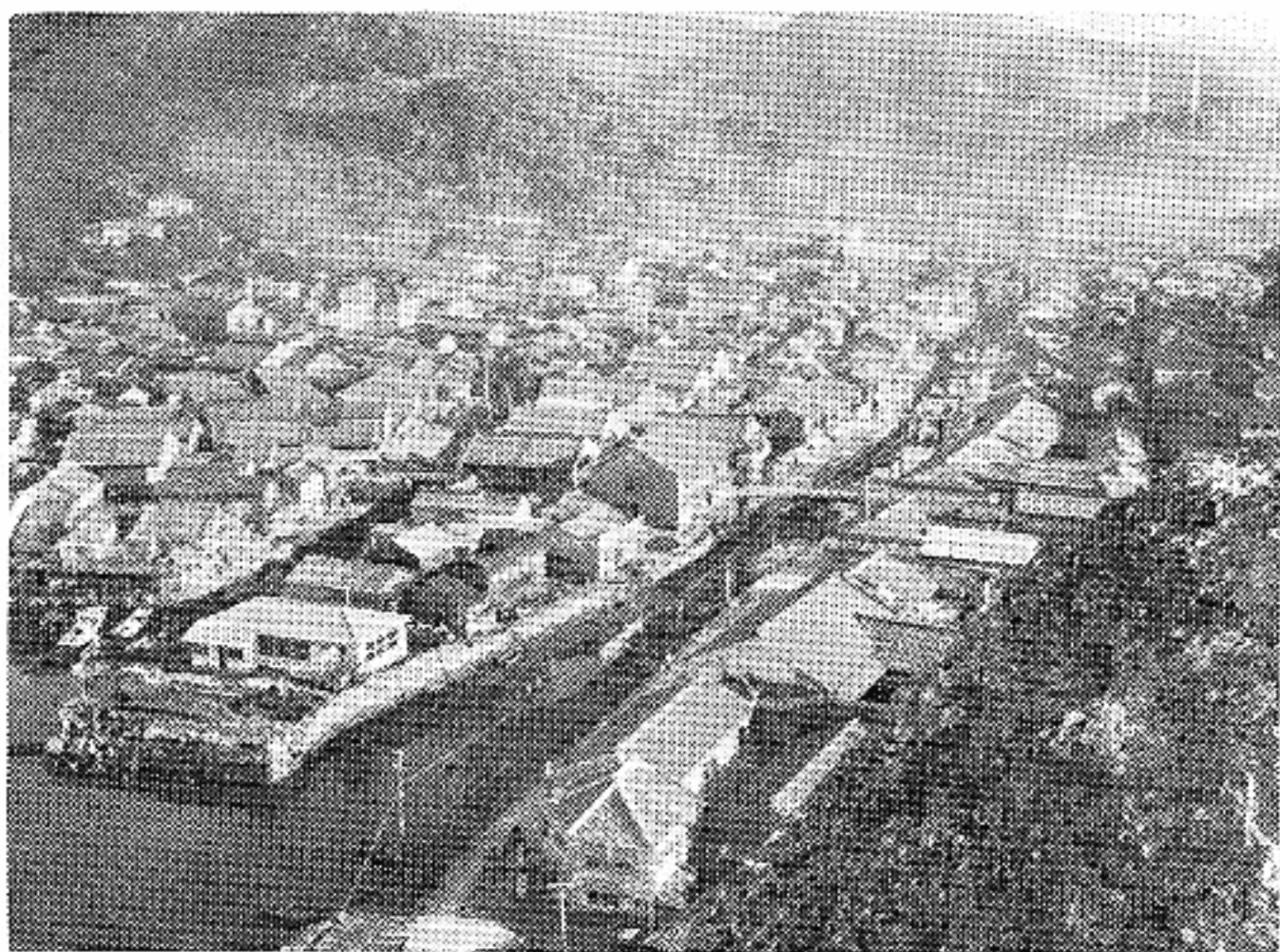
- (22) 同〔前掲書〕一九〇頁
- (23) 同〔前掲書〕一九五頁
- (24) 同〔前掲書〕一九五—一九六頁
- (25) (26) 同〔前掲書〕二〇二—二〇三頁
- (27) 同〔前掲書〕一九八頁
- (28) 同〔前掲書〕二〇三頁

(2) 安永期における改革

このように田代領の衰微がすすんでいたため、対馬藩は藩財政が行き詰まり、年貢米は借銀引当米に殆んどなり、きわめて藩政の運営も困難になっていた。

朝鮮貿易が途絶したために対馬藩は財政的にゆきづまり、その打開のために色々と手段を講じたが、その主なものに幕府より下賜金をうけるといふものがあつた。

幕府より下賜金をうけたのは、安永期以前には延享三年（一七四六）七月と宝暦五年（一七五五）七月の二回あつた。前者のときは、毎年一万両の給付をうけることで始まったが、四年でそれは停止となり、後者は三年を期限として一万両の補助金をうけたものである。この下賜金をえるために幕府主脳部に工作した者が加増されているように、藩財政ゆき詰まりの折から幕府の援助は貴重なものであつた。しかし、幕府の下賜金も宝暦七年（一七五七）に打ち



写真Ⅶ-15 対馬藩の城下町だった巖原町
(昭和33年8月撮影)

切られたため、再びそれを獲得する運動をおこし、家老杉村直記の努力によつて、それは効を奏して安永五年（一七七六）三月四日に毎年一万二千両の給付を受けられることが決まった。これは石高にして三万石以上の加増に相当するといわれ、対馬藩にとつて大きな成果であつた。⁽¹⁾

この一万二千両の下賜金がえられるようになったことを契機にして、対馬藩は安永六年（一七七七）から、藩財政整理を主にした藩政改革を打ち出した。

この藩政改革を「主法」と称したが、この改革の過程で出された主法用掛に関する条目のなかで、当時の財政行き詰まりの状態をつぎのように述べている。

主法掛を設けて、藩財政の年間収支予算をたてたところ、幕府から年々うけるようになった一万二千両の金高を入れても、年間の不足高は銀百貫におよび、このままではどうしてもや

つて行けない。田代よりの年貢米はすべて借銀引当米となつており、朝鮮公貿易は入用費だけで四〜五年間は手取がなく、対馬郷村よりの納入も公役銀などの引当銀が多くて収入にならない。諸口の借銀は右の年間収支予算に入っていないので、これの返済金を加えると莫大な不足額になる。したがって、これまでの仕きたりを悉く止めて、新しい主法に立てて行く必要がある、として⁽²⁾いる。そしてその主法の

根本を「年縮」つまり思い切った儉約に求めて行こうとしている。従来一〇万石の格式で諸事を行なってきたのを五〜六万石の格式として支出を考え、そのため各方面にわたる支出削減がはかられる。参覲交代の折の人数や費用の削減、家中扶持支給の改正、藩役人の減員など色々と切りつめて行くことが計画された。

田代領関係では、田代代官所の費用を減少させ、また田代領年貢米は家中撫育に当てるのが基本なので、対馬廻米ができるよう取計らう必要がある、そのために借銀引当米になっている現状を改める手段が必要であるとしている。以上のように、安永初期ごろは、田代領の年貢米は大半が借銀引当米となっており、対馬藩家中に支給するたてまえは崩れていた。

ところで、安永六年（一七七七）に着手された藩財政整理も、種々な支障が出て、宗義暢よしながの在生中には行われず、翌安永七年に実行されるようになった。

藩財政の運営としては、田代年貢米、朝鮮公貿易利潤、幕府よりの拝受金一万二千両この三者をもって、藩政の諸費用に当て、家中撫育手当、江戸表入料、諸経費などをこの費用のみで賄なうとするものであり、「主法方」を設けて実施しようとした。安永八年の改革着手時には、右の主旨を行なうに際してもまず必要なのは米穀銀貨の備えであるが、近年の差支えのために手段もない。しかし、色々と工面を尽して過半数は調達できる見通しであるが、銀三〇〇貫の銀数が不足する、という現状であった。⁽³⁾

藩財政改革の指示は、安永七年（一七七八）九月に対馬藩家老田嶋監物、同古川図書より田代代官平田主典、佐役古川半左衛門に出された。その中で、藩財政の土台を立てるには領中の年貢米の備えが第一であるとし、また不足財源の調達として田代領より正銀一五〇貫を出すことを命じてきた。⁽⁴⁾

藩財政整理として、借銀を残らず返済する計画を立て、その銀高四八二貫の借銀元利のなかで、銀主引請けとな

った分などを除くと三五〇貫となり、このうち二〇〇貫は調達できるが、残り一五〇貫の調達が困難なので、その分を田代領で賄なうようにという指示である。そして、この銀調達のたてに対馬より有田全左衛門を派遣し、代官・佐役と打ち合わせさせた。

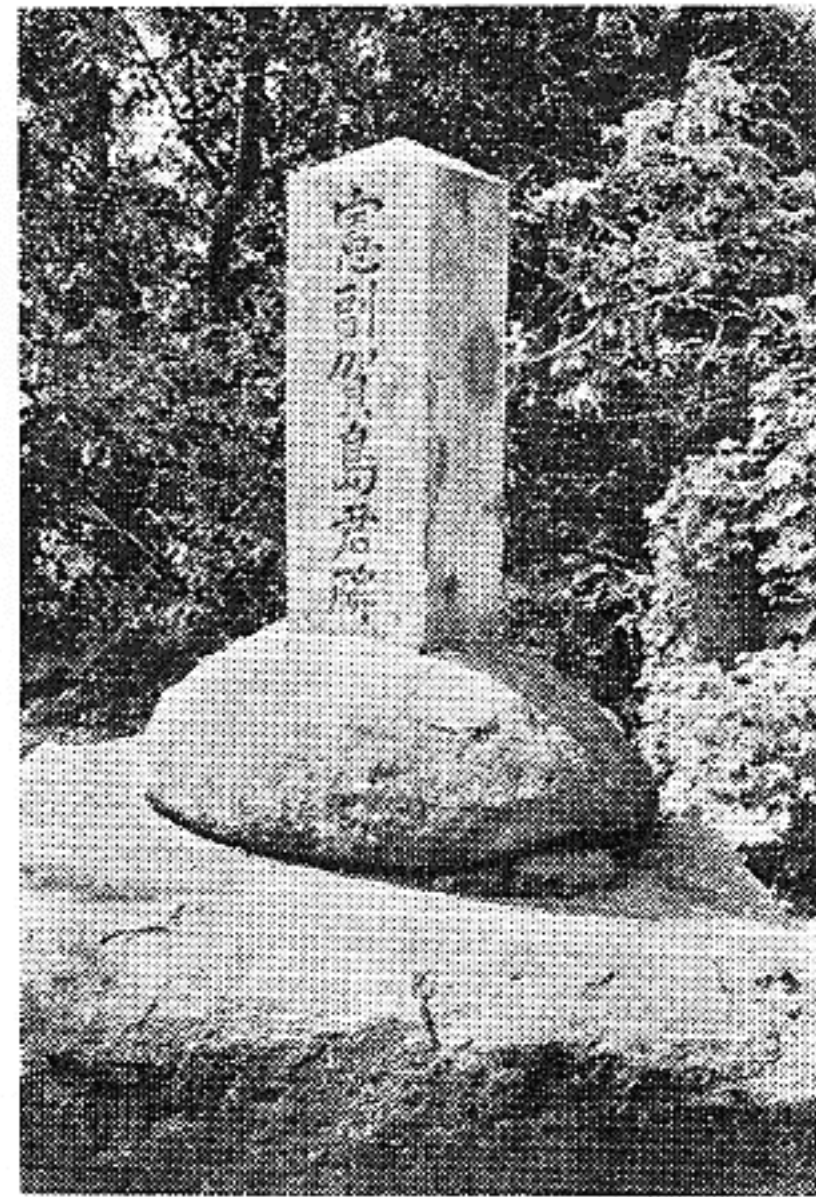
田代領は、先述のように困窮しているため、代官も対馬より申し渡してきた銀高を調達するのを困難とみて、有田全左衛門と色々談合し、その結果、銀一〇〇貫を田代領で調達するときにめた。この銀一〇〇貫調達のことは、さきの対馬よりの指示書の内容を含めた文書で十月十日に手代に示され、また田代領内の貸付銀主にも伝えられた。借銀口入をおこなっていた主な者は、田代町別当勘治、荒木次郎右衛門、草野忠平、酒井喜兵衛、田代町の与伝治、高田村の恕平であった。この銀調達は、銀五〇貫を農民の所持石高に割り当てて行なったが、二〇貫余しか集まらなかった。

ところで、天明元年（一七八一）十月に、「主法方」の運営に努力し、借銀整理に努めたとして、田代代官平田主典に米一〇俵、前佐役古川半左衛門に米五俵、児嶋平左衛門に米三俵、賄役田井洩右衛門に米七俵を与えている。その折の書状は大要つぎのように述べている。⁽⁵⁾ 田代年貢米を抵当として色々借銀しているが、その総銀高は七〇〇貫に及び、そのため年貢米は対馬へ送ることができない状態であった。借銀皆済の計画をたて、正銀二〇〇貫を用意し、田代には一五〇貫の用銀を申しつけた。しかし、安永六年（一七七七）は大凶作であり、それに続いて大銀を出すことは困難として、正銀一〇〇貫を調達するようになった。その後予定通りに銀の調達ができず、銀貸主も難渋している。是非共調達せねばならず、元歩銀四〇〇貫の皆済ということは、一応銀二五〇貫を以て払い切る計画に変え、残銀は年賦払いとすることにした。前記の者は、この主旨の主旨をよく心得、田代領民によく申し聞かせ、銀調達に努力し銀主にも申し諭し大いなる働きをした、としている。また田井洩右衛門は米七俵が与えられているが、それは年貢米一万二千俵が対馬に送れるようにしたこと、銀主に色々掛付け合い借銀整理をすすめたためであるとしている。

また手代役門司郡兵衛、同永見文左衛門、同緒方喜内も用銀調達に努力したとして朝鮮木綿を三疋から四疋与えられ、屋敷下代岩谷順左衛門、下郷大庄屋治兵衛、上郷大庄屋弥比兵衛、養父郡大庄屋新右衛門に朝鮮木綿二疋、田代町別当勘治、同座親新右衛門、同太兵衛、同年寄伝右衛門、瓜生野町別当貞三右衛門、同座親三郎治に朝鮮木綿一疋を主法筋の御用に精を出したとして与え、また田代領内の貸付主であった酒井喜兵次、草野雄助、与伝治、恕平、荒木次郎右衛門、勘治には借銀整理に協力したとして朝鮮木綿を一疋ずつ与え、荒木次郎右衛門は一生帯刀を許し、勘治には六十人格の待遇にしている。⁽⁶⁾このような褒賞の内容からして、主法方による借銀整理はかなりすすんでいるようである。特に銀主に一生帯刀や六十人格待遇という措置をしていることは、銀主が貸銀を代官や手代の申し出に応じて貸付銀の取立てを断念したか、また長年賦返済を認めたことに対するものとなみされ、借銀整理がかなり政治的強圧によって進められたことがうかがえる。

このように、藩財政の整理をすすめるとともに諸事にわたって儉約を指示した。⁽⁷⁾田代領にもこれが通達され、天明元年(一七八一)十二月五日に、代官・佐役の交替について、これまで博多逗留の日数が定まっていなかったのを、対馬より赴任してきた折には十五日間、田代より交替のため帰国のときは八日間とするように定め、また年始祝いについても従来の様子を改め、五献のところを三献にするというように、かなりの縮減を指示した。また郷村における商品流通の規制も強化し、天明三年(一七八三)六月には、在方における諸商売は停止しているのに、最近在方の者が小麦を相場よりも高く一手に買上げている者があるが、いずれの品であれ、商売は田代町と瓜生野に關係することなので、自分勝手な行為は不埒であるとして、郷村での商品売買を規制している。田島肥料として活用されるようになった酒粕・油粕についても規制を行ない、同年八月四日は、油粕・酒粕の領外販売を禁止し、また油粕の原料となる菜種も他領への売出しを禁じた。

このように、郷村統制が強化されてくるなかで、三郷大庄屋および各村の庄屋が連名で賀島兵介の業績顕彰のために石碑建立願いを天明三年(一七八三)九月に出した。⁽⁸⁾



写真VII-16
賀島兵介をたたえる碑
(田代本町、安生寺境内)

賀島兵介に対しては、対馬藩は安永五年(一七七六)八月二十日に、その功績を認め三人扶持を子孫に与えて家名を再興させていたが、田代領で功德碑を建立しようとするのは、賀島兵介が貞享二年(一六八五)に帰国してより丁度百年目が来年に当たるので、永く功德を称えたいからであるとしている。この功德碑の建立は、寛政六年(一七九四)になされ、以後毎年命日には「賀島祭」として石碑前で供養がおこなわれてきた。

注(1) 「新対馬島誌」四一七頁「多田左膳儀御用向ニ付出府之処、御勘定奉行久世丹後守様於御役宅朝鮮御交易筋且御勝手向之儀御尋之御請答記録書綴」

(2) 「御主法方ニ付書付」(安永五年)

(3) 「日記抜書」(「鳥栖市史資料編」第一集 二〇五頁)

(4) 同「前掲書」二〇三―二〇七頁

(5) (6) 「主法方之記録」

(7) 「日記抜書」(「前掲書」二一六―二二二頁)

(8) 同「前掲書」二二二―二三四頁

(3) 天明期の改革

a 改革の基調

このように安永七年（一七七八）より、対馬藩は藩財政整理に重きをおいた改革を実施してきた。「主法掛」を設けて財政収支の見積りを作り、それが実行できるようにするために、借銀整理に力を入れてきた。

この主法が実施されてから九年たった天明七年（一七八七）には、かなり改善されてきていた。つまり領政改革について多くの提案をした古川図書は意見書のなかでつぎのように言っている。⁽¹⁾ 主法を行なって以後色々と儉約がなされた。藩財政の基本である田代・朝鮮よりの収納米も借銀抵当米に出されていたが、今は悉く藩に収納できるようになっている。家中の撫育も年々九月または十月より翌年の三、四月まで手当なしであることが多く八、九カ月も滞って、色々困難なこともあったが、今では手当も遅れなく渡すことができるようになってきている。その外勝手方日用の整いも一日一日を凌ぐのがやっとであったのに、今では現銀の備えができ、借銀なしに当用のものを整えることが出来るようになってきている。これはひとえに主法を取り行なってきた効果である、と述べている。

これは意見書に書かれていることであるため、割引きしてみなければならぬが、古川図書は勝手方支配として藩財政にも関与していたこともあって、かなり実態を知っていたとみられるので、主法実施によって藩財政の整理が進んでいたとみなされよう。

古川図書は、主法実施の効果について前のようにふれたあとで、藩政に関する意見を述べている。この意見は取り入れられ、古川図書もその行政に携わるようになる。それがいわゆる「御儉徳」と称する一連の藩政改革である。そ

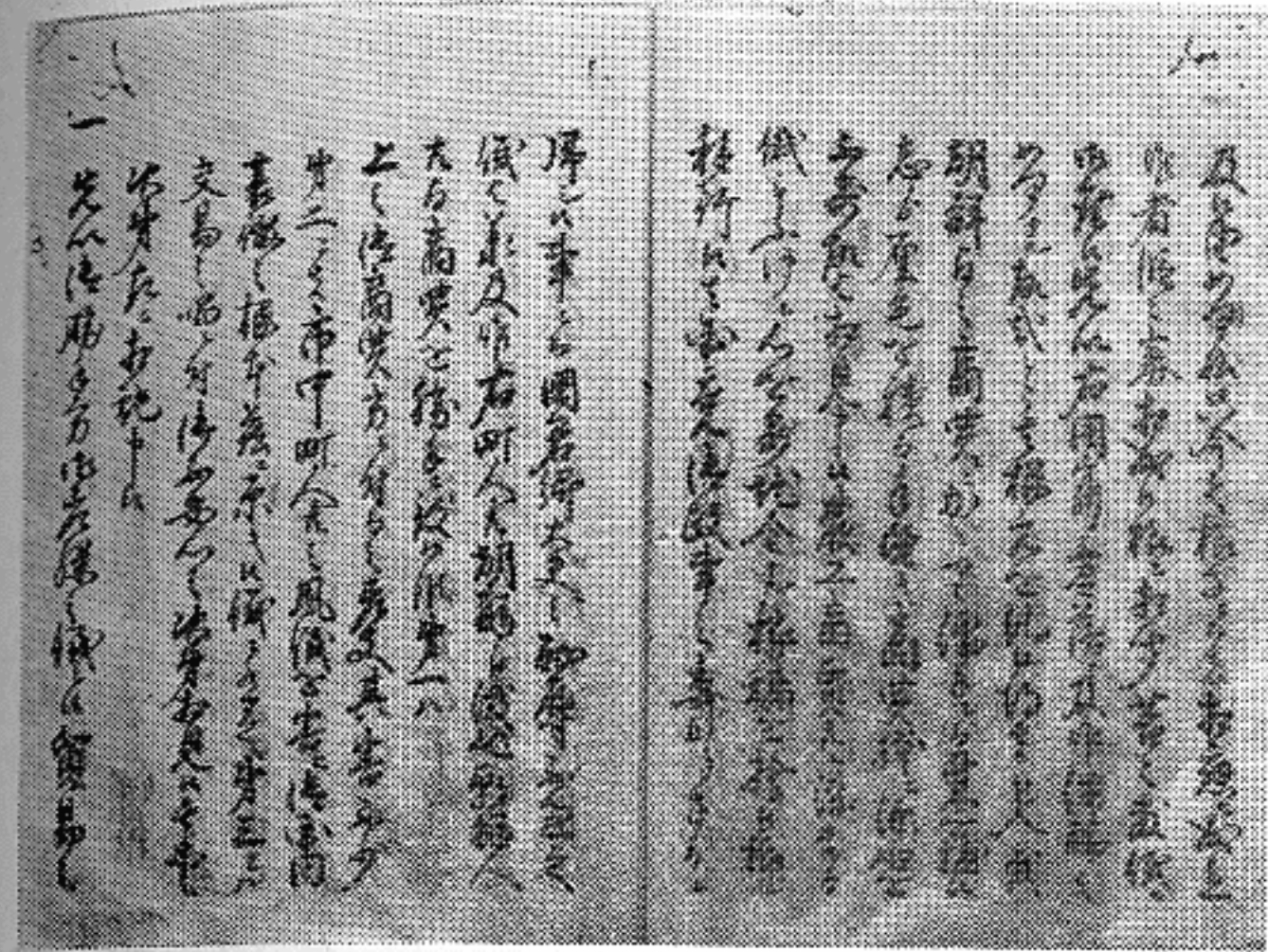
こで、古川図書の意見書の内容を、もう少し検討しておこう。

古川図書は、主法実施によって藩財政の改善はできたとみられるが、それでは安心できるようになったかといえ(2)ば、そうではないとして次のようにいっている。

「余分に支出するゆとりもなく、田代・対馬・朝鮮の収入があるが、このうち田代は年々年貢延納あるいは山津浪や洪水が多く、朝鮮の公木は年を持越し滞りがちであるのでその分だけ収納がへり、また対馬の郷村は零落して諸収納物も未収が多くあり、漁業も不漁の年のみで豊漁の年は稀である。田代・対馬・朝鮮の収納に一万二千兩の拝領金を加えると収支は一応償うことができるようであるが、実際にその通りにはゆかないのは、右の収納が予定通り出来ないからである。朝鮮公貿易の品は収入にはなるけれども、異邦の手のうちにある品物であるため当てにならない。従って当てになる収入は田代・対馬よりの収納である。それらは土地よりの収納であるため、毎年減少なく収納できるようになれば、その分だけでも年々の収支を確実にすることができる。いわんや、農政の指図をよくして増収ができるようになれば、藩のすぐれた計画はこれに過ぎることはない。藩財政の改善が急を要していた時は、てっとり早い方法も必要であったろうが、現今では役人の忠節次第では何とかなるようになったので、土地についての利益を増す政治に移りゆくことでなければならぬ時機とみなされる。しかし対馬や田代の郷村については際立った取り計らいも行なわれていないが、それでは百姓はますます零落し、年貢も次第に減少するであろう。そのためにも、また主法を行き届かすためにも、郷村についての政策が重要なので、それについて意見を申し述べたい」

古川図書は、藩財政の一応の改善がなされた段階で、重点を置かなければならないのは郷村政策であるとしている。これは対馬藩の従来の施策からすればかなり重要な意味をもっていた。対馬と田代よりの年貢米だけでは、一〇万石

の格式をとってきた藩の財政を支えることができず、その大半は朝鮮貿易による収入で維持されていた。そのため、政策の重点はともすれば貿易や商業に置かれがちであった。朝鮮貿易が衰えたとはいえ、それはかなりの収益をもたらしていたために、その政策は続けられ、また財政行き詰まりに対しては幕府の援助に依頼するという姿勢であった。このような在り方に対して、古川図書は批判しているのである。



写真VII-17 朝鮮貿易による弊害にふれた書

朝鮮貿易についても、町人が朝鮮貿易で巨利を得ることを目的とした商行為を行ない、それが藩士にも影響してよくない結果をもたらしているように町人による朝鮮貿易には三害があるとし、それを一、藩の行なう貿易商売への害、二、対馬町人の風俗がよくなるそれが藩内に影響する害、三、貿易に対して不安心を生みだしている害の三つをあげている。古川図書は、藩が治まり富むために何をしなければいかといえ、「一に農政二に国産此両事外二は無之事と存候」(御徳徳記録)と断言している。また同じようなことを「御国家(対馬藩のこと：注)治安之御政事御主法之骨髓は兎角御農政と、御国内之諸職仕立方と、右町人朝鮮渡被差止、土地ニ付候心ニ相成候儀と、此三事より外二は御仁政之良策決而無之様候事」(同)といっている。⁽³⁾ 朝鮮貿易が衰えているという事態とはいえ、古川図書の藩政の基調に関する考え方は、対馬藩の従来の施政に大きな転換を迫るものであった。

農政の振興と国産の繁殖に重点をおく政策は、古川図書の意見が入れられて、天明八年(一七八八)以降実施された。そして古川図書は郡方支配と田代加役に任じられ、農政・国産仕立の責任者として諸事を司っていった。支出を削減して儉約に力を入れる政策と、郷村の復興に力を入れ、国産物を多くつくり出して、領外より生産物を余り購入しないでもすむ体制をつくる政策とが一体化してすすめられた。天明七年(一七八七)の改革を「御徳徳」と称して実施されるゆえんがここにあった。

郷村を復興して年貢収入を確保し、また国産奨励を行なって、できるだけ領外より諸物品の購入をしないですむ経済体制をつくりだしてゆこうとする政策は、この時期に多くの藩がとった経済政策であった。西国ではとりわけ熊本藩で細川重賢が堀平太左衛門と藪茂二郎を登用して行なった諸改革が模範とされ、佐賀藩では明和九年(一七七二)から、熊本藩の改革を見習いながら藩政改革をおこなっていた。そして、これらいずれも、郷村復興と国産奨励に重点がおかれ、藩の経済的な基盤を整備し、流通、殖産、年貢などについて多くの改正が行なわれた。

古川図書の意見も、このような状況の反映とみなされるが、貿易依存の強い対馬藩においても、このような政策がとられるようになってきていることに、この時期が一つの大きな転換期にあることが現われていた。

儉約関係では、天明八年(一七八八)に江戸、京都、博多、勝本、対馬、田代それぞれにおける儉約の内容を指示して、支出削減がもくろまれた。それは衣装、音物、制度など全般におよぶものであった。⁽⁴⁾

b 郷村、町方に関する改革

田代領では、代官所より儉約の具体的な事項について改正案を提出し、対馬藩国老の承認と指示をうけて、従来のしきたりを改正した。以下、主な項目をみておこう。⁽⁵⁾

一、年始や年貢収納蔵を開く祝いの折は、吸物皿盛は三献であったが、以後は口祝いだけで済ます。

一、今までは田代往還の大名のうち、福岡、佐賀、嶋原の三大名は町外まで送迎をし、休泊の折は茶屋へ行って挨拶をし、大村、小城、鹿嶋、蓮池、平戸、秋月などの大名は送迎をせず、休泊の折は茶屋で挨拶をしていた。しかし、今後は長崎奉行は別として、一切送迎をせず茶屋での挨拶で済ませる。

一、博多役方へ米を送るときは、わり証文を出す関係上、原田代官に奥役・佐役が年始祝いや交代の折に進物を出していたが、以後は書状だけにする。

一、年貢運送の折に、川わり証文を出すこともあって、久留米瀬下番所に奥役・佐役交代の折に進物を出していたが、これもとみやめ、以後書状のみとする。

一、代官供廻りにつき、従来の格式を改め、供人数や道具を少なくする。

一、代官・佐役交代の折の博多・田代の道中の供廻りも少なくする。

一、朝鮮漂民が通過の折には、以前は佐役が領境まで出掛けて附士などに挨拶していたが、延享二年（一七四五）より佐賀、筑前共にその格式を縮小したので、田代からは手代と足輕・医者だけが行くようになったが、今後は領内の休泊の宿に医者だけを出すことにしたい。

以上のようなことが、田代代官所より儉約令に基づき改正したいとする事項である。これらはいずれも「伺之通り」として、承認されている。

以上は、主に代官、佐役の勤務についてのことであったが、手代、六十人格、医者、町役、町人、大小庄屋、農民についても別に定めが出され、衣服、進物、行事などについて細かく統制した。⁽⁶⁾

衣服では、手代などは上着下着は木綿、帯は紬、木綿、博多織などとなり、町人・百姓は冬服は木綿、帯は木綿な

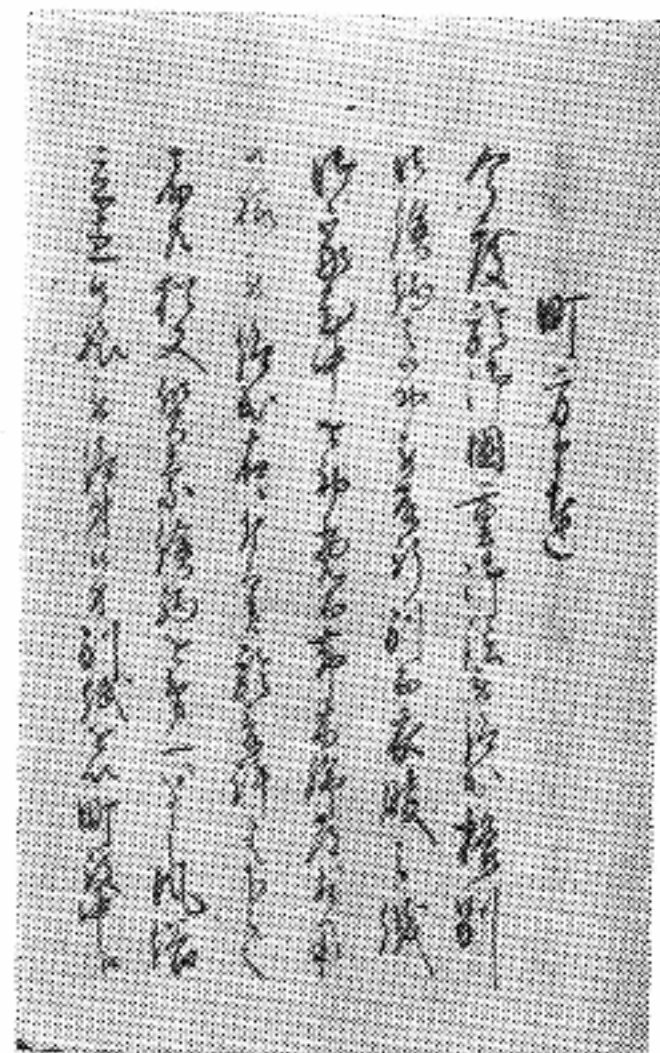
どとされたように、木綿または手前織が基本となった。また町人や農民は目立った染模様衣服は禁じられ、また蛇目傘や革緒下駄・雪駄も禁止された。

進物関係では、町方・郷村ともに、年始、盆、盂蘭盆などの外は、時候見舞や安否伺いなどに託して進物をすることを禁じ、また旅帰りの折に、当役に土産を持参するものも禁じ、結納祝儀も簡略にし、嫁入賀取の節も、互いに土産品を取遣りしないようにとした。

このように、色々と細かく領内における諸行事について規制した。そして、この統制と共に「在町役達」・「町方申達」・「百姓申達」の条書を出し、それぞれ守るべき事項をあげ、背くことのないようにと命じた。⁽⁷⁾

「在町役達」では、風俗が頹廢し、在方・町方共に零落してきているが、それは凶作の年が多い関係もあるが、儉約の大綱を忘れ、吉凶の礼式や衣服家財などに華美を好み、奢侈の風俗になって大国や富家の真似をして身の分限を忘れていたことに原因があるとして、古風に復するように在方・町方の役人は心掛けるべきであると始めに説いている。郷村や町方の零落を農民や町人が華美を好むようになったことにあるとみる限りでは、零落から立ち直る施策も統制の強化以外に出てこない。大小庄屋や町役は風俗が古風に復するように心掛けるべきであるとまず第一条に書き出ししている。ついで、大庄屋に対しては、掛りの郷内を一季に一度ずつ廻村し、農民の勤惰などを見聞し教諭することを義務づけ、庄屋には、一郷ごとに二人ずつの月番を定め、毎月一、二度廻村し、郷内の村々の様子を見て、法を守っているか否か、農民の勤惰などを大庄屋まで報告することを命じている。町方では、町役が町を廻って法の守り状況を吟味し、また毎月一度ずつ組頭を呼び寄せて、教諭を加え、法令の守り度合いを報告させるようにした。また在町にはいづれも組合を作らせているが、その組合内での吟味も命じている。

そして、大小庄屋や町役は、毎月一度ずつ壁書を読み聞かせることを必ず行なうようとしている。「町方申達」



写真VII—18

町に対して出された改革令

し、家も繁昌しない。従って正直の心で商いをすべきであり、正直の心をもって天然の利をえるようにしなければ永続しないとしている。そして常に儉約に心掛け、喧嘩口論を慎み、組合内部でもよく法を守るよう互いに努力すべきであると指示している。

「百姓申達」は十八カ条におよぶがここでも、ほぼ同様な指示であり、儉約質素に心掛け、田畠耕作の手入れをよく行なうべきであるとするのが骨子である。その中で年貢関係では、並定免になったにも拘わらず、不作の折には年貢上納の延期願いを出し、それはおびただしい差延米となっている。少々の不作の年でも差延を願うようになってくるが、以後は凶作の年でも歎きがましいことは申し出ないように心掛けるべきであるとしている。

「在町申達」・「町方申達」・「百姓申達」いずれも、領内零落についてふれ、その状況を改善するには、奢侈を改め、儉約に心掛けて古風に復することが肝要であるとした精神訓話的なものが多かった。零落の原因を領民が華美を好み、風俗が派手になったととらえているために、その対策も儉約の徹底化ということ以上には出なかった。

「町方申達」にも町方の衰微がかなりすすんでいたことに触れていたが、「日記抜書」にも、同じようなことを記している。

天明五年（一七八五）十月八日の項で、次のように田代町の状況を述べている。⁽⁸⁾つまり田代町は、近年零落し、長崎奉行、諸大名、家中が宿泊する宿が、とりわけ差支えており、長崎奉行やその外から僅かばかりの宿泊料をもらっただけでは暮していけないので極めて難渋^{なんじゆう}している。また宿場馬の減少についても、近年町方の駅馬が減少し、通駅の用事も差支えるようになってきている。近年は人馬に対する公役の割り当が多く、それに旅商人の荷物も、手づるを求めて、家臣の荷物のように仕立て、安い賃金を払って通行しているので難儀している。今の賃金では人馬の食料にも足りない、といっている。田代町は宿場町としての機能を維持することさえ難しくなり、更にそれが通行に影響してきている様子⁽⁹⁾がうかがわれる。

町方の商売不振が衰微の原因であるが、田代町では、町の機能を維持する上からも市は重要な役割を果たしていたが、これも「町方申達」に触れていたように衰えており、「日記抜書」にも、天明七年（一七八七）三月十二日に、「田代町の市で穀物売買の折にいる場計は、従来運上銀を上納してきていたが、現今では市もなく、場計による売買も止んでいるので、市が再興されるまでは、運上銀の上納は猶予してほしいと天明五年の冬に申立があったが市立もない現状なので、運上銀上納は市の再興まで免除する」と記している。⁽⁹⁾市立が無くなっていることが記されている。店舗商売の不振と相まって、田代町が領内の商品流通の中心でありえなくなっていることを示している。

町方の衰微は、その原因として、郷村において商品流通が盛んになったため、町の機能に依存しなくても日常諸物品の調達や売買が出来るようになったことに求められる。郷村における商品流通の広がり⁽¹⁰⁾は天明五年一月十五日に田代町に出された「達」によってもうかがわれる。「達」のなかで次のような指示をしている。⁽¹⁰⁾

一、毎月の市日に限らず、郷村より米穀はもとより諸物品を数多く田代町に持ち出すよう三郷へ指示したので、そ

れに応じた商売をすること。なお、隣国より来た商人を郷村にとどめておかず田代町の市に参加するように堅く申しつけるので、違反者があれば、商人統領を立ち廻らせ取締まる。

一、郷村では塩油などの日用品以外を売ることを禁じているので、諸商売の者が郷村に立ち廻ることは法に背くこととなるから、心得違いの者があれば商人統領を郷村にやり取締まる。

右のように申し付けるので、旅商人は勿論として郷村の者にもよく申し聞かせ、違法のこともなく、市が連続し、町も賑うように努力すべきである。

とあり、郷村での商品流通の統制を行なうことと、町方の者も商売に努力することを指示している。そしてこの「達」の末尾に在方の商品流通について、田代町に郷村より毎月の市日に限らず、諸品を持ってきて売買していたが、近來は米穀や諸品ともに他領へ持ち出して売る者があり、また在方へ塩油などの日用品以外は持ち込まず、諸品は田代町、瓜生野町で買い整えるべきとする法があるにもかかわらず、近來は旅商人が郷村へみだりに入り込み、売買しているようで不埒である。今後は穀物類や諸品ともに田代町に手広く持ち出して売買すべきであり、また郷村へは日用品の外は、みだりに持ち込まないように町役より申しつけよ、としている。郷村の商品流通が盛んになり、そのため、米穀や諸物品が田代町に集まらず、町方の衰微の原因になっている様子があらわれている。

このような状態に対して、田代町では、在方での商品流通を統制するために、一町より一人ずつ、商人統領なるものを設け、田代町より合計五人の商人統領が郷村に立ち廻って、商品流通について監視し、違反者があれば止めさせ、違反の旨を代官所に届け出るようにして統制を加えようとした。この商人統領を設けることは、代官所も認め、田代町商売の損益に関する事項に留意し、商品流通を監視することを指示した。⁽¹¹⁾

注(1)(2)「御儉徳記録」

(3)「口上書」

(4)「御儉徳記」、「御儉徳記録書抜」、「御儉徳記録」、「江戸表取行御儉徳記録」、「御改正記録」

(5)(6)(7)「田代取行御儉徳記録」

(8)「日記抜書」(鳥栖市史資料編)第一集 二五七―二五八頁)

(9)同(前掲書)二六九頁)

(10)(11)同(前掲書)二四三―二四四頁)

(4) 奉行人の賃銀統制

郷村において商品流通が盛んになり、それが田代町での諸物品の集荷を少なくさせ、町の衰微となっていたが、郷村における商品流通の発展によって、郷村内部では階層分化がすすんだ。これは現象的には貧農層および小作人や奉公人の増加となってあらわれてきた。奉公人に対する統制が、天明期に強化されているのも、その事態の反映にほかならなかった。

天明期に出されている奉公人の統制は賃銀規制が主であるが、この場合に対象とされているのは一季奉公人または日雇いである。奉公の形態も従来の年季奉公から季節または日雇い奉公のものとなり、従属的労働から次第に離れてきていた。そのために賃銀統制をおこない、支配秩序の安定化を計ろうとした。天明六年(一七八六)十二月十九日に一季奉公人について代官所は指示をするが、天明八年(一七八八)二月には、更にそれを強化して、賃銀規制を行なった。一季奉公人と日雇いの賃銀はつぎのようになった。⁽¹⁾上ノ下男は二〇〇文、中は一五〇文、下は一四〇文であ

表VII-27 奉公人・職人の賃銀

奉公人賃銀			職人賃銀	
種類		賃銀	賃銀	職人種類
上	男	60文	150文	瓦葺
中	男	150文	130文	上大工
下	男	150文	125文	中大工、上木挽
上	女	150文	120文	上桶屋、左官
中	女	100文	120文	下大工、中木挽、中桶屋
下	女	100文	115文	上畳屋
夏	午	丁銀 70文、米1升	110文	下木挽、下桶屋、中畳屋
飯	履	丁銀 50文、米1升	110文	上屋根葺
冬	履	丁銀 55文	105文	下畳屋、中屋根葺
日	履	丁銀 70文		粉割 <small>(そぎわり)</small> 、粉葺 <small>(そぎふき)</small>
諸	引	丁銀 90文		下屋根葺、鑿彫 <small>(のみほり)</small>
朝	夕			
上	油			
日	履			

注 「日記抜書」(「鳥栖市史資料編」第一集 286、290頁)

り、上ノ下女は一四〇文、中は一〇〇文、下は七〇文となり、日雇いは六〇文または一〇〇文手飯と統制された。そして奉公人を雇った場合は、掛りの庄屋・町役・組頭・五人組に、どの村の誰を何文で雇ったかを届け、庄屋・町役はそれを記帳して代官所に届け出ることを義務づけた。奉公人の賃銀規制と動向を把握することが目指されており、この規制に背いた場合には処罰している。

例えば、天明八年(一七八八)五月二十七日には、油メの者一同が申し合わせて日雇の賃銀を代官所が定めたと通りにしなかったとして、油屋一同を閉店と禁足処分にして、賃銀規制を遵守させている。⁽²⁾

天明八年十二月に、三郷の大小庄屋と両町の町役が奉公人の賃銀について合議し、そこで定めた賃銀で奉公人を雇うことができるようにしてもらいたいと要望書を出した。⁽³⁾ それによれば、奉公人を上・中・下に分け、それぞれの賃銀を定めている。代官所の定めた賃銀が、例えば上の男の場合二〇〇文と劃一的であったのに対し

て、二〇〇文から二五〇文と幅をもたせており、雇傭しやすいように賃銀を定めている。奉公人のそれぞれの賃銀額を示すと表VII-27のようであり、さきの油屋の件のようなことがないように定めている。

このように奉公人に関して賃銀規制が行なわれたが、これは職人層にも適用された。統制賃銀が物価変動に対応できないとき、特に物価上昇の折には、職人層は困窮するので寛政元年(一七八九)一月に、職人層の要求によって賃銀改正を代官所は行なった。⁽⁴⁾ 職人の賃銀を、銭一〇五文から一五〇文までに分け、それぞれの職種に応じて定めた。左官、瓦葺、大工、桶屋が、このなかでは上額の賃銀を受取り、畳屋、屋根葺の職人は低く、また改正された賃銀は五カ年間適用するとしており、かなり固定的であった。

注(1) 「日記抜書」(「鳥栖市史資料編」第一集 二七五―二七六頁)

(2) 同(「前掲書」二八〇頁)

(3) 同(「前掲書」二八五―二八六頁)

(4) 同(「前掲書」二九〇頁)

(5) 天明期の皿山仕法計画

商品流通の進行と災害の発生によって、町方・郷村ともに階層分化がすすみ、日雇いや奉公人が増加し、領内は零落してきた。

対馬藩においては、これらの状況を克服するために、古川図書(古川)の献策を入れて、儉約と殖産興業に重きをおいた改

革を行なうようになったことは、先にみてきたところであるが、ここで殖産興業について、若干検討しておこう。

天明八年（一七八八）一月十八日に藩年寄の名で大森繁右衛門、岩崎右平、郡奉行、用人、勘定奉行にあてた指示のなかで、殖産興業のことについて「国を富ます術は、農政を興し、多くの手工業を盛んにし、国産の諸品が多く出来るようにして、貨幣や品物が他領へ出るのを少なくし、国産の諸品を他領へ売出して、貨幣や品物が自藩に入ってくるようにすることであり、それが、藩を安泰さす根本である。以前から国産諸職の仕立について努力し、特に宝暦期には、詳しく申しつけたにも拘わらず、町人はその事に馴れないためか、手工業に従事する者がなく、近年には遊民が多くて経営筋も衰え大変零落しているようである。今度藩内が安泰するために手当銀を毎年出すので、国産の品が段々出来て、諸職が繁栄するよう丹誠を尽すべきである」と述べ殖産に努力することを命じた。⁽¹⁾

この指示をうけている大森繁右衛門は、印判役に加えて、天明八年（一七八八）一月十四日に、農政国産百工諸職仕据方を加役として申しつけられており、また岩崎右平も、船奉行であったが、町奉行に同じ日に転任になった者である。郡奉行には勘定奉行であった平田儀右衛門が任ぜられ、郡佐役には福島作兵衛が添勘定から転任し、杉山仕立方物頭であった橋島作左衛門は郡奉行に属して諸木仕立方を申しつけられている。⁽²⁾

これらの人事は天明八年一月十四日に行なわれ、その上で一月十八日の年寄りから国産品仕立の申し渡しがあった。以後、国産仕立は古川圖書の指導のもとに本格的に取り行なわれるようになった。

農政興起国産仕立のために、郷村に詳しい者や篤農者を取り立て運用することを行ない、対馬佐須郷今里村給人の大石阿吉、佐護郷恵古村の佐護長右衛門を天明八年二月二十日登用し、両者を対馬八郷の吟味役に任じて、農政の振興と殖産の仕立に当たらせた。⁽³⁾前者は農政功労者であり、農村行政でみるべきものがあつたとして度々賞賜を受け



写真Ⅶ-19

農政国産諸職仕立方についての記録

ており、また後者は恵古村下知役として農村振興に努め、その功績が広く認められていた。⁽⁴⁾

農政興起国産仕立のための制度上の体制が天明八年（一七八八）一月に整ったので、以後色々な運用がされたが、国産仕立については、つぎのような諸職業の繁栄をはかった。

国産品として藩領内で生産化することを目標としたのは、素麵、醤油、紙、藍、傘、飴、塩硝、綿、楮木、線香、鍋釜など铸件類、塩、陶器、酢、金銀銅掘出、杉檜植付、蠟燭、びんつけ油、炭、家財器具、日用品などである。こ

れら諸物品の生産のために、座や株立を行ない、職人を領外から招いて技術の伝習をさせている。日常生活の必需品を始めとしてできるだけ多くの産物を藩内で生産することを目指した。

田代領において、この政策がどのように展開したかは明らかでないが、産物仕立については、色々と試みている。

天明六年（一七八六）五月に、宮浦西村庄屋に対して、村内の紙漉について、紙の質もよいので、以後永続するよ⁽⁵⁾うに努めることを代官所は指示している。その指示のなかで、どのような産物でもよいから産物仕立について意見があれば、村役人や町役に申し出て生産化ができるように取り計らいをさせよと命じている。そして、領内で入用品を他領から、買い求めるようでは困るので、産物を領内で多く生産すれば、他領へ出る銀錢もそれだけ減り、それは領内繁栄の第一の方策であるとしている。

田代領での産物仕立の例では、少し時期が前になるが、明和期の皿山仕立(焼物製造)があげられる。⁽⁶⁾

明和三年(一七六六)河内山の一面に皿山仕立を願いでる者があった。河内山の土が焼物仕立によいので、許可されるなら竈を築き仕立てたいというもので、その計画によれば一日平均五〇〇箇の茶碗を焼立て、一カ年に一五万箇作り出し、一箇の価格を二分とすると銀三〇貫匁になるので、このうち竈仕立や細工職人の日雇賃および焼方入用諸品代などを引くと利益は銀二〇貫匁になり、二〇貫匁のうち一〇貫匁を運上銀として提出したいとしている。

この願いにより、焼物竈仕立の場所に、手代中原唯五郎と、養父郡大庄屋、年功の庄屋が行って吟味し、焼物の原料もあり、場所としても適切であると報告した。ところが大小庄屋が寄合い皿山仕立のことについて相談した結果、一、焼物仕立には莫大な薪がいるが河内山の木々は領民の薪に使われているので、皿山用になるのでは困る。二、陶土が流出し田畠を埋めて農耕に大きく影響する。三、陶器職人が領内に入りこみ風俗を乱して悪習をもたらすなどを理由として、皿山仕立に賛同できない旨を代官所に伝えた。代官樋口弥五左衛門、佐役小田儀左衛門は、この旨を対馬に伝えて皿山仕方が必ずしも良策でないことを進言した。

河内山での皿山仕立の計画は、これで挫折したけれども、同じような計画がまた出された。これは常恒山で皿山を仕立てるというものであった。このことについても、養父郡大庄屋新右衛門をはじめ養父郡内の庄屋が連名で前回のときとほぼ同じような理由から賛同しない旨を申し出た。そのため、代官樋口弥五左衛門、佐役小田儀左衛門もそれを対馬に伝え、計画は中止となった。

ところが、天明七年(一七八七)五月二日づけの書状で対馬藩年寄俵志磨、同平田齊の連名で代官・佐役に前件につき再吟味を申し付けてきた。それには、新しいことを行なう場合には、十のうち五に支障があっても、五はあえて取り計らう事もありうるので、なおよく相談して返答するようにということが述べてあり、対馬藩国元では皿山仕立に着手したい意向が示されていた。

同年五月二十二日付で田代領から返答書が出された。それには従来支障とされていた事項についての対応策が示されてあった。それによれば、一、薪の件では、他領から購入するようにして、その監視を行なうために山役二人を新たに設け、一人は河内山を監視し、一人は皿山請負業者方へ他領から売込まれる薪の監視をする。一、焼土の流出は、さきに指摘されたほどとは考えられないので、まず試みてみて、もし不都合があれば取り止める。一、職人が入りこみ風俗が悪くなるということであるが、職人の数も左程多くないとみなされるので、風俗の極端な乱れはない、と述べて前回と異なった返答書が出された。これは代官の交替があり、樋口弥五三衛門から嶋雄権之介になったことが影響しているようである。

この返答書をもとに、対馬では皿山仕立願を出した武兵衛に許可を与え、ならば皿山仕立を検分するために目付上川定右衛門を派遣した。武兵衛の皿山仕立の計画は、肥前有田の陶工信右衛門を招き、その指導のもとに焼物を作るというものであり、信右衛門との話し合いは一応つけてあった。武兵衛は藩より許可をえると直ちに有田に赴き、信右衛門との交渉に入るが、同人は病臥にあって当初の計画通り進まず、そうこうするうちに信右衛門の死亡によってこの計画も焼物技術の伝習が出来ないということから中止されたようである。

以上のように、明和期には、河内山で焼物を製造する計画が藩の指示のもとにすすめられた。殖産興業の実施は、田代領内から提起されて問題になったのでなくて、対馬から持ち込まれているように、代官所支配の体制では、こういった事業は、田代領内からは起きにくい状況であった。そのため、古川図書の指導による殖産興業政策も、田代領ではあまりみるべき動きを示さなかったようである。

注(1) 「御儉徳記録」

(2) 「御儉徳記録書抜」

(3) 「御儉徳記録」

(4) 「新対馬島誌」二九三—二九五頁

(5) 「日記抜書」(鳥栖市史資料編)第一集 二六六頁

(6) 「皿山仕立属候書物写」

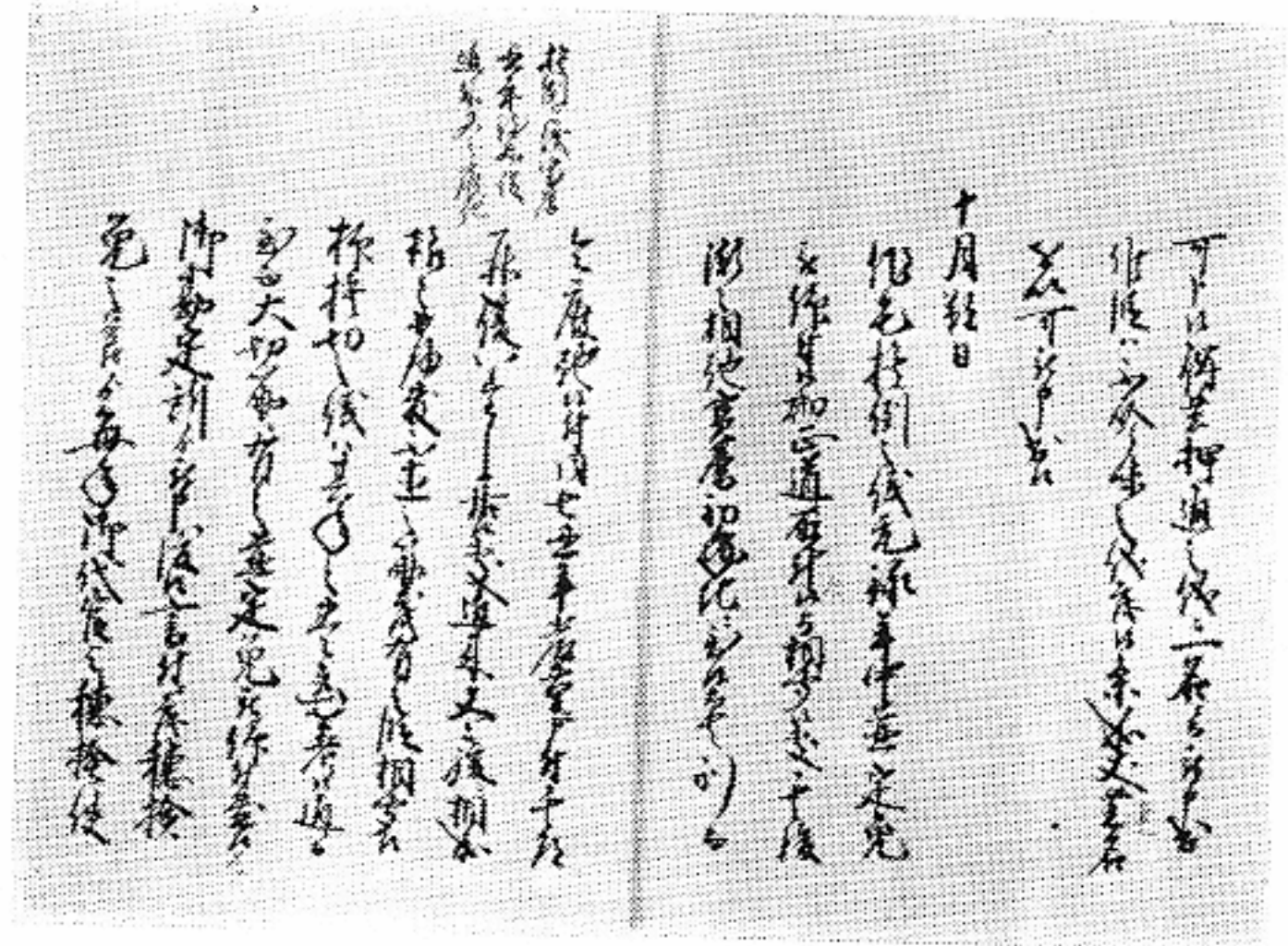
5 寛政期の貢租制度と郷村

(1) 徴租法の改正

田代領における年貢制度は、元禄十二年(一六九九)に定免制になって大きな転換をしたが、その一定になった年貢量が予期通り徴収できないこともあって、宝暦七年(一七五七)に若干の改正があり、「地高掛り銘々蒙り」の制度をとるようになった。被害を検見して減収量を算出し、その量の延納を認める従来の並定免制では、延納願いが多くなり、年貢徴収に支障があるとするものであった。極度の被害の場合のみにはじめて捨り検見を行なうようになったことは、実質的に年貢徴収が強化されたことを意味する。宝暦期の改革は、こうして年貢量の確実な徴収をはかることに重点がおかれたため、農民にとっては、極度の減収の年でない限り手直しを受けられなくなった。

宝暦期の改革は、その後、天明期にもその主旨が再確認され、厳しく行なっていくことを代官所は申し渡した。

天明六年(一七八六)十月一日に代官所は捨り検見について六項目にわたる「達」を出したが、その中では次のようなことを問題にしている。⁽¹⁾それは、一、捨りつけを好み、農業に精を入れない風潮があるので、このような者があれば届け出ること、二、捨り検見を行なうさいには、神社前において血判などをして不正をしない旨の誓いをするが、近年それが乱れているので正すこと、三、捨り例切の折に、頭百姓などが我儘な行動をし、平百姓から酒肴を持



写真VII-20 捨り検見についての指示

参らせているが、以後このようなことのないよう心掛けること、四、捨り例切の場所では、田の持主以外の者が例切を行なうこと、五、捨り例切は、従来二割の干し減を入れて摺切りの計り方を行っていたが、それが近年弛んでいるので従来のように行なうこと、六、捨りの取り掛りの折には、捨り検見を行なう場所として、まず三坪ほどを定め、その中からくじ引きで一坪を選び捨り検見を行なうこと、以上が今度出された達の要点であるが、宝暦期の年貢制度改正が其後必ずしも期待通りに進んでいないため、このような「達」をあらためて出さざるをえなくなった。

宝暦期に改正された年貢制度の一部が、天明八年(一七八八)に手直しされた。それは村勘弁に関するものであった。⁽²⁾

掛っていた年貢量は村民が共同で負担した。これを「村勘弁」と称した。持高一〇石以上の者は、一部に悪地・早損地・迫地などの損毛田があっても、他に良田・延畝の田を持っているため損毛は相殺されるので、村勘弁をつけまいとしていた。ところが、村勘弁を一〇石以上所持者にもつけることがしばしば行なわれ、村勘弁の意義が薄れてきたので、

停止するということ同年九月八日に代官所は申し渡した。⁽³⁾

村勘弁については、一〇石以上所持者にもつけられているので、宝暦期の主旨が行なわれていないという意見書も天明七年(一七八七)に出されてお⁽⁴⁾り、これらことから停止するようになったとみなされる。この意見書では、大庄屋、庄屋が役給として六〇石、三〇石をうけているので、村勘弁廃止を好まないとしており、大小庄屋の抵抗も一部あったようである。また意見書のなかでは、「銘々蒙り」により、少々の凶作では捨り検見が行なわれなくなったが、凶作の模様によっては捨り検見を行なってもらいたいという要望や、早損地域に堤を築き溜池を造成してもらいたいということも述べてあった。村勘弁を行なわなくなったが、それでは悪地や迫地など、従来年貢納入を免除されていた地所の扱いが問題になるので、この悪地や迫地などのなかで、どうしても定められた年貢量を収穫できない田地を確かめ、その田地の年貢を以後免除するようにした。これを「永世村勘弁」と称した。永世勘弁地に掛っていた年貢量は村民が共同で負担した。

寛政元年(一七八九)四月八日に、宝暦七年(一七五七)の年貢制度改革の主旨を再確認し、以後それをきびしく実施する旨の申し渡しを行なった。それは次のように述べている。⁽⁵⁾

「領中の田地にかかる年貢はその年の捨り高を差引く村並であったが、宝暦年間からは荒高掛りで取立てるよう申しつけてきた。しかしその後、何かと故障を申し立て、村並にする村々も多くある。村並では問題があるので、天明八年に立法を設けて、畝詰や悪地などで難渋している地面を見分け、永世の村勘弁にし、地高掛りで取立てるよう申し付けた。今後稀な損毛の年は格別として、領中はすべて地高掛りで取立てるので耕作に励むよう。時々役人を廻村させ、手入の様子などを見分け、万一心得による損毛の場所があれば、事によってはその田地を取り上げ、作り主の行ないを調べ、怠惰が明らかになれば、本人はいうまでもなく、掛りの庄屋も下知がよくなかったとして処

分する。」

宝暦期の改革による年貢割り当の方法を「銘々蒙り」と称していたが、申し渡しにあるように、寛政元年（一七八九）に、それを「地高掛り」と呼ぶようになった。⁽⁶⁾地高とは村高から村永世勘弁高を差し引いた高のことである。捨り検見による村並はよほどの凶作でない限り行なわれないとした。そして同年五月捨り検見についてつぎのように指示した。⁽⁷⁾その一つは、水損・旱損や虫害によって格別な損害があり、年貢が不足すると思われる田畑は惣検見を行ない、その畝数を庄屋が届け出ることとした。これは従来一郷ごとに庄屋が集まって惣検見を行ない、当該村が他村より受ける補い米の数量を定めるようになっていたが、惣検見が遅延して色々と支障が出ているので改めるとしている。その二つは、惣検見の時期を彼岸過ぎて七月から行なうことにした。従来は一郷内の庄屋が揃って郷内の作柄を見分け、その年の作柄に応じて各村を上中下に分け、その後例切などをするため日数がかかり、色々と弊害が出ていた。その三つは、格別の損毛があつて例切を行なう場合、庄屋は日々廻村し、一村に留まらないようにとした。その四つは、格別の損毛であつて地高掛りで行なえない村は、検見時に不足米量を定めることにした。これは後日決定したのでは疑いをうけるからであるとしている。その他では、年貢米の量を十月中に定めることとか、上納期限を十一月十五日限り、小物成は十二月十五日、銀は十二月二十日を期限として納めるように申し付けている。従来も年貢米については色々と細かい規程があつたけれども、寛政元年（一七八九）に、このように厳達したのは、対馬藩が天明期から行なっている儉約を中心とした藩政改革の一端が、年貢関係にもおよんできたことを意味した。

地高掛りになったため郷村では色々と問題が出てきた。宝暦期に「荒高掛り銘々蒙り」と称して、捨りつけを行なわず、村高に定免率を掛けて年貢量を出す方法を採用しながらも、寛政元年に、地高掛りしなければならなかったのは、年貢徴収のきびしさのため、捨り検見を要求することが多くなつていたためである。それゆえ、改正した寛政元

年には手代を動員して、この徴租法を守らせるために村々を廻村させ取り締まっている。そして同年七月一日には、手代の緒方又右衛門、門司郡兵衛、緒方喜内、岩谷重次郎に対して、荒高掛りを行なう初年なので田作手入の検分を申し付けたが、村々をよく立廻り、検分によく勤めたとして米一俵を与えた。⁽⁸⁾このようなきびしい監視もあつてか、寛政元年の年貢は十二月中に納まり「稀なること」といわれるようになった。⁽⁹⁾しかし、これは日々廻村、手入養い方を検分し、庄屋も村民に下知をよくした結果であり、代官所・庄屋が総掛りで農民を督促したことによるものであった。

農作業について取り締りを強め、耕作を促すために寛政二年（一七九〇）三月八日に、手代のなかで郷村の事情に詳しい緒方又右衛門を土地吟味耕作見分役に任じた。また永世村勘弁の田地を確定するために、手代門司郡兵衛、同緒方喜内、同岩谷重次郎をはじめ、玄関番目付兼帯の原永介、六十人格荒木次郎左衛門、田代町別当梁井勘治および大庄屋・庄屋を動員して算定を行った。⁽¹⁰⁾

このように代官所の役人をはじめ、大小庄屋・町役を動員して行なつた地高掛りによる年貢徴収は、農民の負担を強めるものであったため難渋する者が出てきた。寛政三年（一七九一）四月二十四日の「日記抜書」には、今の地高掛りでは難儀する田坪があるようだが、それは難渋地に対する勘弁米などの算定がまだ行なわれていないためであるのか理由を遠慮なく申し出よ、としており、地高掛りによる影響にふれている。永世村勘弁として悪地や迫畝地を年貢対象から除く制度にしたが手代や庄屋によって、その認定が行なわれるため農民の希望するようになるとは限らなかつた。ここに地高掛りに対する農民の不満が生まれ、難渋する農民が発生する要因があつた。そのため、農民は色々な対応策を考え、酒井村では、寛政元年と翌二年には「廻し高貫」という方法で年貢を納入し、それが他村にも寛政三年には広がる傾向を示していた。⁽¹¹⁾

注(1) 「日記抜書」(鳥栖市史資料編)第一集 二六四―二六五頁)

(2) 「基養提要」「基養伝声」

(3) 「日記抜書」(前掲書)二八二頁)

(4) 「基養伝声」

(5) 「日記抜書」(前掲書)二九一―二九二頁)

(6) 同(前掲書)二九四頁)

(7) 同(前掲書)二九五―二九六頁)

(8) 同(前掲書)二九七頁)

(9) 同(前掲書)二九九頁)

(10) 同(前掲書)三〇〇―三〇一頁)

(11) 「別段御用申渡」(寛政三年四月二十四日)

(2) 郷村、町方の状況

年貢徴収方法が強化されたなかで、郷村では、農耕について対策を強めた。

宝暦期には、度々の洪水があり、下村の農民は多くの被害をうけたが、その折の経験に基づいて、冠水の際の稲の援助を従来より増すよう上村に求めた。従来は定免制施行時の取り決めによって、一反につき稲苗三把の割合で、下村が冠水の場合は、上村が援助することになっていた。これを五把にするように求めたのである。

洪水と共に虫害も多かったため、油を従来のように入用の折ごとに購入したのでは値段などで色々と支障も出るた

め、以後五反以上の保有農は各自の入用分だけ油を準備しておくこととした。この対応は寛政二年(一七九〇)におこなわれているが、代官所にも益することのため、これに関して色々と指示をした。前者の稲苗の件は、寛政三年(一七九一)には、上村稲苗を仕立ておいても、下村に冠水が毎年あるとは限らないし、また植継ぎをしても、その後水害があるかも知れないので必ずしも適切でないとして、上村から種粃用として毎年七五俵を出し、下村でそれを植付けておくようにした。七五俵の種粃は百町分の苗を準備する量であった。ただ高田村、水屋村だけは備苗を仕立てる場所がないため、配水のよい村に地所を借りて植えるようにした。⁽¹⁾

年貢徴収が強まったこともあってか、領内の零落は一向に改まっていなかった。町方の様子を見ると「日記抜書」の寛政三年(一七九一)三月十日の項につきのように記している。つまり、田代町・瓜生野町は、商売が衰え零落している。田代町は、近年月々の市も全くその形をなさなくなっており、天明八年(一七八八)に申し渡したことも、その効果が見えていない。怠惰の風儀もその土台が立たなくては立ち直ることもできない。時勢にもよるであろうが、商売の仕方にも原因があるろう。目先の利益に迷わず、高利を貪らないようにしなければ衰微の原因となる。殊に両町は通行の場所であるから、旅人も入りこむので、諸人が帰服するようなことが重要であると、記している。

このように田代町・瓜生野町の衰微は一向改まっていなかった。この状況を改善するために、差配頭、商人頭取役を設けた。町年寄・町役を差配頭として、町方で正直な者五〜六人を商人頭取に任じ、これらが町方で高利を貪る者や不正な商いをしている者を取り締まるようにした。これと共に差配頭・商人頭取は、酒、油、豆腐の値段を定め、諸商品の値段も異なるないようにすることを命じられた。⁽²⁾

郷村の困窮については、田代村が一例としてあげられる。同じく「日記抜書」の寛政三年(一七九一)一月二十五日の項で、田代村の百姓は、年々借銀借米が莫大になり、利息が積って困窮化して、僅か二八軒ほどになった。しかも

八、九軒は去年の冬にも潰れそうであった。そこで田代村庄屋藤右衛門、下郷大庄屋新介が調停に乗り出し、田代村の公役代米八〇俵を借銀借米の支払に当て一〇年賦で払うことになった、という旨のことを記している。

田代村では借銀借米のために潰れ百姓が出て、やっと庄屋・大庄屋の口添えで凌ぎ公役代米を用いて借銀払いをしている。そのため、田植期になってまた借銀するようでは不都合であるとして、米三〇俵を一〇年賦という条件で貸付けるよう代官所に求めている。⁽³⁾

両町や郷村の零落によつて、色々な問題が発生しているが、そのなかで、代官所が規制を強めたものの一つに奉公人問題がある。

奉公人の賃銀については、天明八年（一七八八）に上中下の三段階に分けて定めたが、表向きは守っているようだが、内々はいかがわしい様子のものである、という状態であった。そのためか代官所は、寛政三年（一七九一）二月に七項目におよぶ一季奉公人についての指示を出している。⁽⁴⁾これは、両町村々ともにそれぞれ奉公人肝煎役を設け、両町村々は奉公人と傭主の名前・人数を調べて書付け、それを奉公人肝煎に渡し、奉公人肝煎は、この書付に基づいて奉公人を監視するというものであった。そして奉公人肝煎の賃金は雇主より五匁、奉公人より三匁を徴収し二季にわたって支給することになった。

注(1) 「別段御用申渡」(寛政三年十二月二十八日)

(2) 「日記抜書」(鳥栖史料資料編)第一集 三三〇―三三二頁、「別段御用申渡」(寛政三年三月十日)

(3) 「日記抜書」(前掲書)三二六頁

(4) 「別段御用申渡」(寛政三年二月)

(3) 借銀借米の統制

奉公人統制は、領内の零落に対する代官所の対応の一つであったが、さらに零落している原因は借銀借米のためであるとして借銀借米の整理を行なった。天和期（一六八一年～一六八三年）の事例にならって、金利や貸借関係について統制をした。寛政三年（一七九一）十一月十一日に、代官小河左軍と佐役永尾儀兵衛は、一〇項目の借銀借米に関する指示を手代と目付に出した。⁽¹⁾その基本は利息を統制することであった。利息の最高を月一步三厘（一・三釐）にして借銀の年賦払を行うよう命じた。その主要なものをあげれば、次のようである。

一、諸借銀はなるだけ利息を小さくし、たとえ高利であっても、月一步三厘（一・三釐）であること。

一、借銀は地面抵当で庄屋、町役が裏書きして差出している分は、そのまま差引すること。

長年にわたって借銀し、利息を納めていないものには、元銀に二割の利子をつけ七年賦で皆済すること、讓手形を出して小作している場合は、讓渡と同様に取扱う。

一、地面抵当でなく、他の物件引当で借銀をし、利子も払っている場合は、元銀を一〇年賦で皆済し、利子不払の場合は、元銀に一割の利息をつけて一〇年賦払にすること。

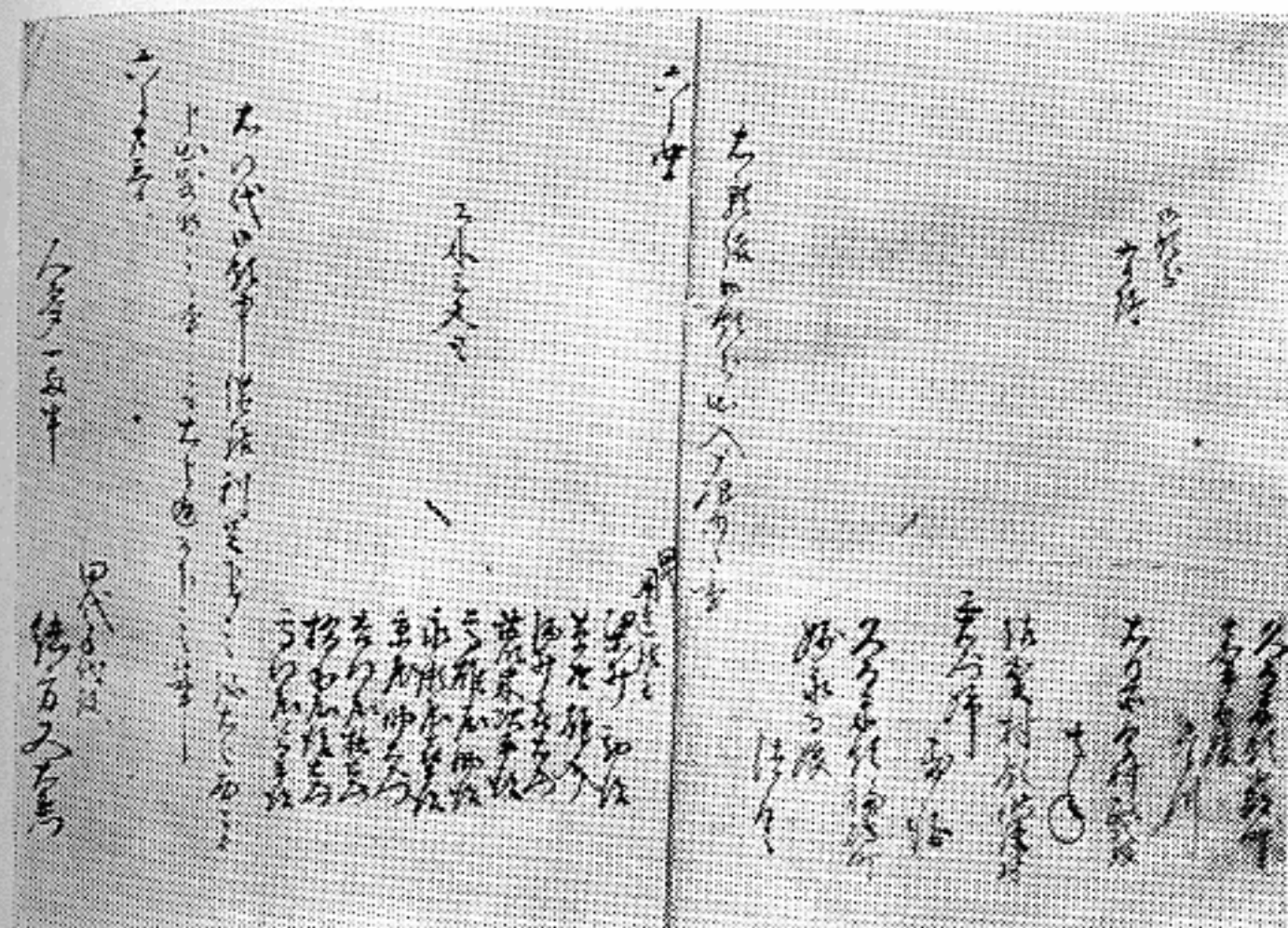
一、五年以内の借銀は、月一步三厘以下の利息勘定で差引きすること。

一、質屋の利息は、月二歩（二釐）以下であること。

一、貧困により利子も払えない者は、組合或は頭立った者が銀主と話し合い、分割または分割同様の扱いにして支払うようにすること。

一、地面抵当での貸借・譲渡は、天明八年（一七八八）に申し渡しているようにし、借用年限などは、その村の庄屋・頭百姓が立会で定めること。

借銀借米にたいする規則を強めようとしているのがうかがえる。利息を月一步三厘におさえ、また長年にわたる借



写真Ⅶ-21 借銀借米の整理に努力した者への褒賞

銀についても、七年から一〇年の間に皆済させようとしている。

借銀利息の引下げについては、寛政四年（一七九二）六月四日に、引下げに努力したとして、田代用達銀主と名づけられている梁井勘治、草野雄助、酒井喜右衛門、荒木次平治、高雄屋助治、永瀬屋喜平治、京屋助右衛門、吉田屋格右衛門、橋本屋治右衛門、高田屋曾平治の一〇人が公木（木綿）三疋ずつを支給されている。⁽²⁾ それゆえに、借銀利息は、利息引下げの「達」が出てから、色々動きがあり、その結果さきの借銀についての指示に従って、銀主達が利息引下げにに応じているのがうかがえる。

田代用達ないしそれに類する者は、領内でもかなりの資力をもつようになっている。例えば、次のようなことがあった。⁽³⁾

寛政五年（一七九三）の夏作が対馬では不作で、収穫が殆んど無くて家中に渡す米は勿論として町人や農民の食糧も甚しく欠乏する状況になった。そのため田代より米二千俵を対馬に送るよう指示してきた。田代では風損・水入・虫害などで作柄もよくなか

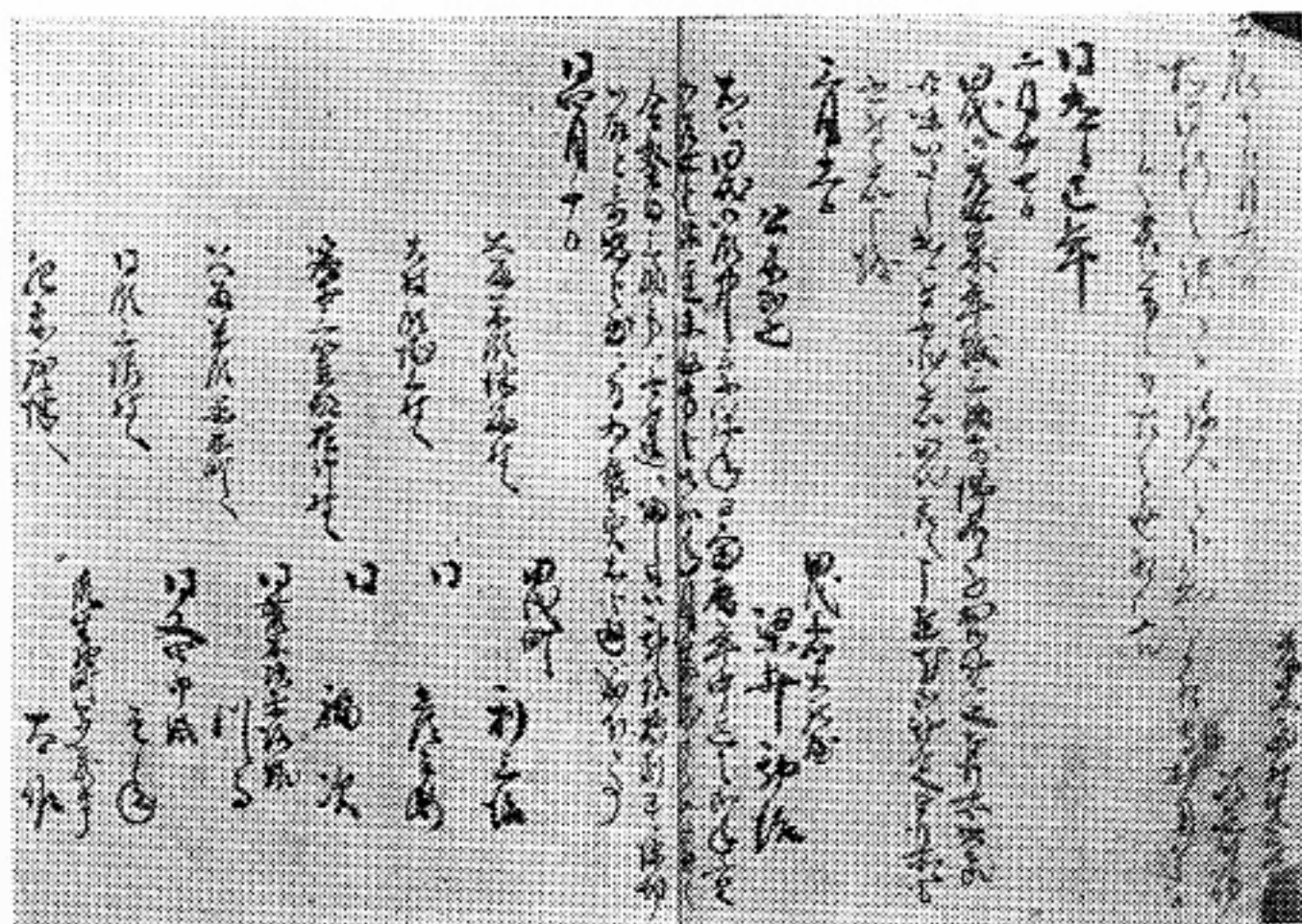
ったので、借銀引当米として大坂に廻米することになって米を田代で売捌くことにし、その銀の調達を用達に申し付けた。この折に荒木次郎左衛門は銀調達に応じたばかりでなく、米五〇〇俵を割当額の外に調達した。このため代官所より朝鮮人参八両を褒美として与えられている。またさきあげた梁井勘治など用達銀主一〇人も銀調達に力をつくしたとして公木（木綿）を三疋ずつ与えられている。

米調達に努力したとして手代役緒方又右衛門、同緒方喜内、同岩谷重次郎に公木一疋ずつ、玄関番原永介に公木二疋、養父郡大庄屋梯七郎右衛門、上郷大庄屋良介、下郷大庄屋新介に公木二疋ずつ、田代町座親新右衛門に公木一疋を与えている。この場合は先年の差延米のうち千俵を返上米として徴収したことに對する褒賞であるが、用達銀主が公木三疋ずつ与えられているのと比べると、みなそれ以下である。用達銀主の寄与の度合の高さがうかがえる。それゆえ寄与できるだけの資力を持つていたといえよう。

寛政六年（一七九四）十二月十二日に、手代で土地吟味耕作見分付を兼役していた緒方又右衛門と大庄屋梁井勘治が耕作方と年貢上納に努力したとして、緒方又右衛門の嫡子に扶持を与え、梁井勘治に一生帯刀を許している。その折の褒賜の理由のなかで、天明八年（一七八八）の改革以来、土地・人心・風俗が漸く立直った。それも年貢や諸上納物を皆納するよう取り計らい、諸事を嚴重にしたからである、としている。⁽⁴⁾ 取締りの強化によって、年貢米をはじめ諸上納物が滞らず、人心や風俗も代官所にとって好ましい方向に改まってきていることがうかがえる。

このように、寛政六年（一七九四）ごろは代官側に有利な方向になりつつあったが、それは領内の零落している多くの農民や町人を救済するまでにはいたっていない。つまり、取締りの強化による代官側にとっての改善ということのため、これがながく続かず、規制がゆるむと富商や有力農民の収奪が強まってくるのである。

古川図書を中心とした農政興起国産仕立の政策は、田代領では土地方吟味耕作見分役を設けるなどによって或る程



写真VII-22 差延米上納を命じた記録

(4) 未納差延米の強制徴収

前述のような状況のなかで、年貢徴収が寛政九年(一七九七)になるとさらに強化された。

「地高掛」になって、捨り検見は基本的に行なわれなくなったが、それでも、不作の場合に一部を次年度に納める差延米の制度があった。これは代官所および対馬の許可を必要としたが、延納願を出すことは認められていた。ところが、寛政九年(一七九七)に、対馬勘定奉行所において田代領の差延米のことが問題になり、差延米滞納分を速かに徴収するよう、同年二月十七日に田代代官所に命じてきた⁽¹⁾。従来差延米は必ずしも全納されることなく、一部が未納になる年もあったが、今後はこれを認めず、これまでの未納分を厳しく徴収するとしたのである。そして未納差延米の累計は享保初年ごろから寛政初期までの七〇年余りの間に約二万二千俵ほどになるとした。⁽²⁾ 農民にとっては、たとえ翌年度に差延米を納めなければならぬとしても不作の年にとっては貴重な制度であった。

寛政九年の厳達により、田代代官所は差延米の徴収に力を入れ、翌年の寛政十年(一七九八)九月八日には前年の差延米は皆納にな

度実施されているが、国産仕立つまり産物育成と諸職仕立は寛政期には、代官所の施政としてはこれといった動きはない。ただ農間余業として発達しつつあった売葉業が天明期ごろから盛んになり、農民の生活補充的なものから次第に発展して、天明七年ごろには「御領中第一之御国産と相成」といわれるほどになっていた。⁽⁵⁾ 売葉業はこのように領民の中から、その発展を培かつており、天明八年(一七八八)には運上銀六百匁納入の代りに朝鮮名法奇応丸と名称した看板を掲げる許可を求めている。これには宮浦東村木山口町の次郎兵衛、重右衛門、田代町より与右衛門、瓜生野町より重五郎、亦次郎の五人が出願し、この五人を田代領内の売葉の元締にしてもらいたいというものであった。⁽⁶⁾

領内売葉を統括することを求める動きが出てきたように、売葉業は領内ばかりでなく、「隣国えは少々宛之運上をも指出商売仕候」というように、近隣に売り広めるようになっていた。しかし、その後、売葉営業は必ずしも順調とは限らなかった。寛政七年(一七九五)十二月十日には、さきの六百匁の運上銀納入を願い出た五人のうち病死をした者や株立ができない者などがあり、そのため運上銀を納めにくいので「一三匁一分五厘へらしてもらいたい」と願い出ており、その発展には、まだまだ障害があったようである。⁽⁷⁾

注(1) 「別段御用申渡」(寛政三年十一月十一日)

(2) 「田代松浦怡土博多書状」(寛政四年六月四日)

(3) 「田代博多往復書状」(寛政五年)

(4) 同 (寛政六年)

(5) 同 (天明八年五月二十八日)

(6) 同 (天明八年六月十日)

(7) 同 (寛政七年十二月十日)

り、その徴収に努力したとして大庄屋に公木(木綿)三疋、各庄屋に一疋ずつ与えた。⁽³⁾ 差延米を以後は認めないということを前提として強力に徴収したのである。享保十七年(一七三二)の大凶作と、それに引き続く一連の不作のために、差延米が度々あったが、それらは完納されることもなくやむやみになっていった。ところが、今度の差延米厳徴政策によって、この未納分のこと問題になり、田代領の農民と代官所で色々と交渉があった。享保凶作から宝暦期までの差延米の未納分は農民にとっては、すでに納入が免除されていたものと理解していたが、対馬よりの指示をうけた代官所のきびしい態度によって、結局上納分に相違ないということになった。⁽⁴⁾ この問題について上郷大庄屋は、差延米を上納しなければならぬものと農民が認めるようになったのは、大庄屋の格別の努力があったからであり、奇特のいたりであるので公木二疋を「右之通被成下」として、寛政九年(一七九七)三月十一日に与えられている。⁽⁵⁾

納入することになった差延米の処置は、翌年の九月八日に定まった。未納差延米の量は銀にして五〇貫匁に当たると見積られ、全額一時に上納することは不可能だろうとして、寛政十一年(一七九九)より一五年賦払ということになった。⁽⁶⁾ このように差延米についてきびしい措置をとっているが、寛政十二年四月二十四日には、近年は厳達によって、差延米を願い出ないようにさせているが、後年にいたって、不作難渋の折に差延米を願い出ることもあるかもしれないし、また納越米を一村限りの扱いにしたこともあって、それにならって一村限りで願い出ることもあるだろうから、このようなことが生じないようという指示が、対馬から田代代官所に出された。⁽⁷⁾ 後述のように、納越米を一村責任制としたこともあって、一村一村が差延米を願い出ることがないようにせよというのである。ここに凶作の折に農民にとって一つの抛り所であった差延米が基本的には認められなくなり、それだけ農民は年貢上納に努力しなければならなくなった。捨り検見を大凶作以外には認めない地高掛り制になったことと差延米が認められなくなったこと

とによって、農民は一層収奪をうけるようになった。収奪はこれだけに限らず、更に「納越米」の制度にも加えられていった。

納越米は、元禄十二年(一六九九)の定免制施行時に、豊年および平年作の年に定免量以上に納入し、凶作の年に引戻して不足分を納めるといふものであった。

これは、定免制実施時期には必ずしも一定額でなかった。元禄十二年は、三郷よりの納越米は七一五俵、同十三年は二、〇〇〇俵、同十四年は一、四五〇俵といふぐあいであった。⁽⁸⁾

納越米の操作をみておくと次のようである。元禄十五年(一七〇二)は、八月二十九日に大風が吹き、田畠の被害が大きくて、年貢上納に支障が出てきた。そこで元禄十二年(一六九九)から同十四年(一七〇一)までの三カ年に納めた納越米合計四、四五〇俵を全部引戻すことを農民は要求し、対馬藩もそれを認めた。そこで元禄十五年、上納すべき年貢量からその分を引いて納めることになり、その差引計算によって同年の年貢を納めている。つまり、四、四五〇俵はすでに納入済みという操作がなされたのである。⁽⁹⁾

ところで、この納越米量は、享保七年(一七二二)九月十七日に、三郷は四、五〇〇俵、園部村は七〇八俵と一定になった。⁽¹⁰⁾ この俵数を納めておけば、豊年のときでも、それ以上に納越米を出す必要がなく、凶年には納越米を引戻し、作柄が中以上の年に、その引戻分をその年に応じて納め足し、右の納越量に達したのちは、納越しを止めるという仕組である。つまり田代領よりの納越米が三郷と園部村の分を合わせて五、二〇八俵に絶えずなるように定めたのである。この納越米は若干を田代領内の備倉で保管する外は、博多から対馬へ送られる仕組であった。納越米の田代から博多へ、博多から対馬までの運賃は最初は出さなくてもよかったが、享保二年(一七一一)に山洪水の折に引戻を願い出たために運賃を農民側が負担しなければならなくなった。⁽¹¹⁾

納越米は、享保七年（一七二二）の改正によって、五、二〇八俵を常に納めなければならなくなったが、農民にとっては、これは予備米としての意味がなくなり、結果的にはそれだけ年貢負担が増加した。そのためか、享保改革ごろに、一郷で出す納越米を千俵にしてみたいとする願いを出したが、⁽¹²⁾この願いは認められず、以後寛政期まで改められることなく継続してきた。

寛政十年（一七九八）に代官は対馬に納越米の改革を申し出た。⁽¹³⁾これは従来納越米は全郷一律に石当りで取り立ててきていたが、これを改め、一村限りとし、物成米と口米の半数を納越米の総納入量とするというものである。この案によれば今まで三郷から四、五〇〇俵、園部村より七〇八俵納めていたのが、三郷では九千俵余、園部村では一、三〇〇俵余となりほぼ倍増する。この伺いは翌年の四月二十四日に対馬より「伺い之通り」と許可が出た。これによって納越米徴収の基準が石当りから一村の本米と口米の半高ということになったため、倍におよぶ納越米を出す必要がでてきた。しかも、納越米も一村責任制ということから、凶作の折に他村から引戻し願いがあつてはならないとして、納越米の分の引戻しなどを願出するようなことがあつては決してすまされないので、その憂いが生じないよう嚴重にするようにと、納越米基準改訂の許可が出た寛政十二年（一八〇〇）四月二十四日に対馬から厳しい達が代官に出されていた。こうして納越米が増額され、村落間の操作が認められなくなった。⁽¹⁴⁾

このような一連の収奪と取締りの強化があつたためか、代官所にとって「領中漸々宜敷相成」と享和元年（一八〇一）八月ごろにいうようになっていた。⁽¹⁵⁾そしてこれは役務の者が精勤したからであるとして、扶持人四人に米二俵を与えている。また翌年の享和二年（一八〇二）一月二十九日には、作柄がよくなかったにもかかわらず一、一〇〇俵の納越米を出させたとして緒方又右衛門、手代役緒方喜内、原永介、吉松忠右衛門、三郷の大庄屋、用銀掛仮役緒方貞允、破損掛仮役岩谷法次郎がそれぞれ褒められている。⁽¹⁶⁾対馬や田代代官よりの督促によって手代や大庄屋は年貢

徴収に努力したことがうかがれる。

このように収奪が強化されてきたため、農民の不満も強まらざるをえなかった。年貢収奪問題と直接結びつくかどうかは明らかでないが、享和二年（一八〇二）に牛原村で河内山の山守が打壊しを受ける騒ぎが起きた。このことを藩側の記録では、「今度領内で不慮の騒ぎがあり、牛原河内山守吉左衛門と申す者が、家を打破られ家財をも多く損じ、その上、主従は手傷をうけ九死に一生の体であるときくので養生かれこれのために、米一五俵、銀三百匁を与え⁽¹⁷⁾」と記している。河内山についての紛争から打壊しになったとみれるが、山守の吉左衛門は代官所から米と銀とを支給されているように、代官所の利益のために行動したものであろう。

このような騒動があつた享和二年は、夏に山津浪があり多くの田畠が埋没した。埋没した地所の開発のために、農民は一三カ年間に復興することにし、その期間埋没地の年貢を免除するよう文化元年（一八〇四）に願いでた。この願いは認められたが、⁽¹⁸⁾その後も領内では山崩れが相続き、文化三年（一八〇六）には、蔵上村、神辺村、河内村から山崩れで埋没した地所の開発のため、年限中の年貢を免除することを求めた願いが出された。⁽¹⁹⁾

注(1) 「田代・松浦・怡土・博多」(寛政九年二月十七日)

(2) 「基養提要」(差延米)

(3) 「田代・松浦・怡土・博多」(寛政九年九月八日)

(4) (5) 同(寛政九年三月十一日)

(6) 同(寛政九年九月八日)

(7) 同(寛政十二年四月二十四日)

(8) (9) 「納越米差引帳」

(10) (11) 「基養提要」(納越米)

- (12) 「田代覚書」
- (13) 「田代・松浦・怡土・博多」(寛政十一年四月二十八日)
- (14) 同 (寛政十二年四月二十四日)
- (15) 同 (享和元年八月十三日)
- (16) 同 (享和二年一月二十九日)
- (17) 同 (享和二年三月二十七日)
- (18) 同 (文化元年十一月五日)
- (19) 同 (文化三年四月二十四日、六月十三日)

6 藩札の発行と田代用達商人

(1) 田代領の用達商人

すでにみてきたように、田代領では、寛政期(一七八九年～一八〇一年)に、対馬藩の藩政改革の一端として年貢徴収法の改革があり、取締りと収奪を強化したことによって、年貢は代官所が望むように滞納も少なくなってきた。これは農民にとっては、過酷な支配と統制を受けたことであり、天災などがあれば、生計を支えることが困難になる農民を生み出すことであった。

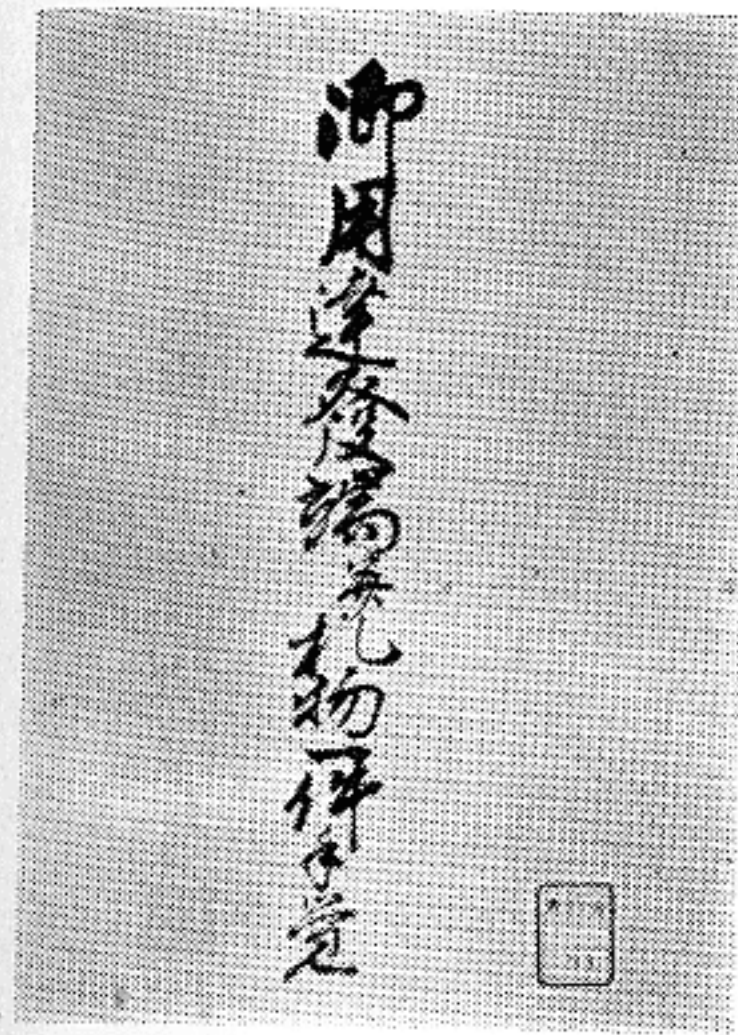
徴租法の改正が年貢率の改訂までにはおよばず、捨り検見をしない地高掛り制を設け、また納越米・差延米を強制的に徴収するという形態でしかできなかったことに年貢徴収が限界にきていることがあらわれていた。それは附加的な納越米や差延米の手直しに力を入れていることや年貢徴収に手代や大庄屋・庄屋を動員し、それによつてやっと滞納を防ぐことができたという状態にもあらわれていた。寛政期に年貢滞納もなくようやく立直ったということが代官所記録に書かれているが、これも徴収体制を強め、代官所あげての力入によるものであった。それゆえ、常にこの状況が保てるとは限らず、また年貢米のみでは藩財政が保てないため、色々な名目で財政収入を増すことを計画するようになった。その一つが領内の富商を用達商に任命してその財力を活用したことであり、その二つは、藩札を発行して社

会的富の獲得をはかったことであり、その三つは殖産政策をたて、特産物の生産化をめざしたことであり、その四つは、領外商人とくに日田商人の財力を活用して物産の専売を行ない領外の貨幣を多く収得しようとしたことであった。以下このようなことを中心としながら、文化期から維新时期にかけて田代領の状況をみてゆこう。

享保年間（一七一六～一七三五年）の藩の記録に「富農富商」という言葉が使われ、商人や農民の間はかなり階層差があつて、富裕な商人や農民がいたことがうかがわれるが、天明期（一七八一年～一七八八年）に、代官所はこれら富商といわれた者を用達商に指名して、その財力の活用をはかる政策をとっていた。

田代領で用達と銘をうって商人に指名したのは天明七年（一七八七）からである。

用達任命の理由は、次のところにあつた。つまり、これまで定まった用達もなく当面の費用の償いにも困難であつたので、これから一〇人の者に用達を任命するから当用に差支えないように努力するように、利息は月二歩（二割）にするというのである。⁽¹⁾ 商人を用達に任命し、必要な費用を月二歩の利息で用達から借りうける仕組をたてたのである。領内商人の資力の活用がもくろまれた。



写真VII-23

用達についてふれた記録

用達に任命されたのは、梁井勘治、酒井喜右衛門、草野雄介、荒木次平治、京屋助右衛門、高雄屋助治、永瀬屋喜兵衛、橋本屋治右衛門、平尾格右衛門、高田村曾平治の一〇名である。梁井勘治は田代町別当を勤めたり、これまで度々代官所に銀を融通したりしてきた者であるように、これら一〇名はいずれも田代領で富商といわれてきた者である。

用達に指名された者は、指名の折に毎年どれだけの銀を調達

すればよいかと問うているが、それに対して、天明七年（一七八七）では銀二三貫ぐらいが諸費用として必要であり、去年の天明六年には筑後・肥前・田代の川争論で入費が多く五〇貫ぐらい要したと言っている。これらの銀高の一部を用達は調達することになったのである。なお、その折の利息は、さきに月二歩とあつたのを、月一歩五厘とすることになった。利息はさらに寛政三年（一七九一）には月一歩三厘と二厘下がっている。用達を設けることは、対馬からの福嶋佐兵衛がきて前記一〇名を呼び出し申し付けているように、藩勘定所の方針であつた。

その後、寛政十年（一七九八）になると、代官所は、用達に銀を貸付けて利子を取り、銀収入が殖えるように努めた。これは正銀五〇貫匁を一〇人の用達に一貫匁につき米三俵という利息で貸付けるといふもので、この利息だけでも米を銭に換算すると年間銭三〇〇貫匁になると見積っている。貸付銀の利息負担を緩和することなどもあつて、寛政十年（一七九八）には用達を四名ふやした。これは小森新右衛門、古賀弥介、明石屋与伝治、京屋利介の四人であつた。その後、文化三年（一〇八六）になると元利の返済を代官所は求めており、寛政十年（一七九八）からの元利は銀一五〇貫になつていた。貸付銀返納の催促に対馬から小茂田縫右衛門が来ているように、返銀の件は対馬からの指示であつた。

ところで、対馬藩は、將軍の襲職を祝つて来日する朝鮮信使の一行を伴つて同行してゆく役目を負っていたが、朝鮮信使聘礼を対馬で行なう動きがおこつた。それは幕府にとつても多くの費用を削減できるところから、聘礼地を対馬とすることが定まつた。そのため対馬藩は、天明七年（一七八七）に將軍職についた徳川家斉の襲職祝賀のために来日する朝鮮信使について、朝鮮側と交渉をすすめる、文化二年（一八〇五）には古川図書を朝鮮に派遣し、また翌年には対馬に信使一行を迎える和陽館を建てた。⁽²⁾ 信使来聘には多くの費用を必要とするので、文化二年に幕府から対馬藩は金

一万両の下賜をうけた。このように文化初年は多くの費用が入用なので、田代にも貸付銀の返済を用達を求めることになったものとみなされる。用達は銀一五〇貫を一時に返済するのは困難であるので年賦払にすることを要求したが、受け入れられず、無理に取り立てられた。用達は貸付銀返済に努めたとして文化四年(一八〇七)七月十七日に、公木(木綿)を一疋ずつ褒美としてもらった。⁽³⁾

このように対馬藩では朝鮮信使来聘準備のために多くの費用を要し、その調達に田代領の用達をも活用しているが、それは更に強められた。文化四年(一八〇七)七月に対馬から阿比留甚兵衛が来領し、用達をはじめ主だった者に銀の調達を命じた。この折は、不作の年であったので調達ができなかったが、翌年正月になると厳しい催促をうけるようになった。そこで用達一四名だけでは銀を整えられないとして、六名ふやし、合計二〇名で調達するようになった。新に用達となったのは、橋本屋次郎七、松尾幸兵衛、酒見屋新蔵、奈良田次左衛門、真木村甚八、橋本屋佐兵衛であった。この六名を含めた用達二〇名で、対馬から嚴命のあった銀の調達を同年二月におこなった。一人当り正銀五貫目を同年三月から盆までに上納し、総額は銀百貫であった。しかし、その銀は殆んどが他領からの借用であった。⁽⁴⁾

文化五年(一八〇八)八月には、英艦フェートン号が長崎港に侵入し、オランダ船員を捕え、オランダ商館の引渡しを迫るといふ事件が起ったが、この折にも銀調達を命じられ、それに応じている。また翌年の文化六年(一八〇九)十二月には、年貢米廻漕の船賃が差支えたのでその補いを求められ、費用を支弁している。⁽⁵⁾文化七年(一八一〇)五月には五〇〇人の人夫の跡扶持のことで献金献米を命ぜられ、同年七月にも米一万石の火急買入の節に米値段の値下げに努力している。⁽⁶⁾

このように用達は銀調達を行なってきたが、その額は文化七年には銀二〇〇貫匁に達していた。これは米一万石の

買米用の銀が残っていたので、それから支払いをうけたが、またまた文化七年の冬から翌年の春にかけて調達を求められ、そのため貸付銀総額は銀一〇五貫匁になった。

(2) 藩札の発行

この銀一〇五貫匁の返済を藩は中々できなかつたので藩札の発行によって返していく方法をとった。

文化八年(一八一二)三月の朝鮮信使の来聘によつて、対馬府中で聘礼が行なわれ、幕府からも小笠原大膳大夫、脇坂中務大夫、林大学頭などが来島して聘礼に参加した。このようなため文化八年は多くの費用を要し用達に借用銀を返済する余裕はあまりなかった。そこで藩札を発行して返済するという方法を用いることになった。

田代領で幕府の正貨以外に流通貨幣を発行しようとしたのは、このときより少し前の文化四年(一八〇七)にもあった。この折は、用達商の一人である荒木次平治と荒木孫治が、佐賀藩が発行していた米札を田代領でも発行しようと計画したものであった。米札は米の単位を記した札であり、それを銀何匁と兌換できると定めたもので、米札の流通量などによって、その相場は絶えず変動していた。⁽⁷⁾

荒木次平治、同孫治が計画した米札発行には、領内からつよい反対が出た。文化四年(一八〇七)九月八日づけの意見書には、三郷の大庄屋・庄屋、両町の別当・座親が連名で捺印し米札発行反対の意向を述べた。⁽⁸⁾

反対する理由として一項目ほどあげているが、その主なものは、次のようである。

その一つは、米札発行によつて米札の貸付がなされるであろうが、寛政九年(一七九七)の銀貸付によつて色々と

難渋したので、その弊が再び起るとみなされること。二つは、佐賀藩では米札、福岡藩、久留米藩、柳川藩、秋月藩は錢札を発行しているが、このなかで比較的よく流通しているのは福岡藩の錢札のみである。これは博多が商取引の中心であり、諸物品の出入が多いところにある。田代領で米札を発行しても、商取引が少ないところから、その流通が広く行なわれず、他領へ米札を流布させても兌換が多くなり、そのため銀錢が他領に流出して、かえって領内は銀錢が減り多くの者がそのため難儀する。三つは、田代町、瓜生野町が衰微しているので、米札の流通を好む者もなく、また米札の発行によって銀錢が少なくなるのでは一層困窮する、というものであった。このようなことが米札発行の反対理由であるが、これは佐賀藩や久留米藩が発行した藩札の流通が悪く、そのため領民が多く難儀していたことが伝えられていたことによるところが大きい。

文化四年（一八〇七）の米札発行計画は、領民のつよい反対によって挫折したが、文化十年（一八一三）には、以前このような反対があったにもかかわらず預り札の形態で札を発行した。⁽⁹⁾

幕府は藩札の発行をきびしく制限し、宝暦九年（一七五九）には新たに藩札を発行することを禁止し、安永三年（一七七四）にも、一度発行しながらも中絶したものは再発行するのを禁じて取締りをつよめていた。そのために藩札として発行することは困難であったので、用達名で札を発行することにした。用達の名前を札に書きしるした札を発行し、その兌換には正貨がないため久留米藩札を当て、引換所は各用達の自宅で行なうようにした。これは名目を私札ということにし、兌換準備に久留米藩札をあてるという仕組であった。文化十年（一八一三）冬に発行が開始されたが、翌年六月になると、この私札を藩札として正式に取扱う旨を藩は用達につげ、この藩札で用達が藩に貸付けている銀を返済することにした。この場合、藩札と正銀の兌換相場が問題になるが、その換算は久留米藩札の相場を基準にとり、錢一匁が藩札一二〇匁に相当するとし、正銀に換算して六〇貫匁の藩札を用達に支給した。翌年の冬には用達の貸付

銀の残り正銀四四貫四二一匁に相当する藩札百貫匁を渡した。これによって用達が貸付けていた正銀の元利一〇四貫四二一匁は、全額を藩札で返済したということになった。用達は正銀で貸付けながら、田代領とその近隣でしか流通しない藩札で返済され、きわめて不利な取扱いを受けた。

この藩札は田代町、瓜生野町の二箇所引換会所を設け、引換札八五貫匁を準備して発行されたが、当時近隣の諸藩も多くが藩札を発行していたこともあって、その流通はよくなかった。そのため田代領では藩札を無利子で両町の商人に貸付けたりして流通に色々と工夫をおこなった。

文化十三年（一八一六）の春になると、田代の札は、銀値段一八四匁となり、文化十一年（一八一四）冬が一三五匁であったので、その価値は低下した。このため札の相場を高めるために、札の引揚げをおこない、準備札のうちから四五貫匁を引き揚げ退蔵した。

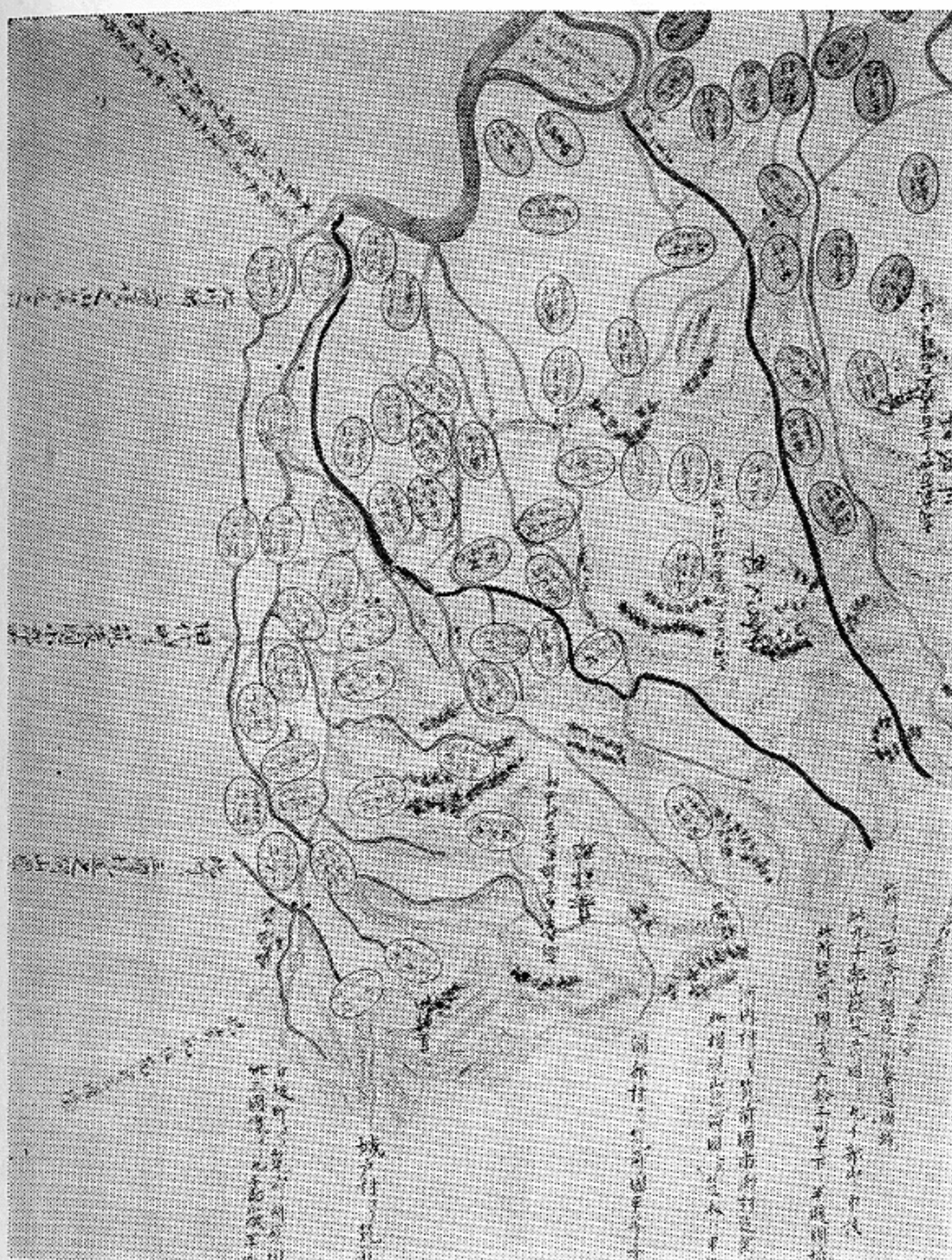
用達は度々の献金や他領より借用して正銀を藩に調達し、それを藩札で返済されたといったことから難渋するようになり、文化十三年には、正銀が少なくなり、兌換に出す銀も僅か一貫匁さえも準備できないという状態になっていた。また札発行によって領民は難渋するようになってきたし、札の流通も円滑に行なわれず、それについて何らかの対策が必要になってきた。そこで文化十三年二月に札の引き揚げを行なうことを用達は要求した。同年までに発行されていた額は三一〇貫匁であった。このうち二二五貫は用達よりの借銀返済用に当てた分で、残八五貫は引替用として渡されていた分である。つまり用達は貸銀を二五〇貫の札でもって返済され、その発行を担当することが認められていたそのため引替準備用として八五貫が別に支給されていた。この引替用として出されていた内から四五貫を引き揚げることにしたのである。

四五貫の札を引き揚げたのちの残札二六五貫は新札に作り直し、それと共に、札が流通するための措置をとった。⁽¹⁰⁾

その一つは、引替会所が二カ所であったのを、一カ所として、それを門番作次右衛門の裏座敷に置き、そして毎月三日、六日、九日に用達から二人ずつが同所に詰めて引替えに応じることにした。この引替用として用達一人ずつから銀五百匁を出し、一回に正銀一貫匁まで引替えるようにした。その二つは、銀相場を最初は一八〇文にし、その後、一回ごとに一文ずつの銀相場の引き下げを行ない、久留米藩札の相場に引き合うようにした。当時田代領での銀相場は一八五文ぐらいであったが、久留米では一六七〜一六八文で、およそ二〇文の違いがあった。この差をなくして久留米藩札と同等にして流通を円滑にするようとした。このように札流通のための対策を講じているが、領民は札発行によって多くの難儀を強いられた。札流通を円滑にする仕組を指示した文化十三年（一八一六）二月十三日の達書のなかでさえ、「領分の近年の姿を見聞するところ、当今の憂いは札物が流通しなくて人民が苦しんでいることである」といつており、さきに札発行に反対した領民の危惧がまさに現実となった。⁽¹¹⁾ 札発行においても、引替準備銀を用達のみを整えさせて藩から正銀を出していないように、用達の貸付銀の整理が、札発行ということによって処理されたため、領民に負担をかける結果になった。

当時、対馬藩の財政は、文化八年（一八一二）の朝鮮信使来聘によって多額の支出をしたため、幕府から援助があったにも拘わらず、きわめて逼迫していた。釜山に設けている和館の勤務者の糧米も朝鮮の凶作によって対馬から送らなければならず、家中の撫育米も、対馬の不作によって滞りがちであった。そのため、田代領には文化十二年（一八一五）には献上米五千俵の割り当がなされるという状況であった。⁽¹²⁾ このように藩政の諸問題は結局は領民にかかってきており、文化期は田代領の領民にとっては、苦しい時期であった。以下その間の事情を少しみておこう。⁽¹³⁾

対馬で財政が逼迫した折には、これまで田代領へも銀米の調達を命じてきたが、文化期もそれは変りなく、文化四



写真VII—24 享和元（1801）年の養父郡の図

(県立図書館蔵)

年(一八〇七)には、家中の扶持米支給にも差支えているとして、至急一、五〇〇俵を調達するよう命じた。翌年の文化五年にはまた朝鮮信使来聘の入用料が必要なのに財政困難であり、費用調達が不安心であるとして、田代領に年貢米全納は勿論として献米および年貢米先納を求めてきた。当時田代領では洪水が度々あり、領民は年貢米の延納を願う出るほどの状況であった。それだけに、献米はいうにおよばず年貢米の先納は農民にとっては大きな負担であった。しかし、藩側では万一諸向が整わないということでは済まされないと徴収をつらぬくことにした。そこで代官平田河内、佐役小島佐七郎、手代浦和宇左衛門はじめ代官所の役人は徴収に努力し、文化五年(一八〇八)七月七日に、それぞれ格別の努力をし指図通り整ったとして褒美をもらっている。代官所役人総掛りで対馬より指示してきた米の調達に当たっており、そのため領民は不作の折にも拘わらず、より収奪をうけた。

このような状況は文化六年(一八〇九)にも起こった。同年は早魃で作柄がよくなく年貢上納にも難渋する村が多かった。納越米の引戻しを願ったが、朝鮮信使を迎える折であるとして慣例の引戻しも認められなかった。結局年貢は早魃の軽かった村々が納越米を出し、その援助によって早魃の村々も納入できたが、その間に代官平田河内、佐役小嶋佐七郎をはじめとして手代・用達・庄屋などは年貢徴収に力を入れ、文化七年(一八一〇)六月十五日には、それぞれその功を称美された。このように朝鮮信使来聘を理由にして、慣例を無視した年貢徴収がおこなわれ、領民は一層の苦しみをうけた。

さらに同年には対馬に領民五〇〇人を送ることを命じた。対馬内の人夫のみでは信使来聘準備の諸作業に足りないとして、その補いを田代領に命じたものであるが、この五〇〇人の人夫の提出も代官所の督励によって済まされている。この折に銀や米を献納する者があり、千両余りの額に達している。このように対馬よりの指示が一応実行さ

れているが、功勞のあった者を文化七年七月に称美し、それぞれ特典を与えた。代官平田河内には龍紋二と銀五枚を、佐役小嶋佐七郎は在勤中馬廻格の待遇となった。また手代四人は徒士格に、大庄屋三人と両町の別当・座親の四人は六十人格に、庄屋九人は一生庄屋格に、一生帯刀御免が四人、一生庄屋格で名字御免が三人、公木三足支給が一人、公木二足支給が庄屋二三人、公木一足支給が用達二〇人というように、それぞれの役目や献金度に応じて特典を与えた。これまでも勤務に応じ六十人格や名字帯刀御免という特典を与えることを行なっていたが、この折のように一度に多くの者に与えたことはあまり例がなかった。特典を与えられた殆んどが、手代、大庄屋、庄屋、用達であったことは、これらの者が対馬よりの指示を忠実に守ったことを意味し、領内で年貢米や人夫の徴収に鋭意努力したことを示している。これは不作によって難渋している一般の農民や町人との対立を深める要因でもあった。

文化八年(一八一二)にも、年貢米以外に納越米を三郷より七二〇俵、園部両村より八〇俵徴収しているが、これらはいずれも、手代や庄屋の督励によってなされたものであり、手代や庄屋は称美をうけている。

このように、田代領の領民は、朝鮮信使来聘ということによって、多くの米や労力を提出させられているが、さきにみた札発行ということによって、さらに収奪されるようになった。

注(1)「御用達発端并札物一件手覚」(原五郎氏蔵)

(2)「新対馬島誌」四八五頁

(3)(4)「御用達発端并札物一件手覚」

(5)(8)「今般御国御左右御到来之処……」

(9)「御用達発端并札物一件手覚」、「御領産皿山御仕設之処……」、「内々御歎申上候口上覚」(文政元年四月)(原五郎氏蔵)

- (10)「御書付写」(文化十四年一月)(原五郎氏蔵)
(13)「田代・怡土・松浦・博多」(文化四年〜八年)

7 皿山仕法と日田商人

文化十四年(一八一七)二月二十一日に、幕府は朝鮮信使を対馬で聘礼した功績として対馬藩に二万石を加増する旨を伝えた。この折は所領地が確定していなかったが、翌年の文政元年(一八一八)に肥前松浦郡、筑前怡土郡、下野安蘇郡、同都賀郡のうちにそれぞれ宛行われた。その石高は二万〇、〇八〇石であった。とくに肥前松浦郡に宛行われた土地は、田代領とあまり遠くなかった関係上、色々と田代代官所と密接な連繋がとられた。例えば、前田代代官重松此面は、筑前怡土郡と肥前松浦郡の土地受け取りのために同地におもむき、文政二年(一八一九)二月二十九日に帰着して⁽¹⁾おり、また田代代官鈴木一之進、佐役立花一郎右衛門は、怡土・松浦の受け取りに尽力したとして褒美を同年十一月十九日にもらっている。⁽²⁾そして、翌三年には、田代代官が怡土・松浦の領地をも差配することになり、鈴木一之進に代わって新たに田代代官に任命された杉村司は、同年八月二十六日に怡土・松浦両郡の領土の廻村を命じられた。⁽³⁾

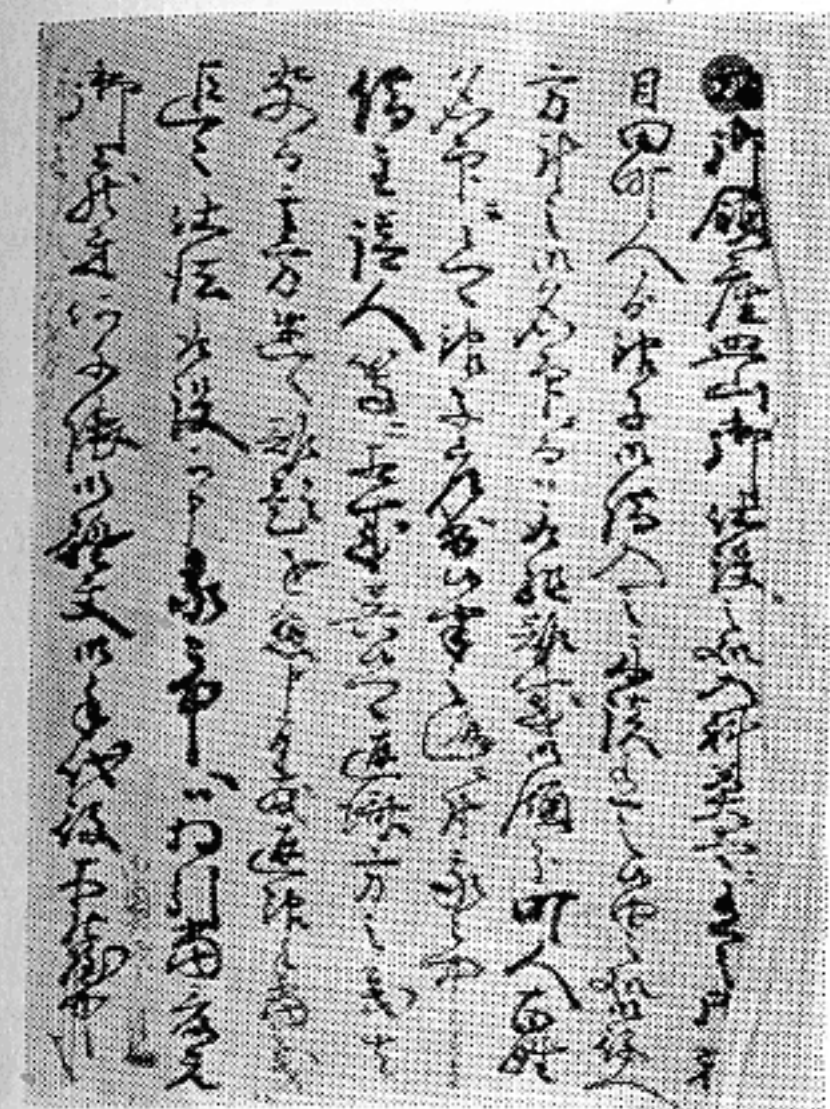
石高二万石の所領が宛行われたが、対馬藩の財政は、これによって、必ずしも好転したとはみなされない。文政七年(一八二四)には、藩主宗義質^{よしかた}の出府のためとして田代領内に用金を申し付け、献金に応じた者にそれぞれ褒美を与えている。⁽⁴⁾

このような藩財政の行き詰まりを改善する一つの手段として、文政九年(一八二六)に、代官吉川弾九郎は皿山仕

立を計画し、焼物師・陶工・絵師などの手配をおこない、手代の東山東一郎、緒方仙八、原岡与一郎、前川与右衛門を御領産方加役に、大庄屋三人と農政庄屋を御領産方下役に任じて、皿山仕法を実施した。

皿山仕法は天明期にも計画されたが、この折は、田代領民の願いによるものであった。しかるに、今度は代官自らが計画し、手がけていった。いまのところ、このたびの皿山仕法については、その内容が明らかでないが、多くの借財を残しながら、文政十二年(一八二九)ごろに事業は打ち切られている。⁽⁵⁾

皿山仕法を実施した折の費用については、御領産皿山を実施したところ、費用が莫大にいったので日田町人より銀子借入れの示談をした、といっているように日田商人より借りた。この借用相談の折、日田商人は田代代官所の役人名義の借用を拒み、田代領の町人や農民が借用するという形態を要求した。代官所は、町人や農民のいやがるのを無理に承諾させ、町人や農民が抵当を出して日田商人から借用した。町人や農民に対しては、借金額に相当する米蔵を抵当にす



写真VII-25
皿山についての記録

ることを手代と大庄屋が証文にしたため提出した。⁽⁶⁾ところが、皿山仕法が計画通りの成果をあげられなかったため、借銀の支払ができなくなった。そこで日田商人は、文政十二年(一八二九)五月中旬に、田代領へ多人数で押しかけ、借用銀の返済がないとして、抵当に出していた家や蔵の差押えを始めた。皿山仕法のために無理に抵当を出させられた町人や農民に、その失敗のしわよせがきた。この折は新しく証文を書き直すことで、差押え騒動は納まったが、借用主になった農民や町人は代官所に借用銀に相当す

る蔵米の支給を要求して、債務保障の償いをさせようとした。一方新証文の作成には、田代より桜井孫平、永瀬吉郎次、八坂甚八の三人が日田におもむき、日田商人との示談をおこなった。その結果、利銀として六貫七二〇匁、元銀のうち二貫を借用人となった町人と農民が、一貫二八〇匁を領産掛役が天保元年(一八三〇)一月より五月までの間に支払い、元銀のうち、五〇貫は和泉屋吉右衛門、博多屋伸平より借り直すことにし、この銀五〇貫と残銀一六貫七二〇匁を天保元年九月と十月に返済するという約束になった。⁽⁷⁾

この銀高を天保元年(一八三〇)十月までに返済しなければならなくなったため、借用人になった町人や農民は「銀筋我々とてもその分に応じて世渡りをしているので、いまは一金の余裕もなく、数日家業も止めて心配している」と⁽⁸⁾いっているように、銀の調達に苦勞し、そのため天保元年六月には、代官所が借用人になった町人や農民に対して抵当として出していた蔵米の引き渡しを代官所に要求した。

この皿山仕法によって出来た借財の返済に尽力したのが日田商人広瀬久兵衛であった。広瀬久兵衛は皿山借財の返済について委任を受け、返済金三千両の返済を引き受けていた。⁽⁹⁾そして天保三年(一八三二)十一月には、対馬藩から正銀六〇貫四〇〇匁(金に換算して八百両)の支払いを受けた。皿山借財の返済に努力したとして、広瀬久兵衛は、天保三年(一八三二)十月十七日に公木三疋を、翌年六月二十四日には公木一〇疋をもらい、天保六年(一八三五)には、皿山借財が皆済になったとして、五俵の扶持が与えられるようになった。⁽¹⁰⁾

このように皿山借財について、広瀬久兵衛は努力しているが、それは借財の立替払いが主であり、いずれは藩の返済をうけるたてまえであった。そのために天保三年には正銀六〇貫余の支払いをうけている。この正銀の調達のため領民は献金という名目で割り当が行われた。領民は実質的には強制割り当に応じなければならなくなった。天保四年十一月に作成された「皿山借財払潰方献金取立帳」によれば、三郷・両町より正銀四〇貫五九三匁余、寺より正銀二



写真VII-26

百姓集会についての記録

るのか、何とも不審の次第を申立て、人気を感わし不埒至極であると思われられるので早速吟味し取調べたところ、今泉村百姓惣兵衛、作兵衛が相談し、同村社人安芸に執筆を頼み、廻状を廻わしたことが明らかになった。そこで三人を捕え拷問にかけて調べたところ、別に企もなかったと答えているが、領中を騒がせた者なので、慣例に従い三人を箱牢に入れて対馬に送るゆえ吟味してほしい」と記している。⁽¹⁾

貫四五六匁、合計正銀四三貫四九匁余の献金取立をおこなっている。なお、これは皿山借財払潰主向として金二、四六九兩を四カ年にわたって三郷・両町の領民と六十人格の者などから献金を取立てるものの一カ年分である。名目は献金であるが、強制的割り当てにもとづく取立にはかならなかった。

献金の内訳をみれば、上郷一三〇兩余、下郷六四四兩余、養父郡八九兩余、田代町五〇兩、瓜生野町八七兩、六十人格一七七兩余、役医二三兩余、寺三七兩余となっており、六十人格と称せられる階層からの献金が比較的多い。すでに六十人格の所遇をうけている階層は、領内でかなり資力をもってきていることが、ここにもあらわれていた。

註(1)〜(3)「田代・怡土・松浦・博多」(文政二年)

(4)「御国書状往復集」

(5)「御領産皿山御仕設之処……」

(6)「(衆議仕候は元錢成立之儀……)」

(7)「(御領産皿山御仕設之処……)」

(8)「日田江金返済帳」

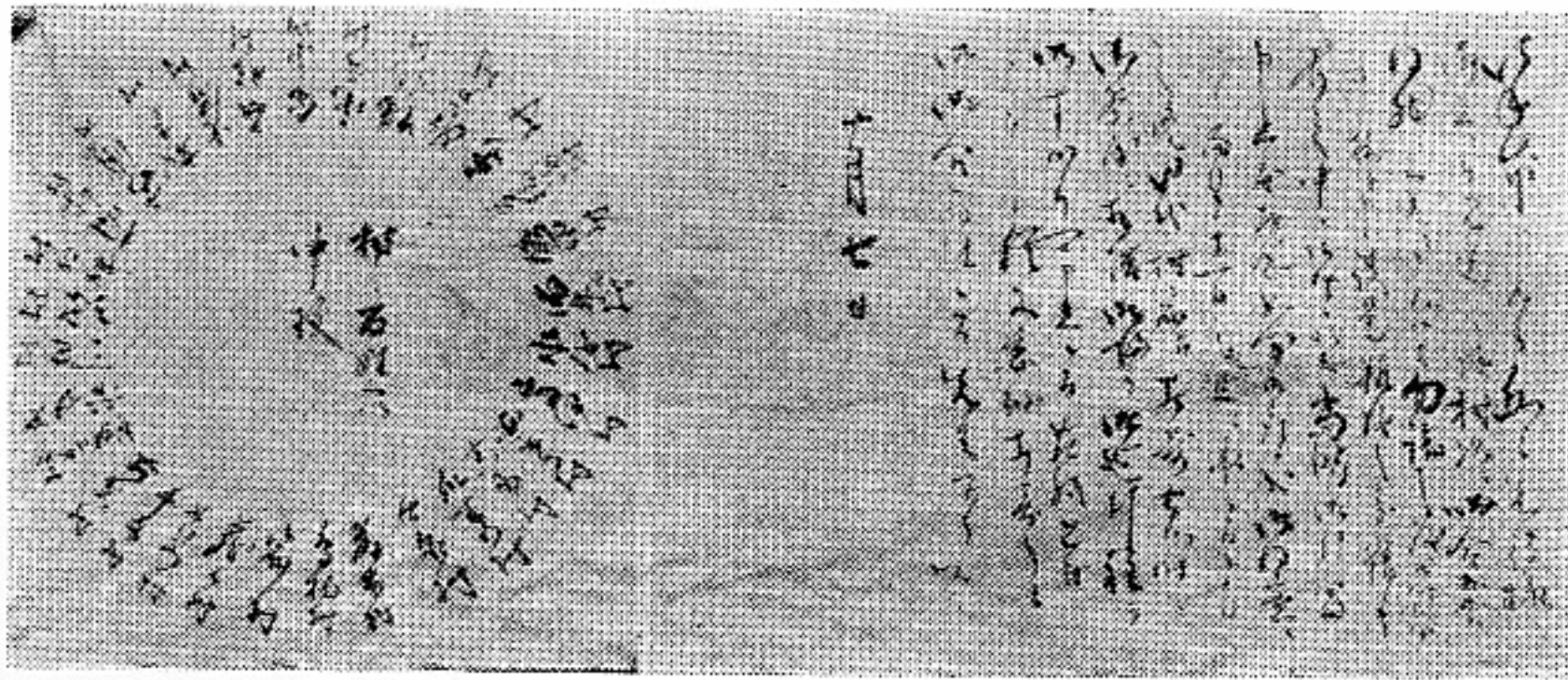
(9)(10)「広瀬源兵衛家筋二付……」(広瀬正雄氏蔵)

(1) 文政騒動

文政十三年(一八三〇)十月十日に、田代町に領内二郷から一、二〇〇人余りが結集するという事件が起こった。事件は代官田嶋左近が交替になり、対馬に帰ることになったのを、田代領の領民が暫く残任してほしいと願い出したものであるが、代官所は多人数が集まり不穏な動きがあったとして、きびしく吟味した。

そこで、以下この事件についてみておこう。

まず代官所が対馬に事件を報告した文書から経過をみると、それには次のようにあらまし述べている。「領中の百姓共は、どうした訳かわからないが十月十日の夜半より田代町に集まった。不参加の村もあったので、遅参した者には科銭^{とがせに}などをかけると触れ廻った。そのため、百姓は十一日までは多く集まった。甚だ仰々しく不穏の様子もみえたので、役筋より調べたところ、前代官が帰国することになったのを今暫く引留めたく思い集ったと答えた。そこで役筋より色々申し諭したので、同日暮ごろには帰村した。大勢が集まり徒党がましいことであつたので吟味したところ、誰の所為とも分からず、傘書をもって村継をし廻文を差廻したようである。廻文を手に入れ調べたところ、先役出立につき、見送りのことを村継で話合うことは勿論とし、かれこれ難儀の事情もあるので引留めたく思うので、同意するならば十一日が出立と聞いているので、十日の晩に田代村に集まり、先役の引留を願いたいとの趣旨を書き述べている。その趣旨は一通り引留めと申し述べているが、かれこれ難儀の事情もあるという文意はどのような訳があるのか、何とも不審の次第を申立て、人気を感わし不埒至極であると思われられるので早速吟味し取調べたところ、今泉村百姓惣兵衛、作兵衛が相談し、同村社人安芸に執筆を頼み、廻状を廻わしたことが明らかになった。そこで三人を捕え拷問にかけて調べたところ、別に企もなかったと答えているが、領中を騒がせた者なので、慣例に従い三人を箱牢に入れて対馬に送るゆえ吟味してほしい」と記している。⁽¹⁾



写真VII-27 集会に参加した31カ村のうち指導的役割を果たした村がわからないように円状に村名を書いた書状

以上は代官平田生駒、佐役浅野種右衛門が同年十月二十日付けで、対馬藩重職に宛てた文書の一部である。前代官の引留を願ひ、出立の前日に田代村に集会したと述べているが、前代官引留の理由などを組頭惣兵衛、小頭作兵衛の口上書からみよう。作兵衛の口上書は、つぎのように述べている。「文政十一年（一八二八）に大風が吹き大被害をうけたので、三郷の者は暮しができず飢喝の覚悟をしていたところ、代官田嶋所左衛門が取りなしをして、年貢の差延を取計らい、色々救助してくれた。三郷救助に対する感謝の一つとして一〇年賦になったものうち二カ年分なりとも当年納めるようにしてはと話し合っていた。そこへ先役の出立の日取りもきまり、三郷村中が見送りをする由を藤木村より伝えてきたので、ふと思いついたのは、見送りのことはいうまでもなく、話し合っていた年賦上納米のうち二カ年分の取納めをして帰国すれば、重恵の訳も立つということであった。しかし今年作柄が出来ないので、二カ年分の上納はできず残念である。そこで出立の前夜に田代村に三郷の者が見送りとして寄合ひ、今暫く引き留まっておられれば先納の工夫もつくると申し上げ、また前代官は長らく病氣であったので、寒氣にあい差障りがあるってはということ述べて、いま暫く逗留するよう願うことを相談し、役筋に願ひ出るようにしていた。村々への申し継ぎは口上ばかりでは不行届もあると思われたので組頭惣兵衛と相談し、社人に頼み書きしたため廻状にした」と言っている。これによれば文政十一年（一八二八）の大風による凶作の措置として、年貢上納につき、額は不明であるが一〇カ年賦にしたことに対する農民側の対応ということになっている。

日田商人の差押え騒ぎがあった折に、町人や農民が蔵米支給を代官所に求めた文書のなかにも、文政十一年（一八二八）の状況を「去子年古来稀成大損毛に付て、銀米大ニ相滞、諸方借入相塞⁽²⁾」といっているように、かなりの損害をうけ不作の年であった。それゆえ、寛政期に差延米つまり年貢の延納米は認めないとしたことも、このときは特に適用せず、差延米を認め、しかも一〇カ年払という農民にとっては比較的良好な条件であったため、その措置を恩恵と受けとり、代官の引き留めを計ったとみなされる。

ところで、この口上書は更に続いているが、そのなかで、廻状の村々の名宛を写真VII-27のように円形に書いていることについて吟味をうけているが、それには次のように答えている。

つまり廻状村々の名宛を円形に書にするように注文したのは、先年領内の川普請の折に、廻状の名宛を円形書（傘書）にするのは善事であるときいたので、ふとそれを思い出し、その通りにしてくれるよう注文したというのである。

藩側が傘書のことを追求したのは、農民一揆の折に、農民に触れまわる廻状に、農民の名前を円形に書いて、誰か主謀者であるか判からないようにすることが度々行なわれていたため、徒党を組み事を起すためのものでないかと疑ったためである。

藩側はさらに前代官出立までに日数もあつたので、村々が相談して役筋に願ひ事を申し出ること出来たのにそれをせず、出立前夜に大勢が集まったのはどうしてかと問うている。これに対して作兵衛は、農繁期であり、皆が寄り合つて相談する暇もなくまた組頭も交替したばかりなので不行届となり、止むなく出立前に集まり相談することを廻状にしたと答えている。

以上のような返答に対して、藩側は、傘書にしたのを川普請できいて行

表VII-28
集会参加農民の村別内訳

養父郡		参加人数	竈数
神養藏宿鳥藤今瓜真高	村	80	82
辺父上	村	26	70
西野寺	村	47	47
木泉	村	45	45
木生	村	50	56
安楽田	村	61	85
	村	35	46
	村	11	19
	村	55	60
	村	16	50
計		426	534
基肄郡上郷		参加人数	竈数
宮宮城小長奈永袖園園	村	77	105
浦浦	村	103	123
西東	村	95	115
戸倉	村	13	56
野、金丸	村	37	74
野、野口	村	16	60
吉、野	村	6	68
比	村	45	80
部部	村	73	112
	村	128	192
計		587	985
基肄郡下郷		参加人数	竈数
神萱古河田曾原姫幡飯酒酒水	村	52	112
辺方賀内代	村	18	34
根	村	29	20
崎	村	6	63
方崎田	村	21	25
東西	村	30	54
井井	村	3	37
屋	村	4	41
	村	2	28
	村	41	51
	村	26	71
	村	34	74
	村	13	50
計		252	669

注 「百姓集会一件記録」

この事件について、藩はつぎのような処分を行なった。

話し、煩を起し徒党を組んでいるとの噂もあり、寄り集まる場合の指図もあるのか、全体として百姓は催促があれば集まるようになっており、甚だもって風俗がすたれている」といっている。まさしく農民は義倉米のことで色々相話し合っていた折なので、⁽⁵⁾ 集会の廻状が来れば、それに応ずる体制があったとみなされる。それゆえに廻状によって一晩で一、二〇〇人ほどが田代村に参集できたと思われる。十日夜の集会に参加した者を村別に示すと表VII-28のようである。これによれば参加者は一、二六五人である。当時の三郷の軒数は二、二〇〇軒ほどであるから二軒に一軒の割合で集会に参加したことになる。村別では養父郡内の村々からは、二、三の村を除き一軒から一人は集会に出ている割合である。それに対して基肄郡上郷、同下郷の村では二軒に一軒の割合である。養父郡のように災害の常襲地帯では、年貢延納の措置を有益なものともみなしたため多くの参加者があったとみなされる。

なつたといっているのは巧みな言い逃れであり、また日数があるのに手続きもふまず、大勢集まったのは、徒党を企てるためであったに違いないとして、作兵衛を拷問にかけ答えさせた。作兵衛はこれに対して、このような場所で包み隠す積りは毛頭なく、今まで言ってきた通りであり、この言い分を取り上げないのなら一命に拘わっても致し方がないと述べ、前述の口上を繰り返し、農繁期で寸暇を惜む時期なので寄合いもできないので、止むをえず出立の折に見送り、自分達の希望を伝えるようにしてはと廻状に認めたと答え、「徒党之企仕候義無御座」とし、たとえどのような厳しい責めにあい落命するようなことがあってもこれ以外に申し述べることはないと言っている。惣兵衛に対しても、同じような尋問がおこなわれ拷問も加えられたが、ほぼ作兵衛と同じように答えている。両者の口上書は同年十一月二日に作成されている。

社人安芸も尋問されているが、それによれば、同年十月八日昼ごろに作兵衛が廻状を書くことを頼み、同人も最初は断わったがのち止むなく引きうけたとしている。

また廻状を惣兵衛、作兵衛から廻すように頼まれた今泉村散使和平は、尋問に対して、兩人から八日の晩に藤木村、瓜生野村の組頭に廻状を届けるように依頼され、その通りにしたと答えている。

田代代官所では、惣兵衛、作兵衛、安芸、和平にたいする尋問を、同年十月十四日に行ない、さらに十六日も惣兵衛、作兵衛、安芸の取り調べを行ない、十月二十日に、この事件に対する代官所の処分案を作成して、惣兵衛、作兵衛、安芸を対馬送りにし、対馬での吟味とそれによる処分の指示を求めた。また同日づけで三郷に違法のことがないようにとの厳しい「達」を出した。

今回の騒動は、徒党を組んで事を起したのではないようだが、農民が領政に不満をもっていたことは、廻状のなかに「難儀之事情も有之」といっていることや、代官の対馬への報告のなかで「三郷村々は所々に寄合い、煩事を相

一、作兵衛、惣兵衛、安芸は家財^{けつしよ}闕所となり、作兵衛、惣兵衛の家族は永代奴に、安芸の家族は幼少ということでも宮浦西村に流罪になった。作兵衛、惣兵衛、安芸の三人は対馬送りになったが、その後の措置は不明である。二、作兵衛、惣兵衛、安芸が居住していた今泉村の庄屋直平は、日ごろ村内取り締り不行届であったとして庄屋役を罷免され、その代りに松隈茂兵衛を任命した。三、養父郡内からの集會参加者が多かったため、同郡大庄屋代勤の藤木村庄屋勇右衛門は、掛り郡内取り締り不行届として大庄屋代勤を罷免となり、大庄屋代勤ということでは統制が十分に出来ないとして同郡の大庄屋に真木村庄屋磯野佐七を任命した。四、今泉村社職跡は、寿吉に申しつけた。五、今泉村組頭の惣兵衛、作兵衛の組合の者は、科代夫三日に処せられた。六、今泉村散使和平は、廻状を隣村へ廻わしたために、上郷大庄屋に十二年間の奴にやられた。七、集會に参加した農民は、過代夫二日の処分となった。⁽⁶⁾以上が文政十三年(一八三〇)十月十日におきた「百姓集會一件」といわれる騒動のあらましである。廻状だけでも八日の夜から十日にかけての日数で一、二〇〇人余りが集まったことは農民の連絡が強く、かなりの組織性を帯びてきていることがうかがわれる。

注(1) 「百姓集會一件書物」

(2) 「御領産皿山御仕設之処……」

(3) (6) 「百姓集會一件書物」

(2) 田代銀会所・生蠟会所と日田商人

皿山仕法の借財について、その支払のために色々と努力したのが、日田商人広瀬久兵衛であったことは先にみたが、広瀬家と田代代官所とのつながりは、すでに文化期(一八〇四—一八一七年)からあったようである。文化十一年(一八一四)七月二日に、広瀬家が銀を融通したことに對する報奨として、扶持米一二俵を対馬藩は宛行っている。⁽¹⁾

広瀬家のような日田商人が、田代代官所となぜつながりをもつようになったかは、いまのところ史料的には明らかでない。しかし、田代代官所と日田代官所とはつながりが色々あり、それが何らかの影響を与えているとみなされる。つまり長崎奉行が通交する折、田代領内では田代町に宿泊するが、その折、日田代官所から代官または代官所役人が来領している。このため文化元年(一八〇四)には、公儀役人の長崎往来が増え、そのうえ長崎奉行が通る折は、日田代官所よりの出張などがあり、上使屋敷ばかりでは不十分であるとして、田代用達の荒木孫治宅を町本陣に指定し、⁽²⁾同宅の普請料とした錢五貫文を貸付け、荒木孫治を日田御用取次に任命し、年に米二俵を宛行う措置をとつてい⁽²⁾る。このようなことから、田代町商人荒木孫治は日田代官所との接触をもち、それが日田商人とのつながりをつよめる要因になったのではないかとみられる。

広瀬家と田代代官所とのつながりは、先述のように、文化期にあり、文政期になるとそれが更に深まり、文政八年(一八二五)には、扶持米が三俵追加されて、合計一五俵の扶持米をうけるようになってい⁽³⁾る。このように次第に田代代官所と広瀬家との関係がよまされたこともあって、皿山仕法で莫大な借財を負った田代代官所は、広瀬久兵衛に借財の返済について依頼し、広瀬久兵衛の肩入れで整理の目途がたった。この肩入れに対して広瀬久兵衛には先述のように

公木三疋を天保三年（一八三二）に宛行い、また同六年には一生扶持米五俵を支給するようになった。⁽⁴⁾

ところで、前にもみたように、田代領では預り札の形式で銀札の発行が始まったが、これはながく流通しなかったようである。その後、発行の経緯は、いまのところ明らかでないが、文政十二年（一八二九）ごろ、田代町の富商荒木吉次が引替元になって銀札を発行した。この銀札も流通が円滑に行かず、天保十五年（一八四四）に広瀬久兵衛にこの銀札運営を依頼するようになった。

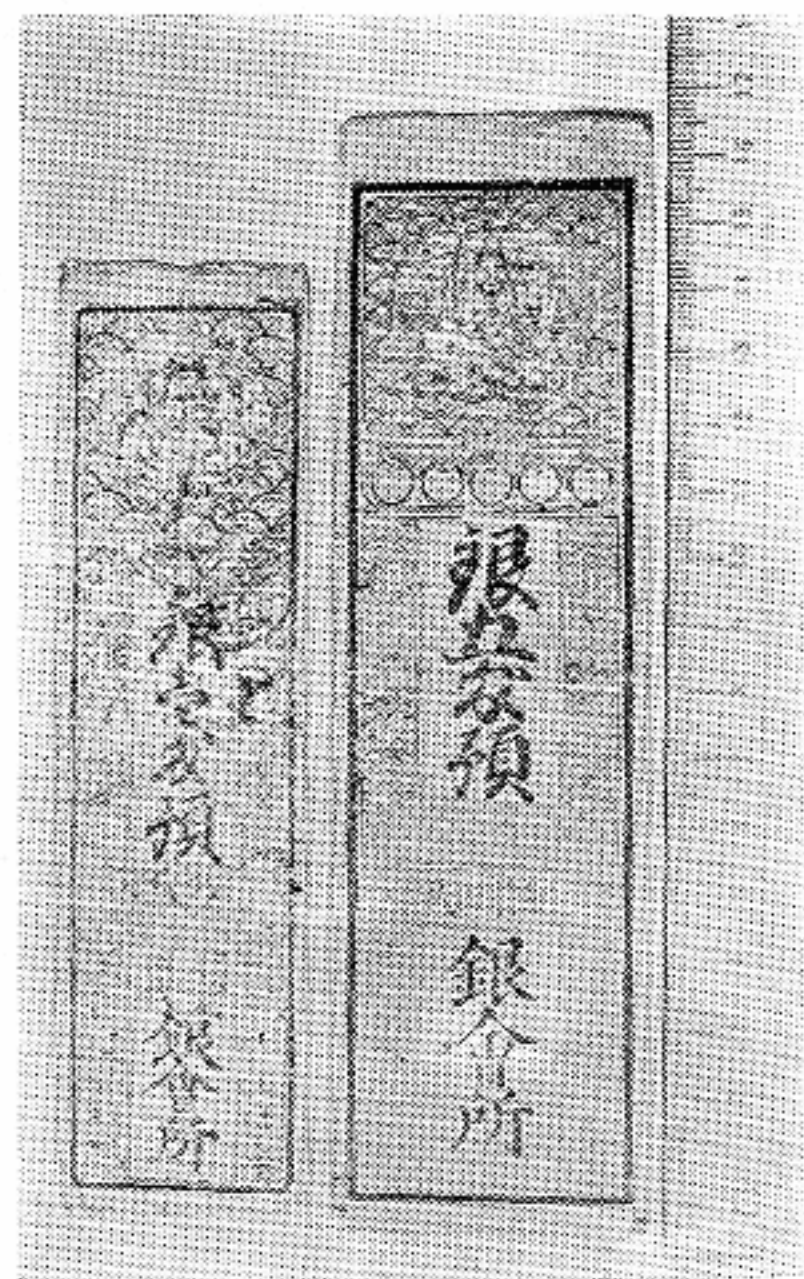
荒木吉次は銀札と引替える正銀が準備できず、そのため広瀬久兵衛に経営を依頼するようになったのであるが、その交渉には田代代官所の手代である緒方喜内、青木小藤太、緒方仙八、村山東一郎が加わり、色々と取り決めをした。荒木吉次が引替主になって発行した銀札のうち、九七貫四四〇匁が正貨と引替ができないでいた。これは正貨にして一、四〇〇匁に相当する額であった。広瀬久兵衛は、この一、四〇〇匁を準備し、銀札経営を引き受けた。そのため一、四〇〇匁は荒木吉次の広瀬久兵衛よりの借用という形式になり、荒木吉次は一、四〇〇匁に対する抵当を出し、一、四〇〇匁のうち八〇〇匁を荒木吉次は貸付けていた貸金の取り立てをおこなって、それを四月までに広瀬久兵衛に提出し、四五〇匁は、荒木吉次の親類が抵当物件を出すということになった。⁽⁵⁾

この取り決めによって、弘化元年（一八四四）に、銀札発行とその経営は、広瀬久兵衛が行なうようになった。従来、銀札発行と正貨との引替えを行っていた所を銀会所と称していたが、広瀬久兵衛は銀会所経営に力を入れ、銀札の流通が円滑に行くように色々と手段をとった。そのなかで、まず力を入れたのが、銀札にたいする信用を高めるということであった。銀札の信用は正貨との兌換が十分に保証されていることが肝要である。いわゆる胴金の確保が大切であるが、広瀬久兵衛は弘化二年（一八四五）に一、五〇〇匁、同三年に七九〇匁の正貨を準備している。これは発行された銀札の四〇五割の額に相当し、胴金の確保がかなり高くなされていた。⁽⁶⁾

胴金の備えができたこともあって、銀札の信用は高まり、広瀬久兵衛が銀会所の経営を行なうようになってから、銀札の発行額も増加していった。弘化二年（一八四五）には、一八三貫余、同三年に八二貫余、同四年に一五八貫と年々新札が発行され、弘化四年には銀札発行総額は四八五貫となった。広瀬久兵衛が銀会所の経営を引き受けた折の発行残額が六八貫余であったことからすれば、七倍の発行額になる。その後も新札の発行は行なわれ、嘉永元年（一八四八）に五八貫、同二年に二六五貫、同五年に二一四貫、同六年（一八五三）に二〇九貫、安政元年（一八五四）に一〇〇貫余、同二年に一二九貫と新札が発行され、万延元年（一八六〇）の銀札発行総額は一、三四五貫余となっていた。⁽⁷⁾

弘化元年（一八四四）からみると一六六年間に二〇倍に近い銀札が発行された。⁽⁸⁾

銀会所の経営を広瀬久兵衛が引き受け、それによって銀札の流通もよくなった嘉永四年（一八五一）に、別の銀札が発行された。瓜生野町の商人が、一万両の銀札発行を認めるならば、冥加銀として三、〇〇〇両を差し出すという願いを代官所に出し、代官所では冥加銀の上納ということもあって簡単にその発行を認め、その結果瓜生野町に引替会所を設けて発行したものである。この瓜生野町の商人が発行した銀札を瓜生野札、広瀬久兵衛経営による銀札を田代札と称したが、瓜生野札は、発行の翌年つまり嘉永五年（一八五二）三月には取りつけ騒ぎのため、発行停止となり、引替会所は閉ざされてしまった。これは胴金の準備が十分に出来なくて取りつけをうけたものであった。



写真Ⅶ-28
田代銀会所が発行した紙幣

瓜生野札の取りつけによって、田代札を正貨と引き替えようとする動きがはげしくなったが、広瀬久兵衛は日田より二、三〇〇両の正貨を準備し、引き替えの体制を整えたので、田代札の信用は維持された。(9) 田代札の流通が円滑になった段階で、代官所は、生蠟の専売を計画し、その経営を広瀬久兵衛に委任することをほかった。(10)

嘉永五年(一八五二)二月三日づけの手紙で代官平田大江と佐役江口伝は、正式にこの問題を広瀬久兵衛、同源兵衛に申し出た。代官所の計画は、嘉永五年(一八五二)より向う一〇カ年間に生蠟販売などによって、金六、〇〇〇両の純益を得るというものであり、そして、その純益産出の方法や運営などについて、広瀬家に委任するというのであった。このため広瀬久兵衛は、経営引うけについて要望を出した。

広瀬久兵衛が出した要望書について、代官所は、その要望にそうように動き、田代領内の蠟屋惣代三名を日田に派遣した。田代蠟屋惣代との交渉の結果、いままでも田代領内で生産された生蠟は、蠟屋が博多まで運び、そこで入札売買を行っていたが、それを止めて広瀬久兵衛が一手に買占めることになった。

この一手に買占めた生蠟は、大阪市場で販売することにした。そのため広瀬久兵衛は大阪在住の商人と色々と交渉を行なった。広瀬久兵衛は、このように生蠟会所の経営について、色々と対策を講じてきたが、嘉永五年(一八五二)十月には、生蠟の集荷と販売の手筈もついたので、最終的に生蠟会所の経営を引き受ける旨を代官所に伝えた。そして、一〇カ年間に六、〇〇〇両の純益を生み出す仕法書を提出した。この仕法書の内容を表示すれば、表VII-29のようである。

これによれば、銀札八、〇〇〇両を発行し、それを貸付ける。そして一年間の貸付利息として一割を徴収し、年八〇

〇両の利益をえる。この一〇カ年分八、〇〇〇両から銀会所の諸費や札物引替用正銀の借用利息など五、八二〇両を差し引いた残金二、一八〇両と、生蠟会所が生蠟二、〇〇〇丸を販売してえた益金の一〇カ年分一、八〇〇両と、生蠟座・銀会所の益金をさらに貸付けてえた利益金の一〇カ年分一、九二〇両の合計が八、〇〇〇両になるという仕組である。

この仕法が円滑にゆくためには、銀札の貸付と利息徴収が確実になされ、生蠟二、〇〇〇丸の集荷と販売がどこおりに行われる必要があった。広瀬久兵衛が生蠟会所の経営を引き受けたことにより、代官所は生蠟についての統制を強め、生蠟の領外販売を禁止した。また植実についても、植栽者に年間の生産量を届け出ることを命じ、生蠟二、〇〇〇丸の集荷体制を整えるよう色々と措置を講じていった。(11)

生蠟買占めに関するこれらの措置は、領内の蠟屋や植栽培の農民との矛盾を深めるものであった。例えば、生蠟の買占めを行なって、それを領外に販売する生蠟会所の販売価格と、蠟屋のそれとは、生蠟会所の方が高つく状況にあった。一俵当り博多での販売価格は生蠟会所の場合は銀二二匁余で、蠟屋の場合は七匁余となっていた。三倍も生蠟会所の方が高ついていた。これは諸費用が生蠟会所の場合が多く要したからである。このためには生蠟会所が領外で生蠟を販売するに際して蠟屋や農民よりの買

表VII-29 銀会所・生蠟会所経営計画

銀札 546貫560目		金 8千両の札を仕立る
1. 金	8,000両	8千両の札を貸付け、1年間の貸付利息を1割としこの10カ年間の利息合計
内	4,320両	金札8千両の引替正金3千両の10カ年間の借用利息
	1,500両	銀会所10カ年間の諸費用
残金	2,180両	札発行による10カ年間の利益
1. 金	1,800両	生蠟1カ年2千丸の売上利益10カ年分
1. 金	1,920両	生蠟座・銀会所の利益金を貸付け、この貸付利益10カ年分
合 金	6,000両	

注 「生蠟座・銀会所」

入れ価格をできるだけ低くおさえたのであり、生蠟会所と蠟屋や農民との対立が生まれた要因がここにあった。嘉永五年（一八五二）に生蠟会所の経営を広瀬家は引き受け、翌年の嘉永六年から経営を開始した。しかし、生蠟会所の運営は見積り通り行かなかった。

見積りでは、生蠟を一年間に二、〇〇〇丸確保することが必要であったが、嘉永六年には一、五〇〇丸ほどしか集まらず、予定より五〇〇丸ほど少なかった。また銀札貸付による利息徴収も見込通り行かなかった。広瀬久兵衛、同源兵衛も「最初之見込とハ案外之相違、甚当惑仕候⁽¹²⁾」⁽¹²⁾とっており、そのため生蠟会所引き受けのさいの条件を確実に守ることを嘉永六年閏六月に要望している。そして、同年七月にも同様の要望を出しており、生蠟会所の経営は、予期通りにすまなかつた。

このような折に、安政元年（一八五四）三月になると、対馬藩は「御主向年縮」という問題をもちだした⁽¹³⁾。いまの生蠟会所・銀会所の請負期間経営が一〇カ年間という期限であり、この間の経営によって一〇カ年目に金六、〇〇〇両の利益を生み出すという計画であったが、藩は財政難のため、一〇カ年という期間はながすぎるとして五カ年間ずつに分け、五カ年目ごとに金三、〇〇〇両の利益を収得する計画にしたいというものであった。つまり、一〇年間も待てないということから主向を短限するというのである。

この年縮計画は、安政二年（一八五五）から実施された。しかしこれも計画通りはなかなか行かなかった。上納金の調達とその貸付が、計画の基本であったが、後者の貸付が予定通り進行しなかった。当時、柳川札など近隣領の藩札は札価格が安定せず、それが田代札にも響いて銀札の流通が円滑にゆかなかつた。このため広瀬久兵衛は、文政二年（一八一九）に新たに對馬藩領となった肥前松浦郡と筑前怡土郡の所領内で銀札の貸付を計画した。この両郡内で銀札三、〇〇〇両を流通することにし、銀札流通について細かい検討を行なった。生蠟の販売についても、いままで大

坂での販売が主であったが、当時ようやく交易が盛んになってきた下関での販売体制を整え、安政二年（一八五五）七月ごろには下関へ生蠟を仕送る体制をとり飯塚の商人を生蠟船積人にし、飯塚を経て若松に出るコースの設定を行なった。

このような状況のなかで、安政三年（一八五六）三月になると、広瀬久兵衛、同源兵衛は、銀会所の経営を断わる旨の申し出を内々に行った。それは銀札の引替えが多くなり銀会所の経営が予期通り成果をあげなかつたためである。大坂の金相場が高くなったことから、銀札を悉く正金と引替えて、大坂に持登ることが多くなり、同年の銀札の引替えは七、〇〇〇両におよび、胴金の手当に色々と力を入れても思うようにならず、銀会所の運営を断わりたいというものであった。田代札について広瀬久兵衛は口上書で「札物のうち、田代札を諸人は第一に懇望し、当時は、隣国迄も融通をおこなうようになってい⁽¹⁴⁾る。これは憚りながら、我々を始めとして会所勤めの面々が心力を尽した故である」とい⁽¹⁴⁾っている。広瀬久兵衛、同源兵衛が胴金の準備に努力し、銀札の流通に力を入れてきたことよ⁽¹⁴⁾って田代札の流通が円滑になっていた状態が指摘されている。この状態のなかで銀札の流通が困難になったのは、「一昨冬（安政二年）以来、大坂表の金相場が前代未聞に騰貴し、七〇目前後になり、隣端の正金は悉く大坂、京都に集り、そのため九州一体の正金は払底している。無手当の札物を過分に発行しているので流通しなくなっている」と同じ口上書で述べているように、大坂の金相場の騰貴が大きく影響したからである⁽¹⁵⁾。

大坂金相場の騰貴は、安政元年（一八五四）三月三日に結ばれた日米和親条約にはじまるイギリス・ロシア・フランス・オランダとの和親条約締結による影響である。外国貿易との道が開かれ、それが諸物価に影響し、金相場の騰貴をもたらしたのである。

鎖国体制から開国へと転換した変動が、田代領にもおよび、日田商人広瀬久兵衛、同源兵衛の経済活動にも大きく

影響してきた。このため安政三年（一八五六）五月にも銀会所の経営を断わりたいと申し出た。

万延元年（一八六〇）になると、広瀬久兵衛が経営していた銀札が値崩れし、流通が困難になった。代官所は借財払潰し主法を実施するようになったこともあって、広瀬久兵衛引き受けの銀札発行を同年四月に「借財払潰し方法」で行なうようにした。ここに長年にわたった広瀬家による銀会所経営も終ることとなった。広瀬家所蔵の「積書」によれば文久三年（一八六三）以降広瀬家は銀会所への出資をおこなっていない。

注(1) 「広瀬源兵衛家筋二付、先年追々御沙汰廉々左之通」

(広瀬正雄氏蔵)

(2) 「田代・松浦・怡土・博多」(文化元年五月二十九日)

(3) 「(4) 「広瀬源兵衛家筋二付、先年追々御沙汰廉々左之通」

(5) 「田代銀札引請発端」(広瀬正雄氏蔵)

(6) 「(7) 「弘化元辰三月、前条同断銀札引請以来日田と会所と去未十二月迄十六カ年内、年々出入算用詰之覚」(広瀬正雄氏蔵)

(8) 「御国書状往復集」

(9) 「銀会所一条ニ付願書」(広瀬正雄氏蔵)

(10) 「御内談口上覚」(広瀬正雄氏蔵)

(11) 「御主向御仕組ニ付、ケ条覚書」(広瀬正雄氏蔵)

(12) 「生蠟座・銀会所……」

(13) 「生蠟座・銀会所……」「銀会所取調帳」(広瀬正雄氏蔵)

(14) 「別紙御内々申上候口上覚」(生蠟座・銀会所……)所収

(15) 「田代御用」(万延元年四月十四日の項)

(3) 産物主法方の設置と反対一揆

田代領の借銀は多額であったが、いまその内訳を万延元年（一八六〇）についてみると表VII-30のようである。この借銀整理のために、万延元年には、銀主に一〇カ年賦または五カ年据置一〇カ年賦とする方針をとり、主な銀主に掛合った。しかし、借銀のなかには、日田公金、石州銀山公金、紀州・尾州名目金など容易に返済延期などができない種類のもが多額におよんでいた。三年以内に返済することを計画したが、借り替え資金も調達できず、その実行はできなかった。しかし、借銀の返済は行なわなければならないので、そのため借財払潰し計画をたて、それを実施するため「借財払潰し主法方」を安政六年（一八五九）に設けた。

主法方は領内の産物取り立てと献金によって借銀を整理することを行なったが、このうち、産物取り立てはつぎのようにしてなされた。

領内で生産された生蠟を長崎で販売して利益をえるというものであるが、万延元年（一八六〇）に作成された見積りによれば、⁽¹⁾一カ年間の領内の蠟生産量を百万斤とし、これから生蠟が一七万斤、白蠟一七万斤、手メ白油一一四石、



写真VII-29 蠟会所・銀会所経営についての取り決め

1. 金	86兩 1合 5勺 3才	酒井村庄屋 磯野孫六、磯野田次郎
1. 金	23兩 1合 2勺	緒方幸之進口入
1. 金	80兩	古賀与左衛門
1. 金	986兩 5合	広瀬久兵衛、広瀬源兵衛
1. 金	137兩 4合 2勺 5才	田中右五郎
1. 金	409兩 1合 5勺	八坂雄也、八坂甚兵衛、松田小十郎
1. 金	373兩 3合 4勺	日田丸屋 幸右衛門、京屋佐兵衛
1. 金	640兩	銀会所
1. 金	357兩	三郷大庄屋など領内より
1. 金	2,014兩 5合 7勺 8才	筑後道海島庄屋塩川勇七
1. 金	1,500兩	三郷大庄屋ノ野九郎兵衛、天本素六、吉松源次郎
合 金	33,677兩 1合 5勺 8才	

注 「田代御借金高調帳」

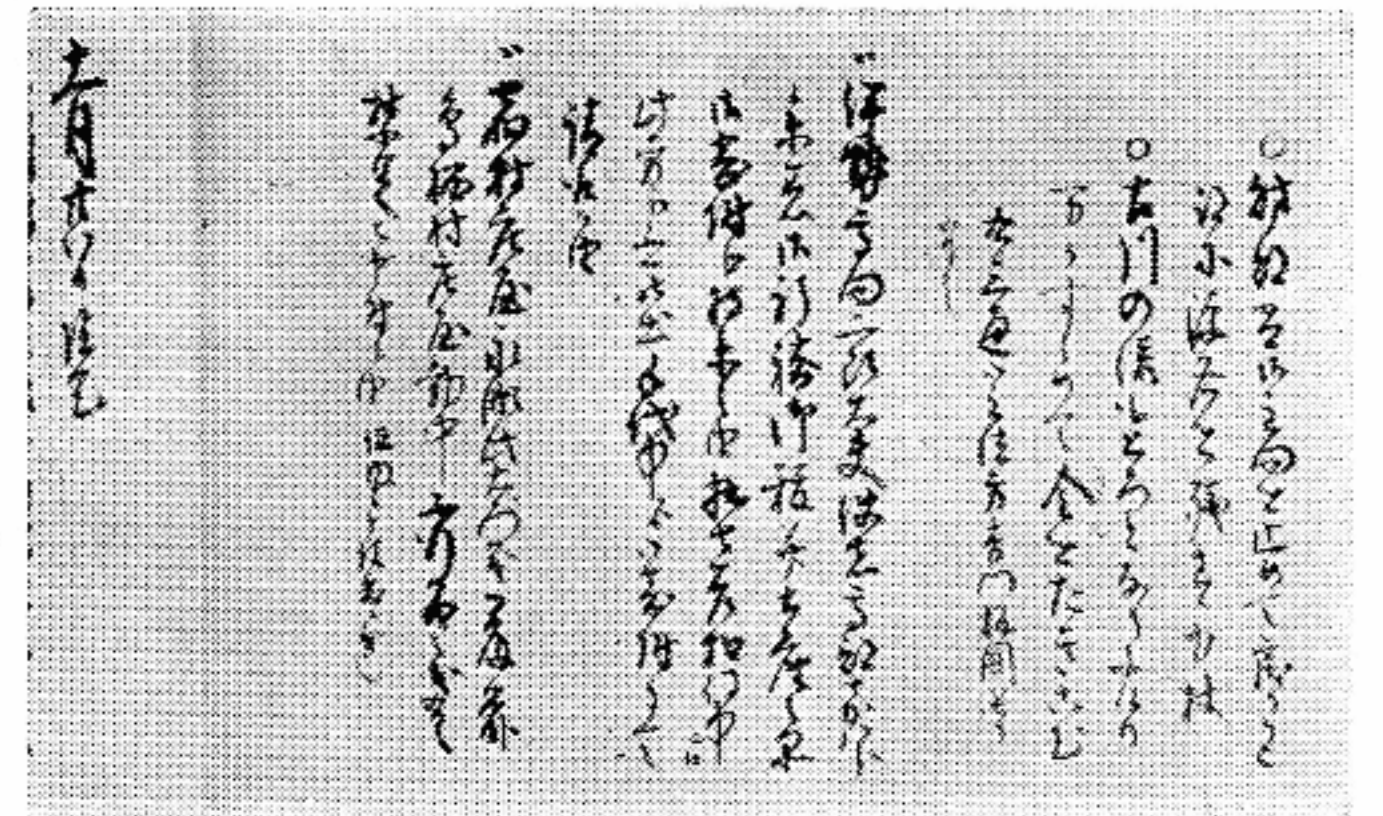
油粕六万斤がえられるとし、これらを販売して榎代金や手数料などを引いた残りの利益は、生蠟が一、一三二兩余、白蠟が二、〇四八兩余、手ノ白油が五七兩余であり、一カ年間の産物利益は三、二三八兩余になると見積っていた。この利益金のなかから藩への納入と主法方役員費用に当てた残り九四〇兩余を借財返済用にするという計画であった。

この利益を生みだすために、榎実、生蠟、白蠟の買占めがなされた。しかも、その買上げ価格は近隣の相場より安かった。例えば榎実一斤が領外では六〇文以上していたのに買上げ価格は三八文と半値に定められた。⁽²⁾ また主法方は買上げた榎実を主法方内で製産場を設けて生蠟に仕立てる作業を行なった。⁽³⁾ そのため蠟屋の職分を取り上げたため蠟屋との対立を深めた。また、主法方によらない榎実や生蠟の領外販売を禁止した。こうして、主法方の一手買占めと販売を行なう専売仕法の実施は、代官所と農民・生蠟業者との対立をつよめることになった。

万延元年（一八六〇）十一月二十六日に代官所表門および主法方表門板囲にチョンカレの張紙がでた。それには、

表VII—30 田代代官所の借金額

借 金 額	借 用 先
1. 金 2,211兩	日田公金
1. 金 4,666兩 6勺 6才	石州銀山公金
1. 金 1,755兩 7合 3勺 8才	紀州、尾州借金
1. 金 3,000兩	千原幸右衛門、広瀬久兵衛、同源兵衛
1. 金 2,700兩	日田町人口
1. 金 300兩	山田佐兵衛
1. 金 200兩	日田町人 森甚左衛門
1. 金 480兩	御料岩本村 油屋藤蔵
1. 金 200兩	唐津町人 草場常助
1. 金 2,065兩 3合 8勺 5才	加布里 東屋政右衛門
1. 金 1,200兩	肥前 井手善兵衛、永淵忠太夫
1. 金 2,487兩 4合 2勺 8才	両郡大庄屋 3人
1. 金 550兩	領内
1. 金 120兩	水災方掛
1. 金 1,061兩 5合 3勺 8才	柳川新地 森繁和吉
1. 金 500兩	森繁和吉、佃屋友吉
1. 金 530兩 7合 6勺 9才	播州兵庫米屋清兵衛、防州阿知浦政吉丸弥蔵、若津問屋川崎屋善右衛門、同所仲買先後屋伊作
1. 金 150兩	備中玉島 小胡丸久兵衛、若津 先後屋伊作
1. 金 760兩	肥前下野 原田儀左衛門
1. 金 1,000兩	古賀覚之助、八坂甚兵衛、荒木繁右衛門
1. 金 50兩	小倉村庄屋 梁井孫市
1. 金 100兩	津田弥助
1. 金 200兩	松田小十郎、津田弥助、古賀正右衛門
1. 金 838兩 3合 4勺 8才	水防方備金借入
1. 金 387兩 6合 7勺 7才	草野作之進口入



写真VII-30

“ちょぼくれ”が○印の行に書いてある

「平田も出来て百姓が悦ぶ」、「佐藤直上り喰人なし」、「さときび二た口と喰へん」、「財部は下モを泣かせてめてとる、てつほふてかへる所をめてやる」、「古川の流もとるとなりけり、万かすめて金をたきこむ」などとしてあった⁽⁴⁾。これは当時の代官所役人らの名をとってやゆしたもので、平田は代官であった平田大江、佐藤は佐役の佐藤恒右衛門、財部は産物主法掛の財部万右衛門、古川は古川裕作であり、産物の専売仕法に反対する領民の意向が示されていた。

このように、領民は産物主法方について反対する動きをつよめてきたが、ついに万延元年十二月十二日爆発し、上郷の農民数百人は火消し道具・高張提灯・斧・鎌持参という火消し装束で集まり、掛役村山東一郎、緒方仙八、緒方幸之進、岩谷勘十郎、古賀覚之助、吉田喜間太、松田小十郎の私宅を襲撃せんばかりであった⁽⁵⁾。そして、三郷両町より、一、榎実の領外販売の自由、一、広瀬久兵衛請持の札物が不流通になったのでその処置を速やかに行なうこと、一、献金献米を猶予

することなどを要求した。これに対して代官所は、領民の結集した勢いに恐れてその要求をほぼ全面的に認めた⁽⁶⁾。

万延二年（一八六一）正月十日に、事件処理のために対馬から目付役勝井五八郎、青木達右衛門、佐野信助三人が来領した。そして翌日の十一日には、村山東一郎、緒方仙八らの主法掛役人は御役ご免となり、その他三〇余名が処分をうけた。そして後役には青木小藤太、原栄左衛門が任命された⁽⁷⁾。

この一連の関係役人の処分を行なったのち、同月二十日には、領民から出されていた諸要求四四項目について、ほぼ全面的に認める回答を行なった。領民の要求四四項目は、主法方の廃止、蠟屋の自由しめ、榎実領外販売の自由、銀札引替の進行、榎実取賃銀の適正支給、瓦屋運上銀の廃止、筑前より堅炭買入の自由、膳米上納の中止、などであった⁽⁸⁾。

こうして、領民のつよい反対をうけた主法方は文久元年（一八六一）十月に廃止された。一方強訴に参加した者は勿論、その指導者に対しても何の処分もなかった。領民の反対一揆は代官所の支配体制を大きく揺り動かした。

- 注
- (1) 「御産物御趣向凡積帳」（長忠生「幕末田代領政争の研究」鳥栖市史研究編第二集 三四―三七頁）
 - (2) 「覚」（長忠生「前掲書」四二―四三頁）
 - (3) 「覚」（長忠生「前掲書」四四―四五頁）
 - (4) 「毎日記」（佐藤文書）（万延元年十一月二十七日項）
 - (5) 長忠生「前掲書」五九頁 「毎日記」（万延元年十二月十三日項）
 - (6) 「前掲書」六一頁
 - (7) 「前掲書」六二頁
 - (8) 「御改正ニ付歎願之口々御達之写」「前掲書」六三―六九頁

(4) 幕末期における田代領の地主制

田代領は、早くから「富農富商」という言葉が使われていたが、これは一般の農商民と異なった階層があったことを示していた。

宝曆・天明期における天災の激発によって領内は困窮したが、これがまた農民の階層分化をすすめた。農民の階層分化の様子を古賀村についてみると表VII-31(1)のようである。文化三年(一八〇六)の様子である。これは年貢納入量から区分したものであるが、階層分化がかなりすすんでいるのがうかがわれる。一三〇俵から一五〇俵の年貢を納める者が二人いるのにたいして、一俵から五俵を納めるのは一人、わずか一俵未満しか納めないのは一九人もいる。他村者の入作関係を考慮すれば、五俵未満の年貢納入者を直ちに村内の零細農とするわけにはゆかないが、階層分化により零細農の比重が高くなっていることは否めない。この点は、地券交付によって土地所有者を確定していった明治初年の地券交付帳の集計によっても明らかになる。同表(2)は明治六年(一八七三)の古賀村および年貢負担額からみた明治八年

表VII-31

(1)年貢量からみた階層区分

年貢上納量	人数
150 ~	人
130 ~ 150	2
90 ~ 130	1
70 ~ 90	1
50 ~ 70	2
30 ~ 40	1
20 ~ 30	3
10 ~ 20	4
5 ~ 10	13
1 ~ 5	19
計	45

(2)所有高ならびに年貢量からみた階層区分

規模	古賀村(1) (明治6年)	萱方村(2) (明治8年)
60~	人	人
55~60	1	1
45~55		1
35~45		1
25~35	2	1
15~25	1	
10~15	1	2
7~10	1	1
5~7	2	3
3~5	2	5
1~3	7	14
~1	2	23
計	19	51

注 「古賀村田畠諸上納米豆
指引帳」(文化3年11月)

注(1) 「1番大区1番小区古賀村地
券地取人之控」(明治6年)
ただし、屋敷所有者のみを集計
(2) 「明治8年乙亥萱方村貢租収
入帳」

(一八七五)の萱方村の階層区分について、村内に屋敷を所有する者のみの所有規模を示したものである。古賀村の場合、最も所有規模が大きいのは六五石三斗余(田畑、屋敷面積五町二反七畝余)を所有している者である。これに對して三石以下(田畑屋敷面積にして約二段以下)の者が九名いる。自己の所持地のみでは生計がなれない階層は同村内屋敷所有者の半数におよんでいることになる。これらの階層は賃労働に出るか、小作することによって生計を維持してゆかざるをえない。賃労働の機会があまりないときは、後者の道が主なものとなり、ここに地主小作関係が進展するようになる。

地主小作関係の状況をみるために、当時の田畑の経営規模別構成を示すと表VII-32のようである。これは基肄郡の明治二年(一八六九)の田畠経営別区分をみたものであるが、一町五反以下を耕作する者が大半である。また三町歩以上を耕作する農家は基肄郡ではない。零細経営の多い村としては宮浦西村、同東村、城戸村、園部村、河内村、神辺村、萱方村があげられる。山よりの地域に位置している村が多い。ところで標準的経営規模としては、表VI-32では五反から一町の耕作が多いところから、これらの階層を標準農とみなすことができよう。

経営規模で三町歩以上の者がいないため、それ以上の田畑の所有者は、仮に三町歩まで経営していたとしても、小作地に経営規模以上の田地を出していたことになる。さきにみた古賀村の五町二反七畝余の所有者は、そのため地主手作層とみなしうる。

階層分化の進行は、田畑所有の喪失と集中をつよめるが、田代領においては、幕末維新期に田畑を集中し地主的存在となった者がかなりいた。これら地主層はその貯えた資力をもとに色々なことを行なったが、その一つに献金によつて六十人格や扶持米受給・帯刀免許などの資格を獲得する者が多かった。対馬藩は行きつまった財政を少しでも緩和するために、文化期以降には献金を奨励していた。献金の一例を示すと、「金九七五両献金二付、永々帯刀御免、

表VII-32 基 肄 郡 農 家

規模 (反)	宮浦西村	宮浦東村	城戸村	小倉村	長野村	金丸村
30 ~						
25 ~ 30						
20 ~ 25				2		
15 ~ 20				2		
10 ~ 15				20		1
5 ~ 10	16	30		28	27	17
1 ~ 5	75	115	137	16	33	
~ 1	9	26				
計	100	171	137	68	60	18
田畠総畝数	35町7反 1畝27歩	46町5反 6畝4歩	55町3畝 7歩	58町6反 2畝14歩	29町5反 3畝26歩	15町3反 3畝7歩

規模 (反)	河内村	神辺村	萱方村	田代村	曾根崎村	赤川村
30 ~						
25 ~ 30						
20 ~ 25						
15 ~ 20		1		5	4	
10 ~ 15		6		17	5	14
5 ~ 10	46	79	16	13	9	1
1 ~ 5	71	48	27	24	7	
~ 1	35	3	4		1	
計	152	137	47	59	26	15
田畠総畝数	67町7反 6畝27歩	71町7反 2畝3歩	18町7反 3畝3歩	46町5反 3畝4歩	66町6反 4畝12歩	17町5反 5畝6歩

注 「肥前国基肄郡村々田畠地帳」 (明治2年)

原村、曾根崎村は史料不備。

経 営 規 模 (明治2年)

奈良田村	野口村	永吉北村	永吉南村	柚比村	園部上村	園部下村	古賀村
			2				
	1	1	5	3			
9	2	5	6	5			2
6	6	9	4	21	14	12	9
8	2	9	6	17	59	19	13
19	33	17	1	28	44	27	11
1					1	21	
43	14	41	24	74	117	79	35
34町2反 1畝14歩	14町9反 7畝2歩	35町2反 4歩	36町9反 9畝29歩	59町5反 2畝8歩	77町4反 1畝	25町2反 3畝26歩	24町6反 7畝22歩

酒井西村	酒井東村	幡崎村	飯田村	姫方村	原村	水屋村	
1							
2	5			1	1	1	
22	12	4	3	19	6	4	
18	18	12	18	12	5	15	
20	21	8	10	25	10	19	
13	11	16	11	9	10	15	
76	67	40	42	66	32	54	
42町1反 7畝19歩	50町5反 9畝5歩	32町5反 3畝7歩	43町1反 2畝23歩	42町5反 5畝28歩	77町4反 27歩	44町7反 4畝14歩	1,171町 1反3畝 8歩

表VII-33

代官所手代以下諸役人の所持高および養父郡村々五石以上高持者の内訳

所持高規模	所役人	牛原村	蔵上村	鳥栖村	藤木村	今泉村	瓜生野村	真木村	高田村
	手代以下	人	人	人	人	人	人	人	人
250 ~	1								
200 ~ 250	2								
150 ~ 200	4								
100 ~ 150	2								
50 ~ 100	5					1		1	
40 ~ 50	5	1	1			1			
30 ~ 40	3			1	3	1	1		2
20 ~ 30	1	3	4	1	2		1	1	1
10 ~ 20		3	7	10	12	4	1	5	8
~ 10	5	1	5	2	8	3	1	12	5

注 「三郷村々地高持主取調面附手覚」(元治元年)

六十人格、年々米給一〇俵づつ被下、猶も三代田代地役格」というようであった。⁽¹⁾ 献金額によって与える資格も異なっていた。対馬藩は献金によって六十人格や帯刀免許になった者を代官所内の役職につけ運用してゆくようになった。嘉永三年(一八五〇)の事例であるが、「田代借財払潰方主法ニ付、秋納金願出候者」として納金を行なった者のなかで、「屋敷持高御除被下、郡目付ニ差加上席申付」とか、「永々赤子養青方差配役申付、米式拾俵宛被下之」、「子孫相統之庄屋申付」と役職につけさせている。⁽²⁾ そのため、対馬から派遣される代官・佐役は別として、在地の者が就任する手代以下の役職には郷村の上層高持者がつくことが多くなった。元治元年(一八六四)の手代、用銀掛、請払留役、山方役、玄関番、祐筆役、銀会所掛、破損掛など代官所役職者による持高を手代以下の者について示すと表VII-33のようである。表には養父郡の村々で五石以上の高持層数をも示してあるが村々では殆んどが五〇石以下の高持層である。それに対して、代官所役人は一〇〇石以上が主である。二〇〇石以上所持の者が三人もいる。したがって代官所で役職についている者の所持高がきわめて大きいことがうかがわれる。所持高

が最も大きい者は、史料では七五一石となっている。この者は文久二年(一八六二)十二月には「金一、六〇〇両被献金候付、四代御徒士被召出、猶も当冬より年々米一八俵宛被下、追而子孫之内一人申出次第地役ニ被召抱、右被下米を其者御扶持ニ御引直可被下候」と四代徒士、子孫には代官所役職就任を保證されており、⁽³⁾ 元治元年(一八六四)には玄関番についていた。そして慶応二年(一八六六)二月には銀札方に任命されている。⁽⁴⁾

高持上層者を代官所機構のなかにくみ入れ、代官支配の体制を支えさせていたが、これら高持上層者は、徒士・帯刀免許・六十人格などの特権をもつことによって、領民と隔絶した存在となり、実質的にはこの階層が領内を支配する状況をつくりだしていった。

二〇〇石以上の高持層が存在していたことにみられるように、幕末期において、田代領では地主層の土地集中がかなりすすんでいたがその集中の資金は高利貸付や当時盛んになってきた生蠟業によって獲得したものであった。金融的に零細農を支配し、土地集積を行ない、また貧農・半プロ層を生蠟業の労働力として雇い、郷村における新たな支配階層として、これらの層は存在するようになった。

注(1) 「田代・怡土・松浦・博多」

(2) 同(嘉永三年十一月二十九日)

(3) 「田代御用」(文久二年十二月一日)

(4) 同(慶応二年二月二十日)

(5) ロシアの対馬侵略への対応

万延二年（一八六一）二月三日、ロシア軍艦ボサードニック号が対馬の浅茅湾あそうに侵入し、その後も退去せず島内に上陸するという事件がおきた。

この報はいちはやく田代にも伝わった。代官平田大江は、田代領民を引きつれてロシア軍艦に対処する策をとり、領民にその費用を調達させ、派遣者の指名をおこなった。

文久元年（一八六一）四月二十八日に、田代からは、地役衆三〇人、庄屋三三人、人夫・足軽・狛師などを含めた総勢三一六人が出発した。五月四日、四艘の船で博多をたち難航の末に同月二十一日（一艘は六月一日）に対馬に着き、府中に屯営した。⁽¹⁾

ロシア艦ボサードニック号が対馬にきたのは極東を制圧するために軍事上大きな意義をもつ対馬を占領することであり、三月四日からは芋崎浦古里に上陸して居住施設をつくりはじめた。四月十二日には大船越に上陸し、四月十九日には芋崎周辺地の永久借地を要求するまでになった。これに対して対馬島民は勇敢に闘い、大船越侵入の折はロシアボートにおどりこんで闘った。この対馬島民の強い抵抗によって、対馬藩主もロシアの申し入れを拒否した。対馬島民などの強い抵抗とイギリスとの紛争が発生しないために、ロシア軍艦は八月二十五日に芋崎浦を去った。

ところで、平田大江は江戸に行くことを計画したが、これは強い反対をうけて実現しなかった。対馬府中に屯営した田代領民は、対馬での僅かの兵糧と田植期が迫ってきたことなどのため帰郷を望み、歎願書を度々提出した。歎願書には「郷足軽以下は、日頃農耕に従事しているが、留守中の老親や妻子のみでは耕作は行き届かない。いま農作業

が重要な段階になったので、この上滞留しては皆難渋する。それに支給される塩味噌代金も僅かなので、帰郷用にとっていた金も使い果たし至極困っているから、一日でも早く帰してほしい」としてあった。この度重なる願いによって帰郷が認められ、士格の者を除いて二二八人が、七月十九日に五艘の船で対馬を立ち、同月二十四日から三十日まで田代に帰りついた。⁽²⁾

ロシアの侵略に対応して対馬に来ていた平田派は対馬藩内の抗争によって大量に処分された。文久元年（一八六一）八月二十三日、代官平田大江は、代官職を罷免され、翌年の文久二年二月二十一日には、対馬佐護郷友谷村へ牢居を命ぜられ、平田家は改易闕所の処分となった。また、青木小藤太、原栄左衛門、前川岸五郎は、文久元年八月の平田大江の処分について、同年九月四日に帰郷差止めの処分をうけ、翌年の正月二十日には青木小藤太、前川岸五郎は対馬内で牢居処分となった。この間に他の手代や士格の者は、それぞれ田代に帰郷した。またさきに帰郷していた上郷大庄屋野田倭一郎と城戸村庄屋梁井三郎兵衛は文久元年十二月に、役儀を没収され、浜崎領怡土郡に蟄居を命ぜられた。更に翌文久二年正月には対馬に送られ、島内で牢居処分となった。また手代役門司金十郎ら六名、庄屋八く九名、足軽二十人余も蟄居を命ぜられた。⁽³⁾

平田大江派の処分は、万延元年（一八六〇）十月に宗善之允が嫡子と定まり、碧派みどりといわれた一派の士が処分された騒動の影響によるものであった。

平田大江の処分によって、さきに述べたように主法方も文久元年十月に廃止された。このときまでの主法方の主な役職は平田大江に組みする者で占められていた。そして、主法方の廃止に代って借財払潰しの新しい計画が立てられ、さきに蟄居を命ぜられていた村山東一郎、緒方仙八、岩谷勘十郎などが手代に復し、その実行に当たった。この度の借財払潰し法の主なものは献金による銀子の調達であった。献金によって十分を与え、しかも金額によって一代徒

士格とか二代徒士格とするものであり、一人で千両とか五百両の献金をする者が数多く出た。

代官杉村隼人ならびに村山東一郎、緒方仙八らを中心とする借財払潰し法も、文久三年（一八六三）になると、対馬藩での政権の転換によって挫折した。

文久二年（一八六二）六月二十七日から同月三十日にかけて、対馬藩の幾度八郎、大浦遠と長州藩の周布誠之介、桂小五郎などの会見が行なわれ、長州との同盟が締結された。そして翌文久三年一月三日には対馬藩に攘夷の勅諭が出された。このような情勢のなかで平田大江は、勝井五八郎の推薦をうけて家格を旧し、更に家老職についた。そして、同年一月二十三日に田代代官職に再任し、二月十九日に田代に着任した。⁽⁴⁾

この平田大江の復帰によって青木小藤太、緒方一郎らは手代役に復し、代わって緒方仙八らは役儀没収され、入牢の処分となった。

この後、慶応元年（一八六五）十一月十一日に平田大江が対馬で殺害されるまでは田代領は平田派の支配するところとなり、対馬での政争に色々と大きな影響を与えた。

注(1)(2)「対州江異賊船来泊ニ付田代一統出陣袖日記」(長忠生「幕末田代領政争の研究」(鳥栖市史、研究編)第二集所収)

(3) 長忠生「前掲書」一一三〜一二八頁

(4) 同 一三五〜一三六頁

VIII 田代領の文化と売薬